

# 離島振興のための支援メニュー集

-産業活性化、観光振興、人材育成、施設整備に関する主なもの-

内閣府 総合海洋政策推進事務局  
国土交通省 国土政策局 離島振興課



## はじめに

- 離島は、海洋国家である我が国にとって、領海や排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、自然環境の保全などの観点から、極めて重要な役割を果たすとともに、豊かな自然・文化を有しており、優れた観光・教育・スポーツの場でもあります。
- しかしながら、離島をとりまく環境は、著しい人口減少や高齢化の進展など、依然として厳しい状況にあり、離島の振興は、大変重要な課題です。
- また、平成29年4月1日には、いわゆる「有人国境離島法」が施行され、有人国境離島地域の保全・維持についても、なお一層取り組んでいく必要があります。
- 本支援メニュー集は、島の活性化を担う地方公共団体職員や事業者の皆様を対象に、離島で活用できる国の支援メニューを関係省庁と連携し、とりまとめたものです。
- 特にご要望の多い、「産業活性化」「観光振興」「人材育成」「施設整備」に加えて、今年度は特集として「医療介護」について、国の支援メニューの主なものを掲載しています。
- 本メニュー集が活用され、今後ますますの離島の振興が図られることを期待しています。

内閣府 総合海洋政策推進事務局  
国土交通省 国土政策局 離島振興課

# 目次

## I 離島に対して手厚い措置のある支援メニューが知りたい …… P.3

(1) 「離島振興対策実施地域」向けの支援メニュー …… P.4

(2) 「特定有人国境離島地域」向けの支援メニュー …… P.5

## II 「事業目的別」に支援メニューを調べたい …… P.6

### (1) 島の産業を活性化させたい …… P.7

- ① 商品開発やプランづくりをしたい
- ② 専門家等のアドバイスを受けたい
- ③ 活動を行う組織・体制をつくりたい
- ④ 島での活動を行う資金がほしい
- ⑤ 販路拡大をしたい
- ⑥ 産業活性化のための施設整備をしたい
- ⑦ その他

### (2) 島に人を呼び込みたい …… P.11

- ① 観光戦略等のプランづくりをしたい
- ② 専門家等のアドバイスを受けたい
- ③ 活動を行う組織・体制をつくりたい
- ④ 農業・漁業を活かした活動をしたい
- ⑤ 自然・文化・伝統を活かした活動をしたい
- ⑥ 外国人を呼びたい
- ⑦ 島の情報発信・PRをしたい
- ⑧ 観光交流拠点などの施設整備をしたい
- ⑨ その他

### (3) 島の人づくりをしたい …… P.17

- ① 農業・漁業等の担い手を確保・育成したい
- ② 島の文化の後継者を育成したい
- ③ 島のガイドを育成したい
- ④ 職業訓練を行いたい
- ⑤ その他

### (4) 島で施設整備を行いたい …… P.19

- ① 加工所や販売所等を整備したい
- ② 空き家や廃校等を有効活用したい
- ③ その他

### 特集：医療・介護～島で安心して生活したい～

…… P.21

- ① 医療を確保したい
- ② (1) 介護の提供体制を確保したい (サービス確保)
- ② (2) 介護の提供体制を確保したい (介護人材確保)

## III 「省庁別」に支援メニューを調べたい …… P.22

内閣府、総務省、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、観光庁、環境省

## IV 支援メニューの詳細を知りたい(個票) …… P.42

# **I 「離島振興対策実施地域」向け、 「特定有人国境離島地域」向けの支援メニュー**

# 「離島振興対策実施地域」向け

(本土と比べ、離島に対して手厚い措置のある支援メニュー)

内閣府	子どものための教育・保育給付交付金	.....	55
内閣府	子ども・子育て支援施設整備交付金	.....	57
総務省	携帯電話等エリア整備事業	.....	66
総務省	高度無線環境整備推進事業	.....	68
総務省	地域ケーブルテレビネットワーク整備事業	.....	70
総務省	「新たな日常」の定着に向けたケーブルテレビ光化による耐災害性強化事業	.....	72
文部科学省	離島における公立の高等学校等の教職員定数の加算	.....	74
文部科学省	離島高校生修学支援事業	.....	76
文部科学省	公立学校施設整備費	.....	78
厚生労働省	水道施設整備費補助金	.....	124
厚生労働省	生活基盤施設耐震化等交付金	.....	126
厚生労働省	へき地保健医療対策	.....	128
厚生労働省	離島に居住する妊婦が妊婦健診を受診するための 交通費等の支援	.....	137
厚生労働省	基準該当サービス、離島等相当サービス	.....	141
厚生労働省	地域医療介護総合確保基金（施設分）	.....	145
厚生労働省	離島等地域における特別地域加算に係る 利用者負担額軽減措置事業	.....	147
厚生労働省	離島・中山間地域等に対する報酬加算	.....	149
厚生労働省	離島等サービス確保対策事業	.....	151
厚生労働省	地域医療介護総合確保基金（人材分）	.....	155
厚生労働省	ICT・介護ロボットの導入支援	.....	162
農林水産省	甘味資源作物生産支援対策	.....	169
農林水産省	強い農業づくり総合支援交付金 (うち産地基幹施設等支援タイプ及び卸売市場等支援タイプ)	.....	185
農林水産省	産地生産基盤パワーアップ事業 (うち収益性向上対策)	.....	194
農林水産省	特定野菜等供給産地育成価格差補給事業	.....	200
農林水産省	中山間地域活性化資金	.....	202
水産庁	離島漁業再生支援交付金	.....	209
水産庁	浜の活力再生・成長促進交付金のうち水産業強化支援事業	.....	213
資源エネルギー庁	離島のカソリン流通コスト対策事業費	.....	221
資源エネルギー庁	離島への石油製品の安定・効率的な供給体制の構築支援事業費	.....	223
国土交通省	離島活性化交付金	.....	227
国土交通省	離島における割増償却制度	.....	229
国土交通省	全国の島々が集まる祭典「アイランダー」	.....	231
国土交通省	離島と企業をつなぐ「しまっちんぐ」	.....	233
国土交通省	スマートアイランド推進実証調査	.....	235
環境省	海岸漂着物等地域対策推進事業	.....	263
環境省	PPA活用等による地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業	.....	265

※令和4年4月1日現在、77地域254島が離島振興法による離島振興対策実施地域となっています。

# 「特定有人国境離島地域」向け

(特定有人国境離島に対して手厚い措置のある支援メニュー)

内閣府	特定有人国境離島地域社会維持推進交付金	.....	43
内閣府	特定有人国境離島地域事業活動支援利子補給金	.....	46
内閣府	子どものための教育・保育給付交付金	.....	55
内閣府	子ども・子育て支援施設整備交付金	.....	57
総務省	携帯電話等エリア整備事業	.....	66
総務省	高度無線環境整備推進事業	.....	68
総務省	地域ケーブルテレビネットワーク整備事業	.....	70
総務省	「新たな日常」の定着に向けたケーブルテレビ光化による耐災害性強化事業	.....	72
文部科学省	離島における公立の高等学校等の教職員定数の加算	.....	74
文部科学省	離島高校生修学支援事業	.....	76
文部科学省	公立学校施設整備費	.....	78
厚生労働省	地域雇用開発助成金	.....	118
厚生労働省	へき地保健医療対策	.....	128
農林水産省	甘味資源作物生産支援対策	.....	169
農林水産省	新規就農者育成総合対策	.....	177
農林水産省	農山漁村振興交付金	.....	180
農林水産省	中山間地域活性化資金	.....	202
水産庁	離島漁業再生支援交付金	.....	209
水産庁	特定有人国境離島漁村支援交付金	.....	211
水産庁	浜の活力再生・成長促進交付金のうち水産業強化支援事業	.....	213
水産庁	水産多面的機能発揮対策事業	.....	217
資源エネルギー庁	離島のガソリン流通コスト対策事業費	.....	221
資源エネルギー庁	離島への石油製品の安定・効率的な供給体制の構築支援事業費	.....	223
国土交通省	離島活性化交付金	.....	227
国土交通省	離島における割増償却制度	.....	229
国土交通省	全国の島々が集まる祭典「アイランダー」	.....	231
国土交通省	離島と企業をつなぐ「しまっちゃんぐ」	.....	233
国土交通省	スマートアイランド推進実証調査	.....	235
環境省	PPA活用等による地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業	.....	265

※ 有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法  
(平成28年法律第33号)(いわゆる「有人国境離島法」)に基づき、71島が特定有人国境離島に指定されています。

## Ⅱ 「事業目的別」支援メニュー一覧



# 島の産業を活性化させたい！

(商品開発・販路拡大等の取り組み)

## ①商品開発やプランづくりをしたい！

内閣府	特定有人国境離島地域社会維持推進交付金	.....	43
内閣府	地方創生推進交付金	.....	47
総務省	過疎地域持続的発展支援交付金	.....	59
農林水産省	農山漁村振興交付金	.....	180
水産庁	離島漁業再生支援交付金	.....	209
国土交通省	離島活性化交付金	.....	227
国土交通省	離島と企業をつなぐ「しまっちゃんぐ」	.....	233

## ②専門家等のアドバイスを受けたい！

内閣府	地域活性化伝道師派遣制度	.....	51
内閣府	プロフェッショナル人材事業	.....	53
総務省	過疎地域持続的発展支援交付金	.....	59
農林水産省	甘味資源作物生産支援対策	.....	169
農林水産省	新規就農者育成総合対策	.....	177
農林水産省	農山漁村振興交付金	.....	180
水産庁	離島漁業再生支援交付金	.....	209
国土交通省	離島活性化交付金	.....	227

## ③活動を行う組織・体制をつくりたい！

内閣府	地方創生推進交付金	.....	47
総務省	過疎地域持続的発展支援交付金	.....	59
農林水産省	甘味資源作物生産支援対策	.....	169
農林水産省	新規就農者育成総合対策	.....	177
水産庁	離島漁業再生支援交付金	.....	209
国土交通省	海の次世代モビリティの利活用に関する実証事業	.....	244
環境省	環境で地方を元気にする地域循環共生圏づくり プラットフォーム事業費	.....	291
環境省	地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための 計画づくり支援事業	.....	294

#### ④島での活動を行う資金がほしい！

内閣府	特定有人国境離島地域社会維持推進交付金	.....	43
内閣府	特定有人国境離島地域事業活動支援利子補給金	.....	46
農林水産省	農山漁村振興交付金	.....	180
林野庁	森林・山林多面的機能発揮対策交付金	.....	205
水産庁	離島漁業再生支援交付金	.....	209
水産庁	特定有人国境離島漁村支援交付金	.....	211
環境省	脱炭素社会構築に向けた再エネ等由来水素活用推進事業	.....	284

#### ⑤販路拡大をしたい！

内閣府	特定有人国境離島地域社会維持推進交付金	.....	43
内閣府	地方創生推進交付金	.....	47
総務省	過疎地域持続的発展支援交付金	.....	59
厚生労働省	地域雇用活性化推進事業	.....	120
農林水産省	農山漁村振興交付金	.....	180
農林水産省	中山間地域活性化資金	.....	202
水産庁	離島漁業再生支援交付金	.....	209
国土交通省	離島活性化交付金	.....	227
国土交通省	全国の島々が集まる祭典「アイランダー」	.....	231
国土交通省	離島と企業をつなぐ「しまっちゃんぐ」	.....	233
国土交通省	海の次世代モビリティの利活用に関する実証事業	.....	244
環境省	社会変革と物流脱炭素化を同時実現する先進技術導入促進 事業のうち過疎地域等における無人航空機を活用した 物流実用化事業	.....	288

## ⑥産業活性化のための施設整備をしたい！

内閣府	地方創生推進交付金	.....	47
総務省	携帯電話等エリア整備事業	.....	66
総務省	高度無線環境整備推進事業	.....	68
厚生労働省	地域雇用開発助成金	.....	118
農林水産省	甘味資源作物生産支援対策	.....	169
農林水産省	畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業	.....	171
農林水産省	農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業 (スーパーL資金、農業近代化資金の金利負担軽減措置)	.....	175
農林水産省	農山漁村振興交付金	.....	180
農林水産省	強い農業づくり総合支援交付金 (うち産地基幹施設等支援タイプ及び卸売市場等支援タイプ)	.....	185
農林水産省	鳥獣被害防止総合対策交付金	.....	187
農林水産省	農地利用効率化等支援交付金	.....	190
農林水産省	産地生産基盤パワーアップ事業 (うち収益性向上対策)	.....	194
農林水産省	中山間地域活性化資金	.....	202
水産庁	浜の活力再生・成長促進交付金のうち水産業強化支援事業	.....	213
中小企業庁	先端設備等導入計画に係る固定資産税の特例について	.....	225
国土交通省	離島活性化交付金	.....	227
国土交通省	離島における割増償却制度	.....	229
国土交通省	官民連携基盤整備推進調査費	.....	237
国土交通省	海の次世代モビリティの利活用に関する実証事業	.....	244
環境省	PPA活用等による地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業	.....	265
環境省	脱炭素社会構築に向けた再エネ等由来水素活用推進事業	.....	284
環境省	社会変革と物流脱炭素化を同時実現する先進技術導入促進 事業のうち過疎地域等における無人航空機を活用した 物流実用化事業	.....	288
環境省	地域脱炭素移行・再エネ推進交付金	.....	299

## ⑦その他

内閣府	地方創生推進交付金	.....	47
文化庁	【国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金】 ふるさと文化財の森管理業務支援事業	.....	104
厚生労働省	地域雇用開発助成金	.....	118
農林水産省	甘味資源作物生産支援対策	.....	169
農林水産省	畜産・酪農生産力強化対策事業	.....	173
農林水産省	強い農業づくり総合支援交付金 (うち産地基幹施設等支援タイプ及び卸売市場等支援タイプ)	.....	185
農林水産省	鳥獣被害防止総合対策交付金	.....	187
農林水産省	農林漁業法人等投資育成事業	.....	192
農林水産省	産地生産基盤パワーアップ事業 (うち収益性向上対策)	.....	194
農林水産省	中山間地域等直接支払交付金	.....	196
農林水産省	多面的機能支払交付金	.....	198
農林水産省	特定野菜等供給産地育成価格差補給事業	.....	200
林野庁	森林・山林多面的機能発揮対策交付金	.....	205
林野庁	林業・木材産業成長産業化促進対策交付金 (うち森林整備地域活動支援対策)	.....	207
水産庁	離島漁業再生支援交付金	.....	209
水産庁	浜の活力再生・成長促進交付金のうち水産業強化支援事業	.....	213
水産庁	水産多面的機能発揮対策事業	.....	217
水産庁	韓国・中国等外国漁船操業対策事業	.....	219
国土交通省	離島活性化交付金	.....	227
国土交通省	海の次世代モビリティの利活用に関する実証事業	.....	244
環境省	PPA活用等による地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業	.....	265

# 島に人を呼び込みたい！

(観光交流等を通じた活性化の取り組み)

## ①観光戦略等のプランづくりをしたい！

内閣府	特定有人国境離島地域社会維持推進交付金	.....	43
内閣府	地方創生推進交付金	.....	47
総務省	過疎地域持続的発展支援交付金	.....	59
文化庁	【国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金】 史跡等保存活用計画等策定	.....	89
農林水産省	農山漁村振興交付金	.....	180
国土交通省	離島活性化交付金	.....	227
国土交通省	離島と企業をつなぐ「しまっちゃんぐ」	.....	233
環境省	生物多様性保全推進交付金 (エコツーリズム地域活性化支援事業)	.....	277

## ②専門家等のアドバイスを受けたい！

内閣府	地域活性化伝道師派遣制度	.....	51
内閣府	プロフェッショナル人材事業	.....	53
総務省	過疎地域持続的発展支援交付金	.....	59
文化庁	地域文化財総合活用推進事業	.....	108
文化庁	危機的な状況にある言語・方言の活性化・調査研究事業 (危機的な状況にある言語・方言サミットの開催)	.....	113
文化庁	危機的な状況にある言語・方言の活性化・調査研究事業 (消滅の危機にある方言の記録作成及び啓発事業)	.....	114
農林水産省	農山漁村振興交付金	.....	180
国土交通省	離島活性化交付金	.....	227
観光庁	広域周遊観光促進のための観光地域支援事業	.....	254
観光庁	地域観光資源の多言語解説整備支援事業	.....	256

### ③活動を行う組織・体制をつくりたい！

内閣府	地方創生推進交付金	.....	47
総務省	過疎地域持続的発展支援交付金	.....	59
文化庁	危機的な状況にある言語・方言の活性化・調査研究事業 (危機的な状況にある言語・方言サミットの開催)	.....	113
文化庁	危機的な状況にある言語・方言の活性化・調査研究事業 (消滅の危機にある方言の記録作成及び啓発事業)	.....	114
国土交通省	離島活性化交付金	.....	227
国土交通省	海の次世代モビリティの利活用に関する実証事業	.....	244
環境省	生物多様性保全推進交付金 (エコツーリズム地域活性化支援事業)	.....	277
環境省	環境で地方を元気にする地域循環共生圏づくり プラットフォーム事業費	.....	291
環境省	地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための 計画づくり支援事業	.....	294

### ④農業・漁業を活かした活動をしたい！

内閣府	特定有人国境離島地域社会維持推進交付金	.....	43
総務省	過疎地域持続的発展支援交付金	.....	59
農林水産省	農山漁村振興交付金	.....	180
農林水産省	中山間地域活性化資金	.....	202
水産庁	離島漁業再生支援交付金	.....	209
水産庁	特定有人国境離島漁村支援交付金	.....	211
国土交通省	離島活性化交付金	.....	227
国土交通省	海の次世代モビリティの利活用に関する実証事業	.....	244

## ⑤自然・文化・伝統を活かした活動をしたい！

内閣府	特定有人国境離島地域社会維持推進交付金	.....	43
総務省	過疎地域持続的発展支援交付金	.....	59
文化庁	【国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金】 重要無形文化財等公開事業	.....	99
文化庁	【国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金】 民俗文化財伝承・活用等事業	.....	102
文化庁	【国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金】 歴史生き生き！史跡等総合活用整備事業	.....	105
文化庁	【国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金】 地域の特色ある埋蔵文化財活用事業	.....	106
文化庁	地域文化財総合活用推進事業	.....	108
文化庁	危機的な状況にある言語・方言の活性化・調査研究事業 (危機的な状況にある言語・方言サミットの開催)	.....	113
文化庁	危機的な状況にある言語・方言の活性化・調査研究事業 (消滅の危機にある方言の記録作成及び啓発事業)	.....	114
農林水産省	農山漁村振興交付金	.....	180
林野庁	森林・山林多面的機能発揮対策交付金	.....	205
国土交通省	離島活性化交付金	.....	227
国土交通省	海の次世代モビリティの利活用に関する実証事業	.....	244
観光庁	地域観光資源の多言語解説整備支援事業	.....	256
環境省	生物多様性保全推進交付金 (エコツーリズム地域活性化支援事業)	.....	277

## ⑥外国人を呼びたい！

内閣府	地方創生推進交付金	.....	47
総務省	過疎地域持続的発展支援交付金	.....	59
文化庁	【国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金】 歴史生き生き！史跡等総合活用整備事業	.....	105
文化庁	【国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金】 地域の特色ある埋蔵文化財活用事業	.....	106
文化庁	地域文化財総合活用推進事業	.....	108
文化庁	危機的な状況にある言語・方言の活性化・調査研究事業 (危機的な状況にある言語・方言サミットの開催)	.....	113
農林水産省	農山漁村振興交付金	.....	180
国土交通省	離島活性化交付金	.....	227
国土交通省	地域公共交通確保維持改善事業	.....	239
観光庁	訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業	.....	248
観光庁	広域周遊観光促進のための観光地域支援事業	.....	254
観光庁	地域観光資源の多言語解説整備支援事業	.....	256
観光庁	ICT等を活用した観光地のインバウンド受入環境整備の高度化	.....	258

## ⑦島の情報発信・PRをしたい！

内閣府	特定有人国境離島地域社会維持推進交付金	.....	43
内閣府	地方創生推進交付金	.....	47
総務省	過疎地域持続的発展支援交付金	.....	59
文化庁	【国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金】 重要文化財（建造物・美術工芸品）修理、防災事業	.....	83
文化庁	【国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金】 歴史生き生き！史跡等総合活用整備事業	.....	105
文化庁	【国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金】 地域の特色ある埋蔵文化財活用事業	.....	106
文化庁	地域文化財総合活用推進事業	.....	108
文化庁	危機的な状況にある言語・方言の活性化・調査研究事業 (危機的な状況にある言語・方言サミットの開催)	.....	113
農林水産省	農山漁村振興交付金	.....	180
国土交通省	離島活性化交付金	.....	227
国土交通省	全国の島々が集まる祭典「アイランダー」	.....	231
国土交通省	海の次世代モビリティの利活用に関する実証事業	.....	244
観光庁	地域観光資源の多言語解説整備支援事業	.....	256
環境省	生物多様性保全推進交付金 (エコツーリズム地域活性化支援事業)	.....	277



## ⑧観光交流拠点などの施設整備をしたい！

内閣府	地方創生推進交付金	.....	47
総務省	携帯電話等エリア整備事業	.....	66
総務省	高度無線環境整備推進事業	.....	68
文化庁	【国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金】 重要文化財（建造物・美術工芸品）修理、防災事業	.....	83
文化庁	【国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金】 登録有形文化財建造物修理事業	.....	84
文化庁	【国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金】 民家保存管理施設	.....	85
文化庁	【国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金】 重要伝統的建造物群保存地区保存事業	.....	96
文化庁	【国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金】 重要有形民俗文化財修理・防災事業	.....	101
文化庁	【国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金】 民俗文化財伝承・活用等事業	.....	102
文化庁	【国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金】 歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業	.....	105
文化庁	【国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金】 地域の特色ある埋蔵文化財活用事業	.....	106
文化庁	【国宝重要文化財等防災施設整備費補助金】 重要文化財等防災施設整備事業	.....	116
農林水産省	農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業 （スーパーL資金、農業近代化資金の金利負担軽減措置）	.....	175
農林水産省	農山漁村振興交付金	.....	180
水産庁	浜の活力再生・成長促進交付金のうち水産業強化支援事業	.....	213
中小企業庁	先端設備等導入計画に係る固定資産税の特例について	.....	225
国土交通省	離島活性化交付金	.....	227
国土交通省	離島における割増償却制度	.....	229
国土交通省	官民連携基盤整備推進調査費	.....	237
国土交通省	海の次世代モビリティの利活用に関する実証事業	.....	244
観光庁	訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業	.....	248
観光庁	ICT等を活用した観光地のインバウンド受入環境整備の高度化	.....	258
環境省	PPA活用等による地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業	.....	265
環境省	脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業	.....	279
環境省	地域脱炭素移行・再エネ推進交付金	.....	299

## ⑨その他

内閣府	地方創生推進交付金	.....	47
総務省	過疎地域持続的発展支援交付金	.....	59
文化庁	【国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金】 近代和風建築等総合調査	.....	82
文化庁	【国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金】 重要文化財（建造物・美術工芸品）修理、防災事業	.....	83
文化庁	【国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金】 重要文化財建造物等買上	.....	86
文化庁	【国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金】 地域活性化のための特色ある文化財調査・活用	.....	87
文化庁	【国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金】 天然記念物緊急調査	.....	88
文化庁	【国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金】 天然記念物再生事業	.....	90
文化庁	【国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金】 天然記念物食害対策	.....	91
文化庁	【国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金】 埋蔵文化財緊急調査	.....	92
文化庁	【国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金】 名勝地調査	.....	93
文化庁	【国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金】 文化的景観保護推進事業	.....	94
文化庁	【国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金】 伝統的建造物群保存対策	.....	95
文化庁	【国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金】 指定文化財管理	.....	97
文化庁	【国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金】 民俗文化財調査	.....	100
文化庁	【国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金】 重要有形民俗文化財修理・防災事業	.....	101
文化庁	【国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金】 民俗文化財伝承・活用等事業	.....	102
文化庁	地域文化財総合活用推進事業	.....	108
農林水産省	中山間地域等直接支払交付金	.....	196
農林水産省	多面的機能支払交付金	.....	198
水産庁	浜の活力再生・成長促進交付金のうち水産業強化支援事業	.....	213
国土交通省	スマートアイランド推進実証調査	.....	235
国土交通省	地域公共交通確保維持改善事業	.....	239
環境省	海岸漂着物等地域対策推進事業	.....	263
環境省	PPA活用等による地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業	.....	265
環境省	脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業	.....	279

# 島の人づくりをしたい

(担い手確保、後継者育成等)

## ①農業・漁業等の担い手を確保・育成したい！

内閣府	地方創生推進交付金	.....	47
内閣府	特定地域づくり事業推進交付金	.....	49
総務省	過疎地域持続的発展支援交付金	.....	59
厚生労働省	地域雇用活性化推進事業	.....	120
農林水産省	甘味資源作物生産支援対策	.....	169
農林水産省	畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業	.....	171
農林水産省	新規就農者育成総合対策	.....	177
林野庁	森林・山林多面的機能発揮対策交付金	.....	205
水産庁	離島漁業再生支援交付金	.....	209
水産庁	特定有人国境離島漁村支援交付金	.....	211
水産庁	経営体育成総合支援事業	.....	215
国土交通省	離島活性化交付金	.....	227
国土交通省	海の次世代モビリティの利活用に関する実証事業	.....	244
環境省	指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業	.....	260

## ②島の文化の後継者を育成したい！

内閣府	特定有人国境離島地域社会維持推進交付金	.....	43
内閣府	地方創生推進交付金	.....	47
総務省	過疎地域持続的発展支援交付金	.....	59
文化庁	【国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金】 重要無形文化財等伝承事業	.....	98
文化庁	【国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金】 民俗文化財伝承・活用等事業	.....	102
文化庁	【国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金】 文化財保存技術保存事業	.....	103
文化庁	地域文化財総合活用推進事業	.....	108
文化庁	危機的な状況にある言語・方言の活性化・調査研究事業 (危機的な状況にある言語・方言サミットの開催)	.....	113
文化庁	危機的な状況にある言語・方言の活性化・調査研究事業 (消滅の危機にある方言の記録作成及び啓発事業)	.....	114
厚生労働省	地域雇用活性化推進事業	.....	120
農林水産省	農山漁村振興交付金	.....	180
国土交通省	離島活性化交付金	.....	227
国土交通省	海の次世代モビリティの利活用に関する実証事業	.....	244

### ③島のガイドを育成したい！

内閣府	地方創生推進交付金	.....	47
総務省	過疎地域持続的発展支援交付金	.....	59
文化庁	地域文化財総合活用推進事業	.....	108
厚生労働省	地域雇用活性化推進事業	.....	120
農林水産省	農山漁村振興交付金	.....	180
国土交通省	離島活性化交付金	.....	227
国土交通省	海の次世代モビリティの利活用に関する実証事業	.....	244
観光庁	地域通訳案内士制度	.....	251
環境省	生物多様性保全推進交付金 (エコツーリズム地域活性化支援事業)	.....	277

### ④職業訓練を行いたい！

総務省	過疎地域持続的発展支援交付金	.....	59
厚生労働省	多様な民間機関を活用した高度・多様な職業訓練機会の確保	.....	122
農林水産省	新規就農者育成総合対策	.....	177
水産庁	経営体育成総合支援事業	.....	215
国土交通省	海の次世代モビリティの利活用に関する実証事業	.....	244

### ⑤その他

内閣府	子どものための教育・保育給付交付金	.....	55
文部科学省	離島における公立の高等学校等の教職員定数の加算	.....	74
文部科学省	離島高校生修学支援事業	.....	76
文部科学省	地域社会に根ざした高等学校の学校間連携・協働ネットワーク 構築事業（COREハイスクール・ネットワーク構想）	.....	80
文化庁	地域文化財総合活用推進事業	.....	108
文化庁	文化芸術による子供育成推進事業	.....	111
文化庁	危機的な状況にある言語・方言の活性化・調査研究事業 (危機的な状況にある言語・方言サミットの開催)	.....	113
文化庁	危機的な状況にある言語・方言の活性化・調査研究事業 (消滅の危機にある方言の記録作成及び啓発事業)	.....	114
農林水産省	中山間地域等直接支払交付金	.....	196
農林水産省	多面的機能支払交付金	.....	198
農林水産省	特定野菜等供給産地育成価格差補給事業	.....	200

# 島で施設整備を行いたい！

(加工・販売所や交流拠点の整備等の取り組み)

## ①加工所や販売所等を整備したい！

内閣府	特定有人国境離島地域社会維持推進交付金	.....	43
厚生労働省	地域雇用開発助成金	.....	118
農林水産省	甘味資源作物生産支援対策	.....	169
農林水産省	畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業	.....	171
農林水産省	農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業 (スーパーL資金、農業近代化資金の金利負担軽減措置)	.....	175
農林水産省	農山漁村振興交付金	.....	180
農林水産省	鳥獣被害防止総合対策交付金	.....	187
農林水産省	中山間地域活性化資金	.....	202
水産庁	浜の活力再生・成長促進交付金のうち水産業強化支援事業	.....	213
中小企業庁	先端設備等導入計画に係る固定資産税の特例について	.....	225
国土交通省	離島活性化交付金	.....	227
国土交通省	離島における割増償却制度	.....	229

## ②空き家や廃校等を有効活用したい！

内閣府	特定有人国境離島地域社会維持推進交付金	.....	43
総務省	過疎地域持続的発展支援交付金	.....	59
文部科学省	公立学校施設整備費	.....	78
農林水産省	農山漁村振興交付金	.....	180
農林水産省	中山間地域活性化資金	.....	202
国土交通省	離島活性化交付金	.....	227
国土交通省	離島における割増償却制度	.....	229
国土交通省	空き家対策総合支援事業	.....	246

### ③その他

内閣府	子ども・子育て支援施設整備交付金	.....	57
総務省	携帯電話等エリア整備事業	.....	66
総務省	高度無線環境整備推進事業	.....	68
総務省	地域ケーブルテレビネットワーク整備事業	.....	70
総務省	「新たな日常」の定着に向けたケーブルテレビ光化による耐災害性強化事業	.....	72
文部科学省	公立学校施設整備費	.....	78
厚生労働省	水道施設整備費補助金	.....	124
厚生労働省	生活基盤施設耐震化等交付金	.....	126
農林水産省	中山間地域活性化資金	.....	202
国土交通省	離島活性化交付金	.....	227
国土交通省	空き家対策総合支援事業	.....	246
環境省	社会変革と物流脱炭素化を同時実現する先進技術導入促進事業のうち過疎地域等における無人航空機を活用した物流実用化事業	.....	288

## 特集 医療・介護～島で安心して生活したい～

### ①医療を確保したい

厚生労働省	へき地保健医療対策	.....	128
厚生労働省	遠隔医療整備事業	.....	131
厚生労働省	ドクターヘリ導入促進事業	.....	133
厚生労働省	地域医療支援センター運営経費等 (地域医療介護総合確保基金)	.....	135
厚生労働省	離島に居住する妊婦が妊婦健診を受診するための 交通費等の支援	.....	137
厚生労働省	母子保健対策強化事業	.....	139

### ②介護の提供体制を確保したい

#### (1)サービスを確保したい

厚生労働省	基準該当サービス、離島等相当サービス	.....	141
厚生労働省	地域医療介護総合確保基金(施設分)	.....	145
厚生労働省	離島等地域における特別地域加算に係る 利用者負担額軽減措置事業	.....	147
厚生労働省	離島・中山間地域等に対する報酬加算	.....	149

#### (2)介護人材を確保したい

厚生労働省	離島等サービス確保対策事業	.....	151
厚生労働省	介護職員の処遇改善	.....	153
厚生労働省	地域医療介護総合確保基金(人材分)	.....	155
	・介護に関する入門的研修の実施からマッチングまでの一体的支援事業	.....	157
	・外国人介護人材の受入環境の整備	.....	159
	・ICT・介護ロボットの導入支援	.....	162
厚生労働省	介護福祉士修学資金貸付事業	.....	165
厚生労働省	介護分野就職支援金貸付事業	.....	167

### Ⅲ 「省庁別」支援メニュー一覧



離島振興のための支援メニュー一覧（府省別別）

No.	府省庁名	事業名	事業概要	対象地域		補助対象			主な補助率	備考	担当			参照ページ
				全	離島地域	特定有人国境離島	その他の	地方公共団体			協議事業者等	民間事業者	その他	
1	内閣府	特定有人国境離島地域社会維持推進交付金	近隣諸国の海洋活動が活発化している状況に鑑み、平成29年4月に施行された有人国境離島法に基づき特定有人国境離島地域の地域社会の維持を支援するため、交付金を交付する。	○	○	○	○	○	5.5/10、6/10、5/10		総合海洋政策推進事務局	有人国境離島政策推進室	03-6257-3794	43
2	内閣府	特定有人国境離島地域事業活動支助力子補給金	特定有人国境離島地域での地域社会維持のための雇 用機会の拡充を図るため、特定有人国境離島地域に おいて創業又は事業拡大を行う事業者に対するス タートアップ融資を行う地域金融機関に対して利子 補給を行う。	○	○	○	○	○	定額		総合海洋政策推進事務局	有人国境離島政策推進室	03-6257-3957	46
3	内閣府	地方創生推進交付金	「地方版総合戦略」に位置付けられ、地域再生法に 基づき認定される地域再生計画に記載される地方公 共団体の自主的・主体的な取組で、先導的な事業を 支援する。	○	○	○	○	○	1/2		地方創生推進事務局	交付金チーム	03-3581-4213	47
4	内閣府 総務省	特定地域づくり事業推進交付金	地域人口の急減に直面している地域において就労そ の他の社会的活動を通じて地域社会の維持及び地域 経済の活性化に寄与する人材の確保及びその活躍の 推進を図るため、地域人口の急減に対処するための 特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年 法律第64号）に基づく特定地域づくり事業協同組 合の安定的な運営を確保するための支援を行う。	○	○	○	○	○	1/2		地方創生推進事務局 自治行政局	地域振興室	03-6257-1410 03-5253-5534	49
5	内閣府	地域活性化伝道師派遣制度	地域の活性化に向け意欲的な取組を行おうとする地 域に対して、地域おこしの専門家（地域活性化伝道 師）を紹介し、指導・助言を行う。	○	○	○	○	○	専門家派遣等人材の紹介を通 じた支援		地方創生推進事務局		03-5510-2167	51
6	内閣府	プロフェッショナル人材事業	各道府県に整備されたプロフェッショナル人材戦略 拠点が、潜在成長力ある地域企業の経営者に対し、 新鋭路開拓や新商品開発などの「攻めの経営」への 転身を促し、その成長戦略を実現するプロフェッ ショナル人材の採用を支援するもの。	○	○	○	○	○	—	・各道府県のプロフェッ ショナル人材戦略拠点は地 方創生推進交付金等にて支 援	内閣府	地方創生推進室	03-5253-2111	53
7	内閣府	子どものための教育・保育給付交付金	認可保育所の設置など特定教育・保育及び特定地域 型保育の確保が著しく困難である離島その他の地域 において、教育・保育を必要とする就学前子どもを 対象に、へき地保育所での特例保育の実施に要する 費用を給付する。	○	○	○	○	○	国1/2、都道府県1/4、 市町村1/4 ※事業主拠出金充当額 控除後の負担割合		子ども・子育て本 部	子ども・子育て本 部	03-5253-2111	55

注）対象地域の「※」は、全国向けの制度であるが、離島地域に対して特別の措置があるもの。

No.	府省庁名	事業名	事業概要	対象地域			補助対象			主な補助率	備考	担当			参照ページ
				全	離島地域	特定有人国境離島	その他	地方公共団体	協議協会等			民間事業者	その他	局・部	
8	内閣府	子ども・子育て支援施設整備交付金	対象となる施設が奄美群島振興開発特別措置法、離島振興法、小笠原諸島振興開発特別措置法の指定地域のいずれかに所在する場合は、算出された補助基準額に、0.08を乗じて得られた額を加算し、交付基準額を算出する。	○	○	○	○	○	○	○	(1) 放課後児童クラブ整備費 公設⇒国：1/3、都道府県、市町村：各1/3 民設⇒国：2/9 都道府県、市町村：各2/9 社会福祉法人等：1/3 (2) 病児保育施設整備費 公設⇒国：1/3、都道府県、市町村：各1/3 民設⇒国：3/10、都道府県、市町村：各3/10 社会福祉法人等：1/10	子ども・子育て本部 子ども・子育て本部 参事官(子ども・子育て支援担当)	03-5253-2111	57	
9	総務省	過疎地域持続的発展支援交付金	過疎地域等における地域課題解決のための取組を支援することにより、過疎地域の持続的発展を支援(下記)のメニューにより、ハード・ソフト両面から支援) ①過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業 ②過疎地域持続的発展支援事業 ③過疎地域集落再編整備事業 ④過疎地域遊休施設再整備事業	○	○	○	○	○	○	○	・「対象地域」の「その他」は、①は過疎地域等の条件不利地域、②～④は過疎地域であることが要件。 ・事業メニューにより対象経費が異なる。	地域自立応援課 地域自立応援課 課対策室	03-5253-5536	59	
10	総務省	携帯電話等エリア整備事業	離島等の地理的に条件不利な地域において、地方公共団体が携帯電話等の基地局施設、伝送路施設を設置する場合や、無線通信事業者等が5G等の高度化施設を設置する場合、基地局の開設に必要な伝送路施設を整備する場合に、国が当該施設の設置費用等の一部を補助する。	○	○	○	○	○	○	○	・「対象地域」の「その他」は、過疎地域等の条件不利地域	移動通信課 事業政策課プロードバンド整備推進室	03-5253-5894 03-5253-5866	66	
11	総務省	高度無線環境整備推進事業	5G・IoT等の高度無線環境の実現に向けて、離島等の条件不利地域において、地方公共団体や電気通信事業者等が、高速・大容量無線通信の前提となる光ファイバを整備する場合にその事業費の一部を補助する。また、令和3年度より、地方公共団体が行う離島地域の光ファイバ等の維持管理に要する経費に關して、その一部を補助する。	○	○	○	○	○	○	○	・「対象地域」の「その他」は、過疎地域等の条件不利地域 ・「補助対象」の「その他」は第三セクター	事業政策課プロードバンド整備推進室	03-5253-5866	68	
12	総務省	地域ケーブルテレビネットワーク整備事業	被災情報や避難情報など、国民の生命・財産の確保に不可欠な情報を確実に伝達するため、災害発生時に地域において重要な情報伝達手段となる放送ネットワークの強靱化を実現する。	○	○	○	○	○	○	○	・「対象地域」の「その他」は、過疎地域等の条件不利地域	情報流通行政局 衛星・地域放送課 地域放送推進室	03-5253-5808	70	

注) 対象地域の「※」は、全国向けの制度であるが、離島地域に対して特別の措置があるもの

No.	府省庁名	事業名	事業概要	対象地域			補助対象			主な補助率	備考	担当			参照ページ
				全国	離島地域	特定有人国境離島	その他の	地方公共団体	協議委員会等			民間事業者	その他	局・部	
13	総務省	「新たな日常」の定着に向けたケープルテレビ光化による耐災害性強化事業	ケープルテレビ網について、耐災害性の向上を図るとともに、4K・8Kの送受信環境を確保するため、過疎地域等の条件不利地域における光化等を支援する。	○	○	○	○	○	○	地方公共団体 1/2 第三セクター 1/3	・財政力指数ほかの条件あり ・「対象地域」の「その他」は、過疎地域等の条件不利地域 ・民間事業者は「承継事業者」に限る。	情報流通行政局	衛星・地域放送課 地域放送推進室	03-5253-5808	72
14	文部科学省	離島における公立の高等学校等の教職員定数の加算	離島の教育の特殊事情に鑑み、離島の公立高等学校等の教職員定数について、加配措置を行うもの。(全額地方交付税措置)	○	○					-		初等中等教育局	財務課	03-6734-2038	74
15	文部科学省	離島高校生修学支援事業	高校未設置離島の高校生を対象に、教育費負担が重くなっている通学費、居住費に要する経費を支援する都道府県及び市町村に対する補助	○	○					地方公共団体 1/2 以内		初等中等教育局	財務課	03-6734-2027	76
16	文部科学省	公立学校施設整備費	公立の小中学校等の施設整備において、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律の規定等により、設置者である地方公共団体が行う施設整備に要する経費について国が一定の割合を負担するもの。 離島については、離島振興法の規定等に基づき、国の負担割合の特例を設けるなど離島の振興のための特別措置を実施。	○	※					・小中学校等施設の新増築や学校統合に伴う既存施設の改修等 通常 1/2 → 離島振興地域 5.5/10 ・小中学校等の改築 通常 1/3 → 離島振興地域 5.5/10		大臣官房文教施設企画・防災部	施設助成課	03-6734-2464	78
17	文部科学省	地域社会に根ざした高等学校の学校間連携・協働ネットワーク構築事業(COREハイスクール・ネットワーク構想)	複数の高等学校の教育課程の共通化やICT機器の最大限の活用により、中山間地域や離島の高等学校においても生徒の多様な進路実現に向けた教育・支援を可能とする高等学校教育を実現し、持続的な地方創生の移としての機能強化を図る。	○	○					委託事業として実施		初等中等教育局	参事官(高等学校担当)付	03-6734-2022	80
18-1	文化庁	【国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金】近代和風建築等総合調査	近代和風建築又は近代化遺産(建造物等)の所在地、形態・意匠及び保存状況等に関して、都道府県が行う調査事業に対する補助		○					1/2 等		文化庁	文化資源活用課	03-5253-4111	82
18-2	文化庁	【国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金】重要文化財(建造物・美術工芸品)修理、防災事業	重要文化財の管理又は修理に要する経費、及び公開活用に関する経費についての補助		○					1/2 等	・「補助対象」の「その他」は、所有者など	文化庁	文化資源活用課 文化財第一課	03-5253-4111	83
18-3	文化庁	【国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金】登録有形文化財建造物修理事業	登録有形文化財建造物の保存と活用を図るために必要な保存修理に係る設計監理に要する経費、及び公開活用に関する経費についての補助		○					1/2 等	・「補助対象」の「その他」は、所有者など	文化庁	文化資源活用課	03-5253-4111	84

注) 対象地域の「※」は、全国向けの制度であるが、離島地域に対して特別の措置があるもの。

No.	府省庁名	事業名	事業概要	対象地域			補助対象			主な補助率	備考	担当			参照ページ
				全国	離島地域	特定有人国境離島	その他	地方公共団体	協議会等			民間事業者	その他	局・部	
18-4	文化庁	【国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金】 民家保存管理施設	重要文化財である民家が現状変更等により居住者の日常生活に著しく支障が生じた場合に、当該民家を管理するために新しく保存管理施設を設置する事業に要する経費についての補助	○					○	1/2 (上限あり)	・「補助対象」の「その他」は、個人所有者	文化庁	文化資源活用課	03-5253-4111	85
18-5	文化庁	【国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金】 重要文化財建造物等買上	重要文化財である建造物及びその敷地の保存のための特別の事情による買上げに要する経費についての補助	○					○	1/2 等		文化庁	文化資源活用課	03-5253-4111	86
18-6	文化庁	【国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金】 地域活性化のための特色ある文化財調査・活用	全国に所在する我が国の歴史・文化の解明に必要な文化財(美術工芸品)(絵画、彫刻、工芸品、書跡・典籍、古文書、歴史資料等)の平時および震災や津波等の大規模災害による散逸、亡失を防止、保存対策の基本計画策定に資するため実施する保存状況等の調査に要する経費、及び調査成果の情報発信に要する経費についての補助	○					○	1/2 等		文化庁	文化財第一課	03-5253-4111	87
18-7	文化庁	【国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金】 天然記念物緊急調査	学術上価値の高い動物・植物及び地質鉱物の実態を把握し、その保存対策に資するために行う調査に要する経費についての補助	○					○	1/2 等		文化庁	文化資源活用課	03-5253-4111	88
18-8	文化庁	【国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金】 史跡等保存活用計画等策定	史跡、名勝又は天然記念物の保存活用の万全を期するため、史跡等の保存活用計画を策定する事業に要する経費、及び古くから文物や人々の交流の舞台となってきた古道・運河等とそれに沿う地域の残されている歴史的遺産を周囲の環境を含めて総合的かつ体系的に調査するとともに、それらを活用し、機能させるための計画の策定に要する経費についての補助	○					○	1/2 等	・「補助対象」の「その他」は、管理団体等	文化庁	文化資源活用課	03-5253-4111	89
18-9	文化庁	【国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金】 天然記念物再生事業	天然記念物の保護及び再生事業に要する経費についての補助	○					○	1/2 等	・「補助対象」の「その他」は、所有者	文化庁	文化資源活用課	03-5253-4111	90
18-10	文化庁	【国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金】 天然記念物食害対策	天然記念物に指定された動物による農作物、造林木等に対する食害等の防止対策のために、地方公共団体が行う事業に要する経費についての補助	○					○	2/3		文化庁	文化資源活用課	03-5253-4111	91
18-11	文化庁	【国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金】 埋蔵文化財緊急調査	土地に埋蔵されている文化財の実態を把握するため調査に要する経費についての補助	○					○	1/2 等		文化庁	文化資源活用課	03-5253-4111	92
18-12	文化庁	【国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金】 名勝地調査	消滅や変化の危機に瀕している未指定・未登録の名勝地の保護のために、必要情報の集約を目的として実施する調査経費についての補助	○					○	1/2 等		文化庁	文化資源活用課	03-5253-4111	93

注) 対象地域の「※」は、全国向けの制度であるが、離島地域に対して特別の措置があるもの。

No.	府省庁名	事業名	事業概要	対象地域			補助対象			主な補助率	備考	担当			参照ページ
				全国	離島地域	特定有人国境離島	その他	地方公共団体	協議会等			民間事業者	その他	局・部	
18-13	文化庁	【国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金】 文化的景観保護推進事業	文化的景観の保存と活用を図るための事業に要する経費についての補助	○			○			1/2等		文化庁	文化資源活用課	03-5253-4111	94
18-14	文化庁	【国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金】 伝統的建造物群保存地区対策	伝統的建造物群の保存状況等の調査及びこれに基づく保存・防災対策の策定並びにそれらの見直しの事業に要する経費についての補助	○			○			1/2等		文化庁	文化資源活用課	03-5253-4111	95
18-15	文化庁	【国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金】 重要伝統的建造物群保存地区保存事業	重要伝統的建造物群保存地区の保存のために行う当該保存地区内における建造物及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件の管理、修理、修景又は復旧、及び保存地区の公開活用に関する経費についての補助	○			○			1/2等		文化庁	文化資源活用課	03-5253-4111	96
18-16	文化庁	【国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金】 指定文化財管理	指定文化財の維持管理の万全を期するために、地方公共団体及び国有文化財の管理団体が行う事業に要する経費についての補助	○			○			1/2等		文化庁	文化資源活用課	03-5253-4111	97
18-17	文化庁	【国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金】 重要無形文化財等伝承事業	重要無形文化財等の保存のための伝承事業に要する経費についての補助	○			○			定額		文化庁	文化財第一課	03-5253-4111	98
18-18	文化庁	【国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金】 重要無形文化財等公開事業	重要無形文化財等の保存のための公開事業に要する経費についての補助	○			○			定額		文化庁	文化財第一課	03-5253-4111	99
18-19	文化庁	【国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金】 民俗文化財調査	有形の民俗文化財及びこれに関連する無形の民俗文化財について、その保護に資するための調査に要する経費についての補助	○			○			1/2等		文化庁	文化財第一課	03-5253-4111	100
18-20	文化庁	【国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金】 重要有形民俗文化財修理・防災事業	重要有形民俗文化財の管理又は修理に要する経費についての補助	○			○			1/2等		文化庁	文化財第一課	03-5253-4111	101
18-21	文化庁	【国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金】 民俗文化財伝承・活用等事業	民俗文化財の伝承・活用等事業のために要する経費についての補助	○			○			1/2等		文化庁	文化財第一課	03-5253-4111	102

注) 対象地域の「※」は、全国向けの制度であるが、離島地域に対して特別の措置があるもの。

No.	府省庁名	事業名	事業概要	対象地域			補助対象			主な補助率	備考	担当			参照ページ
				全 国	離 島 地 域	特 定 有 限 公 司	そ の 他	地方 公 共 団 体	協 議 会 等			民 間 事 業 者	そ の 他	局・部	
18-22	文化庁	【国重要文化財等保存・活用事業費補助金】 文化財保存技術保存事業	選定保存技術等の保存のための伝承者の養成等の事業に要する経費についての補助	○	○			○	○	○	○	文化庁	文化財第一課	03-5253-4111	103
18-23	文化庁	【国重要文化財等保存・活用事業費補助金】 ふるさと文化財の森管理業務支援事業	文化財建造物の保存に必要な植物性材料の資材供給 林及び研修林において、高品位の資材を確保し継続的に供給するために必要な管理に要する経費についての補助	○	○			○	○	○	○	文化庁	文化資源活用課	03-5253-4111	104
18-24	文化庁	【国重要文化財等保存・活用事業費補助金】 歴史生き生き！史跡等総合活用整備事業	史跡、名勝又は天然記念物の保存と活用を図ることを目的として、その整備等を行うために必要な経費、登録記念物の保存と活用を図ることを目的として、その整備等の設計管理等を行うために必要な経費、及び古くから文物や人々の交流の舞台となってきた古道・運河等とそれに沿う地域の舞台となっている歴史的遺産の活用整備を図る事業に要する経費についての補助	○	○			○	○	○	○	文化庁	文化資源活用課	03-5253-4111	105
18-25	文化庁	【国重要文化財等保存・活用事業費補助金】 地域の特色ある埋蔵文化財活用事業	地域の特色ある埋蔵文化財の総合的な公開活用を推進するために必要な経費についての補助	○	○			○	○	○	○	文化庁	文化資源活用課	03-5253-4111	106
19	文化庁	地域文化財総合活用推進事業	我が国の「たから」である地域の多様な豊かな文化遺産の活用を図ることにより、文化振興とともに地域活性化に資することを目的とする。	○	○			○	○	○	○	文化庁	地域文化創生本部	075-330-6720 (内線1029)	108
20	文化庁	文化芸術による子供育成推進事業	小学校・中学校等において子供たちに一流の文化芸術団体や芸術家による質の高い様々な文化芸術を鑑賞・体験する機会を提供するとともに、芸術家による表現手法を用いたワークショップ等を実施する。	○	○			○	○	○	○	文化庁	参事官(芸術文化担当)付 学校芸術教育室	03-6734-2835	111

注) 対象地域の「※」は、全国向けの制度であるが、離島地域に対して特別の措置があるもの。

No.	府省庁名	事業名	事業概要	対象地域			補助対象			主な補助率	備考	担当			参照ページ	
				全 国	離 島 地 域	特 定 有 人 国 境 離 島	そ の 他	地 方 公 共 団 体	協 議 会 等			民 間 事 業 者	そ の 他	局・部		課・室
21-1	文化庁	危機的状況にある言語・方言の活性化・調査研究事業 (危機的状況にある言語・方言サミットの開催)	平成21年2月にユネスコが指摘した危機的状況にある8言語・方言(八丈方言が含まれる)や東日本大震災の被災地方言に関する調査結果、各地の継承のための取組事例等を紹介するとともに、それぞれの言葉による語りの披露や危機言語・方言を使った活動や研究を行っている方の講演等を通して、危機言語・方言の価値や、各地域における危機言語・方言の保存・継承の活動について理解を深めていただき、「地域の宝」である言語・方言の危機的状況の改善につなげようとするもの。								○	○	○	文化庁 国語課	03-6734-2839	113
21-2	文化庁	危機的状況にある言語・方言の活性化・調査研究事業 (消滅の危機にある方言の記録作成及び啓発事業)	平成21年2月にユネスコが指摘した危機的状況にある8言語・方言(八丈方言が含まれる)や東日本大震災の被災地方言のうち、音声資料や映像資料をはじめ、保存・継承に必要な調査研究が十分とは言えない地域の方言について、当該地域の方言の保存・継承に資するため、よりどころとなる基礎データの集積を中心とした実地調査及びその分析、方言の保存・継承に資する諸研究や成果報告等を行うもの。											文化庁 国語課	03-6734-2839	114
22	文化庁	【国宝重要文化財等防災施設整備補助金】 重要文化財等防災施設整備事業	文化財所有者等に対して必要な防火対策、耐震対策等に係る施設整備についての補助											文化庁 文化資源活用課	03-5253-4111	116
23	厚生労働省	地域雇用開発助成金	雇用情勢が厳しい地域等において、事業所を設置・整備し、地域の求職者を雇い入れた場合に活用できる助成制度			※								職業安定局 地域雇用対策課	03-3593-2580	118
24	厚生労働省	地域雇用活性化推進事業	雇用機会が不足している地域や過疎化が進んでいる地域等の市町村、経済団体等から構成される協議会が地域の特性を生かして提案する「魅力ある雇用」や「それを担う人材」の維持・確保を図るための創得意工夫ある取組について、コンテスト方式により選抜・委託した上で実施する。											職業安定局 地域雇用対策課	03-3593-2580	120
25	厚生労働省	多様な民間機関を活用した高度・多様な職業訓練協会の確保	求職中の方を対象として、就職に必要な技能及び知識の習得を図るため、民間教育訓練機関等を活用して公共職業訓練(離職者に対する委託訓練)及び求職者支援訓練を実施。											人材開発統括官 訓練企画室	03-3593-3356	122

注) 対象地域の「※」は、全国向けの制度であるが、離島地域に対して特別の措置があるもの。

No.	府省庁名	事業名	事業概要	対象地域			補助対象			主な補助率	備考	担当			参照ページ
				全	離島地域	特定有人国境離島	その他	地方公共団体	協議会等			民間事業者	その他	局・部	
26	厚生労働省	水道施設整備費補助金	水道施設の整備に要する経費の一部を補助する。	○※						1/4、1/3、4/10、1/2	離島地域の簡易水道等の整備については、補助率1/2	医薬・生活衛生局	水道課	03-3595-2368	124
27	厚生労働省	生活基盤施設耐震化等交付金	水道施設等の耐震化等に要する経費の一部を交付する。	○※						1/4、1/3、4/10、1/2	離島地域の簡易水道等の整備については、交付率1/2	医薬・生活衛生局	水道課	03-3595-2368	126
28	厚生労働省	へき地保健医療対策	へき地における医療提供体制の確保に必要な経費を補助する。	○※	※					1/2、2/3、3/4		医政局	地域医療計画課	03-3595-2186	128
29	厚生労働省	遠隔医療整備事業	遠隔医療(遠隔病理診断・遠隔画像診断及び助言・在宅患者に対する遠隔診療)の実施に必要なコンピュータ機器・通信機器等の整備に対する補助事業	○						1/2		医政局	研究開発振興課	03-3595-2430	131
30	厚生労働省	ドクターヘリ導入促進事業	ドクターヘリの運用に必要な経費を補助する。	○						1/2		医政局	地域医療計画課	03-3595-2185	133
31	厚生労働省	地域医療支援センター運営経費等(地域医療介護総合確保基金)	効率的かつ質の高い医療提供体制の構築に向けて、都道府県計画に基づき、地域医療構想の達成に資する医療機関の施設整備整備事業等、病床機能の分化・連携の取組を促進するための支援を行う。	○						2/3		医政局	地域医療計画課	03-3595-2186	135
32	厚生労働省	離島に居住する妊婦が妊婦健診を受診するための交通費等の支援	離島に住む妊婦の妊婦健康健診を受診し及び出産に必要な医療を受ける機会を確保するため、都道府県及び市町村が地方単独事業として行う健康診査及び分娩の支援に要する経費の一部を特別交付税により措置する。							-	特別交付税により措置	子ども家庭局	母子保健課	03-3595-2544	137
33	厚生労働省	母子保健対策強化事業	市町村が行う両親学級の実施や、各種健診に必要な備品の整備など、地域の実情に応じた母子保健対策の強化に要する経費の一部を補助する。例えば、産後ケア事業が行われていない離島等において、島外の産後ケア事業を利用するために必要となる旅費等の支援に活用することが可能。	○						国1/2、市町村1/2		子ども家庭局	母子保健課	03-3595-2544	139

注) 対象地域の「※」は、全国向けの制度であるが、離島地域に対して特別の措置があるもの。



No.	府省庁名	事業名	事業概要	対象地域			補助対象			主な補助率	備考	担当			参照ページ
				全	離島地域	特定有人国境離島	その他	地方公共団体	協議会社等			民間事業者	その他	局・部	
34	厚生労働省	基準該当サービス、離島等相当サービス	<p>【基準該当サービス】 離島や中山間地域など事業者確保が困難な地域では、介護人材不足や特殊な地理的要件により、全ての指定基準を満たすことが困難な場合がある。このため、指定居宅サービス事業者の要件（法人格、人員基準、設備・運営基準）の一部を満たしていない事業者のうち、一定水準を満たすサービス提供を行う事業者について、市町村がそのサービスを「基準該当サービス」として保険給付の対象とすることができることとしている。</p> <p>【離島等相当サービス】 指定居宅サービス・基準該当居宅サービスともに確保が著しく困難な離島等の地域では、人員基準、設備・運営基準を定めず、一定の質を持つ居宅サービスに相当するサービスを、市町村が「離島等相当サービス」として保険給付の対象とすることができることとしている。</p>	○	○	○	○	○	○	○	老健局	認知症施策・地域介護推進課	03-3595-2889	141	
35	厚生労働省	地域医療介護総合確保基金	地域包括ケアシステムの構築に向けて、都道府県計画に基づき、地域密着型サービス等、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進するため支援等を行う。	○	※	○	○	○	○	2/3	・都道府県が実施する事業について国から2/3を補助	老健局	高齢者支援課 高齢者支援課 認知症施策・地域介護推進課	03-3595-2888 03-3595-2888 03-3595-2889	145 155
36	厚生労働省	離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担軽減措置事業	離島等での介護サービスを利用した場合の特別地域加算による負担への対応として、市町村民税非課税の者の利用者負担額の1割分を減額する。	○	○	○	○	○	○	1/2	厚生労働大臣が指定する地域が対象	老健局	介護保険計画課	03-3595-2890	147
37	厚生労働省	離島・中山間地域等に対する報酬加算	訪問系・多機能系・通所系サービスについて、離島・中山間地域等に事業所が所在する場合や居住している利用者に対してサービスを提供した場合に、介護報酬における加算で評価。	○	○	○	○	○	○	特別地域加算(15/100) 中山間地域等における小規模事業所加算(10/100) 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算(5/100)	厚生労働大臣が指定する地域が対象	老健局	老人保健課	03-3595-2490	149
38	厚生労働省	離島等サービス確保対策事業	離島等地域の実情を踏まえた介護サービス確保等のため、離島等におけるホームヘルパー養成等、人材の確保対策に重点をおき、離島又は中山間地域を管轄する都道府県・市町村・特別区それぞれが、具体的な方策・事業の検討や試行的事業等を実施する。	○	○	○	○	○	○	1/2 等		老健局	認知症施策・地域介護推進課	03-3595-2889	151

注) 対象地域の「※」は、全国向けの制度であるが、離島地域に対して特別の措置があるもの

No.	府省庁名	事業名	事業概要	対象地域			補助対象			主な補助率	備考	担当			参照ページ
				全国	離島地域	特定有人国境離島	その他の	地方公共団体	協議会等			民間事業者	その他	局・部	
39	厚生労働省	介護職員の処遇改善	介護職員の給与が他の職種に比べて低い状況であり、その人材確保に向けて介護職員の処遇改善を行うもの。	○					○			老健局	老人保健課	03-3595-2490	153
40	厚生労働省	介護に関する入門的研修の実施からマッチングまでの一体的支援事業	介護未経験者の介護分野への参入のきっかけを作ることも、参入障壁となっている介護に関する様々な不安を払拭するため、介護業務の入門的な知識・技術の修得のための研修を導入し、介護人材のすそ野を広げ、中高年齢者など多様な人材の参入を促進する。	○					○			社会・援護局	福祉基礎課福祉人材確保対策室	03-5253-1111(2849)	157
41	厚生労働省	外国人介護人材の受入環境の整備	外国人介護人材の受入環境の整備を支援するため、介護福祉士国家資格の取得を目指す留学生に対する介護施設等による奨学金等の支給に係る経費の助成、介護福祉士養成施設と養成施設の留学希望者や介護施設等と特定技能による就労希望者等とのマッチングを適切に行うための経費の助成、介護施設等において外国人介護人材を受け入れるためのコミュニケーション支援や生活支援等に係る費用の助成等を行っている。	○					○			社会・援護局	福祉基礎課福祉人材確保対策室	03-5253-1111(2894)	159
42	厚生労働省	ICT・介護ロボットの導入支援	介護サービス事業所のICT・介護ロボット導入に要する費用の一部を補助。	○	※				○			老健局	高齢者支援課	03-3595-2888	162
43	厚生労働省	介護福祉士修学資金貸付事業	介護福祉士養成施設に通う学生に対して修学資金の貸付等を実施し、地域の福祉・介護人材の育成及び確保並びに定着を支援する。	○					○			社会・援護局	福祉基礎課福祉人材確保対策室	03-5253-1111(2845)	165
44	厚生労働省	介護分野就職支援金貸付事業	より幅広く新たな介護人材を確保する観点から、他業種で働いていた方等の介護分野における介護職としての参入を促進する。	○					○			社会・援護局	福祉基礎課福祉人材確保対策室	03-5253-1111(2845)	167

注) 対象地域の「※」は、全国向けの制度であるが、離島地域に対して特別の措置があるもの。

No.	府省庁名	事業名	事業概要	対象地域			補助対象			主な補助率	備考	担当			参照ページ
				全	離島地域	特定有人国境離島	その他	地方公共団体	協議会等			民間事業者	その他	局・部	
45	農林水産省	甘味資源作物生産支援対策	国内産糖と輸入糖との内外コスト差を調整し、甘味資源作物生産者等の経営安定を図るための交付金を交付するとともに、「さとうきび増産基金」による病虫害防除・かん水などの自然災害に対処した取組及び甘味資源作物の生産性向上や働き方改革に対応した分みつ糖工場の労働効率を高める取組を支援。	○	○	○	○	○	○	○	○	農産局	地域作物課	03-3501-3814	169
46	農林水産省	畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業	畜産農家を始めとする地域の関係者が連携し、作業の外部化や省力化、規模拡大等により、体質強化を進めるため、地域で策定する畜産クラスター計画に位置づけられた中心的な経営体等が行う施設整備や機械導入などの競争力強化に向けた生産基盤の構築や生産性向上等に向けた取組の実証調査等を支援。また、畜産クラスター計画に基づく、生産基盤強化のための優良な繁殖雌牛の増頭を支援。	○								畜産局	企画課	03-3501-1083 03-3502-0874	171
47	農林水産省	畜産・酪農生産力強化対策事業	畜産・酪農の生産力強化を図るため、性別別技術を活用した優良な乳用種後継牛の確保及び畜産経営における新技術を活用した繁殖性の向上、種豚の改良による生産性の向上等の取組を支援。	○								畜産局	畜産振興課	03-6744-2587	173
48	農林水産省	農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業(スーパーL資金、農業近代化資金の金利負担軽減措置)	スーパーL資金及び農業近代化資金の金利負担軽減措置を実施し、規模拡大等に意欲的に取り組む認定農業者を金融面から強気に支援。	○								経営局	金融調整課	03-6744-2167	175
49	農林水産省	新規就業若者育成総合対策	農業への人材の一層の呼び込みと定着を図るため、経営発展のための機械・施設等の導入を地方と連携して地元就業も含めて支援するとともに、地域における就業相談体制の整備、先輩農業者等による新規就業若者への技術面等のサポート、就業希望者を対象とした実践的な研修農場の整備を支援。また、就業に向けた研修資金、経営開始資金、雇用就業の促進のための資金の交付、農業大学校・農業高校等における農業教育の高度化等の取組を支援。	○	※							経営局	就業・女性課	03-3502-6469	177

注) 対象地域の「※」は、全国向けの制度であるが、離島地域に対して特別の措置があるもの。

No.	府省庁名	事業名	事業概要	対象地域			補助対象			主な補助率	備考	局・部	担当		参照ページ
				全	離島地域	特定有人国境離島	その他	地方公共団体	協議事業者				民間事業者	その他	
50	農林水産省	農山漁村振興交付金	地域の創意工夫による活動の計画づくりから農業者等を含む地域住民の就業の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の増大に結びつける取組を取組の発展段階に応じて総合的に支援し、農林水産業に關わる地域のコミュニティ維持と農山漁村の活性化及び自立化を後押しする。 対象事業は下記の通り。 ①地域活性化対策 ②農泊推進対策 ③農山漁村発イノベーション対策	○	※		○	○	○	定額、1/2 等	・農林漁業者の組織する団体等	農村振興局	①都市農村交流課(地域活性化対策) ②都市農村交流課(農泊推進対策) ③農村交流課(農山漁村発イノベーション対策)	①②03-3502-5946 ③03-6744-2497	180
51	農林水産省	強い農業づくり総合支援交付金(うち産地基幹施設等支援タイプ及び卸売市場等支援タイプ)	国産農畜産物の安定供給のため、生産から流通までの強い農業づくりに必要な産地基幹施設、卸売市場施設等の整備等を支援。	○	※		○	○	○	都道府県へは定額(事業実施主体へは事業費の1/2以内等)	・「補助対象」の「その他」は、農業者の組織する団体、事業協同組合など	農産局 大臣官房新事業・食品産産部	総務課生産推進室 食品流通課卸売市場室	03-3502-5945 03-6744-2059	185
52	農林水産省	鳥獣被害防止総合対策交付金	深刻化・広域化している野生鳥獣による農林水産業等に係る被害に対応するため、鳥獣被害防止特別措置法に基づき市町村が作成した「被害防止計画」に基づき取組等を総合的に支援。具体的には、 ・侵入防止柵、処理加工施設、捕獲技術高度化施設等の整備 ・捕獲機材の導入、追い払い等の地域ぐるみの被害防止活動 ・捕獲を含めたサルの複合対策、他地域の人材を活用した捕獲、ICT等を用いた実証 ・捕獲活動の取組 ・ジビエ利活用推進の取組等	○						都道府県へは定額(事業実施主体へは事業費の1/2以内等)	・鳥獣被害防止特別措置法に基づく被害防止計画が策定されていること又は作成されることが見込まれること等の採択要件あり。	農村振興局	鳥獣対策・農村環境課鳥獣対策室	03-3591-4958	187
53	農林水産省	農地利用効率化等支援交付金	人・農地プランに位置付けられた経営体等が、地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の実現に向けて、生産の効率化に取り組み等の場合、必要な農業用機械・施設の導入を支援します。	○						3/10以内		経営局	経営政策課担い手総合対策室	03-6744-2148	190

注) 対象地域の「※」は、全国向けの制度であるが、離島地域に対して特別の措置があるもの

No.	府省庁名	事業名	事業概要	対象地域			補助対象			主な補助率	備考	担当			参照ページ
				全	離島地域	特定有人国境離島	その他	地方公共団体	協議協会等			民間事業者	その他	局・部	
54	農林水産省	農林漁業法人等投資育成事業	株式会社又は投資事業有限責任組合が、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法(投資円滑化法)に基づき、農林漁業法人等投資育成事業(農林漁業法人等の株式等の取得及び経営指導等を行う事業)に関する事業計画について農林水産大臣の承認を受けた場合には、株式会社日本政策金融公庫から出資を受けることが可能(出資比率50%未満)。	○						民間事業者 出資比率50%未満	株式会社日本政策金融公庫からの出資を受けなくても、農林漁業法人等投資育成事業を行うことは可能。株式会社日本政策金融公庫からの出資を受けるには、公庫の募集要項の条件を満たすことが必要。公庫の予算上の制約があるため、希望者全てが出資を受けられるとは限らない。	経営局 金融調整課	03-6744-1395	192	
55	農林水産省	産地生産基盤パワーアップ事業(うち収益性向上対策)	収益力強化に計画的に取り組み産地に対し、計画の実現に必要な農業機械の導入、集出荷荷役施設の整備等を総合的に支援。	○	※					1/2以内等 効果増進事業は定額(1/2相当)	「補助対象」の「その他」は、農業者、農業者の組織する団体など	農産局 総務課生産推進室	03-3502-5945	194	
56	農林水産省	中山間地域等直接支払交付金	農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め(協定)を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付します。	○						定額	・対象となる地域は地域振興立法等で指定された地域において、傾斜がある等の基準を満たす一団の農用地 ・補助対象は、農業者の組織する団体等	農村振興局 地域振興課	03-3501-8359	196	
57	農林水産省	多面的機能支払交付金	農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、地域共同で行う、地域資源(農地、水路、農道等)の基礎的保全活動や質的向上を図る活動を支援	○						定額	・交付単面は地域、地目等により異なる ・補助対象は、農業者等の組織する団体等	農村振興局 農地資源課・多面的機能支払推進室	03-6744-2197	198	
58	農林水産省	特定野菜等供給産地育成(価格差補給)事業	野菜生産・出荷の安定と消費者への安定供給を図るため、価格低落時における生産者補給金の交付等を実施。	○	※					1/3		農産局	03-3502-5961	200	
59	農林水産省	中山間地域活性化資金	農林水産業の生産流通条件が不利な中山間地域において、農林漁業を総合的に振興して地域の活性化を図るため、地域の農林畜水産物の加工の増進及び流通の合理化、農林漁業資源の総合的利用等を目的とした長期低利の資金を融資。	○						貸付利率：0.35%～0.80% (令和4年3月18日現在) 貸付限度額：負担額の80%以内	・貸付対象者は、中小企業者等に限る	農村振興局 地域振興課	03-6744-2498	202	

注) 対象地域の「※」は、全国向けの制度であるが、離島地域に対して特別の措置があるもの。

No.	府省庁名	事業名	事業概要	対象地域			補助対象			主な補助率	備考	担当			参照ページ
				全	離島地域	特定有人国境離島	その他	地方公共団体	協議会社等			民間事業者	その他	局・部	
60	林野庁	森林・山林多面的機能発揮対策交付金	森林の多面的機能発揮とともに関係人口の創出を通じて、山村地域のコミュニティの維持・活性化を図るため、地域住民や地域外関係者等による活動組織が実施する森林の保全管理、森林資源の活用を図る取組等を支援。	○							・一活動組織当たりの単年度の交付額の上限は500万円	林野庁森林整備部 林野庁森林整備部 興・緑化推進室	03-3502-0048	205	
61	林野庁	林業・木材産業成長産業化促進対策交付金 (うち森林整備地域活動支援対策)	森林経営計画の作成や森林施業の集約化に必要となる森林情報の収集、合意形成活動、森林境界の明確化等の活動に対して支援	○							・森林が所在する市町村長と協定を締結する必要	林野庁森林整備部	03-3501-3845	207	
62	水産庁	離島漁業再生支援交付金	漁場の生産力の向上など漁業の再生に共同で取り組む離島の漁業者に対して、離島の新規漁業者に対する漁船・漁具等のリースの取組を支援する。	○	○							水産庁漁港漁場整備部	03-6744-2392	209	
63	水産庁	特定有人国境離島漁村支援交付金	特定有人国境離島地域において、漁業者が行う雇用を創出するための取組等を市町村が支援する場合に要する経費に対して交付金を交付する。	○	○							水産庁漁港漁場整備部	03-6744-2392	211	
64	水産庁	浜の活力再生・成長促進交付金のうち水産業強化支援事業	漁業所得の向上を目指す「浜の活力再生プラン」の着実な推進を支援するため、「浜の活力再生プラン」に位置づけられた共同利用施設の整備、密漁防止対策、水産業のスマート化の推進等の取組を支援。	○	※	※					・「補助対象」の「その他」は、漁協等 ※離島振興対策実施地域に おいては、補助率5.5/10	水産庁漁港漁場整備部	03-6744-2391	213	
65	水産庁	経営体育成総合支援事業	漁業・漁村を支える人材の確保・育成を強化するため、漁業への就業前の者に対する資金の交付、漁業現場での長期研修を通じた就業・定着促進、ICT活用を含む漁業者の経営能力の向上、インターシッパや就業体験の受入、海技士免許の資格取得等を支援。	○								企画課	03-6744-2340	215	
66	水産庁	水産多面的機能発揮対策事業	環境・生態系の維持・回復や安心して活動できる地域の確保など、漁業者等が行う水産業・漁村の多面的機能の発揮に資する地域の活動を支援。	○	※							水産庁漁港漁場整備部	03-3501-3082	217	
67	水産庁	韓国・中国等外国漁船操業対策事業	外国漁船の影響を受けている漁場の機能回復や漁業者の経営安定・被害救済のための対策を支援。	○								水産庁資源管理部	03-3502-8469	219	
68	資源エネルギー庁	離島のガソリン流通コスト対策事業費	輸送形態と本土からの距離に応じた補助率を設定し、離島におけるガソリンの追加的な輸送コスト相対当分を補助する。	○							・「対象地域」の「その他」は奄美群島、小笠原諸島	資源エネルギー庁 石油流通課	03-3501-1511 内線：4661	221	

注) 対象地域の「※」は、全国向けの制度であるが、離島地域に対して特別の措置があるもの。

No.	府省庁名	事業名	事業概要	対象地域			補助対象			主な補助率	備考	担当			参照ページ
				全	離島地域	特定有人国境離島	その他	地方公共団体	協議会等			民間事業者	その他	局・部	
69	資源エネルギー庁	離島への石油製品の安定・効率的な供給体制の構築支援事業費	地域ごとに関係者(自治体、事業者、需要家など)による検討の場(協議会)を設け、石油製品の流通合理化や安定供給等に向けた議論を行い、地域の実情を踏まえた具体的な対策を策定することを支援する。	○	○	○	○	○	○	民間団体等 10/10	・「対象地域」の「その他」は奄美群島、小笠原諸島、沖縄	資源エネルギー庁	石油流通課	03-3501-1511 内線：4661	223
70	中小企業庁	先端設備等導入計画に係る固定資産税の特例について	先端設備等導入計画に基づき、一定の設備を新規取得した場合に、自治体の判断により、固定資産税を最大3年間ゼロ(*)にできる。 *課税標準を市町村の条例で定める割合(ゼロ～1/2)を乗じて得た額とする	○						固定資産税の課税標準を、3年間ゼロ～1/2(*)に軽減 ※市町村の条例で定める割合	※市区町村が国から「導入促進基本計画」の同意を受けた地域に限る。	中小企業庁	技術・経営革新課 財務課	03-3501-1816 03-3501-5803	225
71	国土交通省	離島活性化交付金	海上輸送費の軽減等戦略産業の育成による雇用拡大等の定住促進、観光の推進等による交流の拡大促進、安全・安心な定住条件の整備強化等の取組を支援。	○	○	○	○	○	○	地方公共団体 1/2以内 民間団体 1/3以内 等		国土政策局	離島振興課	03-5253-8421	227
72	国土交通省	離島における副増償却制度	離島振興対策実施地域のうち、産業振興促進計画を策定している市町村において、事業(製造業、農林水産物等販売業、旅館業及び情報サービス業等)を行う者が、当該事業のために用いる設備(機械、建物、構築物等)を取得し、使用した場合、普通償却に加え、5年間副増償却を行うことができる。	○	○	○	○	○	○	償却率 機械・装置：普通償却限度額の32%、建物・附属設備、構築物：普通償却限度額の48%	・産業の振興に関する計画の策定・国の認定が必要	国土政策局	離島振興課	03-5253-8421	229
73	国土交通省	全国の島々が集まる祭典「アイランドー」	全国の離島地域から出展者が都心に集まり「島と都中部との交流」「島と島との交流」を通じて定住促進を図る事業である「アイランドー」を開催し、離島の魅力の情報発信を行う場を提供するとともに、都市住民の離島に対するニーズの把握を目的とした調査業務(参加者等へのアンケート、ヒアリング等)を行う。	○	○	○	○	○	○	-	・原則として、(公財)日本離島センター会員及び離島関係組織のみ参加可	国土政策局	離島振興課	03-5253-8421	231
74	国土交通省	離島と企業をつなぐ「しまっちゃん」	離島と企業をつなぐ「マッチング」の場を設け、商談などを通じて、離島の活性化につなげる取組	○	○	○	○	○	○	-	・自治体担当者を通じた参加が条件	国土政策局	離島振興課	03-5253-8421	233
75	国土交通省	スマートアイランド推進実証調査	離島地域が抱える課題解決のため、ICTやドローンなどの新技術の離島地域への実装を図る実証調査を行う	○	○	○	○	○	○	(国土交通省による調査事業)	離島振興対策実施地域を構成員に含むソリューション等による応募が条件	国土政策局	離島振興課	03-5253-8421	235
76	国土交通省	官民連携基礎整備推進調査費	官民連携による地味活性化を図るため、民間の設備投資等と一体的に実施する国土交通省所管の基礎整備(道路、海岸、河川、港湾、都市公園、市街地整備、空港等)の事業化検討について、都道府県・市町村に対して、調査費補助を行う。	○						1/2		国土政策局	広域地方政策課 調整室	03-5253-8360	237

注) 対象地域の「※」は、全国向けの制度であるが、離島地域に対して特別の措置があるもの。

No.	府省庁名	事業名	事業概要	対象地域			補助対象			主な補助率	備考	担当			参照ページ
				全国	離島地域	特定有人国境離島	その他	地方公共団体	協議会社等			民間事業者	その他	局・部	
77	国土交通省	地域公共交通確保維持改善事業	地域の多様な主体の連携・協働による、地域の暮らしや産業に不可欠な交通サービスの確保・充実に向けた取組を支援	○							・地域における協議会の議論を経て計画を作成することが前提 ※海の次世代モビリティ(ASV、AUV、ROVなど、推進力を有し海上または海中を無人で浮遊し移動するもの)を活用して、新たな利活用で結果を公表できるものに限る。 ※実証海域の使用に係る自治体を含む関係者へ説明済みであることを条件とする。 ※詳細は調整中のため、変更がありうる。 ※公募は5月以降に開始予定。	総合政策局	地域交通課	03-5253-8396	239
78	国土交通省	海の次世代モビリティの利活用に関する実証事業	沿岸・離島地域が抱える課題解決のため、海の次世代モビリティの新たな技術・知見を活用し、現地に実装するために必要な検証すべき事項について、実証的な実験を行う。	○							実験に要する経費の助成(500万円以内)	総合政策局	海洋政策課	03-5253-8266	244
79	国土交通省	空き家対策総合支援事業	空き家対策に活用して、空き家・不良住宅の除却、空き家の活用、関連事業など総合的な空き家対策に取り組む市町村に対して支援を行う。	○							・除却： (間接) 国2/5、地方2/5、民間事業者等1/5 (直接) 国2/5、地方3/5 ・活用： (間接) 国1/3、地方1/3、民間事業者等1/3 (直接) 国1/2、地方1/2 ・その他 (実態調査、所有者特定等) ：国1/2、地方1/2	住宅局	住宅総合整備課 環境整備室	03-5253-8508	246

注) 対象地域の「※」は、全国向けの制度であるが、離島地域に対して特別の措置があるもの



No.	府省庁名	事業名	事業概要	対象地域			補助対象			主な補助率	備考	担当			参照ページ
				全 国	離 島 地 域	特 定 有 人 国 境 離 島	そ の 他	地 方 公 共 団 体	協 議 会 等			民 間 事 業 者	そ の 他	局・部	
80	観光庁	訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業	観光地、宿泊施設、公共交通機関の各場面に於いて、訪日外国人旅行者がストレスフリー・快適に旅行を消費できる環境及び災害など非常時においても安全・安心な旅行環境の整備を図るため、多言語での観光情報提供機能の強化、無料Wi-Fiサービスの整備、キャッシュレス決済の普及、バリアフリー化の推進、感染症対策の充実、非常時における多言語対応の強化等に関する取組を支援する。	○	○	○	○	○	1/2,1,3等	※訪日外国人旅行者の受入に關し一定の体制を整えている地域又は誘致等、観光振興に意欲を有する地域。	観光庁	外客受入担当参事官室	03-5253-8972	248	
81	観光庁	地域通訳案内士制度	各地域における通訳案内士の不足に対応を図る観点から、一定区域内において名称独占資格を付与する地域通訳案内士制度を導入することにより、多様化する訪日外国人旅行者の旅行ニーズへの対応を図っている。	○				○	(地域通訳案内士養成等計画の策定に際してのアトバイス等の支援)		観光庁	参事官(国際関係・観光人材政策)	03-5253-8367	251	
82	観光庁	広域周遊観光促進のための観光地域支援事業	旅行者の混雑や密を低減させつつ、国内外の旅行者の各地域への周遊を促進するため、観光地域づくり法人(DMO)が中心となり、地域が一体となって行う、調査・戦略策定、滞在コンテンツの充実、受入環境整備、旅行商品流通環境整備、情報発信といった取組に対して総合的な支援を行う。	○				○	定額(調査・戦略策定)事業費の1/2(滞在コンテンツの充実、受入環境整備、旅行商品流通環境整備、情報発信・プロモーション)	※継続事業については2年目:2/5、3年目:1/3	観光庁	観光地域振興課 広域連携推進室	03-5253-8327	254	
83	観光庁	地域観光資源の多言語解説整備支援事業	訪日外国人旅行者にとって分かりやすく、面的な観光ストーリーを伝える魅力的な解説文の整備を促進するため、国が英語のネイティブ等専門人材のリソースの活用、流通体制の構築を行い、地域における観光資源の解説文の作成等を支援する。 また、本事業で作成している英語解説文を元にした中国語解説文作成を支援する。	○				○	(観光庁による調査事業)	本事業の費用の対象は、解説文の作成に要する費用のみであり、解説文完成後の情報発信媒体整備に要する費用については対象としない。	観光庁	観光資源課	03-5253-8925	256	
84	観光庁	ICT等を活用した観光地のインバウンド受入環境整備の高度化	訪日外国人旅行者の周遊の促進・消費の拡大を図るため、ICT等を活用した観光地の受入環境整備を支援する。	○				○	1/2等	※訪日外国人旅行者の来訪が特に多い観光地等であること	観光庁	外客受入担当参事官室	03-5253-8972	258	
85	環境省	指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業	都道府県等が指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画等を定めて行う指定管理鳥獣(ニホンジカ、イノシシ)の捕獲等事業を交付金により支援する。	○				○	1/2以内、定額等	・補助対象は、都道府県等(今年度の交付金は既に配分済み)	自然環境局	野生生物課鳥獣保護管理室	03-5521-8285	260	

注) 対象地域の「※」は、全国向けの制度であるが、離島地域に対して特別の措置があるもの。

No.	府省庁名	事業名	事業概要	対象地域			補助対象			主な補助率	備考	担当			参照ページ
				全	離島地域	特定有人国境離島	地方公共団体	協議会等	民間事業者			その他	局・部	課・室	
86	環境省	海岸漂着物等地域対策推進事業	地方公共団体が実施する海洋ごみ(漂流・漂着・海底ごみ)の回収・処理事業等に対し、補助金を交付。対象事業は、地域計画策定・改定に係る事業、海洋ごみの回収・処理に係る事業、これら海洋ごみの発生抑制対策に係る事業。	○	※		○			地方公共団体 1/2 (地域計画策定・改定に係る事業)、 7/10 (海洋ごみの回収・処理、発生抑制対策に係る事業)	※ 離島振興法の対象となる地域については、補助率を7/10から9/10に高上げ	水環境課海洋環境室	03-5521-9025	263	
87	環境省	PPA活用等による地域の再生エネルギー主力化・レジリエンス強化促進事業	離島は、地理的条件、需要規模等の各種要因より電力供給量が占める再生可能エネルギーの割合が低く、本土と比較して、実質的な二酸化炭素排出係数が高い状況である。一方で、太陽光発電設備等の再生可能エネルギーは変動性電源であり、電力供給量に占める割合を高めるにあたっては、調整力を強化していく必要がある。このような調整力の強化にあたって、再生可能エネルギー設備や需要側設備を単位で管理・制御技術の実装を支援し、離島全体で再生エネルギー自給率の向上を図る。	○	○	○	○	○	○	3/4、2/3	・対象地域は電気事業法上の離島	地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室	03-5521-8355	265	
88	環境省	災害等廃棄物処理事業	海岸保全区域外の海岸に大量に漂着した廃棄物の収集、運搬及び処分	○			○			1/2	・一部事務組合、広域連合、特別区を含む	廃棄物適正処理推進課	03-3581-3351	275	
89	環境省	生物多様性保全推進交付金(エコツーリズム地域活性化支援事業)	地域協議会の現状を踏まえ、エコツーリズム全体構想の作成、エコツーリズムに関するルールやプログラムづくり、人材育成などの活動経費の一部を助成	○				○		地域協議会 1/2	・補助対象の協議会は条件あり	国立公園課 国立公園利用推進室	03-5521-8271	277	
90	環境省	脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業	「グリーンズローモビリティの導入調査・促進事業」において、住宅地、観光地、離島における交通の脱炭素化と公共交通空白地等の地域課題の解決に資するグリーンズローモビリティ(時速20km未満で公道を走ることができ、電動車を活用した小さな移動サービス)の導入に関する支援を実施。	○			○			1/2		地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室	03-5521-8355	279	
91	環境省	脱炭素社会構築に向けた再生エネルギー等由来水素活用推進事業	脱炭素社会の構築に向け、地域で再生可能エネルギー等から水素を製造、貯蔵・運搬及び活用する事業を支援する。また、運輸部門等の脱炭素化及び水素需要の増大に向け、燃料電池バス等のモビリティへの水素活用を支援する。	○			○			1/3、1/2、2/3	・対象地域は電気事業法上の離島	地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室	03-5521-8339	284	

注) 対象地域の「※」は、全国向けの制度であるが、離島地域に対して特別の措置があるもの

No.	府省庁名	事業名	事業概要	対象地域			補助対象			主な補助率	備考	担当			参照ページ
				全	離島地域	特定有人国境離島	その他	地方公共団体	協議議会等			民間事業者	その他	局・部	
92	環境省	社会変革と物流脱炭素化を同時実現する先進技術導入促進事業のうち過疎地域等における無人航空機を活用した物流実用化事業	荷量の限られる過疎地域において、既存物流からドラローン物流への転換を支援。輸配送の効率化によるCO2排出量の大幅削減とともに、労働力不足対策や災害時、感染症流行時も含め持続可能な物流網の構築を同時実現するもの。(国土交通省との連携事業)	○							環境省 地球環境局	地球温暖化対策課 低炭素物流推進室	03-5521-8329	288	
93	環境省	環境で地方を元気にする地域循環共生圏づくりプラットフォーム事業費	地域循環共生圏の創出を目指す地域を支援する中で、環境整備と事業化に向けた支援を行う。 地方公共団体等による地域再エネ導入の目標設定・意欲的な脱炭素の取組に関する計画策定、合意形成に関する戦略策定、公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援、官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築、事業の持続性向上のための地域人材育成に関する支援を行う。	○							環境省大臣官房	環境計画課	03-5521-8328	291	
94	環境省	地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業	地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業	○							環境省大臣官房	環境計画課 環境影響評価課	03-5521-8233 03-5521-8235	294	
95	環境省	地域脱炭素移行・再エネ推進交付金	【地域脱炭素ロードマップ】(令和3年6月9日第3回国・地方脱炭素実現会議決定)及び地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定)に基づき、脱炭素事業に意欲的に取り組む地方自治体等を複数年度にわたり継続的に包括的に支援するスキームとして交付金を設け、改正地球温暖化対策推進法と一体となって、少なくとも100か所の「脱炭素先行地域」で、脱炭素に向かう地域特性等に応じた先行的な取組を実施するとともに、脱炭素の基盤となる重点対策を全国で実施し、各地の創意工夫を模倣することを目的とする。	○							環境省地域脱炭素推進総括官グループ	地域脱炭素事業推進調整官室	03-5521-8233	299	

注) 対象地域の「※」は、全国向けの制度であるが、離島地域に対して特別の措置があるもの、

## IV 支援メニュー 個票

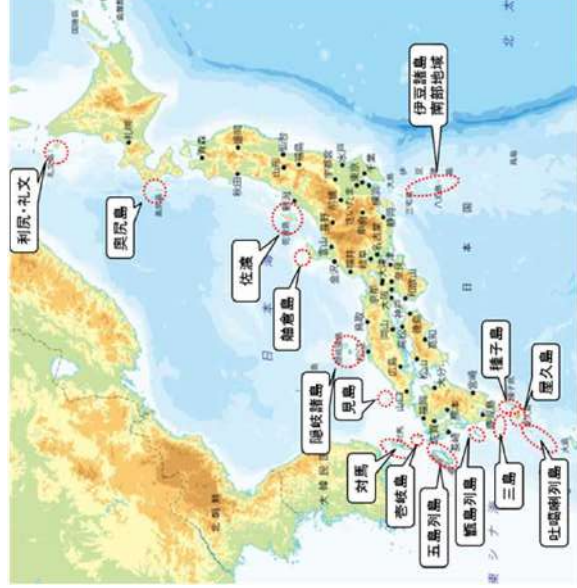
No.	1	R4 予算額 R3 補正予算	50 億円 5 億円の内数
事業名	特定有人国境離島地域社会維持推進交付金	府省庁名	内閣府
概要	近隣諸国の海洋活動が活発化している状況に鑑み、平成 29 年 4 月に施行された有人国境離島法に基づき特定有人国境離島地域の地域社会の維持を支援するため、交付金を交付する。		
支援対象	地方公共団体、民間事業者等	補助率	5.5/10、6/10、5/10
対象事業	<p>①運賃低廉化</p> <p>○離島住民向けの航路・航空路の運賃について、航路については J R 運賃並、航空路については新幹線運賃並に引き下げ</p> <p>②物資の費用負担の軽減</p> <p>○農水産物（生鮮品）全般の移出に係る輸送コストを低廉化</p> <p>○原材料等（飼料、氷、箱など）の移入に係る輸送コストを低廉化</p> <p>③雇用機会の拡充</p> <p>○民間事業者等による創業・事業拡大のための設備投資資金、運転資金を支援（最長 5 年間の支援）</p> <p>○特定有人国境離島地域への人材供給を図るため、同地域における就労体験や住民との交流等を内容とするツアーの組成及び募集並びに受入れ体制の整備及び情報の発信等を支援</p> <p>④滞在型観光の促進</p> <p>○「もう一泊」してもらうための着地型観光サービスが組み込まれた旅行商品等の企画・開発、宣伝、実証、販売促進に係る経費を支援することにより、旅行者の実質負担を軽減</p> <p>※ 宿泊及び体験を伴う旅行商品等の造成・販売促進のための旅行代金の割引等の支援を拡充及びワーケーション及びチャーター便や観光路線の活用を推進</p>		
支援内容	①運賃低廉化は 5.5/10 の交付率、②輸送コスト支援は 6/10 の交付率、 ③雇用機会の拡充は 5/10 又は 5.5/10 の交付率、④滞在型観光促進は 5.5/10 の交付率		
離島での実績	R3 年度交付自治体 礼文町、八丈町、佐渡市、輪島市、隠岐の島町、萩市、五島市、薩摩川内市等		
担当部署	総合海洋政策推進事務局 有人国境離島政策推進室		
連絡先	03-6257-3794		
参照 HP	<a href="https://www8.cao.go.jp/ocean/kokkyouritou/hourei/r3_hourei/pdf/r3_yosanan.pdf">https://www8.cao.go.jp/ocean/kokkyouritou/hourei/r3_hourei/pdf/r3_yosanan.pdf</a>		

# 特定有人国境離島地域社会維持推進交付金 (内閣府総合海洋政策推進事務局)

令和4年度予算額 50.0億円 (3年度予算額 50.0億円)

## 事業概要・目的

○特定有人国境離島地域の地域社会の維持を推進するため、特定有人国境離島地域を有する8都道府県や関係市町村等が実施する運賃低廉化、物資の費用負担の軽減、雇用機会の拡充等に必要経費の一部を補助します。



特定有人国境離島地域

15地域・71島

(8都道府県・29市町村)

人口 244,998人

(令和2年国勢調査)

※特定有人国境離島地域を有する8都道府県  
北海道、東京都、新潟県、石川県、島根県、山口県、長崎県、鹿児島県

国土交通省国土地理院の地図を基に総合海洋政策推進事務局が作成

## 事業イメージ・具体例

### ① 運賃低廉化

- ・ 離島住民向けの航路・航空路運賃の低廉化

→ 「住民の介護等により反復継続的に来島する者」を新たに準住民に追加

### ② 物資の費用負担の軽減

- ・ 農水産物（生鮮品）全般の移入・原材料等（飼料等）の移入

### ③ 雇用機会の拡充

- ・ 民間事業者等による創業・事業拡大のための設備投資、

運転資金を支援

- ・ 本土の人材とのマッチング等を目的としたツアーに係る経費を支援

→ 施設改修要件の緩和、「分散型ホテル」の導入に向けた環境整備

### ④ 滞在型観光の促進

- ・ 「もう一泊」してもらおうための旅行商品等の造成、宣伝、販売促進等に係る経費を支援

→ 「分散型ホテル」の導入に向けた環境整備

## 資金の流れ

交付金

国

特定有人国境離島地域  
関係地方公共団体

民間事業者等

交付率  
6/10等

## 期待される効果

特定有人国境離島地域において、

- ・ 人口減が抑制（社会減が法施行前の水準と比較して改善）
- ・ 新規雇用者数が増加（令和2年度末までに1,384人の雇用を創出）
- ・ 観光客等交流人口が拡大（各地域の観光関連指標が改善）

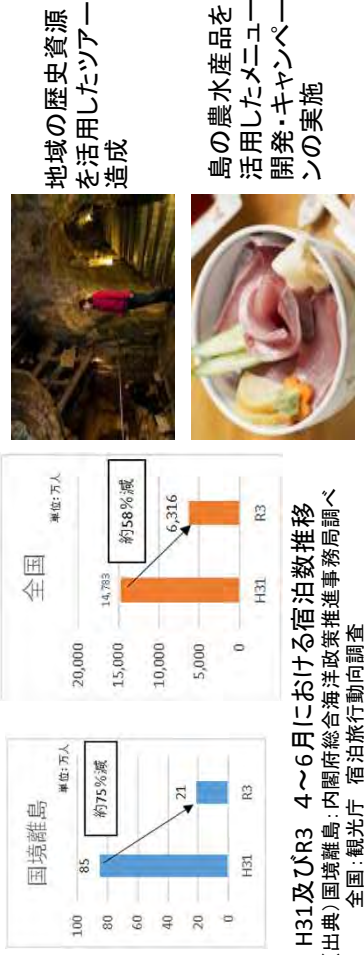
# 特定有人国境離島地域への観光客の来訪促進等 (内閣府総合海洋政策推進事務局)

## 令和3年度補正予算額 5億円

### 事業概要・目的

○特定有人国境離島地域では、新型コロナウイルスの影響により、宿泊客の大幅な減少等、当該地域の主要産業である観光産業が全国に比べより大きな打撃を受けている。

○こうした状況を踏まえ、自然、食、歴史、文化などの地域ならではの資源を活用した同地域を魅力ある旅行・滞在先として体感できるプランの作成・販売促進・受入環境の整備等に対し必要な経費の支援等を行い、観光客の来訪を促進する。



### 事業イメージ・具体例

- 特定有人国境離島地域社会維持推進交付金により、同地域の関係地方公共団体による滞在型観光促進に係る取組を支援
  - (例) 特定有人国境離島地域ならではの資源（自然、食、歴史、文化）を活用した滞在プランの造成、宣伝・広告、販売促進、受入環境の整備等
- 特定有人国境離島地域における交流人口拡大に向けた情報発信強化に係る調査業務を実施
  - (例) インターネットを通じての現地商品購入者に対する国境離島地域への来訪を促すプロモーション等

### 資金の流れ



### 期待される効果

- 特定有人国境地域を訪問する観光客の増加により、同地域への交流人口の拡大が図られることで、経済の活性化や新たな雇用等が創出され、地域社会維持につながる。

No.	2	R 4 予算額	15 百万円
事業名	特定有人国境離島地域事業活動支援利子補給金	府省庁名	内閣府
概要	特定有人国境離島地域での地域社会維持のための雇用機会の拡充を図るため、特定有人国境離島地域において創業又は事業拡大を行う事業者に対するスタートアップ融資を行う地域金融機関に対して利子補給を行う。		
支援対象	金融機関	補助率	定額
対象事業	<p>○利子補給事業の適用となる融資は、次に掲げる要件に適合する借受者に対して実施するものとする。</p> <p>① 特定有人国境離島地域における創業の場合、当該事業が利子補給の終了後においても継続又は拡大すると見込まれるもの。</p> <p>② 特定有人国境離島地域に事業所を有する者による事業拡大の場合、売上高の増加又は付加価値額（営業利益、人件費及び減価償却費の合計額をいう。以下同じ。）の増加を伴う事業拡大であって、計画期間内にその事業拡大のために従業員を新たに雇用し、利子補給の終了後においても雇用が継続又は拡大すると見込まれるもの。</p> <p>③ 特定有人国境離島地域以外の地域における創業の場合、計画期間内に借受者と直接取引のある特定有人国境離島地域の産品、サービスの生産者等の売上高の増加又は付加価値額の増加及び従業員の新たな雇用に寄与し、利子補給の終了後においても雇用が継続又は拡大すると見込まれるもの。</p> <p>○対象となる融資の例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水産加工場の整備・改修・増設に対する設備資金。</li> <li>・新たに離島で事業所を立ち上げたときの設備資金。</li> <li>・老朽化したホテル・旅館の改修に対する設備資金。</li> <li>・廃校等を活用した研修施設の改修に対する設備資金。</li> <li>・ベンチャー企業の事業スタート時の運転資金。</li> </ul>		
支援内容	定額		
離島での実績	特定有人国境離島地域の指定金融機関（13行）に対し、利子補給を行った。		
備考			
担当部署	総合海洋政策推進事務局 有人国境離島政策推進室		
連絡先	03-6257-3957		
参照 HP			



No.	3	R4 予算額	1,000 億円の内数
事業名	地方創生推進交付金	府省庁名	内閣府
概要	「地方版総合戦略」に位置付けられ、地域再生法に基づき認定される地域再生計画に記載される地方公共団体の自主的・主体的な取組で、先導的な事業を支援する。		
支援対象	地方公共団体	補助率	1 / 2
対象事業	<p>各地方公共団体において、それぞれの地方版総合戦略に位置づけられた事業であり、具体的には以下のような分野を想定</p> <p>(1) しごと創生・・・ローカルイノベーション、ローカルブランディング（日本版DMO、地域商社）、ローカルサービス生産性向上 等</p> <p>(2) 地方への人の流れ・・・移住促進、生涯活躍のまち、地方創生人材の確保・育成 等</p> <p>(3) 働き方改革・・・若者雇用対策、ワークライフバランスの実現 等</p> <p>(4) まちづくり・・・コンパクトシティ、小さな拠点、まちの賑わいの創出、連携中枢都市、商店街活性化 等</p>		
支援内容	<p>○ 地域再生法第5条4項1号に基づく地域再生計画に記載されている事項に対して、国から、地方創生推進交付金（補助率：1/2）を交付。</p> <p>※1 対象事業の中に各府省庁が所管する他の予算制度等がある場合には、その制度の活用が優先されるため、本交付金の支援対象外。</p> <p>※2 本交付金の対象事業であっても、事業に係る地方公共団体職員の人件費、特定の個人や個別企業に対する給付経費及びそれに類するもの及び施設や設備の整備、備品購入自体を主目的とするもの、貸付金又は保証金、基金積立金は支援対象外。</p> <p>○ 地方創生推進交付金の交付対象事業の採択に当たっては、①自立性、②官民協働、③地域間連携、④政策間連携、⑤デジタル社会の形成への寄与等の視点から、事業の先導性を審査。</p> <p>○ 上記の①～⑤まで全て満たす場合には先駆タイプ（都道府県：最大3億円（国費）、中枢中核都市：最大2.5億円（国費）、市区町村：最大2億円（国費））で申請することができ、①と②～⑤で2つ以上該当する場合（令和3年度以前に採択された事業においては①と②～④で2つ以上該当する場合）には、横展開タイプ（都道府県：最大1億円（国費）、中枢中核都市：最大0.85億円（国費）、市区町村：最大0.7億円（国費））での申請が可能。</p>		
離島での実績	令和3年度交付団体 島根県海士町、長崎県佐世保市、対馬市、新上五島町 等		
備考			
担当部署	内閣府 地方創生推進事務局		
連絡先	03-3581-4213		
参照HP	<a href="https://www.chisou.go.jp/sousei/about/kouhukin/index.html">https://www.chisou.go.jp/sousei/about/kouhukin/index.html</a>		

# 地方創生推進交付金 (内閣府地方創生推進事務局)

4年度予算額 **1,000.0億円**

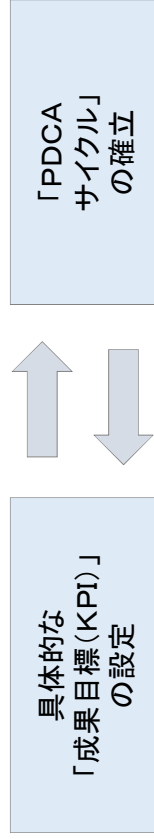
(3年度予算額 1,000.0億円)

## 事業概要・目的

○デジタル田園都市国家構想による地方活性化をはじめ、未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動という喫緊の課題に対応するため、地域の観光振興や住民所得の向上等の基盤となる先導的な取組を支援します。

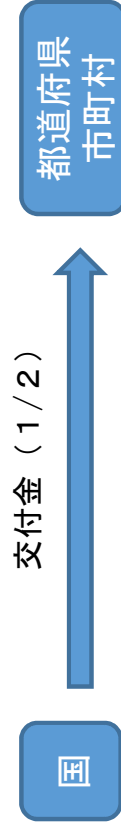
- ① 地方版総合戦略に基づき、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な取組（デジタル技術の活用等を含む）を支援
- ② KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組
- ③ 地域再生法に基づき法律補助の交付金とし、安定的な制度・運用を確保

【手続き】地方公共団体は対象事業に係る地域再生計画（概ね5年程度）を作成し、内閣総理大臣が認定。



※本交付金のうち一部については、地方大学・産業創生法に基づく交付金として執行

## 資金の流れ



(1/2の地方負担については、地方財政措置を講じます)

## 事業イメージ・具体例

### 【対象事業】

- ① 先駆性のある取組及び先駆的・優良事例の横展開
  - ・ 官民協働、地域間連携、政策間連携、事業推進主体の形成、人材の確保・育成例) しごと創生、観光振興、地域商社、スポーツ・健康まちづくり、生涯活躍のまち、働き方改革、小さな拠点、商店街活性化 等
- ② Society5.0を推進するための全国的なモデルとなる取組
  - ・ 未来技術を活用した新たな社会システムづくりを支援

	交付上限額 (国費)	申請上限件数
都道府県	先駆3.0億円 横展開1.0億円	6事業 ※広域連携事業は3事業まで追加可
中核中核都市	先駆2.5億円 横展開0.85億円	5事業 ※広域連携事業は2事業まで追加可
市町村	先駆2.0億円 横展開0.7億円	4事業 ※広域連携事業は1事業まで追加可

※Society5.0タイプは都道府県・中核中核都市・市町村ともに交付上限額(国費)3.0億円、申請上限件数の枠外

- ③ わくわく地方生活実現政策パッケージ (移住・起業・就業・就業支援)
  - ・ 東京圏からのUIJターンの促進及び地方の担い手不足対策
- ④ 複数年度にわたる施設整備事業(本交付金のうち70億円を地方創生拠点整備交付金として措置 (令和3年度から20億円の増額) )
  - 【デジタルシフトへの対応】

- 先駆タイプ (最長5年間の事業) の新規事業において、デジタル技術の活用・普及等の取組を事業内容に含めることを、申請の要件とします。
- 横展開タイプ (最長3年間の事業) の新規事業において、デジタル技術の活用・普及等の取組を事業内容に含めることを、原則として、申請の要件とします。
- 地方創生拠点整備交付金については、補正予算分と同様とします (審査において一定の加点を付与、効果促進事業の割合の上限を一定の引上げ)。

- 【わくわく地方生活実現政策パッケージにおける地方創生移住支援事業の拡充】
- 移住支援金について、これまでの単身最大60万円、世帯最大100万円に加え、世帯で移住する際に、18歳未満の帯同人数×最大30万円の子育て世帯加算を拡充。

## 期待される効果

- 地方における安定した雇用創出、地方への新しいひとの流れ、「まち」の活性化など地方創生の推進に寄与する先導的な取組 (デジタル技術の活用等を含む) を通じて、地方創生の充実・強化につながります。

No.	4	R 4 予算額	484 百万円
事業名	特定地域づくり事業推進交付金	府省庁名	内閣府 総務省
概要	<p>地域人口の急減に直面している地域において就労その他の社会的活動を通じて地域社会の維持及び地域経済の活性化に寄与する人材の確保及びその活躍の推進を図るため、地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第 64 号）に基づく特定地域づくり事業協同組合の安定的な運営を確保するための支援を行います</p>		
支援対象	地方公共団体	補助率	1/2
対象事業	特定地域づくり事業協同組合が行う特定地域づくり事業に補助金等を交付する事業		
支援内容	<p>以下の対象経費について、1/2 までの範囲で地方公共団体が支援した額の 1/2 を支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 派遣職員人件費（対象経費の上限額：400 万円/年・人）</li> <li>・ 事務局運営費（対象経費の上限額：600 万円/年）</li> </ul>		
離島での実績	<p>R2 島根県海士町 R3 新潟県粟島浦村、島根県海士町、知夫村、長崎県壱岐市、五島市、鹿児島県和泊町、知名町</p>		
備考			
担当部署	<p>内閣府地方創生推進事務局 総務省自治行政局地域振興室</p>		
連絡先	<p>TEL 03-6257-1410 TEL 03-5253-5534</p>		
参照 HP			

# 特定地域づくり事業協同組合制度の概要

R4予算 5.0億円  
(内閣府予算計上)

根拠法：地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和2年6月4日施行）

## 人口急減地域の課題

- ・事業者単位で見ると年間を通じた仕事がない
  - ・安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保できない
- ⇒人口流出の要因、UIJターンの障害

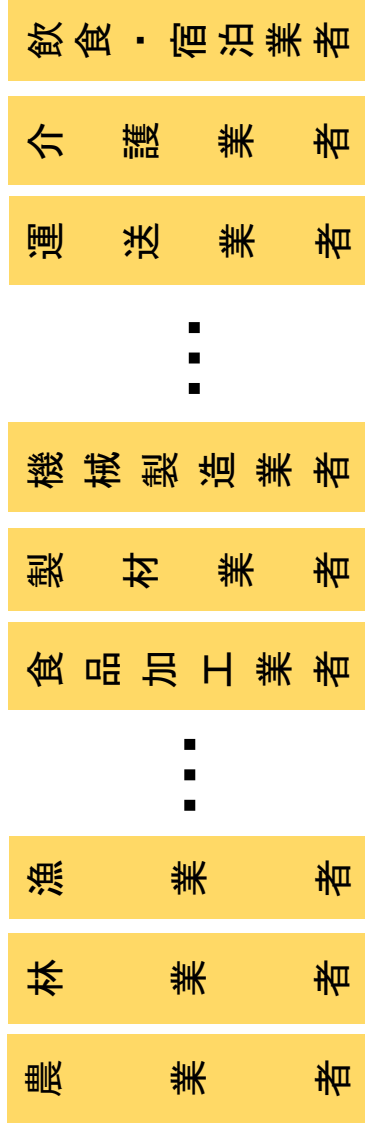
## 特定地域づくり事業協同組合制度

- ・地域の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出
  - ・組合で職員を雇用し事業者に派遣  
(安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保)
- ⇒地域の担い手を確保

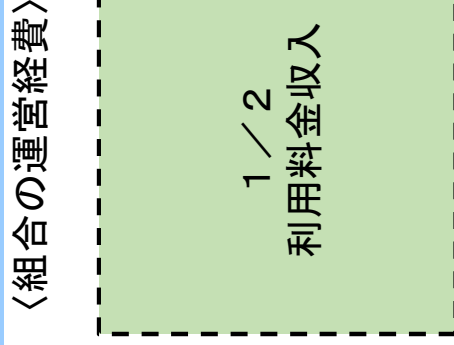
## 人口急減法の概要

対象：人口規模・人口密度・事業所数等に照らし、人材確保に特に支援が必要な地区として知事が判断  
 ※過疎地域に限られない  
 認定手続：事業協同組合の申請に基づき、都道府県知事が認定（10年更新制）  
 特例措置：労働者派遣法に基づく労働者派遣事業（無期雇用職員に限る）を届出で実施可能

## 特定地域づくり事業協同組合員



## 市町村



※このほか、設立支援に対する特別交付税措置あり

財政支援

## 特定地域づくり事業協同組合

地域づくり人材の雇用 ⇒ 所得の安定・社会保障の確保

認定

## 都道府県

No.	5		R4 当初予算 R3 補正予算	0.4 百万円 -
事業名	地域活性化伝道師派遣制度		府省庁名	内閣府
概要	地域の活性化に向け意欲的な取組を行おうとする地域に対して、地域おこしの専門家（地域活性化伝道師）を紹介し、指導・助言を行う。			
支援対象	地方公共団体	補助率	伝道師の派遣に係る旅費・謝金 （②内閣府派遣の場合のみ）	
対象事業	<p>地方創生推進事務局では、まちづくりや地域産業、観光など様々な分野における地域おこしの実績を有した民間専門家を地域活性化伝道師として登録している。地域活性化伝道師は地域からの要請を受け、地域リーダーの育成支援や事業遂行に必要なスキル・ノウハウの伝授など、自身の知見を基に、地域課題解決に向けた支援を行う。</p>			
支援内容	<p>①任意の招へい…各自治体及び団体等が、課題解決への取組みに適した伝道師を選び、任意に招へいや相談を行う。</p> <p>②内閣府派遣…当該地域活性化伝道師の派遣が、取組熟度が相当程度高く、支援する意義が特に高いと判断される場合に、内閣府の「総合コンサルティング支援」の一環として、予算の範囲内で実施する。</p>			
離島での実績	—			
備考				
担当部署	地方創生推進事務局			
連絡先	03-5510-2167			
参照 HP	<a href="http://www.chisou.go.jp/tiiki/ouentai.html">http://www.chisou.go.jp/tiiki/ouentai.html</a>			

事業概要

地域の活性化に向け意欲的な取組を行おうとする地域に対して、地域おこしの専門家(地域活性化伝道師)を紹介し指導・助言を行う。

地域活性化伝道師登録数、実績及び活用方法

○地域活性化伝道師登録数：394名（令和4年4月1日現在）

※事務局HP (<https://www.chisou.go.jp/tiiki/ouentai.html>) において公開分野別登録数（重複を含む）

1. 地域産業・イノベーション・農工商連携	2. 地域医療、福祉・介護、教育	3. 地域コミュニティ・集落再生	4. 地域交通・情報通信	5. 農・林・水産業	6. 観光・交流	7. 環境	8. まちづくり
149人	24人	95人	14人	74人	136人	29人	150人

○内閣府派遣による令和3年度実績：地域活性化伝道師3名を全国3地域に派遣

- 活用方法：①任意の招へい…各自治体及び団体等が、課題解決への取組に適した伝道師を選び、任意に招へいや相談を行う。  
 ②内閣府派遣…当該地域活性化伝道師の派遣が、取組熟度が相当程度高く、支援する意義が特に高いと判断される場合に、内閣府の「総合コンサルティング支援」の一環として、予算の範囲内で実施する。

地域活性化伝道師の活動内容

①地域のリーダーの育成

取組の立ち上がり段階における実行プランの企画や実施体制の構築を後押しする。

②取組の実施段階

実行プランに基づく取組を実施していく上で必要となる人員の確保、スキルアップなどを後押しする。

③取組の事業化段階

地域での産学官連携を図り、商品開発を進める活動を後押しするとともに、事業化に必要な経営や広告・宣伝のノウハウを伝授する。

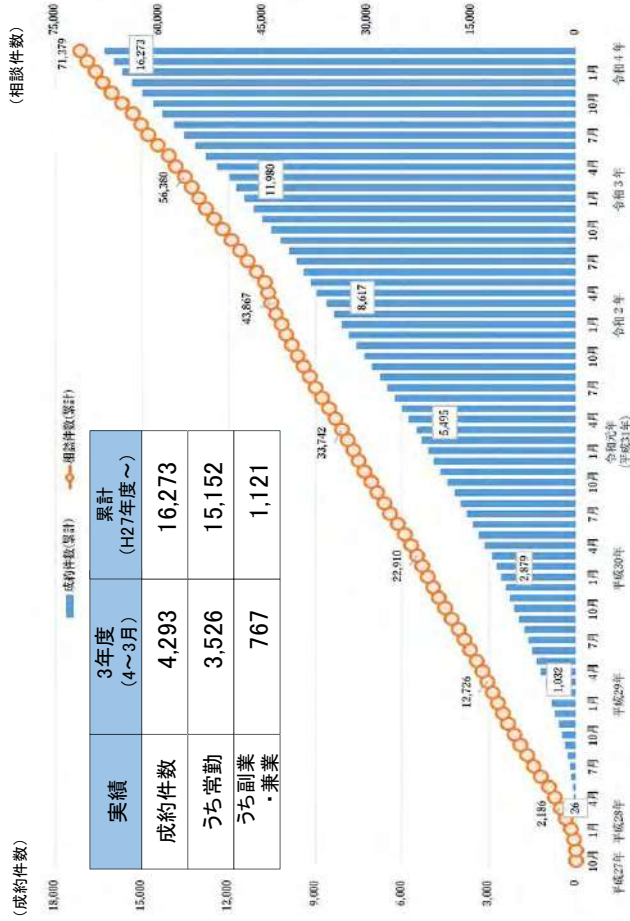
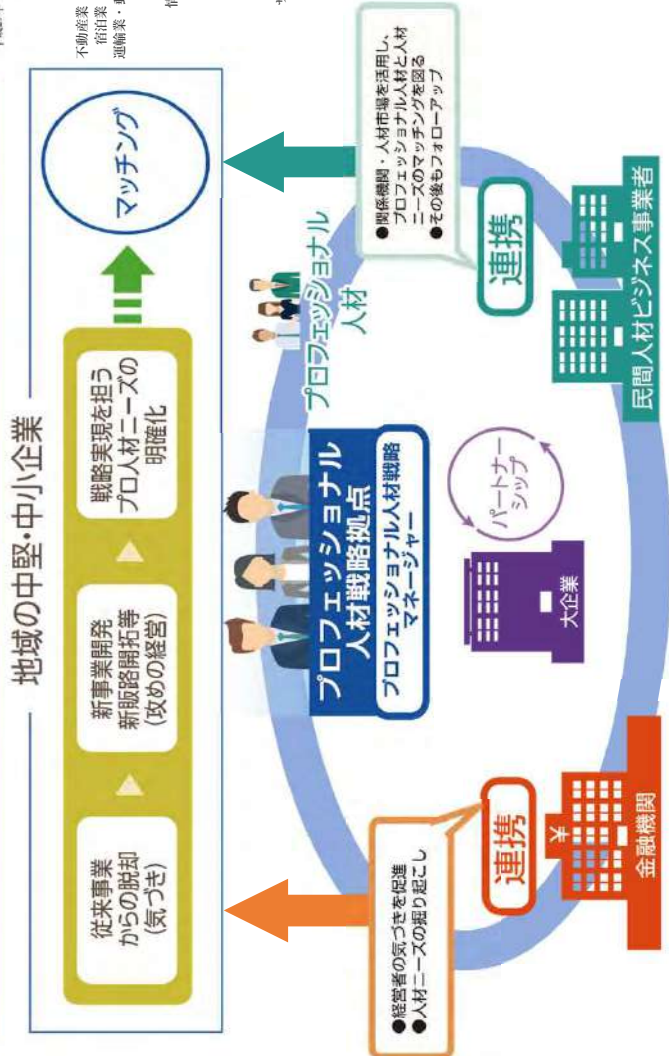
④販路拡大・雇用創出

地域の新たな産業として定着させるためのマーケティング・販路拡大を後押しする。または、これがモデルとなり、地域間連携により、広域的に波及することを後押しする。

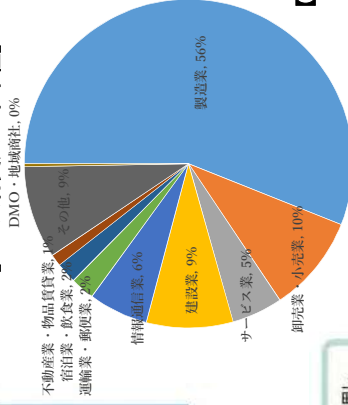
No.	6		R4 予算額	101 百万円
事業名	プロフェッショナル人材事業		府省庁名	内閣府
概要	潜在成長力ある地域企業の経営者に対し、新商品開発や新販路開拓などの「攻めの経営」への転身を促し、その成長戦略を実現するプロフェッショナル人材の活用を支援する。			
支援対象	地域企業	補助率	—	
対象事業	<p>【プロフェッショナル人材事業】</p> <p>○地域企業が、事業の拡大や革新等の成長のため、プロフェッショナル人材を円滑に活用できるよう支援する。具体的には、46 道府県（東京都を除く）に整備されている「プロフェッショナル人材戦略拠点」が中心となり、地域企業の経営者に、新商品開発や新販路開拓などの「攻めの経営」への転身を促し、その成長戦略を実現するためのプロフェッショナル人材に対する有望かつ明確なニーズを発掘し、連携する人材ビジネス事業者に人材ニーズを取り繋ぐことで、プロフェッショナル人材と地域企業とのマッチングを支援する。</p>			
支援内容	各道府県に整備されたプロフェッショナル人材戦略拠点によるプロフェッショナル人材の活用支援。			
離島での実績	—			
備考	各道府県のプロフェッショナル人材戦略拠点は、地方創生推進交付金等にて支援。			
担当部署	内閣府地方創生推進室			
連絡先	03-5253-2111			
参照 HP	<a href="http://www.pro-jinzai.go.jp/">http://www.pro-jinzai.go.jp/</a>			

# プロフェッショナル人材事業

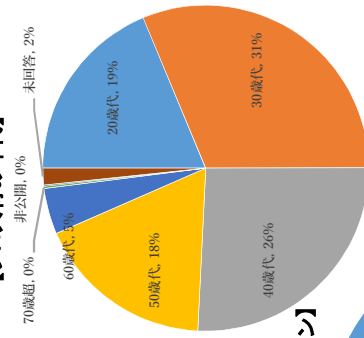
- 46道府県（東京都を除く）が「プロフェッショナル人材戦略拠点」を設置。潜在成長力ある地域企業に対し、経営戦略の策定支援やデジタル実装にも資する人材等のプロフェッショナル人材の活用支援活動を行う。
- 各拠点は、地域企業の経営者を対象に、成長戦略や人材戦略への関心を高めるセミナー等の活動を展開しつつ、成長が期待される企業を個別に訪問。経営者に「攻めの経営」と新たな事業展開を促すとともに、企業の成長に必要なプロ人材ニーズを明確に切り出し、優良な雇用機会として人材市場に発信する。
- 地域金融機関や各種支援機関等とも、有望企業の発掘や成長戦略の策定などで積極的に連携。人材ビジネス事業者とも密接に連携しつつ、様々な形でプロ人材の還流実現に取り組む。
- 専門人材の常勤雇用だけでなく、東京圏などの都市部の大企業をはじめ、地域の幅広い企業に対し、副業・兼業を含めた多様な形態での人材マッチングを進める。



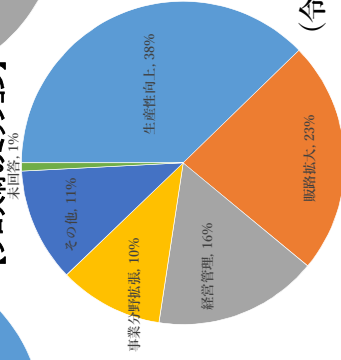
【プロ人材受入企業業種】



【プロ人材の年代】



【プロ人材のミッション】



(令和4年3月末現在)



No.	7		R4 予算 R3 当初予算	14,918 億円の内数 13,932 億円の内数
事業名	子どものための教育・保育給付交付金		府省庁名	内閣府
概要	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第68条第1項の規定に基づき、市町村（特別区を含む。以下同じ。）が支弁する施設型給付費等の支給に要する費用の一部を負担することにより、子どもが健やかに成長するように支援することを目的とする。			
支援対象	市町村	補助率	国：1/2 都道府県、市町村：各1/4	
対象事業	<p>・ 特例保育</p> <p>認可保育所の設置など特定教育・保育及び特定地域型保育の確保が著しく困難である離島その他の地域において、教育・保育を必要とする就学前子どもを対象に、へき地保育所での特例保育の実施に要する費用を給付する。</p>			
支援内容	特例保育の実施に要する費用につき国が1/2、都道府県が1/4、市町村が1/4を負担する。			
離島での実績	対馬市、薩摩川内市、壱岐市等			
備考	補助率は事業主拠出金充当額控除後の負担割合			
担当部署	内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）付			
連絡先	03-5253-2111			
参照 HP				

# へき地保育所に対する財政支援について

## 特例地域型保育給付（特例保育）

令和3年度予算額（当初） 1兆3,932億円の内数 → 令和4年度予算額 1兆4,918億円の内数  
（※子どものための教育・保育給付交付金の一部として実施）

### 事業概要

特定教育・保育及び特定地域型保育の確保が著しく困難である離島その他の地域（へき地）において、教育・保育を必要とする就学前子どもを対象に、へき地保育所での特例保育の実施に要する費用を給付する。（子ども・子育て支援法第30条第1項第4号）

（参考）子ども・子育て支援法(抄)

第三十条 市町村は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、当該特定地域型保育（第三号に規定する特定利用地域型保育にあつては、保育必要量の範囲内のものに限る。）に要した費用又は第四号に規定する特例保育（第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（以下「保育認定子ども」という。）に係るものにあつては、保育必要量の範囲内のものに限る。）に要した費用について、特例地域型保育給付費を支給することができる。

四 特定教育・保育及び特定地域型保育の確保が著しく困難である離島その他の地域であつて内閣総理大臣が定める基準に該当するものに居住地を有する教育・保育給付認定保護者に係る教育・保育給付認定子どもが、特例保育（特定教育・保育及び特定地域型保育以外の保育をいい、第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係るものにあつては、同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対して提供される教育に係る標準的な一日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める一日当たりの時間及び期間の範囲内において行われるものに限る。以下同じ。）を受けたとき。

### 実施主体

市町村

### 負担割合

国 1 / 2、都道府県 1 / 4、市町村 1 / 4

### 創設年度

平成27年度（平成26年度以前は子どものための教育・保育給付交付金とは異なる形態で補助を実施）

### か所数

平成27年	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
371か所	346か所	309か所	294か所	274か所	238か所	225か所

No.	8		R4 当初予算 R3 補正予算	10,615 百万円 1,175 百万円
事業名	子ども・子育て支援施設整備交付金		府省庁名	内閣府
概要	市町村が、放課後児童クラブ及び病児保育事業を整備するために要する経費の一部を補助する。			
支援対象	市町村	補助率	国：1/3、 都道府県、市町村：各1/3 等	
対象事業	<p>(1) 放課後児童クラブ整備費 子ども・子育て支援法における市町村子ども・子育て支援事業計画及び「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童クラブを整備するために要する経費の一部を補助する。</p> <p>(2) 病児保育施設整備費 病児保育施設を整備するために要する経費の一部を補助する。</p>			
支援内容	<p>(1) 放課後児童クラブ整備費</p> <p>①市町村が整備を行う場合、②市町村が社会福祉法人等が行う施設の整備に対して補助を行う場合</p> <p>① 国：1/3 都道府県、市町村：各1/3</p> <p>② 国：2/9 都道府県、市町村：各2/9 社会福祉法人等：1/3</p> <p>放課後児童クラブや保育園等の待機児童が発生している、又は子育て安心プランに参加している場合は、補助率の嵩上げを実施</p> <p>① 国：2/3 都道府県、市町村：各1/6</p> <p>② 国：1/2 都道府県、市町村：各1/8 社会福祉法人等：1/4</p> <p>(2) 病児保育施設整備費</p> <p>① 国：1/3 都道府県、市町村：各1/3</p> <p>② 国：3/10 都道府県、市町村：各3/10 社会福祉法人等：1/10</p>			
離島での実績	令和2年度：放課後児童クラブ 2か所			
備考	対象となる施設が奄美群島振興開発特別措置法、離島振興法、小笠原諸島振興開発特別措置法の指定地域のいずれかに所在する場合は、算出された補助基準額に、0.08 を乗じて得られた額を加算し、交付基礎額を算出する。			
担当部署	内閣府子ども・子育て本部			
連絡先	TEL 03-5253-2111			
参照 HP				

# 子ども・子育て支援施設整備交付金について

令和4年度予算 106億円  
(※子ども・子育て支援施設整備交付金の一部として実施)

## 事業概要

市町村が、放課後児童クラブ及び病児保育事業を整備するために要する経費の一部を補助する。

### (1) 放課後児童クラブ整備費

子ども・子育て支援法における市町村子ども・子育て支援事業計画及び「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童クラブを整備するために要する経費の一部を補助する。

### (2) 病児保育施設整備費

病児保育施設を整備するために要する経費の一部を補助する。

## 実施内容等

【実施主体】 市町村(特別区含む) 【補助対象事業者】 市町村、社会福祉法人、学校法人、市町村が認めた者 等

【補助率】 ①市町村が整備を行う場合、②市町村が社会福祉法人等が行う施設の整備に対して補助を行う場合

### (1) 放課後児童クラブ整備費

①国:1/3 都道府県、市町村:各1/3 ②国:2/9 都道府県、市町村:各2/9 社会福祉法人等:1/3

注:放課後児童クラブや保育所等の待機児童が発生している、又は新子育て安心プランに参加している場合は、補助率の高上げを実施

①国:2/3 都道府県、市町村:各1/6 ②国:1/2 都道府県、市町村:各1/8 社会福祉法人等:1/4

### (2) 病児保育施設整備費

①国:1/3 都道府県、市町村:各1/3 ②国:3/10 都道府県、市町村:各3/10 社会福祉法人等:1/10

【令和4年度の主な改善事項】 新型コロナウイルス感染症対策のために実施する大規模修繕について、対象となる補助下限額を、300万円に引き下げ。(通常は500万円)

## 【令和4年度基準額案(創設の場合)】

(1) 放課後児童クラブ整備費 29,060千円(単独設置)、58,120千円(放課後子供教室と一体的に実施等)

(2) 病児保育施設整備費 39,476千円

※沖縄振興計画、過疎地域自立促進市町村計画、山村振興計画、津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合、別途加算  
※特別豪雪地帯、奄美群島、離島振興対策実施地域、小笠原諸島に所在する場合は、補助基準額に0.08を乗じた額を加算

【交付実績(令和2年度)】 放課後児童クラブ 2か所

No.	9	R4 予算額	805 百万円
事業名	過疎地域持続的発展支援交付金	府省庁名	総務省
概要	<p>過疎地域等における地域課題解決のための取組を支援することにより、過疎地域の持続的発展を支援（下記のメニューにより、ハード・ソフト両面から支援）</p> <p>①過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業  ②過疎地域持続的発展支援事業  ③過疎地域集落再編整備事業  ④過疎地域遊休施設再整備事業</p>		
支援対象	<p>①：条件不利地域を有する市町村  ②：過疎地域を有する市町村及び一部事務組合並びに都道府県  ③：過疎地域を有する市町村  ④：過疎地域を有する市町村及び一部事務組合</p>	補助率	<p>① 10 / 10  ② 市町村等 10 / 10  都道府県 1 / 2 or 6 / 10  ③ 1 / 2 以内  ④ 1 / 3 以内</p>
対象事業	<p>①過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基幹集落を中心に周辺の複数集落をひとつのまとまりとする「集落ネットワーク圏」（小さな拠点）において、地域運営組織等が行う生活支援の取組や「なりわい」を創出する活動を支援。</li> </ul> <p>②過疎地域持続的発展支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 過疎地域の地域課題解決を図り、持続的発展に資する取組として、過疎市町村が実施するICT等技術活用事業、都道府県が行う人材育成事業等を支援。</li> </ul> <p>③過疎地域集落再編整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 過疎地域における定住を促進するため、基幹的な集落等に住宅団地を造成する事業や、空き家を有効活用し住宅を整備する事業等に対して補助。</li> </ul> <p>④過疎地域遊休施設再整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 過疎地域に存在している廃校舎等の遊休施設を有効活用し、地域振興施設として再整備する事業に対して補助。</li> </ul>		

支援内容	<p>①過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業  事業主体：地域運営組織等  交付対象者：条件不利地域を有する市町村（上記の事業主体への間接補助）  対象地域：過疎地域（過疎地域以外の条件不利地域も含む。）  補助対象：地域運営組織が活性化プランに基づき実施する事業（主にソフト事業）  補助率：10/10（交付対象経費の上限額 1,500 万円）  下記を実施する場合には上乗せ支援  専門人材を活用する事業（+500 万円）  ICT等技術を活用する事業（+1,000 万円）  上記の併用事業（+1,500 万円）</p> <p>②過疎地域持続的発展支援事業  事業主体：過疎市町村（※1）、都道府県  交付対象者：上記事業主体に掲げる過疎地域市町村、一部事務組合等、都道府県  対象地域：過疎地域  補助対象：過疎地域市町村が実施する ICT 等技術活用事業、  都道府県が行う人材育成事業  補助率：市町村等 10/10、都道府県 1/2 or 6/10（※2）  （交付対象経費の上限額 2,000 万円）</p> <p>③過疎地域集落再編整備事業  事業主体：過疎地域市町村  交付対象者：上記事業主体に掲げる過疎地域市町村又は一部事務組合等  対象地域：過疎地域  補助対象：団地造成費・空き家改修費等  補助率：1/2 以内</p> <p>④過疎地域遊休施設再整備事業  事業主体：過疎地域市町村（※1）  交付対象者：上記事業主体に掲げる過疎地域市町村又は一部事務組合等  対象地域：過疎地域  補助対象：遊休施設改修費  補助率：1/3 以内  （※1）構成市町村の1/2以上が過疎地域市町村である一部事務組合等も含む  （※2）財政力指数 0.51 未満の都道府県に限る</p>
離島での実績	令和3年度：1件
備考	
担当部署	総務省自治行政局地域自立応援課過疎対策室
連絡先	03-5253-5536
参照 HP	

# 過疎地域持続的発展支援交付金

R4予算額：8.0億円  
(R3予算額：7.8億円)

○ 過疎地域等における地域課題解決のための取組を支援することにより、過疎地域の持続的発展を支援。

## ① 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業 (まち・ひと・しごと創生総合戦略「小さな拠点」の形成関連事業)

○ 基幹集落を中心に周辺の複数集落をひとつのまとまりとする「集落ネットワーク圏」(小さな拠点)において地域運営組織等が行う生活支援の取組や「なりわい」を創出する活動等を支援。(定額補助)

※ 交付対象経費の限度額 1,500万円  
(下記事業については、限度額を上乘せ)

- ① 専門人材を活用する事業(+500万円)
- ② ICT等技術を活用する事業(+1,000万円)
- ③ 上記(①+②)併用事業(+1,500万円)

○ 令和4年度予算額 4.0億円(令和3年度予算額4.0億円)

## ③ 過疎地域集落再編整備事業

○ 過疎市町村が過疎地域の集落再編を図るために行う次の事業に対して補助(1/2補助)

- ・定住促進団地整備事業
- ・定住促進空き家活用事業
- ・集落等移転事業
- ・季節居住団地整備事業

○ 令和4年度予算額 0.9億円(令和3年度予算額0.9億円)

## ② 過疎地域持続的発展支援事業

○ 過疎地域の地域課題解決を図り、持続的発展に資する取組として、過疎市町村が実施するICT等技術活用事業、都道府県が行う人材育成事業等を支援。(市町村：定額補助 都道府県：6/10、1/2補助)

※ 過疎地域等自立活性化推進事業を発展的に改組し、事業主体に都道府県を追加

※ 交付対象経費の限度額 2,000万円

○ 令和4年度予算額 2.5億円(令和3年度予算額2.3億円)

## ④ 過疎地域遊休施設再整備事業

○ 過疎市町村が過疎地域にある遊休施設を再活用して地域間交流及び地域振興、地域課題解決を図るための施設整備に対して補助(1/3補助)

〈例〉

- ・テレワーク施設やサテライトオフィス等働く場の整備事業
- ・地域運営組織等のコミュニティ拠点施設
- ・食肉、農産物等の加工施設

○ 令和4年度予算額 0.6億円(令和3年度予算額0.6億円)

# 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業

R4 予算額: 4億円  
(R3 予算額: 4億円)

○「集落ネットワーク圏」(小さな拠点)において、生活支援や「なりわい」の創出等の地域課題の解決に資する取組を幅広く支援(特に専門人材やICT等技術を活用する場合には上乗せ支援)。

## 施策の概要

- (1) 対象地域 過疎地域をはじめとした条件不利地域
  - (2) 事業主体 集落ネットワーク圏を支える中心的な組織  
(地域運営組織等)
  - (3) 対象事業 集落機能の維持・活性化プランに基づく取組
  - (4) 交付対象経費の限度額 1,500万円 (定額補助)
- ※下記事業については、限度額を上乗せ
- ① 専門人材を活用する事業(+500万円)
  - ② ICT等技術を活用する事業(+1,000万円)
- 上記(①+②)併用事業(+1,500万円)

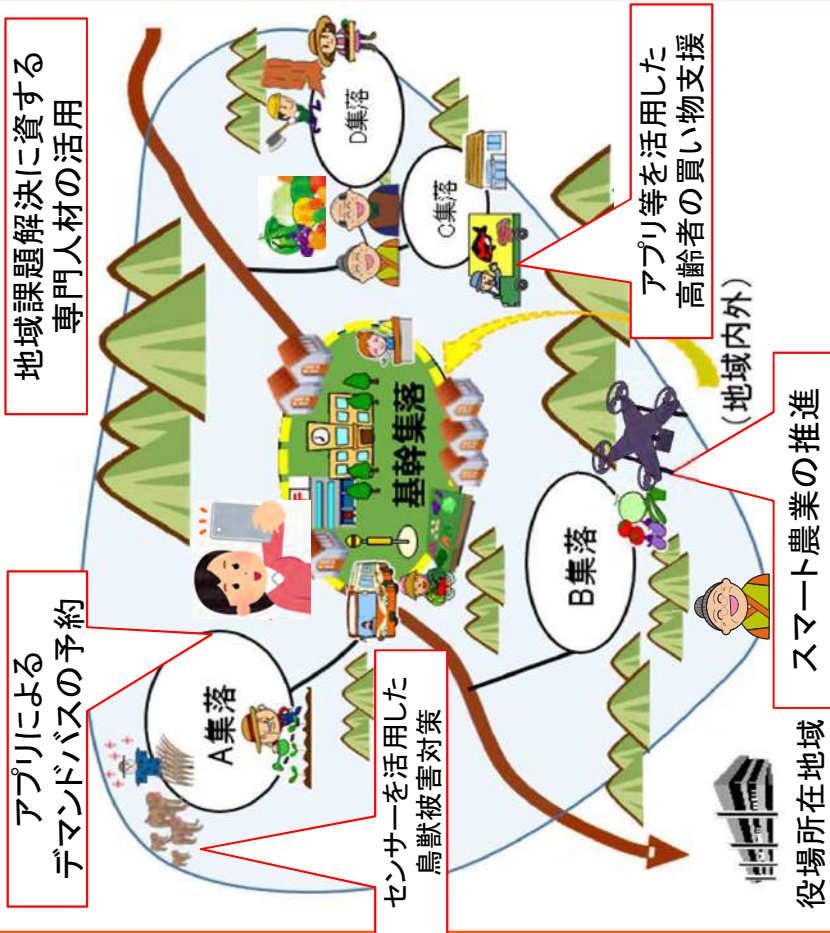
### ① 専門人材活用のイメージ

特産品開発、観光振興、地域交通、地域人材育成、移住定住促進、ICT技術等に関する専門的知識を有するアドバイザー、事業者等

### ② ICT等技術活用のイメージ

ドローンを活用した買物支援、センサーを用いた鳥獣被害対策、対話型アプリを活用した高齢者の見守り、オンラインによる学習環境整備等

## 集落ネットワーク圏における取組のイメージ



※範囲は、新旧小学校区、旧町村等を想定



# 過疎地域持続的発展支援事業

R4予算額:2.5億円  
(R3予算額:2.3億円)

○ 過疎地域の持続的発展に必要な人材育成事業、ICT等技術活用事業を支援。

## 施策の概要

- (1) 対象地域 過疎地域
- (2) 事業主体 ① 過疎市町村  
② 都道府県
- (3) 交付対象経費の限度額 2,000万円
- (4) 交付率 ① 定額  
② 1/2又は6/10(※)  
※財政力指数0.51未満の都道府県に限る

(5) 対象事業

### ○人材育成事業

- (主として都道府県実施を想定。ただし、伝統、文化の継承など地域が特定される場合は、市町村実施も可)
- ・ 地域リーダーの育成
- ・ 他地域との交流やネットワークの強化 等

### ※育成すべき人材(地域のリーダー)のイメージ

様々な地域組織や活動に横断的に関わる人材(横串人材)、地域資源を活用し、地場産品開発や地域PRができる人材、地域内人材と外部人材をつなぐ人材、PRリテラシーに長けた人材 等

### ○ICT等技術活用事業 (過疎市町村のみ)

- ・ 集落等のテレワーク環境整備
- ・ オンラインでの健康相談
- ・ アプリを活用した災害情報などの生活情報配信
- ・ ドローンを活用した買物等の生活支援
- ・ センサーを使った鳥獣対策 等

## 人材育成事業のイメージ



### 【実施例】

複数の過疎市町村を対象とし都道府県主催で行う地域リーダー育成、交流、分野別人材育成研修事業 等

## ICT等技術活用事業のイメージ



### 【実施例】

AIを活用した自動配車システムの構築、オンラインでの健康相談体制の構築 等

# 過疎地域集落再編整備事業

R4 予算額: 0.9 億円  
(R3 予算額: 0.9 億円)

○ ポストコロナ社会を見据え、都市部から過疎地域への移住を推進するとともに、過疎地域における定住を促進するため、定住促進団地の整備や空き家を活用した住宅整備等を支援

## 施策の概要

### (1) 事業の種類

#### ① 定住促進団地整備事業

過疎市町村が実施する基幹的な集落等に住宅団地を造  
成する事業に対して補助

#### ② 定住促進空き家活用事業

過疎市町村内に点在する空き家を有効活用し、過疎市  
町村が実施する住宅整備に対して補助

#### ③ 集落等移転事業

基礎的条件が著しく低下した集落又は孤立散在する住  
居の基幹的な集落等への移転事業に対して補助

#### ④ 季節居住団地整備事業

交通条件が悪く、公共サービスの確保が困難な地域に  
ある住居を対象にした、冬期間など季節居住等のための  
団地形成事業に対して補助

### (2) 実施主体

過疎市町村

### (3) 交付率

1/2 以内

## 事業のイメージ

### 定住促進団地整備事業

交付対象経費の限度額  
3,877千円 × 戸数



過疎地域内で定住促進  
のための住宅団地を造成

### 定住促進空き家活用事業

交付対象経費の限度額  
4,000千円 × 戸数



改修前



改修後

過疎地域内の空き家を  
移住者等への住宅へ改修

# 過疎地域遊休施設再整備事業

R4予算額:0.6億円  
(R3予算額:0.6億円)

○ 過疎地域内の遊休施設を有効活用し、地域間交流促進や地域振興に資する施設へ再整備する取組を支援

## 施策の概要

過疎地域に数多く存在している廃校舎や使用されていない家屋等の遊休施設を有効活用し、地域振興、地域課題解決に資する施設や都市住民等との地域間交流を促進するための農林漁業等体験施設、生産加工施設、地域芸能・文化体験施設等の整備事業に対して補助

(1) 事業主体

過疎市町村

(2) 交付対象経費の限度額

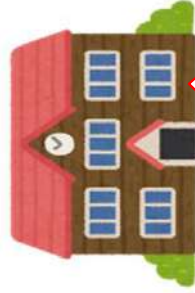
60,000千円

(3) 交付率

1/3以内

## 事業のイメージ

### 過疎地域内の遊休施設



廃校舎



使用されて  
いない旧公民館



使用されて  
いない倉庫等

改修

### 過疎地域内の課題解決に対応した施設へ



テレワーク施設や  
サテライトオフィス等  
働く場の施設整備



地域運営組織等の  
コミュニティ拠点施設



食肉、農産物等の  
加工施設

No.	10	R4 予算額	1,500 百万円
事業名	携帯電話等エリア整備事業	府省庁名	総務省
概要	携帯電話等は国民生活に不可欠なサービスとなっているが、地理的な条件や事業採算上の問題により、サービスを利用することができない地域や5G等の高度化サービスが利用できない地域がある。このような地域において携帯電話等を利用可能とするとともに、新たな日常を支える5G等の高度化サービスの普及を促進することにより、電波の利用に関する不均衡を緩和し、電波の適正な利用を確保することを目的とする。		
支援対象	地方公共団体、無線通信事業者等	補助率	1/3、1/2、2/3、4/5
対象事業	離島等の地理的に条件不利な地域において、地方公共団体が携帯電話等の基地局施設（鉄塔、無線設備等）、伝送路施設（光ファイバ等）を設置する場合や、無線通信事業者等が高度化施設（5G等の無線設備等）の設置や基地局の開設に必要な伝送路施設を整備する場合に、国が当該施設の設置費用等の一部を補助する。		
支援内容	<p>ア 事業主体：地方公共団体 ←基地局施設・伝送路施設（設置費用） 無線通信事業者等←高度化施設（設置費用）・伝送路施設（運用費用）</p> <p>イ 対象地域：地理的に条件不利な地域（離島、過疎地、辺地、半島など）</p> <p>ウ 補助対象：基地局施設（鉄塔、局舎、無線設備等）・伝送路施設（光ファイバ等）・高度化施設（5G等の無線設備等）の設置費用 伝送路施設の運用費用（中継回線事業者の設備の10年分の使用料）</p> <p>エ 補助率：基地局施設の設置費用 1/2（複数者参画の場合 2/3） 高度化施設の設置費用 1/2（複数者共同整備等の場合 2/3） 伝送路施設の運用費用 1/2（世帯数が100未満等の場合 2/3） 伝送路施設の設置費用 1/2（財政力指数0.3未満の有人国境離島市町村（全部離島）の場合 4/5、その他の離島市町村の場合 2/3、普通交付税不交付都道府県の場合 1/3）</p>		
離島での実績	<p>H24 鹿児島県瀬戸内町（基地局設置費用を補助）、長崎県対馬市（基地局設置費用・伝送路運用費用を補助）</p> <p>H29 伊豆島しよ部（神津島-式根島-新島：伝送路施設設置費用を補助）</p> <p>H29 伊豆島しよ部（新島-利島-大島：伝送路施設設置費用を補助）</p> <p>H30 伊豆島しよ部（八丈島、青ヶ島：伝送路施設設置費用を補助）</p> <p>H30 鹿児島県十島村（中之島-諏訪之瀬島-平島：伝送路施設設置費用を補助）</p> <p>R1 鹿児島県十島村（中之島-口之島、宝島-小宝島：伝送路施設設置費用を補助）</p> <p>R1 鹿児島県瀬戸内町（奄美大島～加計呂麻島：伝送路施設設置費用を補助）</p> <p>R1 長崎県対馬市（基地局設置費用を補助）</p> <p>R2 島根県隠岐の島町（高度化施設設置費用を補助）、沖縄県竹富町（高度化施設設置費用を補助）</p> <p>R3 鹿児島県龍郷町（基地局設置費用を補助）、沖縄県大宜味村（高度化施設設置費用を補助）</p> <p style="text-align: right;">（注）実施中のものを含む。</p>		
備考			
担当部署	総務省総合通信基盤局 電波部 移動通信課、電気通信事業部 事業政策課 ブロードバンド整備推進室		
連絡先	TEL 03-5253-5894、03-5253-5866		
参照 HP	<a href="http://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/fees/purpose/keitai/index.htm">http://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/fees/purpose/keitai/index.htm</a>		

# 携帯電話等エリア整備事業の概要

地理的に条件不利な地域（過疎地、辺地、離島、半島など）において携帯電話等を利用可能とするとともに、5G等の高度化サービスとの普及を促進することにより、電波の利用に関する不均衡を緩和し、電波の適正な利用を確保することを目的とする。

## 施策の概要

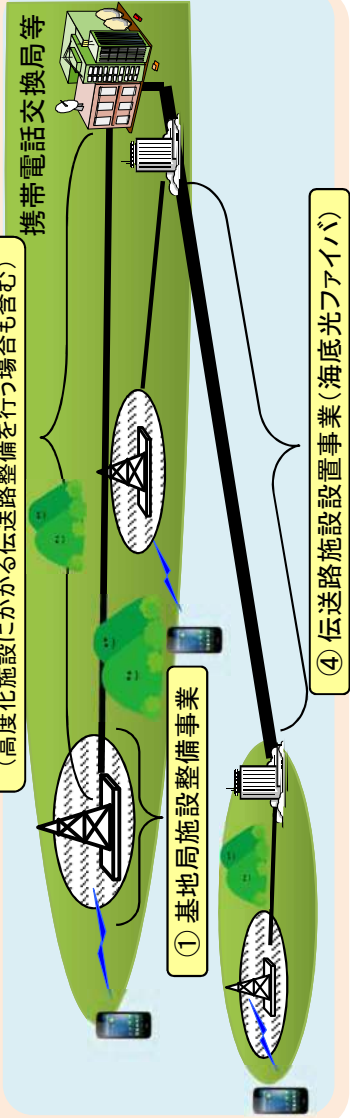
令和4年度予算額 1,500百万円  
 令和3年度補正予算額 1,301百万円  
 (令和3年度当初予算額 1,514百万円)

事業名	事業内容	事業主体	補助率
① 基地局施設整備事業	圏外解消のため、携帯電話等の基地局施設を設置する場合の整備費を補助	地方公共団体	【1 社参画の場合】 国 1/2 都道府県 1/5 市町村※1 3/10 国 2/3 都道府県 2/15 市町村※1 1/5 【複数社参画の場合】
② 伝送路施設運用事業	圏外解消又は高度化無線通信を行うため、携帯電話等の基地局開設に必要な伝送路を整備する場合の運用費を補助	無線通信事業者／インフラシェアリング事業者 ※2	【圏外解消 100世帯以上】 国 1/2 無線通信事業者等 1/2 【圏外解消 100世帯未満】 国 2/3 無線通信事業者等 1/3 【高度化無線通信用 1 社整備の場合】 国 1/2 無線通信事業者等 1/2 【複数社共同整備等の場合】 国 2/3 無線通信事業者等 1/3
③ 高度化施設整備事業	3G・4Gを利用できないエリアで高度化無線通信を行うため、5G等の携帯電話の基地局を設置する場合の整備費を補助	地方公共団体	国 2/3 ※3 離島市町村 1/3 【複数社共同整備等の場合】 国 2/3 無線通信事業者等 1/3
④ 伝送路施設設置事業	圏外解消のため、携帯電話等の基地局開設に必要な伝送路を設置する場合の整備費を補助	地方公共団体	国 2/3 ※3 離島市町村 1/3 【複数社共同整備等の場合】 国 2/3 無線通信事業者等 1/3

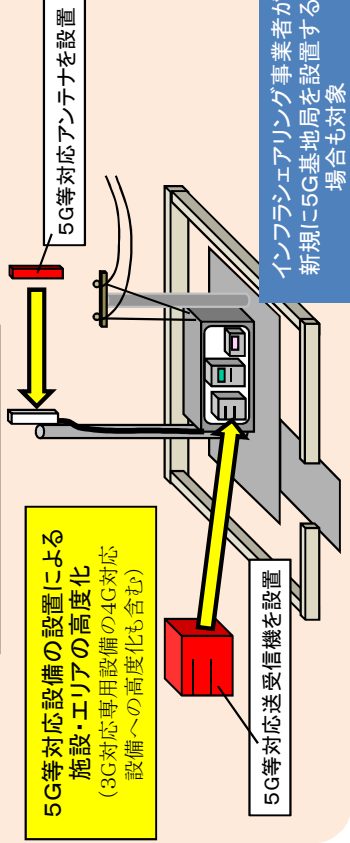
※1：地方自治法等に基づき一部は携帯電話事業者において負担

※2、本事業において、インフラシェアリング事業者とは、自らは携帯電話サービスを提供するために必要な設備を整備する者をいいます。携帯電話サービスを提供する者には、自らは携帯電話サービスを行わず、専ら複数の無線通信事業者が鉄塔やアンテナなどを共用（インフラシェアリング）して

イメージ図



イメージ図



No.	11	R4 当初予算 R3 補正予算	3,683 百万円 1,782 百万円
事業名	高度無線環境整備推進事業	府省庁名	総務省
概要	特定周波数への逼迫を回避することにより、電波の有効かつ公平な利用を確保するとともに、5G や IoT 等による地域活性化や地域の課題解決を支援することを目的とする。		
支援対象	自治体、第3セクター、一般社団法人等、民間事業者	補助率	1/3、1/2、2/3
対象事業	離島等の条件不利地域において、地方公共団体や電気通信事業者等が、高速・大容量無線通信の前提となる光ファイバを整備する場合にその事業費の一部を補助する。また、令和3年度より、地方公共団体が行う離島地域の光ファイバ等の維持管理に要する経費に関して、その一部を補助する。		
支援内容	自治体が整備する場合：1/2 (財政力指数 0.5 以上の場合 1/3、離島地域の場合 2/3) ※離島地域の光ファイバ等の維持管理補助は、収支赤字の 1/2 第3セクター・民間事業者が整備する場合：1/3 (離島地域の場合 1/2)		
離島での実績	R3実績 (光ファイバ整備費用等を交付決定) 東京都新島村 (新島、式根島)、東京都利島村 (利島)、東京都 (利島、新島、式根島、神津島、御蔵島、青ヶ島)、広島県大崎上島町 (大崎上島、長島、生野島)、香川県丸亀市 (本島、広島)、長崎県壱岐市 (壱岐島)、鹿児島県伊仙町 (徳之島)、鹿児島県三島村 (竹島、硫黄島、黒島)、鹿児島県西之表市 (種子島)		
備考			
担当部署	総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課ブロードバンド整備推進室		
連絡先	TEL 03-5253-5866		
参照 HP	<a href="https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/broadband/">https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/broadband/</a>		

# 高度無線環境整備推進事業

- 5G・IoT等の高度無線環境の実現に向けて、条件不利地域において、地方公共団体、電気通信事業者等による、高速・大容量無線通信の前提となる伝送路設備等の整備を支援。具体的には、無線局エントランスまでの光ファイバを整備する場合に、その整備費の一部を補助する。
- また、地方公共団体が行う離島地域の光ファイバ等の維持管理に要する経費に関して、その一部を補助する。

**ア 事業主体:** 直接補助事業者: 自治体、第3セクター、一般社団法人等、間接補助事業者: 民間事業者

**イ 対象地域:** 地理的に条件不利な地域(過疎地、辺地、離島、半島、山村、特定農山村、豪雪地帯)

**ウ 補助対象:** 伝送路設備、局舎(局舎内設備を含む。)等

**エ 負担割合:** (自治体が整備する場合)

【離島】

国	自治体
2/3	1/3

【その他の条件不利地域】

国(※)	自治体(※)
1/2	1/2

(※)財政力指数0.5以上の自治体  
は国庫補助率1/3

令和4年度予算額 : 36.8 億円

令和3年度補正予算額: 17.8 億円  
( 令和3年度予算額: 36.8億円)

【第3セクター・民間事業者が整備する場合】

国	3セク・民間
1/2	1/2

【その他の条件不利地域】

国	3セク・民間
1/3	2/3

※離島地域の光ファイバ等の維持管理補助は、収支赤字の1/2

## イメージ図

高速・大容量無線通信の前提となる伝送路



※新規整備に加え、令和2年度からは、電気通信事業者が公設設備の譲渡を受け、(5G対応等の)高度化を伴う更新を行う場合も補助。(公設のままの高度化や高度化しない更新は対象外)

※令和3年度補正予算では補助要件の拡大や補助率のかさ上げなどの措置あり

No.	12		R4 予算額	194 百万円の内数
事業名	地域ケーブルテレビネットワーク整備事業 (放送ネットワーク整備支援事業)		府省庁名	総務省
概要	被災情報や避難情報など、国民の生命・財産の確保に不可欠な情報を確実に伝達するため、災害発生時に地域において重要な情報伝達手段となる放送ネットワークの強靱化を実現する。			
支援対象	①市町村、市町村の連携主体 ②第三セクター	補助率	① 1 / 2 ② 1 / 3	
対象事業	放送・通信網の切断による情報遮断の回避といった防災上の観点から、地域ケーブルテレビネットワークについて、有線網切断が想定される箇所等の2ルート化、一部無線化や、監視制御機能の強化に係る設備等の整備費用の一部を補助する。(離島地域等条件不利地域については、2ルート化と同時に行う、老朽化した既存幹線の更新も補助対象。) ※ 条件不利地域：離島、豪雪地帯、辺地、山村、半島、特定農山村、過疎地域			
支援内容	○補助率 (1) 市町村及び市町村の連携主体：1 / 2 (2) 第三セクター：1 / 3 (過疎債・辺地債は、(1)の場合、充当可能。(2)の場合も、市町村が補助を行う場合は同様。) ○補助対象経費 センター施設、送受信装置、伝送施設、鉄塔、局舎、無線設備、用地取得費等			
離島での実績	令和3年度実績なし			
備考				
担当部署	総務省情報流通行政局衛星・地域放送課地域放送推進室			
連絡先	TEL 03-5253-5808			
参照 HP	<a href="https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/housou_suishin/cable_kyoujin.html">https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/housou_suishin/cable_kyoujin.html</a>			



# 地域ケーブルテレビネットワーク整備事業

災害時の情報伝達手段を確保する観点から、ケーブルテレビ網について以下の支援を実施

- ① ネットワークの切断が想定される箇所等の**2ルート化**(無線化を含む)や**監視制御機能の強化**等
- ② **条件不利地域**における「**2ルート化**と**同時に行う**」老朽化した**既存幹線の更新**

○ **令和4年度予算額 1.9億円**※

※地上基幹放送ネットワーク整備事業等と併せた「放送ネットワーク整備支援事業」の予算額

○ **補助対象**

市町村、市町村の連携主体又は第三セクター

○ **補助率**

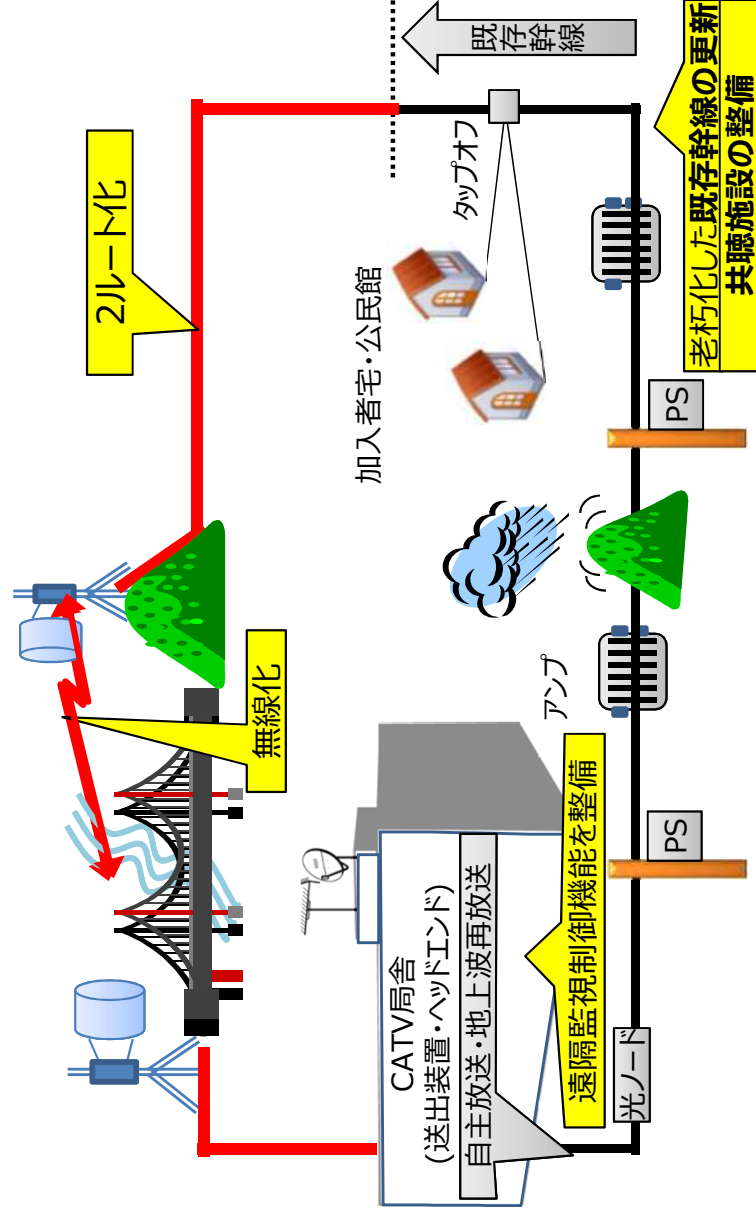
(1)市町村及び市町村の連携主体：1/2

(2)第三セクター：1/3

(過疎債・辺地債は、(1)の場合、充当可能。  
(2)の場合も、市町村が補助を行う場合は同様。)

○ **補助対象経費**

センター施設、送受信装置、伝送施設、  
鉄塔、局舎、無線設備、用地取得費 等



(条件不利地域に限る)

No.	13	R4 予算額 R3 補正予算	900 百万円 1,100 百万円
事業名	「新たな日常」の定着に向けたケーブルテレビ 光化による耐災害性強化事業	府省庁名	総務省
概要	激甚化する自然災害等への課題に対処し、ポストコロナにおける「新たな日常」の定着に資するため、ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化（ケーブルテレビネットワーク光化）を実施する。		
支援対象	① 市町村、市町村の連携主体 ② 第三セクター ※①及び②の承継事業者を含む	補助率	① 1/2 ② 1/3
対象事業	災害時等の確実かつ安定的な情報伝達の確保等の観点から、条件不利地域等に該当する地域におけるケーブルテレビ網の光化等の整備費用の一部を補助する。 ※ 条件不利地域：離島、豪雪地帯、辺地、山村、半島、特定農山村、過疎地域		
支援内容	○補助対象 以下の①～③のいずれも満たす地域の市町村、市町村の連携主体又は第三セクター ①ケーブルテレビが地域防災計画に位置付けられている市町村 ②条件不利地域 ③財政力指数が0.5以下の市町村その他特に必要と認める地域 ○補助率 (1) 市町村及び市町村の連携主体（承継事業者）：1/2 (2) 第三セクター（承継事業者）：1/3 （過疎債・辺地債は、(1)の場合、充当可能。(2)の場合も、市町村が補助を行う場合は同様。） ○補助対象経費 光ファイバケーブル、送受信設備、アンテナ等		
離島での実績	R2 宮古島市		
備考			
担当部署	総務省情報流通行政局衛星・地域放送課地域放送推進室		
連絡先	TEL 03-5253-5808		
参照 HP	<a href="https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/housou_suishin/cable_fiber.html">https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/housou_suishin/cable_fiber.html</a>		

# 「新たな日常」の定着に向けたケーブルテレビ光化による耐災害性強化事業

- 「新たな日常」の定着・加速に向けて、新型コロナウイルス対策と災害対策を同時に進めることが必要。
- 災害時には、新型コロナウイルスへの感染拡大の防止のため、在宅避難・分散避難がこれまでに求められる。在宅でも、放送により信頼できる災害情報を確実に得られるよう、地域の情報通信基盤であるケーブルテレビネットワークの光化による耐災害性強化が必要。
- 災害時において、放送により確実かつ安定的な情報伝達が確保されるよう、条件不利地域等に該当する地域におけるケーブルテレビネットワークの光化に要する費用の一部を補助する。

## 事業イメージ

【令和4年度予算 9.0(億円)  
(令和3年度補正予算 11.0(億円))

### ○ 事業主体

市町村、市町村の連携主体又は第三セクター

(これらの者から施設の譲渡を受ける等により、ケーブルテレビの業務提供に係る役割を継続して果たす者(承継事業者)を含む。)

### ○ 補助率

- (1)市町村及び市町村の連携主体(承継事業者) : 1/2
- (2)第三セクター(承継事業者) : 1/3

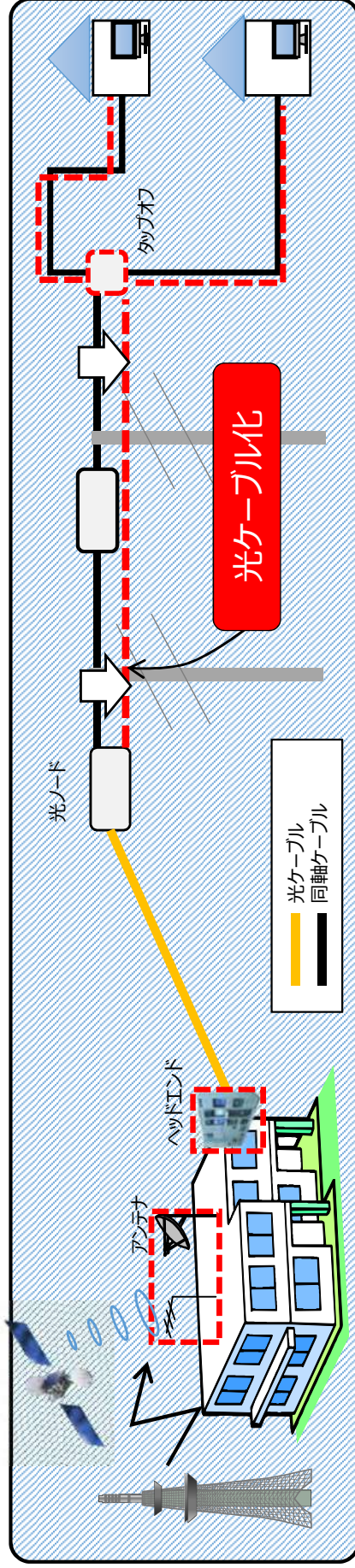
### ○ 補助対象経費(下図の赤字部分)

光ファイバケーブル、送受信設備、アンテナ 等

### ○ 補助対象地域

以下の①～③のいずれも満たす地域

- ①ケーブルテレビが地域防災計画に位置付けられている市町村
- ②条件不利地域
- ③財政力指数が0.5以下の市町村その他特に必要と認められる地域



No.	14	R4 予算額	—
事業名	離島における公立の高等学校等の教職員定数の加算	府省庁名	文部科学省
概要	離島の教育の特殊事情に鑑み、離島の公立高等学校等の教職員定数について、加配措置を行うもの。(全額地方交付税措置)		
支援対象	公立高等学校等のある離島を有する都道府県、市町村	補助率	—
対象事業	—		
支援内容	公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和 36 年法律第 188 号）附則第 11 項に基づき、離島に高等学校（中等教育学校後期課程を含む。）及び特別支援学校高等部が設置されているときは、離島の教育の特殊事情に鑑み、教職員定数に、政令で定める数を加える。		
離島での実績	令和 3 年度予算：100 人		
備考			
担当部署	文部科学省初等中等教育局財務課		
連絡先	03-6734-2038		
参照 HP			

# 加配教職員定数について(高校)

高等学校における加配教職員定数は、少人数指導等の実施、中途退学や日本語指導の対応など、学校が個々に抱える問題解決のために、基本的な教職員定数とは別に特例的に措置しているものであり、学校規模等により算定される基本的な定数とともに地方財政計画人員に計上され、全額地方交付税措置がなされるものである。

## 令和4年度予算における加配教職員定数一覧

加配事項	内 容	予算定数
指導方法改善※ (法9条2項)	外国語のオーラルコミュニケーション、数学のコンピュータ授業などにおける少人数指導	1,066人
通級による指導 (法22条3号)	高等学校における障害に応じた特別の指導(通級による指導)に対応	(+47人) 301人
生徒支援※ (法22条3号)	中途退学や日本語指導など教育指導上特別な配慮が必要な生徒対応	1,191人
養護教諭 (法22条3号)	事件の発生に伴う心のケアなど生徒の心身の健康への対応	84人
職業系類型・コース開設※ (法22条4号)	普通科において職業系の類型・コースを開設し、多様な教育を展開	346人
多様な教科・科目開設※ (法22条4号)	普通科において多数の教科・科目を開設し、多様な教育を展開	737人
研修等定数 (法22条5号)	資質向上のための教員研修、初任者研修、教育指導の改善研究対応	(▲47人) 2,340人
離島地域 (法附則11項)	離島地域の高校又は特別支援学校高等部における教育の充実への対応	100人
合 計		6,165人

※上記、4つの事項については、各項目10人程度の小規模校向けの優先枠を設ける

No.	15	R4 予算額	230 百万円
事業名	離島高校生修学支援事業	府省庁名	文部科学省
概要	<p>高校未設置離島の高校生を対象に、教育費負担が重くなっている通学費、居住費に要する経費を支援する都道府県及び市町村に対する補助</p>		
支援対象	都道府県、市町村	補助率	1 / 2 以内
対象事業	<p>高校未設置の離島に住む高校生が、高校進学のために島外に通学及び居住することになることから、通学費や居住費などを対象に修学支援に要する経費の援助を行う都道府県及び市町村に対し、国がこれに要する経費の一部を補助するもの</p> <p>(1) 通学に要する交通費</p> <p>(2) 居住費</p>		
支援内容	<p>(1) 生徒の自宅から学校所在地まで、常態として（夏期間のみなど季節単位も含む。）交通機関を利用して通学する生徒の旅客運賃等をいう。</p> <p>(2) 高等学校等へ通学するため、生徒の自宅がある離島を離れ、本土または他の離島の民間アパートや寄宿舍等自宅外に居住している生徒の下宿費、寮費、アパート代等をいう。</p> <p>なお、冬期間のみ下宿するなど、季節単位で居住費が発生する場合も、その期間は居住費の対象となる。</p>		
離島での実績	R3 青ヶ島、初島など（1都16県で実施）		
備考	<p>高校未設置離島とは、離島振興法、小笠原諸島振興開発特別措置法、奄美群島振興開発特別措置法、沖縄振興特別措置法の各法令で指定されている離島のほか、橋梁等により本土との陸上交通が確保されていない離島の中に高等学校等が設置されていない地域をいう。</p>		
担当部署	文部科学省初等中等教育局財務課		
連絡先	03-6734-2027		
参照 HP			

# へき地児童生徒援助費等補助金

## 1. 趣旨

交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島等に所在するへき地学校等の教育の振興を図るため、へき地教育振興法等に基づいて所要の措置を講じる。

## 2. 補助内容

### (1) スクールバス等購入費 619百万円(597百万円)

へき地学校、過疎地域等に係る小・中学校等の児童生徒の通学条件の緩和を図るために都道府県及び市町村がスクールバス・ボート等を購入する事業に対する補助

### (2) 遠距離通学費 1,236百万円(1,305百万円)

① 学校統廃合に伴う小中学校等への遠距離通学に要する児童生徒の交通費を負担する市町村の事業に対する補助  
(補助期間：5年間)

② 激甚災害による校舎の破損等により、通学が困難となった小中学校等への児童生徒の通学に要する交通費を負担する都道府県及び市町村の事業に対する補助 (補助期間：5年間)

### (3) 離島高校生修学支援事業 238百万円(238百万円)

高校未設置離島の高校生を対象に、教育費負担が重くなっている通学費、居住費を支援する都道府県及び市町村に対する補助

### (4) その他 204百万円(204百万円)

寄宿舎居住費、高度へき地修学旅行費(3～5級地)、学校間移動費、保健管理費等

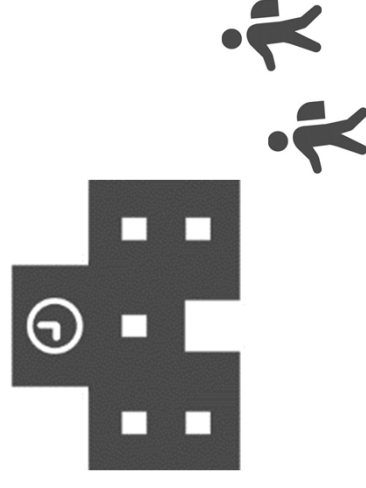
## 3. 実施主体

都道府県、市町村

## 4. 補助率

1/2

(高度へき地修学旅行費で過去3カ年の財政力指数0.4未満の市町村は2/3、保健管理費の心電図検診の実施に必要な経費については1/3)



No.	16	R4 当初予算	68,834 百万円
		R3 補正予算	131,208 百万円
事業名	公立学校施設整備費	府省庁名	文部科学省
概要	<p>公立の小中学校等の施設整備については、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律の規定等により、設置者である地方公共団体が行う施設整備に要する経費について国が一定の割合を負担等している。</p> <p>離島については、離島振興法の規定等に基づき、国の負担割合の特例を設けるなど離島の振興のための特別措置を講じている。</p>		
支援対象	都道府県、市町村 等	補助率	5.5 / 10
対象事業	<p>【主な特別措置の概要】</p> <p>①小中学校等施設の新增築 （公立の小中学校等の校舎・屋内運動場等の新增築に要する経費の一部を国が負担）</p> <p>②学校統合に伴う既存施設の改修 （公立の小中学校等の統合に伴い実施する既存の校舎の改修に要する経費に対して国が交付金を交付）</p> <p>③小中学校等施設の改築 （公立の小中学校等の校舎・屋内運動場・寄宿舎の改築に要する経費に対して国が交付金を交付）</p> <p>④へき地小中学校等施設の新增築 （へき地の公立の小中学校等の寄宿舎、教職員住宅、集会室の新增築に要する経費に対して国が交付金を交付）</p>		
支援内容	<p>①・②・④ 算定割合： 通常 1 / 2 → 離島振興地域 5.5 / 10</p> <p>③ 算定割合： 通常 1 / 3 → 離島振興地域 5.5 / 10</p>		
離島での実績	R3 計 23 島に計約 1,271,918 千円を交付。（嵩上げ部分の金額を含む全体額）		
備考			
担当部署	文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課		
連絡先	03-6734-2464		
参照 HP	<a href="http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/main11_a2.htm">http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/main11_a2.htm</a>		



# 離島振興地域における公立学校施設整備について

## 1 制度の概要

公立の小中学校等の施設整備については、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律の規定等により、設置者である地方公共団体が行う施設整備に要する経費について国が一定の割合を負担等している。

離島については、離島振興法の規定等に基づき、国の負担割合の特例を設けるなど離島の振興のための特別措置を講じている。

## 2 主な特別措置の概要

### ① 小中学校等施設の新増築

事業概要:公立の小中学校等の校舎・屋内運動場等の新増築に要する経費の一部を国が負担

算定割合:通常1/2 → 離島振興地域 5.5/10

### ② 学校統合に伴う既存施設の改修

事業概要:公立の小中学校等の統合に伴い実施する既存の校舎の改修に要する経費に対して国が交付金を交付

算定割合:通常1/2 → 離島振興地域 5.5/10

### ③ 小中学校等施設の改築

事業概要:公立の小中学校等の校舎・屋内運動場・寄宿舎の改築に要する経費に対して国が交付金を交付

算定割合:通常1/3 → 離島振興地域 5.5/10

### ④ へき地小中学校等施設の新増築

事業概要:へき地の公立の小中学校等の寄宿舎、教職員住宅、集会室の新増築に要する経費に対して国が交付金を交付

算定割合:通常1/2 → 離島振興地域 5.5/10

## 【参考】

	事業名	対象となる学校種別	嵩上げ
①	新増築	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程)、特別支援学校(小中学部) <sup>※1</sup>	法7条1項
②	統合改修	小学校、中学校、義務教育学校	予算補助
③	改築	危険改築	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程)、特別支援学校(小中学部) <sup>※1</sup>
		不適格改築	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程)、特別支援学校(小中学部) <sup>※1</sup>
④	教員住宅の建築	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程)、特別支援学校(小中学部) <sup>※1</sup>	法7条7項
⑤	集会室の整備	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程)	法7条7項
⑥	へき地寄宿舎	小学校、中学校、義務教育学校	予算補助

※1 視覚障害者又は聴覚障害者である児童又は生徒に対する教育を主として行うものに限る。

※2 上記のほか、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程)、特別支援学校(小中学部であり、視覚障害者又は聴覚障害者である児童又は生徒に対する教育を主として行うものに限る。)の公害防止工事についても、通常1/3→離島振興地域5.5/10となっている。

No.	17		R4 予算額	78 百万円
事業名	地域社会に根ざした高等学校の学校間連携・協働ネットワーク構築事業（COREハイスクール・ネットワーク構想）		府省庁名	文部科学省
概要	中山間地域や離島等に立地する小規模校等学校の教育環境改善のため、複数の高等学校の教育課程の共通化・相互互換やICTの最大限の活用により、生徒の進路希望に対応した多様な教科・科目の開設や習熟度別指導を実現するとともに、高等学校が立地する地元自治体等の関係機関と連携・協働する体制を構築し持続的な地方創生の核としての高等学校の機能強化を図る学校間連携・協働ネットワークの構築に関する調査研究を実施する。			
支援対象	国公立の高等学校・中等教育学校	補助率	委託費（10/10）	
対象事業	<p>①同時双方向型の遠隔授業などICTも活用した連携・協働 ⇒自校では受けることのできない授業の受講を可能化 ⇒免許外教科担任制度の利用解消</p> <p>②地元自治体等の関係機関と連携・協働する体制の構築 ⇒学校外の教育資源を活用した教育の高度化・多様化 ⇒地域を深く理解しコミュニティを支える人材の育成</p>			
支援内容	遠隔授業の開発・実施等に必要経費（人件費、旅費、謝金等）			
離島での実績	北海道、新潟県、島根県、長崎県から離島に所在する高等学校を対象とする事業申請がされている。			
備考	令和3年度からの継続事業として実施			
担当部署	初等中等教育局参事官（高等学校担当）付高等学校改革推進室			
連絡先	03-6734-2022			
参照HP	-			

# COREハイスクール・ネットワーク構想

令和4年度予算額 0.8億円  
(前年度予算額 2.1億円)



文部科学省

地域社会に根ざした高等学校の学校間連携・協働ネットワークの構築：Collaborative Regional High-school Network

○ 中山間地域や離島等に立地する小規模高等学校においては、地域唯一の高等学校として、大学進学から就職までの多様な進路希望に応じた教育・支援を行うことが必要であるが、教職員数が限定的であり、生徒のニーズに応じた多様な科目開設や習熟度別指導が困難。

→ 複数の高等学校の教育課程の共通化やICT機器の最大限の活用により、中山間地域や離島等の高等学校においても生徒の多様な進路実現に向けた教育・支援を可能とする高等学校教育を実現し、持続的な地方創生の核としての機能強化を図る。

## 事業内容：中山間地域や離島等に立地する小規模高等学校の教育環境改善のためのネットワークの構築

### ① 同時双方向型の遠隔授業などICTも活用した連携・協働

⇒ 自校では受けることのできない授業の受講を可能化

⇒ 免許外教科担任制度の利用解消

◆ 文部科学省が実施教科や形態に応じた複数の研究テーマを設定し実施

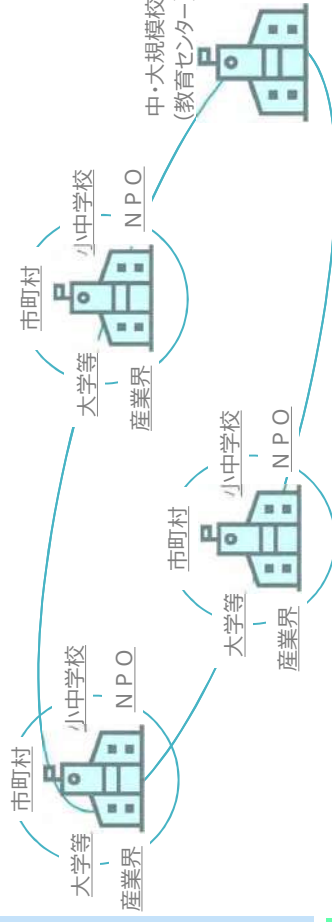
### ② 地元自治体等の関係機関と連携・協働する体制の構築

⇒ 学校外の教育資源を活用した教育の高度化・多様化

⇒ 地域を深く理解しコミュニティを支える人材の育成

### 【事業の検証のための調査研究】

全国展開に向けて、各ネットワークにおける成果・課題を抽出・分析する実証研究を実施



※中・大規模校（教育センター）から複数の高等学校に対する「集中配信方式」の実施も推奨

## 生徒の多様なニーズに応じた質の高い教育実現する高等学校ネットワークのモデルを構築

対象校種	国公立の高等学校・中等教育学校
箇所数 単価（期間）	13箇所（令和3年度指定） 480万円程度/箇所（原則3年）

委託先	学校設置者
委託 対象経費	遠隔授業の開発・実施に必要な経費 （人件費、委員等旅費、謝金等）

No.	18-1		R4 予算額	5 百万円
事業名	近代和風建築等総合調査		府省庁名	文化庁
概要	近代和風建築又は近代化遺産（建造物等）の所在地、形態・意匠及び保存状況等に関して、都道府県が行う調査事業に対する補助			
支援対象	地方公共団体	補助率	1 / 2 等	
対象事業	当該地方公共団体に所在する近代和風建築又は近代化遺産（建造物等）の歴史的沿革、建築意匠・技法に関する調査事業。原則として2か年継続事業とする。			
支援内容	補助率 1 / 2。 詳細は参照 HP にある補助要項を参照			
離島での実績				
備考				
担当部署	文化庁文化資源活用課			
連絡先	03-6734-2834			
参照 HP	<a href="http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/">http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/</a>			

No.	18-2	R4 予算額	12,238百万円
事業名	重要文化財（建造物・美術工芸品）修理、防災事業	府省庁名	文化庁
概要	重要文化財の管理又は修理、及び公開活用に要する経費についての補助		
支援対象	所有者、管理団体	補助率	1/2 等
対象事業	修理事業、管理事業、公開活用事業（これらの事業施行上必要な調査事業を含む） 詳細は参照 HP にある補助要項を参照		
支援内容	補助率1/2。 補助率加算等あり。詳細は参照 HP にある補助要項を参照		
離島での実績	R1 礼文町 佐渡市 隠岐の島町島後 壱岐市 対馬市 佐世保市黒島 R2 礼文町 佐渡市 壱岐市 対馬市 R3 礼文町 佐渡市 壱岐市 対馬市 隠岐の島町		
備考	都道府県教育委員会に相談。随時。		
担当部署	文化庁文化財第一課・文化資源活用課		
連絡先	03-6734-4835、03-6734-2834		
参照 HP	<a href="http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/">http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/</a>		

No.	18-3	R4 予算額	99百万円
事業名	登録有形文化財建造物修理事業	府省庁名	文化庁
概要	登録有形文化財建造物の保存と活用を図るために必要な保存修理に係る設計監理に要する経費、及び公開活用に要する経費についての補助		
支援対象	所有者、管理団体	補助率	1/2 等
対象事業	<p>1 保存修理に係る設計監理事業 次のア～ウに掲げるいずれかに該当する登録有形文化財建造物の保存・活用の模範となるもので、これらの登録有形文化財建造物の保存修理に係る設計監理事業</p> <p>ア 各地の歴史的景観を活かしたまちづくりに資するもの イ 各地の特色ある伝統的建築文化の技術・意匠などの伝承に資するもの ウ 身近な地域づくりや地域振興に資するもの</p> <p>2 公開活用事業 詳細な内容については参照 HP にある補助要項を参照</p>		
支援内容	補助率1/2。 補助率加算等あり。詳細は参照 HP にある補助要項を参照		
離島での実績	R1 八丈町 R3 八丈町 西之表市		
備考	都道府県教育委員会に相談。随時。		
担当部署	文化庁文化資源活用課		
連絡先	03-6734-2834		
参照 HP	<a href="http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/">http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/</a>		

No.	18-4		R4 予算額	3 百万円の内数
事業名	民家保存管理施設		府省庁名	文化庁
概要	重要文化財である民家が現状変更等により居住者の日常生活に著しく支障が生じた場合に、当該民家を管理するために新しく保存管理施設を設置する事業に要する経費についての補助			
支援対象	個人所有者	補助率	1 / 2 (上限あり)	
対象事業	保存管理施設を建築する事業 詳細は参照 HP にある補助要項を参照			
支援内容	補助率 1 / 2。 1 件当たり 2、700 千円を最高限度額とする。			
離島での実績				
備考	都道府県教育委員会に相談。随時。			
担当部署	文化庁文化資源活用課			
連絡先	03-6734-2834			
参照 HP	<a href="http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/">http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/</a>			

No.	18-5		R4 予算額	4 百万円の内数
事業名	重要文化財建造物等買上		府省庁名	文化庁
概要	重要文化財である建造物及びその敷地の保存のため特別の事情による買上げに要する経費についての補助			
支援対象	地方公共団体	補助率	1 / 2 等	
対象事業	各条件を満たした建造物等を買上げる事業 詳細は参照 HP にある補助要項を参照			
支援内容	補助率 1 / 2。 詳細は参照 HP にある補助要項を参照			
離島での実績				
備考	都道府県教育委員会に相談。随時。			
担当部署	文化庁文化資源活用課			
連絡先	03-6734-2834			
参照 HP	<a href="http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/">http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/</a>			



No.	18-6		R4 予算額	30 百万円
事業名	地域活性化のための特色ある文化財調査・活用		府省庁名	文化庁
概要	全国に所在する我が国の歴史・文化の解明に必要な文化財（美術工芸品）（絵画、彫刻、工芸品、書跡・典籍、古文書、歴史資料等）の平時および震災や津波等の大規模災害による散逸、亡失を防ぎ、保存対策の基本計画策定に資するために実施する保存状況等の調査に要する経費、及び調査成果の情報発信に要する経費についての補助			
支援対象	地方公共団体	補助率	1 / 2 等	
対象事業	<p>次に掲げる史料の所在確認及び保存状況を調査する事業。</p> <p>(1) まとまって1か所に伝存し、調査によって当該地域の歴史及び文化を明らかにするもの。</p> <p>(2) 散在しているが、特定の歴史事象等について包括的に調査することによって、その価値が明らかにされるもの。</p> <p>(3) その他上記事項に準ずるもの。</p>			
支援内容	<p>補助率 1 / 2。</p> <p>補助率加算等あり。詳細は参照 HP にある補助要項を参照</p>			
離島での実績				
備考	都道府県教育委員会に相談。随時。			
担当部署	文化庁文化財第一課			
連絡先	03-6734-4835			
参照 HP	<a href="http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/">http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/</a>			

No.	18-7		R4 予算額	27百万円
事業名	天然記念物緊急調査		府省庁名	文化庁
概要	学術上価値の高い動物・植物及び地質鉱物の実態を把握し、その保存対策に資するために行う調査に要する経費についての補助			
支援対象	地方公共団体	補助率	1/2 等	
対象事業	<p>(1) 減少原因調査……減少又は衰滅の虞れのある動植物等についてその原因の調査</p> <p>(2) 分布調査……学術上貴重な動植物等の所在、分布の調査</p> <p>(3) 生態調査……減少しつつある動物・植物の生態及び生息環境とのかかわり合いについての調査</p> <p>(4) 保存対策調査……減少原因調査、分布調査、生態調査などをふまえた具体的な保存対策の実施方法等についての調査</p>			
支援内容	補助率1/2。 詳細は参照 HP にある補助要項を参照			
離島での実績	R1 礼文町 R3 伊平屋村			
備考	都道府県教育委員会に相談。随時。			
担当部署	文化庁文化資源活用課			
連絡先	03-6734-2834			
参照 HP	<a href="http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/">http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/</a>			

No.	18-8		R4 予算額	110百万円
事業名	史跡等保存活用計画等策定		府省庁名	文化庁
概要	史跡、名勝又は天然記念物の保存活用計画を策定する事業に要する経費、及び古くから文物や人々の交流の舞台となってきた古道・運河等とそれに沿う地域に残されている歴史的遺産を周囲の環境を含めて総合的かつ体系的に調査するとともに、それらを活用し、機能させるための計画の策定に要する経費についての補助			
支援対象	地方公共団体、所有者、管理団体	補助率	1/2 等	
対象事業	(1) 史跡等保存活用計画策定事業 (2) 歴史の道総合計画策定事業 詳細は参照 HP にある補助要項を参照			
支援内容	補助率 1/2。 詳細は参照 HP にある補助要項を参照			
離島での実績	R1 対馬市 新上五島町 奄美市 R2 対馬市 R3 奄美市 喜界町			
備考	都道府県教育委員会に相談。随時。			
担当部署	文化庁文化資源活用課			
連絡先	03-6734-2834			
参照 HP	<a href="http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/">http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/</a>			

No.	18-9		R4 予算額	100百万円
事業名	天然記念物再生事業		府省庁名	文化庁
概要	天然記念物の保護及び再生事業に要する経費についての補助			
支援対象	所有者、地方公共団体	補助率	1 / 2 等	
対象事業	(1) 給餌 (2) 増殖施設、保護収容施設の整備 (3) 病虫害駆除 (4) 施肥等樹勢回復 (5) 遷移の中断、促進及び正常化 (6) 生息・生育環境の維持・復元のための事業 (7) その他天然記念物の再生に必要と認める事業			
支援内容	補助率1 / 2。 詳細は参照 HP にある補助要項を参照			
離島での実績	R1 萩市見島 土庄町 R2 萩市見島 土庄町 新上五島町 R3 萩市見島			
備考	都道府県教育委員会に相談。随時。			
担当部署	文化庁文化資源活用課			
連絡先	03-6734-2834			
参照 HP	<a href="http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/">http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/</a>			

No.	18-10	R4 予算額	192百万円
事業名	天然記念物食害対策	府省庁名	文化庁
概要	天然記念物に指定された動物による農作物、造林木等に対する食害等の防止対策のために、地方公共団体が行う事業に要する経費についての補助		
支援対象	地方公共団体（一部事業については都道府県のみ）	補助率	2 / 3
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 幼樹保護</li> <li>(2) 防護柵設置</li> <li>(3) 捕獲</li> <li>(4) 防護網等設置</li> <li>(5) 餌場借上</li> <li>(6) 給餌</li> <li>(7) 効果測定等調査</li> <li>(8) その他保護管理のために必要な施設の設置等</li> </ul>		
支援内容	補助率 2 / 3。		
離島での実績	R1 小笠原村 R2 小笠原村 R3 小笠原村		
備考	都道府県教育委員会に相談。随時。		
担当部署	文化庁文化資源活用課		
連絡先	03-6734-2834		
参照 HP	<a href="http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/">http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/</a>		

No.	18-11		R4 予算額	3, 0 0 1 百万円
事業名	埋蔵文化財緊急調査		府省庁名	文化庁
概 要	土地に埋蔵されている文化財の実態を把握するための調査に要する経費についての補助			
支援対象	地方公共団体	補助率	1 / 2 等	
対象事業	(1) 発掘調査 (2) 遺跡発掘事前総合調査 (3) 遺跡詳細分布調査 (4) 重要遺跡確認緊急調査 (5) 出土遺物保存処理 詳細は参照 HP にある補助要項を参照。			
支援内容	補助率 1 / 2。 詳細は参照 HP にある補助要項を参照			
離島での実績	R1 佐渡市、上島町、壱岐市、対馬市、屋久島町、瀬戸内町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町 R2 佐渡市、上島町、壱岐市、対馬市、小値賀町、屋久島町、瀬戸内町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町 R3 佐渡市、上島町、壱岐市、対馬市、小値賀町、屋久島町、瀬戸内町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町			
備 考	都道府県教育委員会に相談。随時。			
担当部署	文化庁文化資源活用課			
連絡先	03-6734-2834			
参照 HP	<a href="http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/">http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/</a>			

No.	18-12		R4 予算額	1 5 百万円
事業名	名勝地調査		府省庁名	文化庁
概要	消滅や改変の危機に瀕している未指定・未登録の名勝地の保護のために、必要情報の集約を目的として実施する調査経費についての補助			
支援対象	地方公共団体	補助率	1 / 2 等	
対象事業	<p>(1) 名勝地を特定するために行う総合調査</p> <p>(2) 個別の名勝地を対象として行う実測図作成等に係る詳細調査</p>			
支援内容	<p>補助率 1 / 2。</p> <p>補助率加算等あり。詳細は参照 HP にある補助要項を参照</p>			
離島での実績				
備考	都道府県教育委員会に相談。随時。			
担当部署	文化庁文化資源活用課			
連絡先	03-6734-2834			
参照 HP	<a href="http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/">http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/</a>			

No.	18-13	R4 予算額	275百万円
事業名	文化的景観保護推進事業	府省庁名	文化庁
概要	文化的景観の保存と活用を図るための事業に要する経費についての補助		
支援対象	地方公共団体	補助率	1/2 等
対象事業	(1) 調査事業 (2) 保存活用計画策定事業 (3) 整備事業 (4) 普及・啓発事業 詳細は参照 HP にある補助要項を参照		
支援内容	補助率1/2。 補助率加算等あり。詳細は参照 HP にある補助要項を参照		
離島での実績	R1 佐渡市、佐世保市黒島、新上五島町、五島市 R2 佐渡市、佐世保市黒島、新上五島町 R3 佐渡市、佐世保市黒島、新上五島町		
備考	都道府県教育委員会に相談。随時。		
担当部署	文化庁文化資源活用課		
連絡先	03-6734-2834		
参照 HP	<a href="http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/">http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/</a>		



No.	18-14	R4 予算額	1, 567百万円の内数
事業名	伝統的建造物群保存対策	府省庁名	文化庁
概要	伝統的建造物群の保存状況等の調査及びこれに基づく保存・防災対策の策定並びにそれらの見直しの事業に要する経費についての補助		
支援対象	市町村	補助率	1 / 2 等
対象事業	<p>(1)伝統的建造物群保存対策調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歴史的沿革及び自然的、社会的、経済的概況の調査</li> <li>・ 伝統的建造物群及びこれと一体をなす環境の保存状況に関する調査</li> <li>・ 伝統的建造物群及びこれと一体をなす環境の保存対策の策定</li> </ul> <p>(2)重要伝統的建造物群保存地区防災計画策定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重要伝統的建造物群保存地区の防災計画策定</li> </ul>		
支援内容	<p>補助率 1 / 2。</p> <p>詳細は参照 HP にある補助要項を参照</p>		
離島での実績	R3 佐渡市		
備考	都道府県教育委員会に相談。随時。		
担当部署	文化庁文化資源活用課		
連絡先	03-6734-2834		
参照 HP	<a href="http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/">http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/</a>		

No.	18-15	R4 予算額	1, 567百万円の内数
事業名	重要伝統的建造物群保存地区保存事業	府省庁名	文化庁
概要	重要伝統的建造物群保存地区の保存のために行う当該保存地区内における建造物及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件の管理、修理、修景又は復旧に要する経費についての補助		
支援対象	市町村	補助率	1 / 2 等
対象事業	<p>伝統的建造物群保存地区の保存のため市町村が自ら行う事業又は所有者等が行う事業に対し市町村がその経費を補助する事業</p> <p>詳細は参照 HP にある補助要項を参照</p>		
支援内容	<p>補助率 1 / 2。</p> <p>補助率加算等あり。詳細は参照 HP にある補助要項を参照</p>		
離島での実績	<p>R2 佐渡市宿根木、牟岐町出羽島、呉市富豊町御手洗、丸亀市塩飽本島町笠島、平戸市大島村神浦</p> <p>R3 佐渡市宿根木、呉市豊町御手洗、牟岐町出羽島、丸亀市塩飽本島町笠島、平戸市大島村神浦</p>		
備考	都道府県教育委員会に相談。随時。		
担当部署	文化庁文化資源活用課		
連絡先	03-6734-2834		
参照 HP	<a href="http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/">http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/</a>		

No.	18-16	R4 予算額	1 3 2 百万円
事業名	指定文化財管理	府省庁名	文化庁
概要	指定文化財の維持管理の万全を期するために、地方公共団体及び国有文化財の管理団体が行う事業に要する経費についての補助		
支援対象	地方公共団体、管理団体	補助率	1 / 2 等
対象事業	(1) 防災設備保守点検等 (2) 差し茅、防蟻防虫、雪降り等小修理 (3) 名勝等庭園の荒廃防止及び民家の環境整備 (4) 燻蒸・殺虫 (5) 文化財保護管理指導 (6) 国有文化財の見廻り看視及び清掃 詳細は参照 HP にある補助要項を参照		
支援内容	(1)～(5)の事業については補助率1/2。(6)の事業については補助率4/5。 詳細は参照 HP にある補助要項を参照		
離島での実績	R1 島後（隠岐布施海岸） R2 島後（隠岐布施海岸） R3 島後（隠岐布施海岸）		
備考	都道府県教育委員会に相談。随時。		
担当部署	文化庁文化資源活用課		
連絡先	03-6734-2834		
参照 HP	<a href="http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/">http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/</a>		

No.	18-17	R4 予算額	380 百万円
事業名	重要無形文化財等伝承事業	府省庁名	文化庁
概要	重要無形文化財等の保存のための伝承事業に要する経費についての補助		
支援対象	保存団体、地方公共団体等	補助率	定額
対象事業	(1) 伝承者の養成 (2) 研修発表会 (3) 資料の収集整理（文化財保護法第71条の重要無形文化財に限る。） (4) 指定の要件の品質管理（工芸技術のうち文化財保護法第71条の重要無形文化財に限る。） (5) 技術研究 (6) 原材料・用具の確保 (7) 関連技術事業 (8) 重要無形文化財人形浄瑠璃文楽の伝承を実施する団体の活動運営経費 詳細は参照 HP にある補助要項を参照		
支援内容	予算の範囲内において定額。		
離島での実績			
備考	都道府県教育委員会に相談。随時。		
担当部署	文化庁文化財第一課		
連絡先	03-6734-4835		
参照 HP	<a href="http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/">http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/</a>		

No.	18-18	R4 予算額	4 7 百万円
事業名	重要無形文化財等公開事業	府省庁名	文化庁
概 要	重要無形文化財等の保存のための公開事業に要する経費についての補助		
支援対象	保存団体、地方公共団体等	補助率	定額
対象事業	(1) 国家指定芸能特別鑑賞会 (2) 日本伝統工芸展		
支援内容	予算の範囲内において定額。 詳細は参照 HP にある補助要項を参照		
離島での実績			
備 考	都道府県教育委員会に相談。随時。		
担当部署	文化庁文化財第一課		
連絡先	03-6734-4835		
参照 HP	<a href="http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/">http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/</a>		

No.	18-19		R4 予算額	30 百万円
事業名	民俗文化財調査		府省庁名	文化庁
概要	有形の民俗文化財及びこれに関連する無形の民俗文化財について、その保護に資するための調査に要する経費についての補助			
支援対象	地方公共団体等	補助率	1 / 2 等	
対象事業	我が国の民俗文化財のうち、散逸、衰滅、変容のおそれのあるもの、又はかつて広域的に伝承されていたが、急激な社会変化によって特定地域に伝承されているもの等、我が国の文化を理解するうえで特に重要性が認められるものについての調査事業			
支援内容	補助率 1 / 2。 詳細は参照 HP にある補助要項を参照			
離島での実績	R 元 小豆島（小豆島農村歌舞伎調査を実施）、種子島（種子島の盆踊調査を実施） R2 南島原市、平戸市、長崎市、佐世保市、小値賀町、新上五島町、五島市、小豆島、種子島 R3 種子島			
備考	都道府県教育委員会に相談。随時。			
担当部署	文化庁文化財第一課			
連絡先	03-6734-4835			
参照 HP	<a href="http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/">http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/</a>			

No.	18-20	R4 予算額	139 百万円
事業名	重要有形民俗文化財修理・防災事業	府省庁名	文化庁
概要	重要有形民俗文化財の管理又は修理に要する経費についての補助		
支援対象	所有者、管理団体	補助率	1/2 等
対象事業	(1) 管理事業 (2) 修理事業 詳細は参照 HP にある補助要項を参照		
支援内容	補助率 1/2。 補助率加算等あり。詳細は参照 HP にある補助要項を参照		
離島での実績	R2 小豆島 R3 小豆島		
備考	都道府県教育委員会に相談。随時。		
担当部署	文化庁文化財第一課		
連絡先	03-6734-4835		
参照 HP	<a href="http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/">http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/</a>		

No.	18-21		R4 予算額	140 百万円
事業名	民俗文化財伝承・活用等事業		府省庁名	文化庁
概要	民俗文化財の伝承・活用等事業のために要する経費についての補助			
支援対象	地方公共団体、所有者、保護団体等	補助率	1 / 2 等	
対象事業	<p>(1) 重要有形・無形及び登録有形民俗文化財伝承基盤整備事業</p> <p>(2) 無形民俗文化財伝承事業</p> <p>(3) 無形民俗文化財活用事業</p> <p>(2)(3)の事業は、地方公共団体が行う事業を原則とする。</p> <p>詳細は参照 HP にある補助要項を参照</p>			
支援内容	<p>補助率 1 / 2。</p> <p>詳細は参照 HP にある補助要項を参照</p>			
離島での実績				
備考	都道府県教育委員会に相談。随時。			
担当部署	文化庁文化財第一課			
連絡先	03-6734-4835			
参照 HP	<a href="http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/">http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/</a>			



No.	18-22		R4 予算額	418 百万円
事業名	文化財保存技術保存事業		府省庁名	文化庁
概要	選定保存技術等の保存のための伝承者の養成等の事業に要する経費についての補助			
支援対象	保持者、保存団体、地方公共団体等	補助率	定額	
対象事業	(1) 伝承者の養成 (2) 研修発表会 (3) 技術、技能の錬磨 (4) 記録の作成及び刊行 (5) 原材料・用具の確保 (6) 関連技術事業 詳細は参照 HP にある補助要項を参照			
支援内容	予算の範囲内において定額			
離島での実績				
備考	都道府県教育委員会に相談。随時。			
担当部署	文化庁文化財第一課			
連絡先	03-6734-4835			
参照 HP	<a href="http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/">http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/</a>			

No.	18-23	R4 予算額	5百万円
事業名	ふるさと文化財の森管理業務支援事業	府省庁名	文化庁
概要	文化財建造物の保存に必要な植物性材料の資材供給林及び研修林において、高品位の資材を確保し継続的に供給するために必要な管理に要する経費についての補助		
支援対象	所有者、管理団体	補助率	1 / 2 等
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 下草刈り及び除草</li> <li>(2) 剪定及び間伐</li> <li>(3) 山焼き</li> <li>(4) 病虫害及び害獣対策（捕獲、防護網等設置）</li> <li>(5) 荒皮剥き</li> <li>(6) 管理のために必要な設備（標識、説明板、境界標、囲い等）の設置</li> <li>(7) 管理のために必要な通路の整備</li> <li>(8) 管理のために必要な資料作成</li> </ul>		
支援内容	補助率 1 / 2。 補助率加算等あり。詳細は参照 HP にある補助要項を参照		
離島での実績			
備考	都道府県教育委員会に相談。随時。		
担当部署	文化庁文化資源活用課		
連絡先	03-6734-2834		
参照 HP	<a href="http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/">http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/</a>		

No.	18-24	R4 予算額	5, 2 2 1 百万円
事業名	歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業	府省庁名	文化庁
概要	史跡、名勝又は天然記念物の整備等を行うために必要な経費、登録記念物の整備等の設計管理等を行うために必要な経費、及び古くから文物や人々の交流の舞台となってきた古道・運河等とそれに沿う地域に残されている歴史的遺産の活用整備を図る事業に要する経費についての補助		
支援対象	所有者、管理団体、地方公共団体	補助率	1 / 2 等
対象事業	(1) 史跡等総合活用整備 (2) 登録記念物活用整備事業 (3) 歴史の道活用整備事業 (4) 石垣等緊急調査 (5) (1)～(4)の事業実施に伴い必要となる普及・啓発事業 詳細は参照 HP にある補助要項を参照		
支援内容	補助率 1 / 2。 補助率加算等あり。詳細は参照 HP にある補助要項を参照		
離島での実績	R1 横須賀市猿島 佐渡市 今治市能島 長崎市高島 長崎市端島 五島市 天草市 R2 佐渡市 R3 佐渡市 対馬市 長崎市高島 和泊町 知名町		
備考	都道府県教育委員会に相談。随時。		
担当部署	文化庁文化資源活用課		
連絡先	03-6734-2834		
参照 HP	<a href="http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/">http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/</a>		

No.	18-25	R4 予算額	550百万円
事業名	地域の特色ある埋蔵文化財活用事業	府省庁名	文化庁
概要	地域の特色ある埋蔵文化財の総合的な公開活用を推進するために必要な経費についての補助		
支援対象	地方公共団体等	補助率	1/2 等
対象事業	<p>(1) 埋蔵文化財の公開及び整理・収蔵等を行うために必要な設備整備に係る事業</p> <p>(2) 埋蔵文化財の普及・啓発に係る事業</p> <p>詳細は参照 HP にある補助要項を参照</p>		
支援内容	<p>補助率 1/2。</p> <p>詳細は参照 HP にある補助要項を参照</p>		
離島での実績	<p>R1 壱岐市 南種子町 伊仙町 和泊町 知名町</p> <p>R3 佐渡市 伊仙町</p>		
備考	都道府県教育委員会に相談。随時。		
担当部署	文化庁文化資源活用課		
連絡先	03-6734-2834		
参照 HP	<a href="http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/">http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/</a>		

国民共有の財産である文化財を次世代に継承するため、文化財の保存・伝承等のための各種事業に対して補助を実施。

## <主な施策>

### ◆建造物の保存修理等

11,310百万円 ( 11,610百万円)

国宝・重要文化財（建造物）を次世代に継承するための修理や、自然災害等から護るための防災設備の整備、耐震診断等に対する補助を行う。

・ 国宝・重要文化財建造物保存修理強化対策事業 11,206百万円 ( 11,497百万円) 等

### ◆美術工芸品の保存修理等

1,031百万円 ( 1,065百万円)

国宝・重要文化財（美術工芸品）を次世代に継承するための修理や、盗難等により所在不明となることや、自然災害から護るための防災・防犯設備等の整備に対する補助を行う。

### ◆伝統的建造物群基盤強化

1,567百万円 ( 1,579百万円)

伝統的建造物群保存地区を社会基盤として捉え、保存に関する計画から防災対策までを体系的に位置付け、定期的な修理による個々の伝統的建造物の健全性確保とともに、防災設備等の整備を一体的・総合的に実施し、災害に強く、魅力的なまちづくりを実現する。

### ◆史跡等の保存整備・活用等

9,491百万円 ( 9,890百万円)

歴史上、学術上価値の高い史跡等について、保存と活用を図るための事業を行う所有者、管理団体等に対する補助を充実し、保存整備や活用等を推進する。

・ 歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業 5,221百万円 ( 5,624百万円) 等

### ◆無形文化財の伝承・公開等

1,225百万円 ( 1,214百万円)

芸能や工芸技術の無形文化財、風俗慣習や民俗芸能等の民俗文化財、文化財の修理や用具の製作・修理等の文化財の保存のために欠くことのできない文化財保存技術の確実な伝承等を図るために必要な支援を行う。



<建造物半解体修理の様子>  
重要文化財 本隆寺本堂  
(京都市)



<史跡及び名称整備の様子>  
史跡及び名勝「三徳山」の庭園  
(鳥取県正善院)

No.	19		R4 予算額	1, 159百万円
事業名	地域文化財総合活用推進事業 (地域文化遺産・地域計画等、地域伝統行事・ 民俗芸能等継承基盤整備)		府省庁名	文化庁
概要	我が国の「たから」である地域の多様で豊かな文化遺産の活用を図ることにより、文化振興とともに地域活性化に資することを目的とする。			
支援対象	地域の文化遺産の所有者もしくは 保護団体（保存会等）等によって構 成される実行委員会等	補助率	予算の範囲内において定額補助	
対象事業	<p>文化振興とともに地域活性化を推進するため、我が国の「たから」である地域の多様で豊かな文化遺産を活用した、伝統芸能・伝統行事の公開・後継者養成、古典に親しむ活動など、各地域の実情に応じた特色ある総合的な取組に対して補助を行うもの。</p> <p>(1) 地域文化遺産・地域計画等</p> <p>①人材育成事業：地域の文化遺産を総合的に紹介するためのボランティア、ヘリテージマネージャー等の人材育成</p> <p>②普及啓発事業：地域の文化遺産を普及啓発するための事業（発表会、展覧会、ワークショップ、シンポジウム等）</p> <p>③情報発信事業：地域の文化遺産に関する総合的な情報を発信するためのホームページ、映像、パンフレット等の制作</p> <p>(2) 地域伝統行事・民俗芸能等継承基盤整備</p> <p>①後継者養成事業：地域の文化遺産の継承のための後継者の育成等</p> <p>②用具等整備事業：地域の文化遺産の継承のために用いる用具の新調、修理</p> <p>③記録作成事業：地域の文化遺産の保存継承等に関する記録作成</p> <p>(3) その他事業：地域の文化遺産を活用した地域活性化に資すると認められる事業</p>			
支援内容	各地方公共団体が地域の文化遺産を活用した取組が計画的・効果的に実施されるよう、地域活性化に資する特色ある総合的な取組に関して策定する実施計画に基づき、実行委員会等が実施する事業に要する経費の全部又は一部を予算の範囲内で補助するもの。			
離島での実績	R3 佐渡市（民謡大会の実施）など			
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・10月頃に募集開始予定</li> <li>・実行委員会等が所在する地方公共団体及び都道府県を通じて応募（個別の団体からの直接応募は不可）</li> </ul>			
担当部署	文化庁地域文化創生本部			
連絡先	075-330-6720（内線1029）			
参照 HP	<a href="http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/chiiki_kasseika/">http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/chiiki_kasseika/</a>			

# 地域文化財総合活用推進事業 (地域文化遺産・地域計画等)

令和4年度予算額  
(前年度予算額)

738百万円  
738百万円



## 背景・課題

- 文化遺産は、地域の人々に豊かさや感動を与え、心よりの場所として、地域に活力を与える国民共有の財産
- 過疎化や少子高齢化などによる地域コミュニティの絆や文化財の担い手不足で、地域の文化遺産が消失の危機
- 地域の文化遺産は、地域活性化等に資する役割が再認識され、その適切な保存・継承により、その積極的な活用が期待



ワークショップの実施



民俗芸能大会の開催

## 事業内容

地域に古くから継承されている当該地域に固有の文化遺産を活用した、伝統行事・伝統芸能等の公開やシンポジウムの開催など、特色ある総合的な取組を支援

(件数・単価) 約150件×約490万円  
(事業開始年度) 令和元年度

### 地方公共団体

実施計画を策定  
(本事業により実施される取組を手段として、目標を設定して評価を実施)

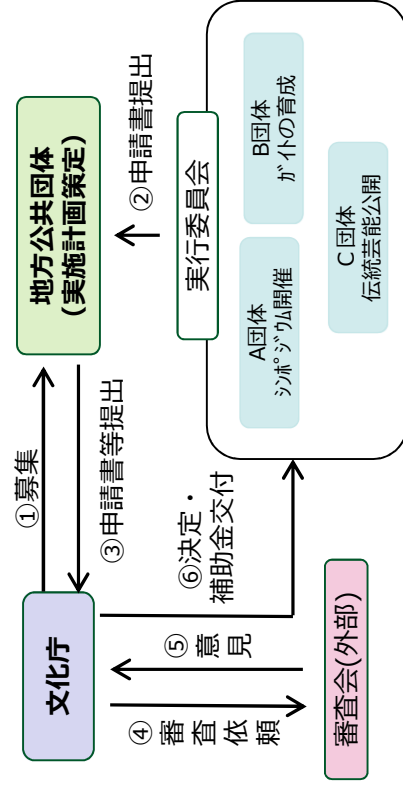
### 補助事業者

文化遺産の保護団体等で構成される実行委員会

### 補助対象事業

- ・人材育成 (ボランティアガイド等の育成)
- ・普及啓発 (伝統芸能等の公開、シンポジウムの開催等)

## 事業フロー



# 地域文化財総合活用推進事業

## (地域伝統行事・民俗芸能等継承基盤整備)

令和4年度予算額  
(前年度予算額)

421百万円  
415百万円)



### 背景・課題

地域の文化遺産は、過疎化・少子高齢化等を背景とした滅失・散逸の防止が喫緊の課題となる一方で、地域活性化等に資する役割が再認識され、積極的な活用が期待されているところであるが、新型コロナウイルス感染症の影響により、危機的な状況となっている。

- 地域文化遺産の担い手が減少し、伝統行事等の実施が困難
- 新型コロナウイルス感染症の影響によって伝統行事等が中止になり、技能の継承の危機
- 継承基盤の体制が脆弱な地域の伝統行事等は消滅、取り残されるおそれ



### 事業内容

地域の伝統行事や民俗芸能等の用具の修理、後継者養成を行うとともに、記録のデジタル化や配信、コーディネートや相談窓口等の取組に対して支援

(件数・単価) 約100件×約420万円  
(事業開始年度) 令和3年度



#### 地方公共団体

実施計画を策定し、計画的な取組を実施

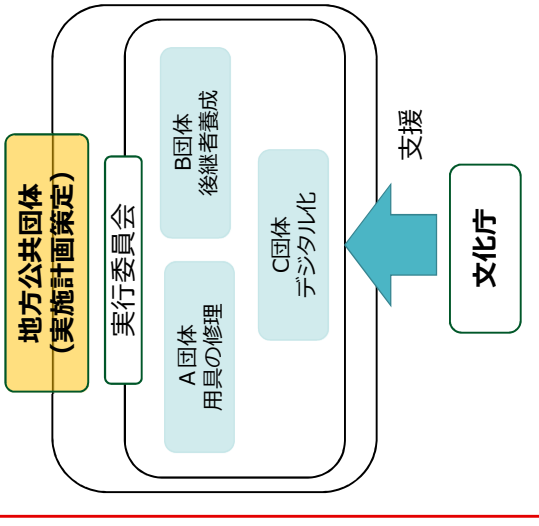
#### 補助事業者

文化遺産の保護団体等で構成される実行委員会

#### 補助対象事業

- 継承基盤整備  
(コーディネートや相談窓口の設置により継承・活用の取組を支援する事業)
- 記録作成・情報整備  
(記録の作成・発信や映像のデジタル化やライブ配信等を行う事業)
- 用具等整備  
(山車や衣装等を修理、新調等を行う事業)
- 後継者養成  
(地域の伝統行事や民俗芸能の保存会会員を対象とした技術練磨等の事業)

#### 事業体制





No.	20		R 4 予算額	5,545 百万円
事業名	文化芸術による子供育成推進事業		府省庁名	文化庁
概要	小学校・中学校等において子供たちに一流の文化芸術団体や芸術家による質の高い様々な文化芸術を鑑賞・体験する機会を提供するとともに、芸術家による表現手法を用いたワークショップ等を実施する。			
支援対象	① 芸術団体 ② 学校（小学校・中学校等）	補助率	芸術家派遣等	
対象事業	<p>小学校・中学校等において子供たちに一流の文化芸術団体や芸術家による質の高い様々な文化芸術を鑑賞・体験する機会を提供するため、以下の事業を実施。</p> <p>(1) 巡回公演事業 一流の文化芸術団体を選定し、小学校・中学校等において実演芸術公演及びワークショップを実施。</p> <p>(2) 合同開催事業 山間、へき地、離島など、鑑賞機会に恵まれない地域に存する小学校・中学校等について、合同で実演芸術公演を実施。</p> <p>(3) 芸術家の派遣事業 個人又は少人数の芸術家が学校を訪れ、講話、実技披露、実技指導を実施。</p> <p>(4) コミュニケーション能力向上事業 芸術家による表現手法を用いた計画的・継続的なワークショップや実技披露に加え、児童・生徒が小集団で協働して、課題解決に取り組む活動を実施。</p>			
支援内容	<p>(1)(2) は芸術団体へ業務委託 (3)(4) は国が芸術家派遣費等を負担</p>			
離島での実績	R3 巡回公演事業、合同開催事業では、6 都県において子供たちに一流の文化芸術団体や芸術家による質の高い様々な文化芸術を鑑賞・体験する機会を提供するとともに、芸術家による表現手法を用いたワークショップ等を実施した。(計 36 件)			
備考				
担当部署	文化庁参事官（芸術文化担当）付学校芸術教育室			
連絡先	03-6734-2835			
参照 HP	<a href="http://www.kodomogeijutsu.go.jp/">http://www.kodomogeijutsu.go.jp/</a>			

# 文化芸術による子供育成推進事業

令和4年度予算額  
( ) 新規

5,545百万円



## 背景・課題

- 各家庭において、経済的な格差や文化に対する意識の差等により生じた文化芸術体験格差の解消のため、国内の小学校・中学校・特別支援学校等を対象に実施する。
- より多くの文化芸術の鑑賞・体験が可能となるよう地方公共団体への呼びかけなどを行うとともに、将来的には、地方公共団体の自主事業等も含め、義務教育期間中毎年1回は、文化芸術の鑑賞・体験ができる環境を整えることを目指す。
- 一流の文化芸術団体による公演等が都市部に集中しないよう、過疎地や山村地域等にある学校に通う子供たちも等しく文化芸術体験が享受できるよう努める。
- 教育委員会が学校と同程度に認める場合は、フリースクールや院内学級等での実施も行い、様々な環境にいる義務教育期間中の多くの子供たちが質の高い文化芸術に触れる機会の充実に努める。
- 研鑽の機会が必ずしも十分でない、音楽、美術などの芸術系教科等を担当する教員等向けに研修を行うことで、教員の資質・能力の向上を図り、芸術教育の充実につなげる。

## 事業内容

- 1.巡回公演事業（合同開催事業）**
  - 国が一流の文化芸術団体を選定し、小学校・中学校・特別支援学校等において実演芸術公演を実施。
  - 山間、へき地、離島など、鑑賞機会に恵まれない地域に存する小学校・中学校・特別支援学校等について、合同で実演芸術公演を複数回実施。  
件数・単価：1,950公演程度×約220万円（予定）
- 2.芸術家の派遣事業**
  - 個人又は少人数の芸術家が学校を訪れ、講和、実技披露、実技指導を実施。
  - 国、教育委員会と地域のNPO法人等が連携し、学校と芸術家個人や小規模グループをコーディネート。  
件数・単価：3,150公演程度×約20万円（予定）
- 3.ユニバーサル公演事業**
  - 小学校・中学校・特別支援学校等において、障害者芸術団体による公演提供や、障害のある子供たちも鑑賞しやすい公演を提供し、表現の多様性や障害への理解を深めるための活動を実施。  
件数・単価：100公演程度×約140万円（予定）
- 4.文化施設等活用事業**
  - 美術館、博物館、音楽ホール、能楽堂等の文化施設を会場とし、アーティストやエデュケーター等が協力することにより、子供たちがより効果的な鑑賞・体験できる活動を実施。  
件数・単価：100公演程度×約130万円（予定）
- 5.コミュニケーション能力向上事業**
  - 芸術家による表現手法を用いた継続的なワークショップ等で、芸術家による実技披露に加え、児童・生徒が小集団で協働して、創作や話し合い等のプロセスを重視し、課題解決に取り組む活動を実施。  
件数・単価：200公演程度×約80万円（予定）
- 6.芸術教育における芸術担当教員等研修事業**
  - 小・中・高等学校等において、芸術系大学等と連携し、芸術系教科等を担当する教員等向けに実演鑑賞なども含む実践的な研修を行うことで、教員の資質・能力の向上を図り、芸術教育の充実につなげる。

### アウトプット（活動目標）

- ・巡回公演事業 1,950公演
- ・ユニバーサル公演事業 100公演
- ・コミュニケーション能力向上事業 200公演
- ・芸術家の派遣事業 3,150公演
- ・文化施設等活用事業 100公演

### アウトカム（成果目標）

- ・一流の文化芸術団体による公演の鑑賞
- ・文化芸術への親しみの向上
- ・豊かな創造性や感性の育成

### インパクト（国民・社会への影響）

豊かな創造力・想像力を養うとともに、思考力やコミュニケーション能力など社会人としての素養を身につけることで、将来の芸術家や顧客層を育成、優れた文化芸術の創造につなげる

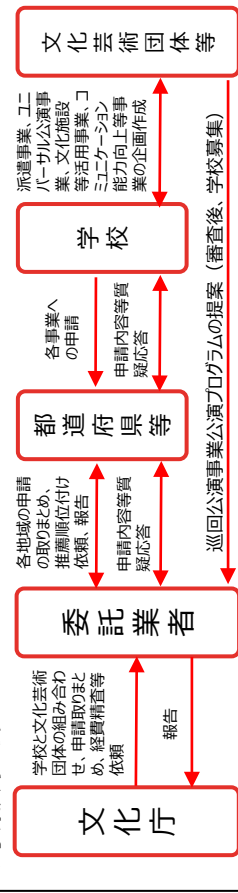
## 文化芸術による鑑賞・体験機会の効果や継続意向、課題

- ◆ **文化芸術による子供育成総合事業（文化庁）の利点及び効果**
  - ・ 学校の利点で最も高いのは「学校や地方公共団体が実施するよりも、クオリティの高い公演団体・アーティストの公演を鑑賞・体験することができる」**176.5%**
  - ・ 子供への効果では「文化芸術への親しみが醸成される」**191.1%**
  - ・ 「より豊かな創造性や感性が育まれる」**188.8%**
- ◆ **文化芸術活動の継続意向及び課題**
  - ・ 文化芸術活動の継続意向、「継続したい」**51.2%**
  - ・ 「実施したいが、このままでは難しい」**39.5%**、「実施したいと思わない」**6.3%**
  - ・ **事業継続に必要なことでは、「実施に当たっての十分な体制が得られる」79.5%**
  - ・ 「実施に当たったので十分な体制が得られる」**58.8%**

文化芸術による子供育成総合事業に関する調査（令和2年度）



## ◆事業スキーム



No.	21-1		R4 予算額	32 百万円の内数
事業名	危機的な状況にある言語・方言の活性化・調査研究事業（危機的な状況にある言語・方言サミットの開催）		府省庁名	文化庁
概要	平成21年2月にユネスコが指摘した危機的な状況にある8言語・方言(八丈方言が含まれる)や東日本大震災の被災地方言に関する調査結果,各地の継承のための取組事例等を紹介するとともに,それぞれの言葉による語りの披露や危機言語・方言を使った活動や研究を行っている方の講演等を通して,危機言語・方言の価値や,各地域における危機言語・方言の保存・継承の活動について理解を深めていただき,「地域の宝」である言語・方言の危機的な状況の改善につなげようとするもの。			
支援対象	都道府県	補助率	都道府県に支出委任をして実施	
対象事業	危機的な状況にある言語・方言サミットの開催			
支援内容	都道府県に支出委任			
離島での実績	なし			
備考	・開催地となる対象地域は危機的な状況にある言語・方言を抱えている地域			
担当部署	文化庁国語課			
連絡先	03-6734-2839			
参照 HP	<a href="https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kokugo_shisaku/kikigengo/summit/index.html">https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kokugo_shisaku/kikigengo/summit/index.html</a>			

No.	21-2		R4 予算額	32 百万円の内数
事業名	危機的な状況にある言語・方言の活性化・調査研究事業（消滅の危機にある方言の記録作成及び啓発事業）		府省庁名	文化庁
概要	平成21年2月にユネスコが指摘した危機的な状況にある8言語・方言(八丈方言が含まれる)や東日本大震災の被災地方言のうち、音声資料や映像資料をはじめ、保存・継承に必要な調査研究が十分とは言えない地域の方言について、当該地域の方言の保存・継承に資するため、よりどころとなる基礎データの集積を中心とした実地調査及びその分析、方言の保存・継承に資する諸研究や成果報告等を行うもの。			
支援対象	法人格を有する団体	補助率	委託事業として実施	
対象事業	消滅の危機にある方言の記録作成及び啓発事業の実施			
支援内容	委託事業として実施			
離島での実績	平成25及び26年度の危機言語・方言の実態に関する調査研究において、東京都八丈島、青ヶ島での調査を実施			
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調査研究の対象となるのは危機的な状況にある言語・方言を抱える地域</li> <li>・ 委託先は法人格を有する団体</li> </ul>			
担当部署	文化庁国語課			
連絡先	03-6734-2839			
参照 HP	<a href="https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kokugo_shisaku/kikigengo/jitchichosa/index.html">https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kokugo_shisaku/kikigengo/jitchichosa/index.html</a>			

# 危機的な状況にある言語・方言の活性化・調査研究事業



令和4年度予算額  
(前年度予算額)

32百万円

32百万円

## 背景・課題

“Atlas of the World's Languages in Danger”（平成21年2月ユネスコ）により、日本に消滅の危機にある7言語・方言が存在することを指摘。国連社会権規約委員会や人種差別撤廃委員会等は勧告中でこの指摘を引用。先住民の言語であるアイヌ語については、政府のアイヌ政策推進会議の報告で、国によるアイヌ語の復興の取組を求め、アイヌ政策推進法、基本的な方針でも言及。また、東日本大震災からの復興の基本方針（平成23年7月）において、「地域のたから」である…方言の再興等を支援するにあり、被災地方言も事業の対象に。SDGsの目標4 4-7（文化多様性を重視）や、先住民言語の国際10年2022～2032（令和元年12月国連決議）を見据えた取組が必要。

## 事業内容

危機言語・方言の保存・継承に有効とされるStatus（地位）、Corpus（核）、Prestige（威信）という3分野のうち、Corpus（核）とPrestige（威信）分野の取組として、誰でも利用可能な基礎データの整備と、危機言語・方言への関心喚起、継承の意義の周知を通して、危機的な状況にある言語・方言の状況改善を図る。

### ○危機的な状況にある言語・方言の活性化・調査研究 12百万円

- 保存・継承に不可欠な記録を欠く危機方言の実地調査や動画作成、危機言語・方言の研究成果還元を含めた啓発事業、研究者と行政等担当者の協議会を行う。
- 件数・単価：調査研究・成果還元 2箇所×約350万円（予定）
- 事業期間：平成22年度～

### ○アイヌ語の保存・継承に必要なアーカイブ化事業 20百万円

- 消滅の危機度が最も高い、先住民の言葉であるアイヌ語の復興に向け、保存・継承、学習に資する環境を整えるため、アイヌからの要望を尊重して「アナログ資料のデジタル化」「アーカイブ作成支援」「アーカイブ作成中核人材の育成」に取り組み。
- 件数・単価：アーカイブ作成支援 1箇所×約700万円（予定）
- 事業期間：平成27年度～

ユネスコの消滅危機度の評定尺度（9項目・各5点満点）に基づく危機度の判定										
アイヌ	八丈	2.1	奄美	2.21	国頭	沖繩	宮古	八重山	与那国	被災地
評定平均	1.75	2.1	2.21	2.3	2.25	2.0	1.88	2.0	1.88	2.0
	～	～	～	～	～	～	～	～	～	～
	2.63	3.1	2.5	2.8	2.38	2.8	2.13	2.8	2.13	2.8
判定	極めて深刻	危険	危険	危険	危険	危険	重大な危険	危険	重大な危険	危険

文化庁委託調査研究（平成22・24・25年度）

### ◆ Status（地位＝公的な位置付け）分野

アイヌ施策振興法（平成31年法律第16号）（→アイヌ語の位置付け）  
学習指導要領（平成29年告示）解説（→方言の位置付け）  
文化芸術推進基本計画（平成30年3月6日閣議決定）（→取組方針）

### ◆ Corpus（核＝言語的基礎データや教材等）分野

アイヌ語アーカイブ作成支援（→伝統的アイヌ語教材整備）  
危機的な状況にある方言の調査研究・成果還元（→基礎データ整備）  
アイヌ語アナログ資料のデジタル化（→Corpusの基盤整備）  
アイヌ語アーカイブ作成人材育成（→Corpusの基盤整備）  
◆ Prestige（威信＝社会的なイメージ）分野  
危機的な状況にある言語・方言サミット（→対一般）  
危機的な状況にある言語・方言に関する研究協議会（→対関係者）



## アウトプット（活動目標）

- 「危機的な状況にある言語・方言の活性化・調査研究」として、2年ごとに3地点以上の基礎データの追加、啓発事業を毎年度1件以上開催
- 「アイヌ語の保存・継承に必要なアーカイブ化事業」として、400本以上/年のアナログ資料のデジタル化、3話以上/年のアーカイブ公開資料追加、20人以上の中核人材育成

## アウトカム（成果目標）

- 初期（令和5年頃）  
基礎データやアーカイブへのアクセス数の計、増加。
- 中期（令和10年頃）  
基礎データやアーカイブへのアクセス数の計、増加。
- 長期（令和15年頃）  
基礎データやアーカイブへのアクセス数の計、増加。

## インパクト（国民・社会への影響）

- 危機言語・方言の存在に関する認知度の上昇
- 危機言語・方言の継承の意義に関する理解度の上昇
- アイヌ語や方言をはじめ他の言語を尊重する意識の醸成

No.	22	R4 予算額	1, 763 百万円
事業名	重要文化財等防災施設整備事業	府省庁名	文化庁
概要	文化財所有者等に対して必要な防火対策、耐震対策等に係る施設整備についての補助		
支援対象	所有者、管理団体	補助率	1 / 2 等
対象事業	<p>(1) 防災施設</p> <p>ア 消火施設、避雷施設、警報施設、防盜・防犯施設の設置工事</p> <p>イ 火除地設定、消防道路設置、防災倉庫等設置、保護柵設置、覆屋設置、防火壁、擁壁、排水施設の設置工事</p> <p>ウ 耐震対策工事</p> <p>(2) 保存活用施設（重要文化財（美術工芸品）及び重要有形民俗文化財に限る。）</p> <p>ア 耐火構造である保存施設又は保存活用施設の設置工事</p> <p>イ アに伴い、一体的に整備される展示設備、解説用設備の設置工事等</p> <p>ウ アに伴い、一体的に整備される温湿度調整設備工事、擁壁、排水施設工事等</p> <p>詳細な内容については参照 HP にある補助要項を参照</p>		
支援内容	<p>補助率 1 / 2。</p> <p>詳細は参照 HP にある補助要項を参照</p>		
離島での実績	<p>令和 2 年度 長崎県五島市 奈留島 江上天主堂（防災整備）</p> <p>長崎県佐世保市 黒島 黒島天主堂（耐震工事）</p> <p>島根県隠岐の島町 隠岐の島 水若酢神社本殿（防災整備）</p>		
備考	都道府県教育委員会に相談。随時。		
担当部署	文化庁文化資源活用課		
連絡先	03-6734-2834		
参照 HP	<a href="http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/">http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/</a>		

# 重要文化財等防災施設整備事業

令和4年度予算額 1,763百万円  
 (前年度予算額 2,632百万円)



※令和3年度補正予算額 6,415百万円 + 令和4年度予算額 = 8,178百万円

【事業概要】世界遺産・国宝等における防火対策5か年計画(令和2年度～令和6年度)を踏まえ、文化財の保全と見学者の安全を確保する観点から、必要な**防火対策**、**耐震対策**に係る**施設整備**について補助を実施。(補助率：最大85%) 事業実施予定数 257件 (R3補正を含む)

## 【対象文化財】

- ・重要文化財 (建造物)
- ・重要文化財 (美術工芸品)
- ・重要有形民俗文化財
- ・史跡名勝天然記念物
- ・重要文化的景観
- ・重要伝統的建造物群保存地区

## 災害から文化財を護る【防火施設・防災施設】

- ・我が国の文化財の多くは木造であるため**防火対策**は必須
- ・個別の**文化財特性**に応じた防火対策を実施
- ・老朽化した防火施設、毀損した防火施設の更新、再整備が必要
- ・その他盗難等から文化財を護るための防犯施設整備、耐火構造の保存活用施設整備を実施
- ・防火対策 (世界遺産・国宝 (建造物)、博物館等) 及び耐震対策について「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和3年度～令和7年度)で加速化して実施

## 【耐震対策】

- ・ **文化財価値の保護と利用者の安全確保**のために耐震対策は必須

### ◆ 耐震対策工事



「天守閣の木製格子壁による補強」



### 早期発見

- ・ **自動火災報知施設**を設置し迅速に初期消火へ



(光電分離式煙感知器)



(R型受信機)

### 初期消火

- ・初期消火、火災の拡大を防ぐための**消火栓施設**等



(易操作性1号消火栓)

### 延焼防止

- ・近隣火災から護るための**ドレンチャージャー**、**放水銃**等



(放水銃)



「老朽化した消火栓の更新」



「耐久性、耐震性の高いポリエチレン管への更新」

No.	23	R4 予算額	1,155 百万円						
事業名	地域雇用開発助成金	府省庁名	厚生労働省						
概要	雇用情勢が厳しい地域等において、事業所を設置・整備し、地域の求職者等を雇い入れた場合に活用できる助成制度。								
支援対象	雇用保険の適用事業所の事業主	補助率	事業所の設置・整備費用と増加した対象労働者の数等に応じて一定額を支給						
対象事業	雇用情勢が厳しい地域等（※）で、事業所を設置・整備し、その地域に居住する求職者等を雇い入れた事業主に対して助成する。（対象地域は、下記 URL を参照。） ※ 特定有人国境離島地域、奄美群島及び小笠原諸島の事業所では、雇用情勢にかかわらず、本助成金の活用が可能。								
支援内容	○上記の要件を満たす事業主に対して、事業所の設置等費用と雇入れにより増加した労働者数に応じて助成（1年ごとに3回支給）。								
		対象労働者の増加人数							
		3 [2 (創業)] ~4 人		5~9 人	10~19 人	20 人~			
	設置・整備費用	基本	優遇	基本	優遇	基本	優遇	基本	優遇
	300 万円以上	48 万円	60 万円	76 万円	96 万円	143 万円	180 万円	285 万円	360 万円
	1,000 万円未満	(100 万円)		(160 万円)		(300 万円)		(600 万円)	
	1,000 万円以上	57 万円	72 万円	95 万円	120 万円	190 万円	240 万円	380 万円	480 万円
	3,000 万円未満	(120 万円)		(200 万円)		(400 万円)		(800 万円)	
	3,000 万円以上	86 万円	108 万円	143 万円	180 万円	285 万円	360 万円	570 万円	720 万円
	5,000 万円未満	(180 万円)		(300 万円)		(600 万円)		(1,200 万円)	
5,000 万円以上	114 万円	144 万円	190 万円	240 万円	380 万円	480 万円	760 万円	960 万円	
	(240 万円)		(400 万円)		(800 万円)		(1,600 万円)		
<p>※1 生産性要件を満たさない場合は「基本」、満たす場合は「優遇」の額を支給（生産性の向上の判定方法については、下記 URL を参照。）</p> <p>※2 中小企業事業主は、初回支給時、助成額の 1 / 2 の額を上乗せして支給</p> <p>※3 創業の場合は、初回支給時に（ ）内の額を、2 回目以降は生産性要件を満たすか否かに応じた額（※1）を支給</p> <p>※4 「地域活性化雇用創造プロジェクト」参画事業主が助成対象となる措置を講じた場合は助成金の対象とするとともに、初回支給時、対象労働者 1 人当たり 50 万円を上乗せして支給（1 事業所あたりの上乗せ支給人数は 20 人が上限。）</p> <p>※5 「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」寄附事業主が助成対象となる措置を講じた場合は、助成金の対象として支給</p> <p>※6 大規模雇用開発計画に係る特例に該当する場合は、対象労働者の増加人数に応じて、最高 2.4 億円を支給。</p>									
離島での実績	R2：中通島（480 千円を支給。以下、支給額のみ記載。）、屋久島（1,480 千円）、種子島（720 千円）								
備考									
担当部署	厚生労働省職業安定局地域雇用対策課								
連絡先	03-3593-2580								
参照 HP	<p>（地域雇用開発助成金について）  <a href="https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/chiiki_koyou.html">https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/chiiki_koyou.html</a>  （生産性要件について）  <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000137393.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000137393.html</a></p>								



# 地域雇用開発助成金(地域雇用開発コース)

地域雇用開発促進法に基づき、地域雇用開発のための助成、援助等の措置を講ずる必要があると認められる地域(同意雇用開発促進地域)等において、事業所の設置・整備を行うとともに地域求職者等を雇い入れた事業主に対して、対象労働者の増加数及び設置・整備費用等に応じて一定額を助成(1年ごとに3回の助成)

## 対象地域

雇用開発促進・改善地域メニュー	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 同意雇用開発促進地域(下記全ての要件を満たし、かつ厚生労働大臣が同意をした地域)             <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 「最近3年間の有効求職者数/労働力人口」が全国平均以上</li> <li>(2) 「最近3年間の有効求人倍率」又は「最近1年間の有効求人倍率」が全国平均の2/3以下 ただし、全国平均の2/3が1以上の場合は1.0.67未満の場合は0.67以下</li> </ul> </li> <li>○ 最近1年間の有効求人倍率が1倍未満の過疎・離島地域等であって、厚生労働大臣が指定する地域</li> </ul>
特定有人国境離島地域等メニュー	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 関係法に基づく特定有人国境離島地域、奄美群島及び小笠原諸島</li> </ul>

## 助成内容

対象労働者の増加数と設置・設備費用に応じて、下表の額を助成

設置・整備費用	対象労働者の増加人数							
	3[2(創業)]~4人		5~9人		10~19人		20人~	
	基本	優遇	基本	優遇	基本	優遇	基本	優遇
300万円以上 1,000万円未満	48万円 (100万円)	60万円	76万円 (160万円)	96万円	143万円 (300万円)	180万円	285万円 (600万円)	360万円
1,000万円以上 3,000万円未満	57万円 (120万円)	72万円	95万円 (200万円)	120万円	190万円 (400万円)	240万円	380万円 (800万円)	480万円
3,000万円以上 5,000万円未満	86万円 (180万円)	108万円	143万円 (300万円)	180万円	285万円 (600万円)	360万円	570万円 (1,200万円)	720万円
5,000万円以上	114万円 (240万円)	144万円	190万円 (400万円)	240万円	380万円 (800万円)	480万円	760万円 (1,600万円)	960万円

※1 生産性要件を満たさない場合は「基本」、満たす場合は「優遇」の額を支給

※2 中小企業事業主は、初回支給時、助成額の1/2の額を上乗せして支給

※3 創業の場合は、初回支給時に( )内の額を、2回目以降は生産性要件を満たすか否かに応じた額(※1)を支給

※4 「地域活性化雇用創造プロジェクト」参画事業主が助成対象となる措置を講じた場合は助成金の対象とするとともに、初回支給時、対象労働者1人あたり50万円を上乗せして支給(1事業所あたりの上乗せ支給人数は20人が上限。)

※5 「地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)」寄附事業主が助成対象となる措置を講じた場合は、助成金の対象として支給

※6 大規模雇用開発計画に係る特例に該当する場合、対象労働者の増加人数に応じて、最高2.4億円を支給

No.	24	R4 予算額	1,335 百万円
事業名	地域雇用活性化推進事業	府省庁名	厚生労働省
概要	雇用機会が不足している地域や過疎化が進んでいる地域等の市町村、経済団体等から構成される協議会が地域の特性を生かして提案する「魅力ある雇用」や「それを担う人材」の維持・確保を図るための創意工夫ある取組について、コンテスト方式により選抜・委託した上で実施する。		
支援対象	地域の関係者（市町村、経済団体等）から構成される協議会	補助率	1 / 1（委託事業）
対象事業	<p>地域の特性を生かした重点分野を設定のうえ、以下の雇用対策事業を実施する。</p> <p>（１）事業所の魅力向上、事業拡大の取組 魅力的な雇用の確保を図る講習会等の実施</p> <p>（２）人材育成の取組 地域の人材ニーズ等を踏まえた求職者の能力開発や人材育成を図る講習会等の実施</p> <p>（３）就職促進の取組 上記（１）（２）を利用した事業主・求職者や UIJ ターン就職希望者等を対象とした面接会等によるマッチング支援の実施</p>		
支援内容	1 地域あたり各年度 4,000 万円（複数の市町村で実施する場合は 1 地域あたり 2,000 万円を加算（加算上限 1 億円））を上限として、委託費を支出。同一地域における事業期間は 3 年度以内。		
離島での実績	<p>【R1～】気仙沼市、酒田市、宇和島市、延岡市、薩摩川内市</p> <p>【R2～】天草地域（天草市、上天草市、苓北町）、奄美大島（奄美市、大和村、字検村、瀬戸内町、龍郷町）</p> <p>【R3～】呉市、宮古島市</p>		
備考	<p>（令和 4 年度のスケジュール予定）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4 月上旬～6 月上旬 企画書募集</li> <li>・ 7 月中旬～8 月中旬 外部の有識者を含む委員会での企画書の審査</li> <li>・ 8 月下旬 選定結果の通知</li> <li>・ 10 月～ 委託契約の締結、事業開始</li> </ul>		
担当部署	厚生労働省職業安定局地域雇用対策課		
連絡先	03-3593-2580		
参照 HP	<a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_03839.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_03839.html</a>		

# 地域雇用活性化推進事業

## 《目的》

雇用機会が不足している地域や過疎化が進んでいる地域等による、地域の特性を生かした「魅力ある雇用」や「それを担う人材」の維持・確保を図るための創意工夫ある取組を支援する

## 【提案可能地域】

### I. 雇用機会不足地域（次の①、②いずれかに該当する地域）

- ① 最近3年間（平均）又は最近1年間（平均）の地域の有効求人倍率が全国平均（1.00、0.67未満である場合には0.67）以下であること
- ② 最近3年間（平均）又は最近1年間（平均）の地域の有効求人倍率が1未満であって、最近5年間で人口が全国平均以上に減少していること

### II. 過疎等地域

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年3月31日法律第19号）による過疎地域や重大な災害の被害を受けた地域として厚生労働大臣が別途定める地域

## 【事業規模（委託費上限）】

各年度4千万円

複数の市町村で連携して実施する場合、1地域当たり2千万円/年を加算（加算上限1億円/年）

## 【実施期間】

3年度以内

## 《事業スキーム》

- ・ 地域の課題・実情や地域企業、求職者のニーズ・シーズを把握した上で、事業構想を策定
- ・ 令和4年度は、引き続き新型コロナウイルス感染症の影響により生じるニーズに対応した事業構想も策定可

地域が提案する事業構想の中から、「魅力ある雇用や人材の維持・確保効果が高いと認められるもの」や「地域の産業及び経済の活性化等が期待できるもの」をコンテスト方式で選抜

## 事業所向け

### A 事業所の魅力向上、事業拡大の取組

魅力ある雇用の確保を図る講習会等の実施

- 例：
- 新分野進出、販路拡大、生産性向上に必要な技術、ノウハウを学ぶ講習会
  - テレワーク（在宅やサテライトオフィスでの勤務）やリモート会議の導入、新しい生活様式に対応した雇用管理改善、地域開発の必要性・手法等を学ぶ講習会
  - 意欲ある企業が行う新分野進出等の取組への伴走型支援 等

魅力ある雇用の確保・拡大

## 求職者向け

### B 人材育成の取組

地域の人材ニーズ等を踏まえた求職者の能力開発や人材育成を図る講習会等の実施

- 例：
- 地域農産品の知識・取扱い・加工等や職業スキル（IT、接客等）を学ぶ講習会
  - 管理職や事業所の中核を担う人材を育成するための専門的な知識・技能を学ぶ講習会
  - 地域企業における職場体験講習（オンライン型を含む） 等

スキルアップ人材の確保

## 地域雇用創造協議会

（実線（上の2つ）は必須）

地域の経済団体

外部有識者  
（地元大学の教授等）

市町村（※）  
（特別区を含む）

都道府県

地域関係者

（※）複数の市町村での実施も可能

### C 就職促進の取組

A、Bを利用した事業主・求職者やUターン就職希望者を対象にハローワークと連携した

- 集合型又はオンライン型による合同企業説明会・就職面接会
- SNSによる情報発信（講習会、地域情報） 等

面接会等によるマッチング

No.	25	R4 予算額	46,530 百万円
事業名	多様な民間機関を活用した高度・多様な職業 訓練機会の確保		府省庁名 厚生労働省
概要	求職中の方を対象として、就職に必要な技能及び知識の習得を図るため、民間教育訓練機関等を活用して公共職業訓練（離職者に対する委託訓練）及び求職者支援訓練を実施。		
支援対象	都道府県、民間団体	補助率	
対象事業	<p>(1) 公共職業訓練（離職者に対する委託訓練） 主に雇用保険受給者を対象として、職業訓練を実施し再就職を支援。</p> <p>(2) 求職者支援訓練 主に雇用保険を受給できない方（特定求職者）を対象として、職業訓練を実施し再就職を支援。</p>		
支援内容	<p>(1) は都道府県と民間教育訓練機関等における委託契約に基づき、訓練実績に応じて民間教育訓練機関等に対し委託費を支払う。</p> <p>(2) はあらかじめ認定を受けた職業訓練（認定に関する事務は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が実施）について、訓練実績に応じて民間教育訓練機関等に対し奨励金を支払う。</p>		
離島での実績	R2 佐渡島、福江島、対馬 など		
備考			
担当部署	厚生労働省人材開発統括官訓練企画室		
連絡先	TEL 03-3595-3356		
参照 HP	<a href="http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaiatsu/rishokusha.html">http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaiatsu/rishokusha.html</a>		

# 多様な民間機関を活用した高度・多様な職業訓練機会の確保

## 公共職業訓練（離職者訓練）

○主に雇用保険受給者（例えば一定の職業経験を有し、基礎的な能力を有する者）に対して、実践的能力を習得する職業訓練を実施

＜委託訓練＞（委託元は都道府県）

- ・委託先：民間教育訓練機関等
- ・訓練コース：事務基本科、介護福祉士養成科 等
- ・訓練期間：標準3か月（最長2年）

※シフト制で働く方などを対象とする場合、より短期間（標準1ヶ月）で設定可（時限措置）

## 求職者支援訓練（求職者支援制度における職業訓練）

○主に雇用保険を受給できない方（例えば非正規雇用労働者や就業経験の無い者等）に対して、基礎的能力から実践的能力までを一括して付与する職業訓練を実施

➤受講者の多様な状況に対応できるよう、基礎的能力のみを付与する訓練も設定

○実施機関：民間教育訓練機関等（訓練コースごとに厚生労働大臣が認定）

訓練コース：ビジネスパソコン基礎科、介護職員初任者養成科等

訓練期間：2～6か月 ※シフト制で働く方などを対象とする場合、より短期間（2週間～）で設定可（時限措置）

※訓練期間中、収入・資産など一定要件を満たす方に月10万円職業訓練受講給付金を支給

- ・月10万円の他、訓練機関へ通うための交通費及び寄宿する際の費用（ともに所定額）を支給
- ・希望する方には貸付を上乗せ（月5万円、配偶者等がいる場合は月10万円）

No.	26	R 4 予算額	16,936 百万円 ※他府省計上分含む
事業名	水道施設整備費補助金		府省庁名 厚生労働省
概 要	地方公共団体が実施する水道施設の整備に要する経費の一部を補助する。		
支援対象	地方公共団体	補助率	1/4、1/3、4/10、1/2 離島地域の簡易水道等の整備については、 補助率 1/2
対象事業	<p>地方公共団体が実施する水道施設の整備に要する経費の一部を補助</p> <p>○簡易水道等施設整備費補助 布設条件の特に厳しい農山漁村における簡易水道の整備事業</p> <p>○水道水源開発等施設整備費補助 ダム等の水道水源施設整備事業 水源水質の悪化に対処するための高度浄水施設整備事業</p>		
支援内容	<p>離島地域で行う簡易水道等施設整備費補助については、補助率の優遇措置（補助率 1/2）を設けている。</p> <p>※通常は補助率 1/4、1/3、4/10</p>		
離島での実績	R 3 実績 島根県海士町、長崎県対馬市 など		
備 考	離島地域の簡易水道の整備に要する経費については、国土交通省にて予算計上		
担当部署	厚生労働省医薬・生活衛生局水道課		
連絡先	03-3595-2368		
参照 HP	水道施設整備に係る交付要綱等 <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/topics/bukyoku/kenkou/suido/yosan/01c.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/topics/bukyoku/kenkou/suido/yosan/01c.html</a>		

## 水道施設整備費補助金(公共)

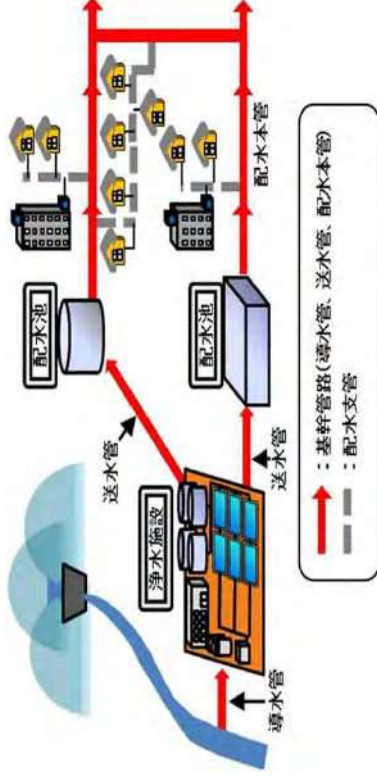
令和4年度予算:169億円(令和3年度当初予算:168億円)

### 【概要】

水道事業又は水道用水供給事業を営むる地方公共団体に対し、安全で質が高い持続的な水道を確保するため、その事業の施設整備に要する費用の一部を補助する。

### 【事業メニュー】

- 簡易水道等施設整備費補助
  - ・ 布設条件の特に厳しい農山漁村における簡易水道の整備事業
- 水道水源開発等施設整備費補助
  - ・ ダム等の水道水源施設整備事業
  - ・ 水源水質の悪化に対処するための高度浄水施設整備事業
  - ・ 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を踏まえた非常用自家発電設備等の整備事業



## 生活基盤施設耐震化等交付金(非公共)

令和4年度予算:218億円(令和3年度当初予算:227億円)

### 【概要】

地方公共団体が整備を行う水道施設の耐震化等を推進するため、都道府県にとって自由度が高く、創意工夫を生かせる交付金制度を平成27年度に創設。

都道府県が取りまとめた水道施設の耐震化等に関する事業計画(生活基盤耐震化等事業計画)に基づき施設整備に対して支援を行う。

### 【主な事業メニュー】

- 水道施設等耐震化事業
  - ・ 水道施設の耐震化に資する施設整備(5か年加速化対策を踏まえた耐震化事業を含む。)
- 水道事業運営基盤強化推進等事業
  - ・ 水道事業の広域化に資する施設整備等

<参考>:水道施設整備に対する財政支援の考え方>

水道施設の整備については、地形や水源からの距離などの自然条件により施設整備費が割高となる等、経営条件が厳しい水道事業者が行う施設整備事業に対して、その整備に要する費用の一部に対して財政支援を行っている。

No.	27	R 4 予算額	21,804 百万円
事業名	生活基盤施設耐震化等交付金	府省庁名	厚生労働省
概要	水道施設等の耐震化等に要する経費の一部を交付する。		
支援対象	都道府県	補助率	1/4、1/3、4/10、1/2 離島地域の簡易水道等の整備については、 交付率 1/2
対象事業	<p>○水道事業運営基盤強化推進等事業 水道事業の広域化に資する施設整備等</p> <p>○水道施設等耐震化事業 水道施設の耐震化に資する施設整備</p> <p>○官民連携等基盤強化推進事業 水道事業における官民連携（公共施設等運営権制度）の導入に向けた調査、計画作成等事業</p> <p>コンセッション事業の推進に資する施設整備</p>		
支援内容	<p>離島地域で行う簡易水道等の整備については、交付率の優遇措置（交付率 1/2）を設けている。</p> <p>※通常は交付率 1/4、1/3、4/10</p>		
離島での実績	生活基盤施設耐震化等事業計画に基づき、各都道府県が離島地域を含む地方公共団体が行う水道施設の耐震化等に要する経費を配分している。		
備考			
担当部署	厚生労働省医薬・生活衛生局水道課		
連絡先	03-3595-2368		
参照 HP	生活基盤施設耐震化等交付金交付要綱一覧について <a href="http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/topics/bukyoku/kenkou/suido/yosan/01g.html">http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/topics/bukyoku/kenkou/suido/yosan/01g.html</a>		



## 水道施設整備費補助金(公共)

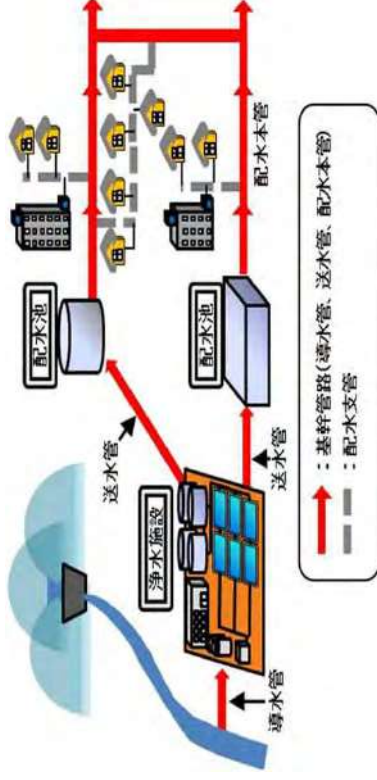
令和4年度予算:169億円(令和3年度当初予算:168億円)

### 【概要】

水道事業又は水道用水供給事業を営むる地方公共団体に対し、安全で質が高い持続的な水道を確保するため、その事業の施設整備に要する費用の一部を補助する。

### 【事業メニュー】

- 簡易水道等施設整備費補助
  - ・ 布設条件の特に厳しい農山漁村における簡易水道の整備事業
- 水道水源開発等施設整備費補助
  - ・ ダム等の水道水源施設整備事業
  - ・ 水源水質の悪化に対処するための高度浄水施設整備事業
  - ・ 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を踏まえた非常用自家発電設備等の整備事業



## 生活基盤施設耐震化等交付金(非公共)

令和4年度予算:218億円(令和3年度当初予算:227億円)

### 【概要】

地方公共団体が整備を行う水道施設の耐震化等を推進するため、都道府県にとって自由度が高く、創意工夫を生かせる交付金制度を平成27年度に創設。

都道府県が取りまとめた水道施設の耐震化等に関する事業計画(生活基盤耐震化等事業計画)に基づき施設整備に対して支援を行う。

### 【主な事業メニュー】

- 水道施設等耐震化事業
  - ・ 水道施設の耐震化に資する施設整備(5か年加速化対策を踏まえた耐震化事業を含む。)
- 水道事業運営基盤強化推進等事業
  - ・ 水道事業の広域化に資する施設整備等

<参考>:水道施設整備に対する財政支援の考え方>

水道施設の整備については、地形や水源からの距離などの自然条件により施設整備費が割高となる等、経営条件が厳しい水道事業者が行う施設整備事業に対して、その整備に要する費用の一部に対して財政支援を行っている。

No.	28		R4 当初予算	8,001,659 千円＋ 5,755,067 千円の内数
事業名	へき地保健医療対策		府省庁名	厚生労働省
概 要	へき地における医療提供体制の確保に必要な経費を補助する。			
支援対象	へき地診療所、へき地医療拠点病院 等	補助率	1 / 2 等	
対象事業	<p><b>【運営事業】</b></p> <p>(1) へき地の住民に医療を提供する「へき地診療所」や、へき地診療所を支援する「へき地医療拠点病院」の運営に必要な経費を補助する。</p> <p>(2) へき地の住民に対し巡回診療を実施する「へき地巡回診療車（船・航空機）」の運行に必要な経費を補助する。</p> <p>(3) へき地の住民を近隣の医療機関まで輸送する「へき地患者輸送車（艇・航空機）」の運行に必要な経費を補助する。<span style="float:right">など</span></p> <p><b>【設備整備事業】</b></p> <p>(4) 「へき地診療所」や「へき地医療拠点病院」の医療機器整備に必要な経費を補助する。</p> <p>(5) 「へき地巡回診療車（船）」の整備に必要な経費を補助する。</p> <p>(6) 「へき地患者輸送車（艇）」の整備に必要な経費を補助する。<span style="float:right">など</span></p> <p><b>【施設整備事業】</b></p> <p>(7) 「へき地診療所」や「へき地医療拠点病院」の施設整備に必要な経費を補助する。 など</p>			
支援内容	<p>(1) 補助率：1 / 2、2 / 3、3 / 4</p> <p>(2) 補助率：1 / 2</p> <p>(3) 補助率：1 / 2</p> <p>(4) 補助率：1 / 2、3 / 4</p> <p>(5) 補助率：1 / 2</p> <p>(6) 補助率：1 / 2</p> <p>(7) 補助率：1 / 2</p>			

離島での実績	<p>【令和2年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○運営事業 佐渡島、小豆島、種子島等（92施設）</li> <li>○設備整備事業 西ノ島、沖ノ島、屋久島等（41施設）</li> <li>○施設整備事業 男木島、大島等（8施設）</li> </ul>
備考	
担当部署	厚生労働省医政局地域医療計画課医師確保等地域医療対策室
連絡先	03-3595-2186
参照 HP	<a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_20900.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_20900.html</a>

# へき地保健医療対策関係予算について

## へき地保健医療対策予算の概要

### I 予算額

【令和3年度予算額】 77.6億円 → 80.0億円  
【令和4年度予算額】 80.0億円

### II 内容

- へき地医療支援機構の運営** 259百万円  
都道府県単位の広域的な支援体制を図るため、各都道府県に「へき地医療支援機構」を設置し、支援事業の企画、調整及び医師派遣の実施等を補助する。
- へき地医療拠点病院等の運営** 6,856百万円  
へき地における医療の提供など支援事業を実施する医療機関等の運営に必要な経費を補助する。
  - ア へき地医療拠点病院運営費
  - イ へき地保健指導所運営費
  - ウ へき地診療所運営費(国保直診分(保険局計上分)含む)
  - エ へき地診療所医師派遣強化事業
- へき地巡回診療の実施** 343百万円  
無医地区等の医療の確保を図るため、医師等の人件費及び巡回診療車等の運行に必要な経費を補助する。
  - ア へき地巡回診療車(船)(医科・歯科)
  - イ 巡回診療航空機(医科)
  - ウ 離島歯科診療班
- 産科医療機関の運営** 312百万円  
分娩可能な産科医療機関を確保するため産科医療機関の運営に必要な経費を補助する。
- へき地患者輸送車(艇・航空機)運行支援事業** 229百万円  
無医地区等の医療の確保を図るため、無医地区等から近隣医療機関等の輸送に必要な経費を補助する。
  - ア 患者輸送車・艇
  - イ メディカルジェット(患者輸送航空機)

など

## 医療施設等設備整備費補助金の概要

### I 予算額

【令和3年度予算額】 33.7億円 → 22.2億円  
【令和4年度予算額】 22.2億円

### II 要旨

へき地・離島などの過疎地の住民に対する医療の確保及び臨床研修医の研修環境の充実等を図るため、医療施設や臨床研修病院等の設備整備を支援するもの。

### III 補助対象

補助対象事業《メニュー区分》(事業実施主体)

へき地医療拠点病院(公立・公的・民間・独法)

へき地診療所(公立・公的・民間・独法)

へき地患者輸送車(艇)(公立・公的・民間・独法)

へき地巡回診療車(船)(公立・公的・民間・独法)

へき地・離島診療支援システム(公立・公的・民間・独法) など

## 医療施設等施設整備費補助金の概要

### I 予算額

【令和3年度予算額】 27.6億円 → 21.2億円  
【令和4年度予算額】 21.2億円

### II 要旨

へき地・離島などの過疎地の住民に対する医療の確保及び臨床研修医の研修環境の充実等を図るため、医療施設や臨床研修病院等の施設整備を支援するもの。

### III 補助対象

補助対象事業《メニュー区分》(事業実施主体)

へき地医療拠点病院(公立・公的・民間・独法)

へき地診療所(公立・公的・民間・独法) など

No.	29		R4 当初予算 R3 補正予算	4 億円 —
事業名	遠隔医療設備整備事業		府省庁名	厚生労働省
概要	遠隔医療（遠隔病理診断・遠隔画像診断及び助言・在宅患者に対する遠隔診療）の実施に必要なコンピューター機器・通信機器等の整備に対する補助事業			
支援対象	①都道府県が行う遠隔医療設備整備事業 ②市町村等、厚生労働大臣の認める者が開設する医療施設が行う遠隔医療設備整備事業に対して都道府県が補助する事業	補助率	1 / 2	
対象事業	遠隔医療の実施に必要なコンピューター及び付属機器等の購入費 1 遠隔病理診断 (1) 支援側医療機関 (2) 依頼側医療機関 2 遠隔画像診断及び助言 (1) 支援側医療機関 (2) 依頼側医療機関 3 在宅患者用遠隔診療装置			
支援内容	1 (1) 4,958 千円 (2) 14,198 千円 2 (1) 16,390 千円 (2) 14,855 千円 3 8,250 千円 いずれも、上記金額を基準額として、補助率 1 / 2（基準額の半額を補助上限とする。）			
離島での実績	令和 3 年度 十島村診療所（鹿児島県） 令和 2 年度 三島村診療所（鹿児島）			
備考				
担当部署	厚生労働省医政局研究開発振興課医療情報技術推進室			
連絡先	03-3595-2430			
参照 HP				

# 遠隔医療設備整備事業

医療施設等設備整備補助金のメニュー予算

令和4年度予算：4億円（6億円）

令和2年度第3次補正予算：3.65億円

## <事業内容>

遠隔医療（遠隔病理診断・遠隔画像による診断及び助言・在宅患者に対する遠隔診療）の実施に必要なコンピューター機器・通信機器等の整備に対する補助事業

情報通信機器を活用して病理画像・X線画像等を遠隔地の医療機関に伝送し、専門医の診断・助言を得ることで、適切な対応を可能とする。

また、医学的管理が必要な慢性疾患であって、地理的理由等により往診・通院が困難な患者等に対し、テレビ電話等の機器を貸与して、遠隔地からの診療支援を行う。

## <補助先>

都道府県を通じて事業計画書の提出があった遠隔医療を実施する医療機関から、機器整備の必要性等を考慮し決定

【平成29年度 4か所 17,841千円 平成30年度 5か所 28,708千円 令和元年度 6か所 23,054千円  
令和2年度 8か所 27,634千円】

## <補助率>

2分の1

## 地域医療の充実のための遠隔医療補助事業による支援

- 医療の質の向上と効率化  
専門性の高い判断や助言の効率的提供
- 医療資源の適正活用  
限りある人的・物的医療資源を効率よく活用するため医療機関間の連携強化
- 医療の地域格差の解消  
医療過疎地域等では交通インフラが不十分であったり、高齢化・過疎のため受診が困難な慢性疾患患者に対するテレビ電話等のICTを活用した医療支援

No.	30		R4 当初予算 R3 補正予算	76億円 —
事業名	ドクターヘリ導入促進事業		府省庁名	厚生労働省
概要	地域において必要な救急医療が適時適切に提供できる体制の構築を目指し、早期の治療開始、迅速な搬送を可能とするドクターヘリの運航体制を確立する。			
支援対象	都道府県（救命救急センター）	補助率	1／2	
対象事業	ドクターヘリの運航に必要な経費を補助する。			
支援内容	補助率：1／2			
離島での実績				
備考				
担当部署	厚生労働省医政局地域医療計画課災害等緊急時医療・周産期医療等対策室			
連絡先	TEL 03-3595-2185			
参照 HP				

# ドクターヘリ運航体制の確立

令和4年度予算額(令和3年度当初予算額)  
: 7,600,367千円(7,516,995千円)

## 背景・課題

地域において必要な救急医療が適時適切に提供できる体制の構築を目指し、早期の治療開始、迅速な搬送を可能とするドクターヘリの運航体制を確立する。

## ドクターヘリの全国展開(ドクターヘリ導入促進事業)

ドクターヘリの全国展開を推進するために、ドクターヘリの運航に必要な経費及び夜間運航を行う場合に必要な経費等について財政支援を行い、救命率の向上及び広域患者搬送体制の確保を図る。

- ・ 補助先：都道府県等
- ・ 実施主体：救命救急センター

### ドクターヘリの運航



### ドクターヘリの内部



### ○ 導入状況 46都道府県(共同運航含む)56機にて事業を実施(令和4年4月18日現在)

平成13年度	5県	岡山県、静岡県、千葉県、愛知県、福岡県
平成14年度	2県	神奈川県、和歌山県
平成17年度	2道県	北海道、長野県
平成18年度	1県	長崎県
平成19年度	3府県	埼玉県、大阪府、福島県
平成20年度	3県	青森県、群馬県、沖縄県
平成21年度	4道県	千葉県(2機目)、静岡県(2機目)、北海道(2機目、3機目)、栃木県
平成22年度	5県	兵庫県、茨城県、岐阜県、山口県、高知県
平成23年度	6県	島根県、長野県(2機目)、鹿児島県、熊本県、秋田県、三重県
平成24年度	8県	青森県(2機目)、岩手県、山形県、新潟県、山梨県、徳島県、大分県、宮崎県
平成25年度	3県	広島県、兵庫県(2機目)、佐賀県
平成26年度	1道	北海道(4機目)
平成27年度	2県	滋賀県、富山県
平成28年度	5県	宮城県、新潟県(2機目)、奈良県、愛媛県、鹿児島県(2機目)
平成29年度	1県	鳥取県
平成30年度	1県	石川県
令和3年度	2都県	福井県、東京都
令和4年度	1県	香川県

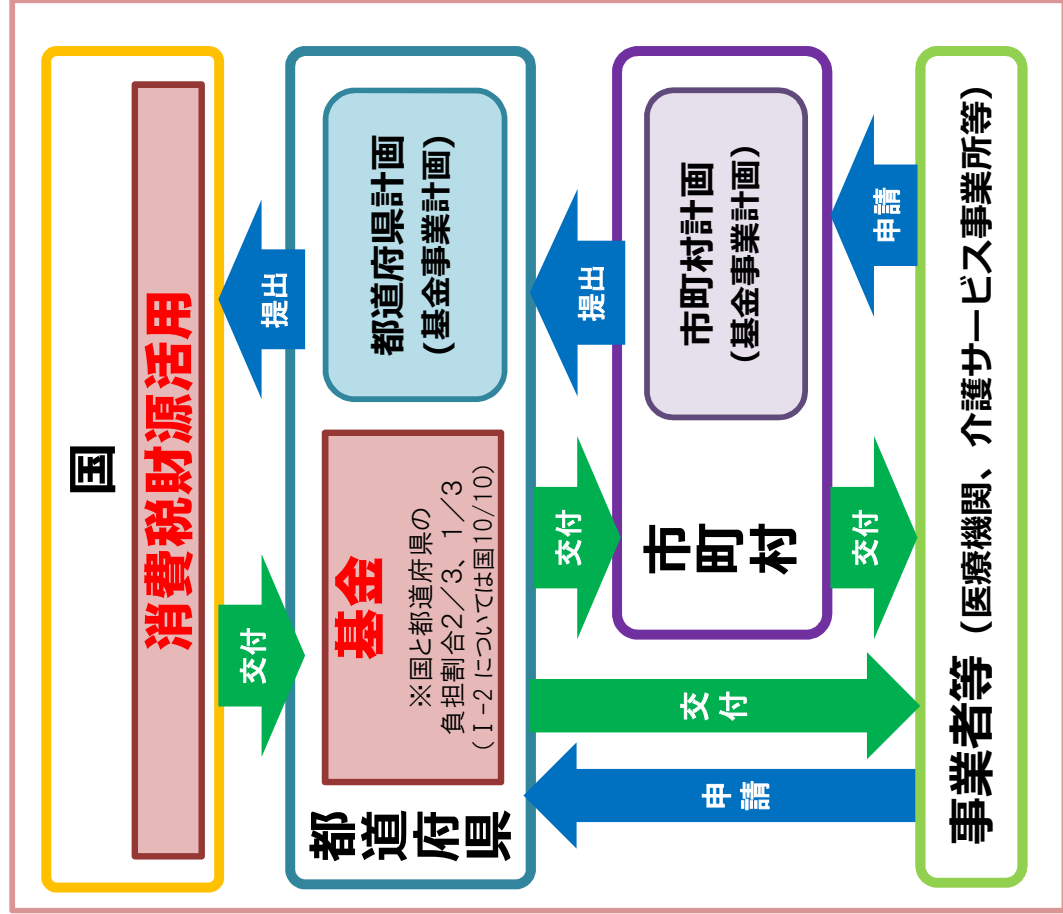


No.	31		R4 当初予算 R3 補正予算	75,077 百万円 (国費) —
事業名	地域医療支援センター運営経費等 (地域医療介護総合確保基金)		府省庁名	厚生労働省
概要	効率的かつ質の高い医療提供体制の構築に向けて、都道府県計画に基づき、地域医療構想の達成に資する医療機関の施設設備整備事業等、病床機能の分化・連携の取組を促進するための支援を行う。			
支援対象	都道府県	補助率	2 / 3	
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域医療支援センターの運営</li> <li>○卒業後に地域医療に従事する意思を有する医学生に対する修学資金の貸与</li> <li>○キャリア形成プログラムの策定・充実</li> <li>○医療人材養成のための研修の実施 等</li> </ul>			
支援内容	定額補助			
離島での実績				
備考				
担当部署	厚生労働省医政局地域医療計画課			
連絡先	03-3595-2186			
参照 HP				

# 地域医療介護総合確保基金

令和4年度予算額:公費で1,853億円  
(医療分 1,029億円、介護分 824億円)

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を展望すれば、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題。
- このため、平成26年度から消費税増収分等を活用した財政支援制度(地域医療介護総合確保基金)を創設し、各都道府県に設置。各都道府県は、都道府県計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施。



## 都道府県計画及び市町村計画 (基金事業計画)

- 基金に関する基本的事項
  - ・公正かつ透明なプロセスの確保(関係者の意見を反映させる仕組みの整備)
  - ・事業主体間の公平性など公正性・透明性の確保
  - ・診療報酬・介護報酬等との役割分担
- 都道府県計画及び市町村計画の基本的な記載事項
  - 医療介護総合確保区域の設定※1 / 目標と計画期間(原則1年間) / 事業の内容、費用の額等 / 事業の評価方法※2
  - ※1 都道府県は、二次医療圏及び老人福祉圏を念頭に置きつつ、地域の実情を踏まえて設定。市町村は、日常生活圏を念頭に設定。
  - ※2 都道府県は、市町村の協力を得つつ、事業の事後評価等を実施  
国は都道府県の事業を検証し、基金の配分等に活用
- 都道府県は市町村計画の事業をとりまとめ、都道府県計画を作成

## 地域医療介護総合確保基金の対象事業

- I-1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
- I-2 地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業
- II 居宅等における医療の提供に関する事業
- III 介護施設等の整備に関する事業(地域密着型サービス等)
- IV 医療従事者の確保に関する事業
- V 介護従事者の確保に関する事業
- VI 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業

No.	32		R4 予算額	—
事業名	離島に居住する妊婦が妊婦健診を受診するための交通費等の支援		府省庁名	厚生労働省
概要	離島に住む妊婦の妊婦健康健診の受診及び出産に必要な医療を受ける機会を確保するため、都道府県及び市町村が地方単独事業として行う健康診査及び分娩の支援に要する経費の一部を特別交付税により措置する。			
支援対象	都道府県・市町村	補助率	—	
対象事業	離島地域のうち分娩医療機関のない地域における妊婦について、都道府県及び市町村が地方単独事業として行う健康診査及び分娩の支援に要する経費の一部			
支援内容	妊婦健康診査及び分娩の際にかかる交通費や宿泊費の一部を特別交付税により措置する。			
離島での実績	—			
備考	特別交付税により措置			
担当部署	厚生労働省子ども家庭局母子保健課			
連絡先	03-3595-2544			
参照 HP				

# 離島に居住する妊婦が健康診査を受診するための交通費等の支援について

## 概要

- 離島振興法の改正に伴い、新たに「妊婦が健康診査を受診し、及び出産に必要な医療を受ける機会を確保するための支援」が盛り込まれた。
- 平成25年度より、特別交付税に関する省令（昭和51年自治省令第35号）の一部を改正し、都道府県及び市町村が地方単独事業として行う、分娩医療機関のない離島（奄美群島、小笠原諸島及び沖縄を含む。）における妊婦に対する健康診査及び分娩の支援に要する経費について、特別交付税の算定の基礎とすることとした。なお、特別交付税の額は総務大臣が調査した額に0.8を乗じて得た額とされた。
- 奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の有効期限を平成31年3月31日まで延長するとともに、新たに「妊婦が健康診査を受診し、及び出産に必要な医療を受ける機会を確保するための支援」が盛り込まれた。（平成26年4月1日施行）

## 特別交付税とは

- 地方交付税には「普通交付税」と「特別交付税」の2種類があり、地方交付税総額の94%に相当する額を普通交付税とし、6%に相当する額を特別交付税とすることとされている。
- 特別交付税は、画一的な方法で算定される普通交付税を補完する役割を持っており、普通交付税の算定基礎となる基準財政需要額の算定方法によっては捕捉されなかった特別の財政需要（離島などの地理的条件によるもの等）がある場合に算定交付される。※普通交付税不交付団体にも交付される。
- 特別交付税は、年2回に分けて決定、交付される。（第1回目は12月、第2回目は3月に交付）
- 特別交付税として算定される事項や、その算定方法については、「特別交付税に関する省令」に規定。

No.	33		R4 当初予算案	526 百万円
事業名	母子保健対策強化事業		府省庁名	厚生労働省
概要	市町村が行う両親学級のオンライン実施や、各種健診に必要な備品の整備など、地域の実情に応じた母子保健対策の強化に要する経費の一部を補助する。			
支援対象	市町村	補助率	1 / 2	
対象事業	<p>乳幼児の健全な発達のため、乳幼児検診等の地域における母子保健対策の強化を支援。</p> <p>(1) 両親学級等のオンライン実施</p> <p>(2) SNS を活用したオンライン相談</p> <p>(3) 母子保健に関する記録の電子化</p> <p>(4) 各種健診に必要な備品（屈折検査機器等）の整備</p> <p>(5) その他母子保健対策強化に資する取り組み（※）</p> <p>※ 例えば、産後ケア事業が行われていない離島等において、島外の産後ケア事業を利用するために必要となる旅費等の支援に活用することが可能。</p>			
支援内容	<p>実施主体：市町村</p> <p>補助率：国 1 / 2、市町村 1 / 2</p> <p>補助単価案：1 市町村あたり年額 6,043,000 円</p>			
離島での実績	—			
備考				
担当部署	厚生労働省子ども家庭局母子保健課			
連絡先	03-3595-2544			
参照 HP				

# 母子保健対策強化事業【新規】

R4 予算案 : 5.3億円

## 目的

両親学級のオンライン実施やSNSを活用したオンライン相談など、妊産婦等のニーズに応じたアクセスしやすい多様な相談支援を行うとともに、母子保健に関する記録を電子化することで、妊産婦等の状態を適切に管理するなど、必要な支援が行われるよう体制強化を図る。

## 内容

個々の家庭の状況に応じて、適切な支援を提供できるよう、地域の実情に応じた支援体制等の強化を図る。

- (1) 両親学級等のオンライン実施
- (2) SNSを活用したオンライン相談
- (3) 母子保健に関する記録の電子化
- (4) 各種健診に必要な備品（屈折検査機器等）の整備
- (5) その他母子保健対策強化に資する取り組み

## 実施主体・補助率等

- ◆ 実施主体 : 市町村
- ◆ 補助率 : 国1 / 2、市町村1 / 2
- ◆ 補助単価案 : 6,043,000円

No.	34		R4 当初予算 R3 補正予算	—
事業名	基準該当サービス・離島等相当サービス		府省庁名	厚生労働省
概要	<p>【基準該当サービス】 離島や中山間地域など事業者確保が困難な地域では、介護人材不足や特殊な地理的要件により、全ての指定基準を満たすことが困難な場合がある。このため、指定居宅サービス事業者の要件（法人格、人員基準、設備・運営基準）の一部を満たしていない事業者のうち、一定水準を満たすサービス提供を行う事業者について、市町村がそのサービスを「基準該当サービス」として保険給付の対象とすることができることとしている。</p> <p>【離島等相当サービス】 指定居宅サービス・基準該当サービスともに確保が著しく困難な離島等の地域では、人員基準、設備・運営基準を定めず、一定の質を持つ居宅サービスに相当するサービスを、市町村が「離島等相当サービス」として保険給付の対象とすることができることとしている。</p>			
支援対象	都道府県・市町村	補助率	—	
対象事業	—			
支援内容	この制度を活用することにより、離島や中山間地域など事業者確保が困難な地域であっても、介護保険サービス提供体制を確保することが可能となる。			
離島での実績	<p>【基準該当サービス】 38 都道府県・207 保険者にて実施。</p> <p>【離島等相当サービス】 14 都道府県・25 保険者にて実施。 (※) 離島のほか中山間地域に位置する自治体も含む。 (※) 出典：令和2年度介護保険事務調査（厚生労働省老健局介護保険計画課）</p>			
備考	—			
担当部署	厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課			
連絡先	03-3595-2889			
参照 HP	—			

# 離島等における介護サービス

- 介護保険制度では、厚生労働省令で定める人員・設備・運営基準を満たした場合に、**指定サービス**としてサービスの提供を可能としている。
- また、厚生労働省令で定める人員・設備・運営基準の一部を満たしていない場合においても、一定の基準を満たした場合に**基準該当サービス**としてサービスの提供を可能としている。
- さらに、指定サービスや基準該当サービスの確保が著しく困難な離島等の地域においても、市町村が必要と認める場合、これらのサービスに相当するサービス（**離島等相当サービス**）として柔軟なサービスの提供を可能としている。

名称	提供する事業者	指定の効力等	保険給付
居宅サービス	指定居宅サービス事業者 ⇒ 指定基準を満たす事業者	全国	居宅介護サービス費
	基準該当サービス事業者 ⇒ 指定基準の一部を満たしていないが、指定基準をふまえ、都道府県が条例で定める基準に該当している事業者	市町村 (訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、短期入所介護、福祉用具貸与、居宅介護支援)	特例 居宅介護サービス費
	離島等相当サービス事業者 ⇒ 市町村の判断により、一定の質を持つ居宅サービスに相当するサービスを提供する事業者	離島等 (市町村の一部の場合あり)	
地域密着型サービス	指定地域密着型サービス事業者 ⇒ 指定基準（又は市町村の基準）を満たす事業者	原則として市町村 (利用者の経過措置あり)	地域密着型 介護サービス費
	離島等相当サービス事業者 ⇒ 市町村の判断により、一定の質を持つ地域密着型サービスに相当するサービスを提供する事業者	離島等 (市町村の一部の場合あり) (地域密着型介護老人福祉施設生活介護を除く)	特例地域密着型 介護サービス費



# 基準該当サービスの実施状況

- 離島や中山間地域など事業者確保が困難な地域では、介護人材不足や特殊な地理的要件により、全ての指定基準を満たすことが困難な場合がある。このため、指定居宅サービス事業者の要件（法人格、人員基準、設備・運営基準）の一部を満たしていない事業者のうち、一定水準を満たすサービス提供を行う事業者について、市町村がそのサービスを「**基準該当サービス**」として保険給付の対象とすることができることとしている。
- 基準該当サービスの指定・提供の流れは以下のとおりであり、実施保険者は、38都道府県・207保険者（全保険者の13.2%）。

## 基準該当サービスの提供までの流れ

### ① 都道府県が条例で、基準該当サービスに関する基準を定める

→ 条例内容は、国が厚生労働省令で定めている基準をもとに、各自治体の実情等を踏まえて定める。

### ② 市町村(保険者)は都道府県の条例に基づき、指定要件(人員基準、設備・運営基準)の緩和内容をサービスをサービスごとに決定

#### 【短期入所生活介護の場合】

従業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医師1人以上</li> <li>・介護職員又は看護職員は、利用者3人に1人以上 (定員20人未満の併設事業所以外は、うち1人常勤)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医師は不要</li> <li>・介護職員又は看護職員は、利用者3人に1人以上 (常勤要件なし)</li> </ul>
廊下幅	1.8m以上 (中廊下は2.7m以上)	車いすでの円滑な移動が可能な廊下幅
居室面積	1人あたり10.65㎡	1人あたり7.43㎡

### ③ 規則等に従い、希望する事業所からの申請・登録等を経て、基準該当サービスの提供を開始

## 基準該当サービスの実施保険者数

実施保険者数	207 (13.2%)
居宅介護支援	37
訪問介護	81
同居家族に対するヘルパー派遣	4
訪問入浴介護	29
通所介護	32
福祉用具貸与	9
短期入所生活介護	102
介護予防支援	16
介護予防訪問入浴介護	10
介護予防福祉用具貸与	8
介護予防短期入所生活介護	59

内訳

(出典) 令和2年度老人保健健康増進等事業「離島等における介護サービス確保に向けた人材育成や自治体による支援方策に関する調査研究事業」報告書及び令和2年度介護保険事務調査厚生労働省介護保険計画課調べ

# 離島等相当サービスの実施状況

- 指定居宅サービス・基準該当居宅サービスともに確保が著しく困難な離島等の地域では、人員基準、設備・運営基準を定めず、一定の質を持つ居宅サービスに相当するサービスを、市町村が「**離島等相当サービス**」として保険給付の対象とすることができることとしている。
- 離島等相当サービスの指定・提供の流れは以下のとおりであり、実施保険者は、以下14都道府県・25保険者（全保険者の1.6%）。

## 離島等相当サービスの提供までの流れ

① 市町村(保険者)が地域独自の基準として、指定要件の内容を定める。

### 【離島等相当サービスにより緩和された指定基準の例】

- |          |  |
|----------|--|
| 訪問介護     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問介護員の配置基準を「任意」とする。</li> <li>・在宅で要介護3以上の同居者への家族介護をしている人を「みなし事業者」とする。</li> </ul>          |
| 訪問看護     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・看護職員の配置基準(常勤換算2.5人以上)を「常勤換算1.5人以上」とする。</li> </ul>  |
| 短期入所生活介護 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・医師、機能訓練指導員の配置基準を「任意」とする。</li> <li>・医務室の配置を「任意」とし、その他の設備は通所介護事業所の設備を活用することとする。</li> </ul> |

② 規則等に従い、希望する事業所からの申請・登録等を経て、離島等相当サービスの提供を開始

## 離島等相当サービスの実施保険者

北海道	奥尻町	高知県	いの町
秋田県	北見市	長崎県	長崎市
山形県	西興部村		平戸市
福島県	上小阿仁村		五島市
東京都	酒田市		西海市
滋賀県	近江八幡市	熊本県	天草市
岡山県	笠岡市	鹿児島県	十島村
山口県	萩市		南種子町
香川県	高松市	沖縄県	多良間村
	岩国市		竹富町
			与那国町
			沖縄県介護保険 広域連合

※離島振興対策実施地域の離島を有する市町村は赤字

(出典) 令和2年度老人保健健康増進等事業「離島等における介護サービス確保に向けた人材育成や自治体による支援方策に関する調査研究事業」報告書及び令和2年度介護保険事務調査厚生労働省介護保険計画課調べ

No.	35		R 4 予算額	地域医療介護総合確保基金（施設分） 412 億円の内数
事業名	地域医療介護総合確保基金（施設分）		府省庁名	厚生労働省
概要	地域包括ケアシステムの構築に向けて、都道府県計画に基づき、地域密着型サービス等、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進するための支援を行う。			
支援対象	都道府県	補助率	都道府県が実施する事業について国から 2/3 を補助	
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域密着型サービス施設等の整備への助成</li> <li>○介護施設の開設準備経費等への支援</li> <li>○特養多床室のプライバシー保護のための改修等による介護サービスの改善</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>			
支援内容	<p>上記の事業について、都道府県に設置されている地域医療介護総合確保基金により助成を行う。</p> <p>※離島は施設等の建設コストが本土と比べ割高になっており、事業者誘致の際の課題となっていることを踏まえ、補助単価の 8%加算措置を実施</p>			
離島での実績				
備考				
担当部署	厚生労働省老健局高齢者支援課			
連絡先	03-3595-2888			
参照 HP				

# 地域医療介護総合確保基金を活用した介護施設等の整備

令和4年度予算（令和3年度当初予算額）：412億円（412億円）  
※国と都道府県の負担割合2/3、1/3

○ 地域包括ケアシステムの構築に向けて、都道府県計画に基づき、地域密着型サービス等、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進するための支援を行う。

## 対象事業

### 1. 地域密着型サービス施設等の整備への助成

① 可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域密着型サービス施設・事業所等の整備（土地所有者（オーナー）が施設運営法人に有償で貸し付ける目的で整備する場合や、改築・増築を含む）に対して支援を行う。

（対象施設） 地域密着型特別養護老人ホーム（併設されるショートステイ用居室を含む）、小規模な老人保健施設、小規模な介護医療院、小規模な養護老人ホーム、小規模なケアハウス、都市型軽費老人ホーム、小規模な特定施設（介護付き有料老人ホーム）、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型サービスセンター、介護予防拠点、地域包括支援センター、生活支援ハウス（離島・奄美群島・山村・水源地域・半島・過疎地域・沖縄地域・豪雪地帯に係る振興法や特別措置法に基づくものに限る）、緊急ショートステイ、施設内保育施設

※定員30人以上の広域型施設の整備費については、平成18年度より一般財源化され、各都道府県が支援を行っている（介護医療院を含む）。

② 上記対象施設を合築・併設を行う場合に、それぞれ補助単価の5%加算を行う。

③ 空き家を活用した地域密着型サービス施設・事業所等の整備について支援を行う。

④ 介護離職ゼロ50万人受け皿整備と老朽化した特別養護老人ホーム等の広域型施設の大規模修繕を同時に進めるため、介護離職ゼロ対象サービス（※）を整備する際に、あわせて行う広域型特養等の大規模修繕・耐震化について支援を行う。〈令和5年度までの実施〉

※特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、ケアハウス、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護、特定施設（介護付き有料老人ホーム）（いずれも定員30人以上の広域型施設を含む）

### 2. 介護施設の開設準備経費等への支援

① 特別養護老人ホーム等の円滑な開設のため、施設の開設準備（既存施設の増床や再開設時、大規模修繕時を含む）に要する経費の支援を行う。

※定員30人以上の広域型施設を含む。広域型・地域密着型の特別養護老人ホームに併設されるショートステイ用居室を含む。

※「大規模修繕時」は、施設の大規模修繕の際に、あわせて行うロボット・センサー、ICTの導入に限る。〈令和5年度までの実施〉

※通いの場の健康づくりや防災に関する意識啓発のための設備等についても支援を行う。

② 在宅での療養生活に伴う医療ニーズの増大に対応するため、訪問看護ステーションの大規模化やサテライト型事業所の設置に必要な設備費用等について支援を行う。

③ 土地取得が困難な地域での施設整備を支援するため、定期借地権（一定の条件下、普通借地権）の設定のための一時金の支援を行う。

④ 施設整備候補地（民有地）の積極的な掘り起こしのため、地域の不動産事業者等を含めた協議会の設置等の支援を行う。また、土地所有者と施設整備法人のマッチングの支援を行う。

⑤ 介護施設で働く職員等を確保するため、施設内の保育施設の整備、介護職員用の宿舍の整備〈令和5年度までの実施〉に対して支援を行う。

### 3. 特養多床室のプライバシー保護のための改修等による介護サービスの改善

① 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ居室における多床室のプライバシー保護のための改修費用について支援を行う。

② 特別養護老人ホーム等のユニット化に係る改修費用について支援を行う。

③ 介護療養型医療施設等の老人保健施設等（介護医療院を含む）への転換整備について支援を行う。

④ 施設の看取りに対応できる環境を整備するため、看取り・家族等の宿泊のための個室の確保を目的として行う施設の改修費用について支援を行う。

⑤ 共生型サービス事業所の整備を推進するため、介護保険事業所において、障害児・者を受け入れるために必要な改修・設備について支援を行う。

※1～3を行う施設・事業所等が、特別豪雪地帯又は奄美群島・離島・小笠原諸島に所在する場合は、補助単価の8%加算が可能。

#### 【拡充内容】

- ・一定の条件下で災害レッドゾーンに立地する老朽化等した広域型施設（定員30人以上）の移転費への助成を実施
- ・介護付きホームの施設整備費（10・2）と定期借地権設定のための一時金支援（23）の対象都道府県を拡大（12⇒24）

No.	36		R4 予算額	8 百万円
事業名	離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置事業		府省庁名	厚生労働省
概要	離島等での介護サービスを利用した場合の特別地域加算による負担への対応として、市町村民税非課税の者の利用者負担額の1割分を減額する。			
支援対象	市町村	補助率	1 / 2	
対象事業	社会福祉法人等が提供する訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防小規模多機能型居宅介護又は第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。）（事業所が離島等地域にあるものに限る。）			
支援内容	離島等での上記介護サービスを利用した場合の特別地域加算による負担への対応として、市町村民税非課税の者の利用者負担額の1割分を減額する。			
離島での実績				
備考				
担当部署	厚生労働省老健局介護保険計画課			
連絡先	TEL 03-3595-2890			
参照 HP				

# 離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置事業

令和4年度予算額 8百万円

## 【事業内容】

離島等地域においては、訪問系・多機能系の介護サービスを利用した場合、介護報酬に15%相当の特別地域加算が行われ、利用者負担も増額されることになる。

このため、離島等の地域の利用者負担について、他地域との均衡を図る観点から、低所得者の利用者負担額の1割分を減額通常10%の利用者負担を9%に軽減)するもの。

## 【実施主体】

市町村

## 【補助内容】

- ・市町村に対する間接補助（予算補助）
- ・負担割合（国1／2、都道府県1／4、市町村1／4）

No.	37		R4 当初予算	2,271,225 百万円 (内数)
事業名	離島・中山間地域等に対する報酬加算		府省庁名	厚生労働省
概要	訪問系・多機能系・通所系サービスについて、離島・中山間地域等に事業所が所在する場合や居住している利用者に対してサービスを提供した場合に、介護報酬における加算で評価。			
支援対象	介護サービス事業者	補助率	①特別地域加算（15/100） ②中山間地域等における小規模事業所加算（10/100） ③中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算（5/100）	
対象事業	①②については訪問系・多機能系サービスが対象 ③については訪問系・多機能系・通所系サービスが対象			
支援内容	①厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所がサービス提供を行った場合に算定。 ②厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所がサービス提供を行った場合に算定。 ③厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、サービス提供を行った場合に算定。（①②と同時算定可。） ※厚生労働大臣が定める地域 ①離島振興対策実施地域、奄美群島、振興山村、小笠原諸島、沖縄の離島、豪雪地帯、特別豪雪地帯、辺地、過疎地域等であって、人口密度が希薄、交通が不便等の利用によりサービスの確保が著しく困難な地域 ②豪雪地帯及び特別豪雪地帯、辺地、半島振興対策実施地域、特定農山村、過疎地域（特別地域加算対象地域は除く。） ③離島振興対策実施地域、奄美群島、豪雪地帯及び特別豪雪地帯、辺地、振興山村、小笠原諸島、半島振興対策実施地域、特定農山村地域、過疎地域、沖縄の離島			
離島での実績				
備考	介護給付費負担金 2,271,225 百万円の内数。			
担当部署	厚生労働省老健局老人保健課			
連絡先	TEL 03- 3595-2490			
参照 HP				

# 離島・中山間地域等に対する報酬加算

○ 訪問系・通所系サービスについては、中山間地域等に事業所が所在する場合や居住している利用者に対してサービスを提供了した場合、介護報酬における加算で評価している。

## (1) 特別地域加算

※下線は、令和3年度介護報酬改定において新たに対象となったサービス  
 ※赤字は主なサービスに係る請求事業所数（平成31年3月サービス提供分）

**概要** 厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所がサービス提供を行った場合に算定。（15/100）

**対象サービス** 訪問介護(1,179)、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与、居宅介護支援、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護

**対象地域** ①離島振興対策実施地域 ②奄美群島 ③振興山村 ④小笠原諸島 ⑤沖縄の離島  
 ⑥豪雪地帯、特別豪雪地帯、辺地、過疎地域等であって、人口密度が希薄、交通が不便の利用によりサービスの確保が著しく困難な地域

## (2) 中山間地域等における小規模事業所加算

**概要** 厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所がサービス提供を行った場合に算定。（10/100）

**対象サービス** 訪問介護(126)、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与、居宅介護支援、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護

**対象地域** ①豪雪地帯及び特別豪雪地帯 ②辺地 ③半島振興対策実施地域 ④特定農山村 ⑤過疎地域  
 （特別地域加算対象地域は除く。）

## (3) 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算

**概要** 厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、サービス提供を行った場合に算定。（5/100、(1)(2)と同時算定可。）

**対象サービス** 訪問介護(265)、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護(295)、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、居宅介護支援、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護(52)、看護小規模多機能型居宅介護

**対象地域** ①離島振興対策実施地域 ②奄美群島 ③豪雪地帯及び特別豪雪地帯 ④辺地 ⑤振興山村 ⑥小笠原諸島  
 ⑦半島振興対策実施地域 ⑧特定農山村地域 ⑨過疎地域 ⑩沖縄の離島



No.	38		R4 当初予算	10,000 千円
事業名	離島等サービス確保対策事業		府省庁名	厚生労働省
概要	離島等地域の実情を踏まえた介護サービス確保等のため、離島等におけるホームヘルパー養成等、人材の確保対策に重点をおき、離島又は中山間地域を管轄する都道府県・市町村・特別区それぞれが、具体的な方策・事業の検討や試行的事業等を実施した場合の費用を補助する。			
支援対象	都道府県・市町村	補助率	都道府県・指定都市・中核市が実施する事業について国から 1/2 (※) を補助 (市町村・特別区が実施する事業については国 1/2、県 1/4、市 1/4) ※ 地域医療介護総合確保基金のメニュー「離島、中山間地域等における介護人材確保支援事業」と合わせて実施する場合は、国 3/4、県 1/4。	
対象事業	<p>&lt;都道府県が実施する事業の例&gt;</p> <p>① サービス確保対策検討委員会の開催 離島等地域の状況調査(不足している介護サービスの種類、量、人材不足の状況等)、阻害要因の把握、分析、サービスの確保・充実のための具体的事業の提示を行う。</p> <p>② 離島等地域で活用できる国や都道府県の制度についての周知 市区町村や事業者向けの説明会(地理的特性を考慮し現地・オンライン開催も可。)やパンフレットの作成等を実施</p> <p>&lt;市町村が実施する事業の例&gt;</p> <p>① 事業推進会議の開催 サービス確保対策検討委員会で提示された事業の実施に向けた準備を実施。</p> <p>② 介護サービスの提供体制を確立するための試行的事業の実施 介護サービスの提供体制を確立するための地域住民の参加と起業支援 (ホームヘルパー養成等、介護人材の養成・確保支援)、環境整備等の試行的事業を実施。</p> <p>③ 離島等地域で活用できる国や都道府県の制度についての周知 事業者向けの説明会の開催やパンフレットの作成等を実施。</p> <p>&lt;離島等地域が実施する事業の例&gt;</p> <p>○ 各自治体の実情に応じた介護サービス確保等のための事業の実施 (介護人材の確保、意見交換の場の提供、先進事例の収集・共有等)</p>			
支援内容	上記の事業等を実施した場合、その費用の一部について補助を行う。			
離島での実績	<p>&lt;令和3年度交付決定&gt; ※離島のほか中山間地域に位置する自治体も含む。 補助自治体数：17 自治体、補助額：2,904 千円</p> <p>&lt;実施事業の例&gt;</p> <p>○ 離島等サービス確保対策検討委員会の開催</p> <p>○ 介護職員初任者養成研修・介護福祉士実務者研修の受講に要する費用の補助</p> <p>○ 天候不良時の介護サービス施設・事業所従事者の通勤支援 (平時に使用する通勤手段が天候不良により使用できない場合、その代替となる通勤手段の確保に要する費用を補助)</p>			
備考	—			
担当部署	厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課			
連絡先	03-3595-2889			
参照 HP	—			

## 事業概要

離島等地域の実情を踏まえた介護サービス確保等のため、離島等におけるホームヘルパー養成等、人材の確保対策に重点をおき、離島又は中山間地域を管轄する都道府県・市町村・特別区それぞれが、具体的な方策・事業の検討や試行的事業等を実施する。

## 事業内容

都道府県  
が実施

### ① サービス確保対策検討委員会の開催

- ・ 離島等地域の状況調査(不足している介護サービスの種類、量、人材不足の状況等)、阻害要因の把握、分析、サービスの確保・充実のための具体的な事業的提示を行う。
- ### ② 離島等地域で活用できる国や都道府県の制度についての周知
- ・ 市区町村や事業者向けの説明会(地理的特性を考慮し現地・オンライン開催も可。)やパンフレットの作成等を実施。

市区町村  
が実施

### ① 事業推進会議の開催

- ・ サービス確保対策検討委員会で提示された事業の実施に向けた準備を実施。

### ② 介護サービスの提供体制を確立するための試行的事業の実施

- ・ 介護サービスの提供体制を確立するための地域住民の参加と起業支援(ホームヘルパー養成等、介護人材の養成・確保支援)、環境整備等の試行的事業を実施。

### ③ 離島等地域で活用できる国や都道府県の制度についての周知

- ・ 事業者向けの説明会の開催やパンフレットの作成等を実施。



離島等地域  
が実施

### ○ 各自治体の実情に応じた介護サービス確保等のための事業の実施

- ・ 高齢者の安心・安全で自立した生活が可能となるよう、例えば以下のような事業を実施。

#### 介護人材の確保

介護人材の確保を目的として、介護従事者等が地元の学生等に対して、仕事内容ややりがいについて語り、進路相談等を行うことで、地元の介護職に就職してもらうための動機付けとなるような機会を確保する事業

#### 意見交換の場の提供

介護従事者をはじめとする多職種が連携して、サービス提供に当たった際の情報共有を行うことを目的として意見交換の場を提供する事業

#### 先進事例の収集・共有

介護サービス確保方策の検討に当たっての参考とするため、他の離島等地域における先進事例等(例：離島等相当サービスの運用方法など)に係る情報収集を行い、得られた情報について、必要に応じて近隣自治体との情報共有を行う事業

サービス確保対策検討委員会の結果を提示

No.	39		R4 当初予算	2,271,225 百万円 (内数)
事業名	介護職員の処遇改善		府省庁名	厚生労働省
概要	介護職員の給与が他の職種に比べて低い状況にあり、その人材確保に向けて介護職員の処遇改善を行うもの。			
支援対象	介護サービス事業者	補助率	サービスごとに加算率を設定	
対象事業	介護職員が基準上配置されている介護サービス			
支援内容	<p>①介護職員処遇改善加算 キャリアパス要件及び職場環境等要件を満たした上で、介護職員を対象に処遇改善を行った場合に加算。</p> <p>②介護職員等特定処遇改善加算 経験・技能のある介護職員に重点を置いて処遇改善を行った場合に加算。</p> <p>③介護職員等ベースアップ等支援加算(令和4年10月～) 加算額の2/3を介護職員等のベースアップ等に充てて処遇改善を行った場合に加算。</p> <p>※②、③については、①を算定している事業所において算定可能。</p>			
離島での実績				
備考	介護給付費負担金 2,271,225 百万円の内数。			
担当部署	厚生労働省老健局老人保健課			
連絡先	TEL 03- 3595-2490			
参照 HP				

# 処遇改善に係る加算全体のイメージ(令和4年度改定後)

## ①介護職員処遇改善加算

- 対象：介護職員のみ
- 算定要件：以下のとおりキャリアパス要件及び職場環境等要件を満たすこと

加算 (I)	加算 (II)	加算 (III)
キャリアパス要件のうち、 ①+②+③を満たす かつ 職場環境等要件 を満たす	キャリアパス要件のうち、 ①+②を満たす かつ 職場環境等要件 を満たす	キャリアパス要件のうち、 ①or②を満たす かつ 職場環境等要件 を満たす

### <キャリアパス要件>

- ①職位・職責・職務内容等に応じた任用要件と賃金体系を整備すること
- ②資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保すること
- ③経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けること

※就業規則等の明確な書面での整備・全ての介護職員への周知を含む。

### <職場環境等要件>

賃金改善を除く、職場環境等の改善

## ②介護職員等特定処遇改善加算

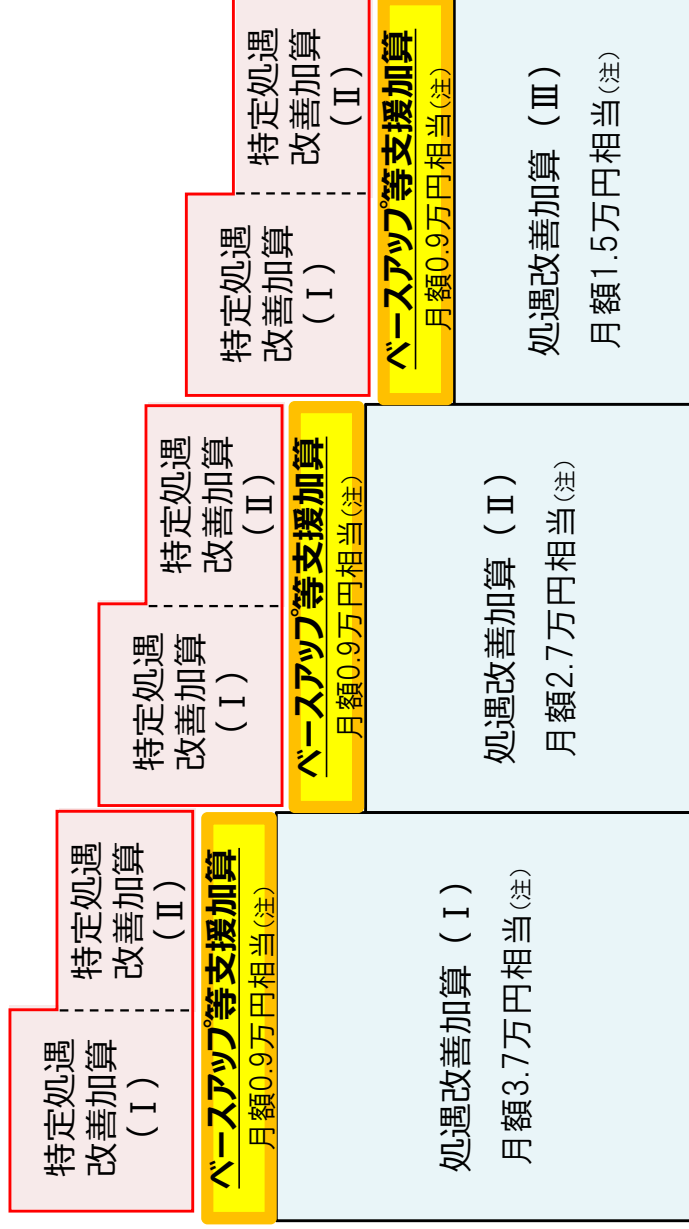
- 対象：事業所が、①経験・技能のある介護職員、②その他の介護職員、③その他の職種に配分
- 算定要件：以下の要件をすべて満たすこと。
  - ※介護福祉士の配置割合等に応じて、加算率を二段階に設定。
  - 処遇改善加算(I)～(III)のいずれかを取得していること
  - 処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること
  - 処遇改善加算に基づく取組について、ホームページ掲載等を通じた見える化を行っていること

## ③介護職員等ベースアップ等支援加算

- 対象：介護職員。ただし、事業所の判断により、他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。
- 算定要件：以下の要件をすべて満たすこと。
  - 処遇改善加算(I)～(III)のいずれかを取得していること
  - 賃上げ効果の継続に資するよう、加算額の2/3は介護職員等のベースアップ等(※)に使用することを要件とする。

※「基本給」又は「決まって毎月支払われる手当」の引上げ

## 全体のイメージ



[注：事業所の総報酬に加算率(サービス毎の介護職員数を踏まえて設定)を乗じた額を交付。]

No.	35		R 4 予算額	地域医療介護総合確保基金（人材分）の 137 億円の内数
事業名	地域医療介護総合確保基金（人材分）		府省庁名	厚生労働省
概要	人口減少や高齢化が急速に進んでいる離島や中山間地域等における介護人材の確保に向けた取組を支援し、介護サービスの提供体制を確保及び地域包括ケアシステムの構築を推進する。			
支援対象	都道府県	補助率	都道府県が実施する事業について国から 2/3 を補助	
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域外からの就職促進（例. 地域外から介護サービス事業所・施設に就職するための引越費用等）</li> <li>・ 地域外での採用活動支援（例. 地域外での就職説明会の開催等）</li> <li>・ 先進自治体からのアドバイザー招へい等（例. 離島等で先進的に取り組んでいる地域のノウハウを活用するため、当該自治体からのアドバイザー招へい等）</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>			
支援内容	都道府県に設置されている地域医療介護総合確保基金による助成。			
離島での実績				
備考				
担当部署	厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課			
連絡先	03-3595-2889			
参照 HP				

**人口減少や高齢化が急速に進んでいる離島や中山間地域等における介護人材の確保に向けた取組を支援し、介護サービスの提供体制を確保及び地域包括ケアシステムの構築を推進。**

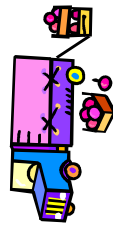
## 地域外からの人材確保を支援

### ○地域外からの就職促進

地域外から介護サービス事業所・施設に就職する

ために必要な費用を助成

(赴任旅費、引越・転入費用、  
短期間の体験就労等)



### ○地域外での採用活動支援

地域外での就職説明会の開催等



### ○先進自治体からのアドバイザー招へい等

離島、中山間地域等で先進的に取り組んでいる地域のノウハウを活用するため、当該自治体からのアドバイザー招へい等

## 資質向上を支援

### ○介護従事者の資質向上推進

▶ 地域外から講師を招いて介護従事者の資質向上研修を実施するために必要な費用を助成

▶ 介護従事者が地域外での資質向上研修を受講するために必要な費用を助成

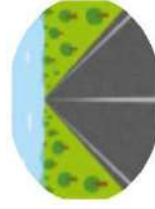


## 通いの場等への移動を支援

### ○移動支援の担い手を確保

- ▶ 高齢者の移動を支援する団体の立ち上げ
- ▶ 移動支援の担い手養成研修の実施
- ▶ 運転に係る講習等の受講
- ▶ 福祉有償運送の実施に係る手続きの助言 等

※介護サービス事業所、通いの場、医療機関等への移動



### 【離島、中山間地域等の範囲】

①「厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準(平成11年3月31日厚生省告示第99号)」に規定される地域(離島振興対策実施地域、奄美群島、振興山村、小笠原諸島、沖繩振興特別措置法に規定する離島、豪雪地帯等)

②「厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域(平成21年3月13日厚生労働省告示第83号)」に規定される地域(特別豪雪地帯、辺地、半島振興対策実施地域、特定農山村地域、過疎地域等)



No.	40		R4 当初予算 R3 補正予算	地域医療介護総合確保 基金の 137 億円の内数
事業名	介護に関する入門的研修の実施等からマッチングまでの一体的支援事業		府省庁名	厚生労働省
概要	介護未経験者の介護分野への参入のきっかけを作るとともに、参入障壁となっている介護に関する様々な不安を払拭するため、介護業務の入門的な知識・技術の修得のための研修を導入し、介護人材のすそ野を拡げ、中高年齢者など多様な人材の参入を促進する。			
支援対象	都道府県	補助率	2/3	
対象事業	介護に関する入門的な知識・技術を修得するための研修（介護に関する入門的研修）を実施し、事前の周知から研修受講後の介護施設等とのマッチングまでの一体的な支援を行う。			
支援内容	都道府県に設置されている地域医療介護総合確保基金による助成。			
離島での実績				
備考				
担当部署	厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室			
連絡先	TEL 03-3595-1111 (2849)			
参照 HP				

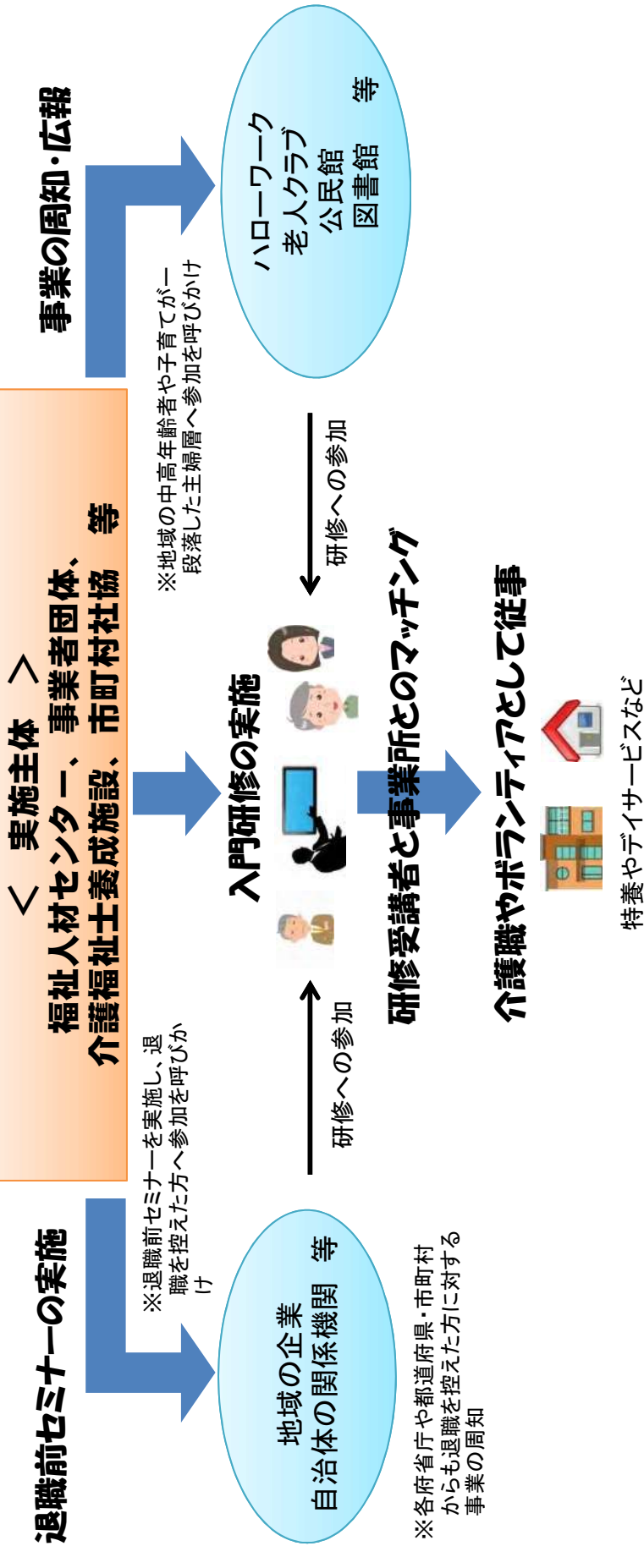
# 介護に関する入門的研修の実施からマッチングまでの一体的支援事業の創設

【地域医療介護総合確保基金のメニュー】

- 介護未経験者の介護分野への参入のきっかけを作るとともに、参入障壁となっている介護に関する様々な不安を払拭するため、介護業務の入門的な知識・技術の修得のための研修を導入し、介護人材の裾野を拡げ、中高年齢者など多様な人材の参入を促進する。
- 具体的には、事業実施団体において、求職者や退職を控えた方などへの研修の参加を呼びかけるとともに、入門的研修の実施から研修受講後の介護施設・事業所とのマッチングを行い、介護分野での雇用につなげていく。

## ＜ 事業イメージ ＞

※各主体が協力して実施





No.	41		R4当初予算 R3補正予算	地域医療介護総合確保 基金の137億円の内数
事業名	外国人介護人材の受入環境の整備		府省庁名	厚生労働省
概要	外国人介護人材の受入環境の整備を支援するため、介護福祉士国家資格の取得を目指す留学生に対する介護施設等による奨学金等の支給に係る経費の助成、介護福祉士養成施設と養成施設の留学希望者や介護施設等と特定技能による就労希望者等とのマッチングを適切に行うための経費の助成、介護施設等において外国人介護人材を受け入れるためのコミュニケーション支援や生活支援等に係る費用の助成等を行っている。			
支援対象	都道府県	補助率	2 / 3	
対象事業	外国人介護人材の就労・定着を図るため、受入環境の整備を支援  (1) 外国人留学生への奨学金の給付等に係る支援事業 (2) 外国人留学生及び特定技能1号外国人のマッチング支援事業 (3) 外国人介護人材受入れ施設等環境整備事業			
支援内容	都道府県に設置されている地域医療介護総合確保基金による助成。			
離島での実績				
備考				
担当部署	厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室			
連絡先	TEL 03-3595-1111 (2894)			
参照HP				

# 外国人留学生及び特定技能1号外国人の受入環境整備事業について

## 【地域医療介護総合確保基金のメニュー】

### 1. 外国人留学生への奨学金の給付等に係る支援事業

#### 【目的】

介護福祉士の資格取得を目指す外国人が、直接又は日本語学校を経由して介護福祉士養成施設に留学するケースが増加することが見込まれることから、当該留学生に対して、留学生の就労予定先の介護施設等が支援する奨学金に係る費用の一部を助成する。

#### 【事業内容】

留学生に対して奨学金の給付等の支援を行う介護施設等に対して、当該支援に係る経費を助成。

留学生（日本語学校・養成施設）

奨学金の貸与・給付

#### 受入介護施設等

<留学生の支援例>

○1年目：日本語学校  
学費：月5万円  
居住費：月3万円

○2年目・3年目：介護福祉士養成施設  
学費：月5万円  
入学準備金：20万円（初回に限る）  
就職準備金：20万円（最終回に限る）  
国家試験受験対策費用：4万円（年額）  
居住費：月3万円

経費助成

補助率：1/3※  
※受入介護施設等が留学生に給付する奨学金等の総額の1/3を補助

都道府県（委託可）

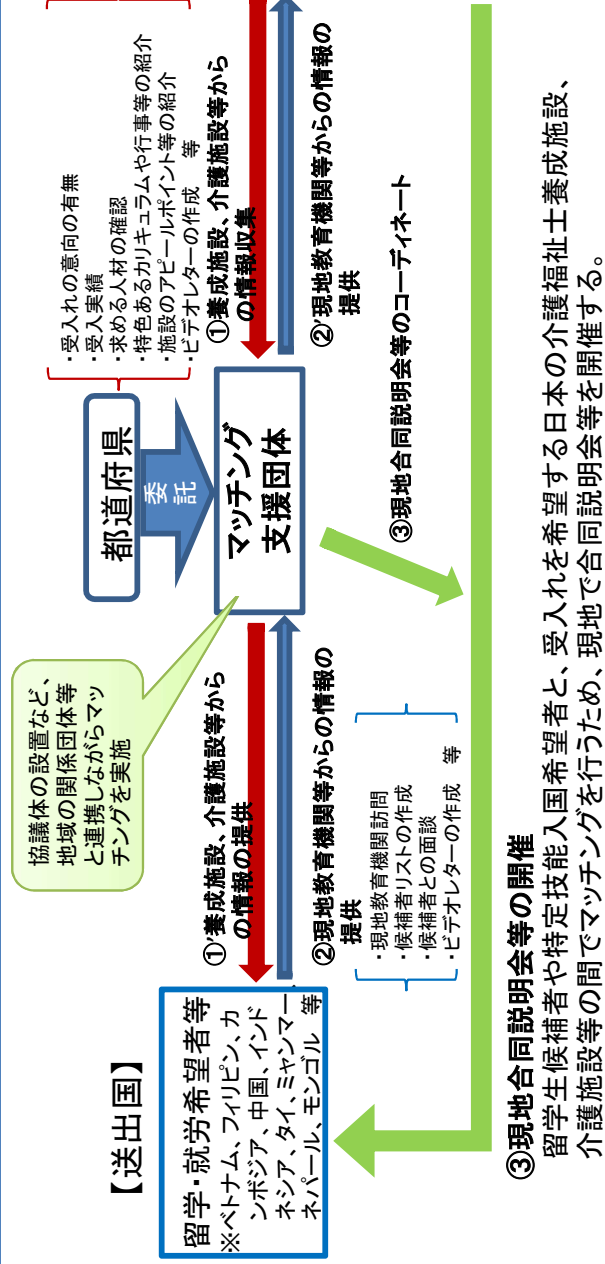
### 2. 外国人留学生及び特定技能1号外国人のマッチング支援事業

#### 【目的】

介護福祉士養成施設と養成施設の留学希望者、また、介護施設等と特定技能による就労希望者等とのマッチングを適切に行うための経費を助成することにより、留学希望者や特定技能による就労希望者の円滑な受入支援体制の構築を図る。

#### 【事業内容】

- ① マッチング支援団体が、外国人介護人材の送り出し国において留学希望者や特定技能による就労希望者に関する情報収集を行うとともに、マッチング対象となる双方に必要な情報を提供する
- ② 現地（海外）での合同説明会の開催等のマッチング支援を行う など



# 外国人介護人材受入れ施設等環境整備事業

※地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）のメニュー

## 【事業目的】

- 外国人介護人材の受入れを検討するにあたりコミュニケーションや文化・風習への配慮等に不安がある、また、外国人介護人材に学習支援や生活支援ができる体制が不十分であるといった実態が介護施設等においてみられる。
- こうした実態を踏まえ、本事業では、介護施設等の不安を和らげるとともに外国人介護人材が介護現場で円滑に就労・定着できるようにするため、介護施設等において外国人介護人材を受け入れるための環境整備等にかかる費用の一部を助成する。

## コミュニケーション支援

日本人職員、外国人介護職員、介護サービス利用者等の相互間のコミュニケーション支援に資する取組

- 介護業務に必要な多言語翻訳機の導入にかかる経費
- 多文化理解など外国人職員と円滑に働くための知識を習得するための講習会への参加等にかかる経費 など



## 資格取得支援・生活支援

外国人介護人材の資格取得支援や生活支援の体制強化に資する取組

- 介護福祉士資格取得を目指す外国人介護職員に対する学習支援にかかる経費
- 外国人介護職員の生活支援、メンタルヘルスケアにかかる経費 など



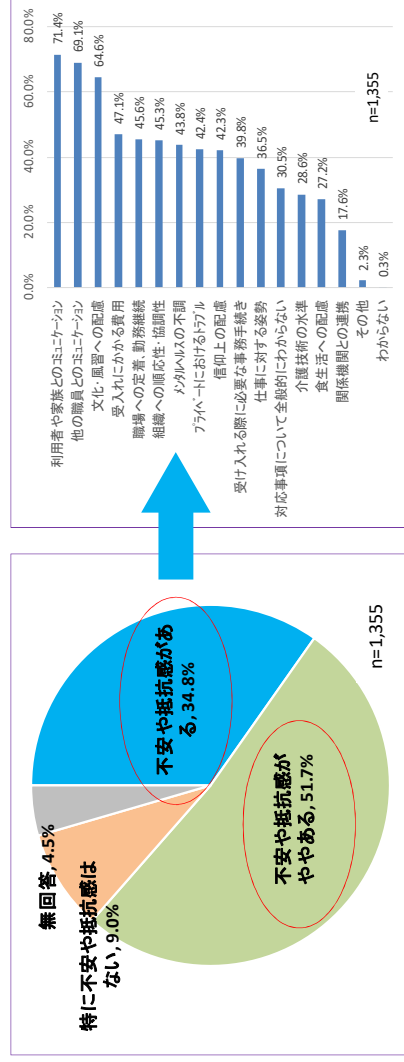
## 教員の質の向上支援

介護福祉士養成施設における留学生への教育・指導の質の向上に資する取組

- 留学生に適切な教育・指導を行うための教員の質の向上に資する研修等にかかる経費 など



外国人介護職員を受け入れることへの不安や抵抗感<外国人介護職員を受け入れたことがない施設>



(出典)三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社「外国人介護人材の受入れに関するアンケート調査」(平成30年10月1日時点調査)  
(平成30年度厚生労働省老人保健増進増進事業)

No.	42		R4 当初予算 R3 補正予算	地域医療介護総合確保 基金（人材分）137 億円の内数
事業名	ICT・介護ロボットの導入支援（地域医療介護総合確保基金（人材分）の支援メニュー）		府省庁名	厚生労働省
概要	介護サービス事業所の ICT・介護ロボット導入に要する費用の一部を補助。			
支援対象	都道府県	補助率	都道府県が実施する事業について国から 2/3 を補助 ※都道府県から事業者への補助率は、一定の要件を満たす事業所に対しては、3/4 を下限に都道府県の裁量により設定。 それ以外の事業所に対しては 1/2 を下限に都道府県の裁量により設定。	
対象事業	<p>○ICT 導入支援</p> <p>※対象：記録、情報共有、請求の各業務が一気通貫で行える ICT 機器 （例）介護ソフト、タブレット端末、Wi-Fi 機器、業務効率化に資するバックオフィスソフト（勤怠管理、シフト管理等）等</p> <p>○介護ロボット導入支援</p> <p>※対象：移乗支援、移動支援、排泄支援、見守り、入浴支援などで利用する介護ロボット （例）装着型パワーアシスト、非装着型離床アシスト、入浴アシストキャリアー、見守りセンサー 等</p>			
支援内容	上記の事業等を実施し、補助要件を満たした場合、都道府県に設置された地域医療介護総合確保基金を活用して、その費用の一部について補助を行う。			
離島での実績				
備考	—			
担当部署	厚生労働省老健局高齢者支援課			
連絡先	03-3595-2888			
参照 HP	—			

# 地域医療介護総合確保基金を活用した介護ロボットの導入支援

- 介護ロボットの普及に向けては、各都道府県に設置される地域医療介護総合確保基金を活用し、介護施設等に対する介護ロボットの導入支援を実施しており、令和2年度当初予算で支援内容を拡大したところ。
- こうした中、新型コロナウイルス感染症の発生によって職員体制の縮小や感染症対策への業務負担が増えている現状を踏まえ、更なる職員の負担軽減や業務効率化を図る必要があることから、以下の更なる拡充を行ったところ。

- ① 介護ロボットの導入補助額の引上げ（移乗支援及び入浴支援に限り、1 機器あたり上限100万円）
- ② 見守りセンサーの導入に伴う通信環境整備に係る補助額の引上げ（1 事業所あたり上限750万円）
- ③ 1 事業所に対する補助台数の制限（利用者定員の2 割まで）の撤廃
- ④ 事業主負担を1 / 2 負担から都道府県の裁量で設定できるように見直し（事業主負担は設定することを条件）

- 令和2年度第3次補正予算においては、いわゆるパッケージの組み合わせによる拡充が一定の要件を満たす事業所の補助率の下限を4分の3まで引き上げ、事業主負担の減額を図る。

## ※見守りセンサー、インカム、介護記録ソフト等の組み合わせ

	令和元年度	令和2年度 (当初予算)
介護ロボット導入補助額 (1 機器あたり)	上限30万円	上限30万円 <b>拡充</b>
見守りセンサーの導入に伴う通信環境整備(Wi-Fi工事、インカム) (1 事業所あたり)	-	上限150万円 (令和5年度までの実施) <b>拡充</b>
補助上限台数 (1 事業所あたり)	利用定員1割まで	利用定員2割まで (令和5年度までの実施) <b>拡充</b>
補助率	対象経費の1 / 2	対象経費の1 / 2

	令和2年度 (1次補正予算)
移乗支援 (装着型・非装着型)	上限100万円 <b>拡充</b>
入浴支援	上限30万円
上記以外	上限30万円
見守りセンサー等の情報を介護記録にシステム連動させる情報連携のネットワーク構築経費を対象に追加)	上限750万円 <b>拡充</b>
必要台数 (制限の撤廃)	必要台数 (制限の撤廃) <b>拡充</b>
都道府県の裁量により設定 (負担率は設定することを条件)	都道府県の裁量により設定 (負担率は設定することを条件) <b>拡充</b>

	令和2年度 (3次補正予算)
移乗支援 (装着型・非装着型)	上限100万円
入浴支援	上限30万円
上記以外	上限30万円
見守りセンサー等の情報を介護記録にシステム連動させる情報連携のネットワーク構築経費を対象に追加)	上限750万円 <b>拡充</b>
必要台数 (制限の撤廃)	必要台数 (制限の撤廃) <b>拡充</b>
一定の要件を満たす事業所は、3 / 4 を下限に都道府県の裁量により設定 それ以外の事業所は1 / 2 を下限に都道府県の裁量により設定	一定の要件を満たす事業所は、3 / 4 を下限に都道府県の裁量により設定 それ以外の事業所は1 / 2 を下限に都道府県の裁量により設定 <b>拡充</b>

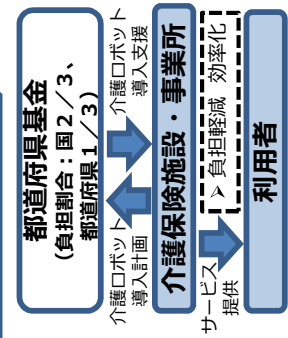
更なる拡充

## 対象となる介護ロボット

- 移乗支援、移動支援、排泄支援、見守り、入浴支援などで利用する介護ロボットが対象
- 装着型パワーアシスト○非装着型離床アシスト○入浴アシストキャリア ○見守りセンサー (見守り)
- 移乗支援 (移乗支援)
- 入浴支援 (入浴支援)



## 事業の流れ



## 実績 (参考)

- 実施都道府県数：45都道府県 (令和2年度)
  - 都道府県が認めた介護施設等の導入計画件数
- |        | H27 | H28 | H29 | H30   | R1    | R2    |
|--------|-----|-----|-----|-------|-------|-------|
| 導入計画件数 | 58  | 364 | 505 | 1,153 | 1,813 | 2,574 |
- (注) 令和2年度の数値はR3.1月時点の暫定値  
※1施設で複数の導入計画を作成することがあり得る

(一定の要件)  
導入計画書において目標とする人員配置を明確にした上で、見守りセンサーやインカム、介護記録ソフト等の複数の機器を導入し、職員の負担軽減等を図りつつ、人員体制を効率化させる場合

※令和2年度(当初予算)以降の拡充分は令和5年度までの実施

○ 都道府県に設置された地域医療介護総合確保基金を活用して、介護サービス事業所のICT導入に要する費用を補助。

計上所管：厚生労働省

- 目的・・・ICTを活用した介護サービス事業所の業務効率化を通じて、職員の負担軽減を図る。  
実施主体・・・都道府県

令和4年度予算案 地域医療介護総合確保基金 137.4億円の内数

補助要件

- 記録、情報共有、請求の各業務が転記不要（一気通貫）
- （居宅サービス等）ケアマネ事業所とのデータ連携のために「ケアプラン連携標準仕様」を実装した介護ソフトである
- LIFEによる情報収集・フィードバックに協力
- 導入事業所による他事業所からの照会対応
- 導入計画の作成と、導入効果報告（2年間）等

● 以下のいずれかの要件を満たす場合は補助率を3/4に拡充（導入計画等で確認）

- 事業所間でケアプランのデータ連携で負担軽減を実現
- LIFEの「CSV連携仕様」を実装した介護ソフトで実際にデータ登録を実施等
- ICT導入計画で文書量を半減（R4年度拡充）
- ケアプランデータ連携システムの利用（R4年度拡充）



○ 助成事業所数

- 令和元年度：195事業所
- 令和2年度：2,560事業所

年度	補助上限額	補助率	補助対象
元年度	30万円 (事業費60万円)	1/2 国2/6、都道府県1/6 事業者3/6	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 介護ソフト</li> <li>● タブレット端末</li> <li>● スマートフォン</li> <li>● インカム</li> <li>● クラウドサービス</li> <li>● 他事業者からの照会経費等</li> </ul>
2年度	事業所規模（職員数）に応 じて設定 ● 1～10人 50万円 ● 11～20人 80万円 ● 21～30人 100万円 ● 31人～ 130万円	都道府県が設定 ※事業所負担をいれることが条件	上記に加え ● Wi-Fi機器の購入設置 ● 業務効率化に資する（バス クオアフィスソフト（勤怠 管理、ソフト管理等）
		一定の要件を満たす場合は、 3/4を下限に都道府県の裁量に より設定	
		それ以外の場合は、 1/2を下限に都道府県の裁量 により設定	
4年度			上記に加え ● ケアプランデータ連携システムの 利用料

※令和2年度（当初予算）以降の拡充分は令和5年度までの実施

No.	43		R3補正予算	930百万円
事業名	介護福祉士修学資金貸付事業		府省庁名	厚生労働省
概要	介護福祉士養成施設に通う学生に対して修学資金の貸付等を実施し、地域の福祉・介護人材の育成及び確保並びに定着を支援する。			
支援対象	都道府県	補助率	9/10	
対象事業	<p>概要</p> <p>社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第1号から第3号までの規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設に在学し、介護福祉士の資格の取得を目指す学生に対し修学資金を貸し付ける事業</p> <p>貸付額 月5万円以内 (その他、入学準備金20万円以内、就職準備金20万円以内などの加算)</p> <p>返済免除要件 介護福祉士の資格取得後、5年間介護業務に従事 ※過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に規定する区域において 従事した場合は、3年間で返還免除となる特例を設けている</p>			
支援内容	「生活困窮者就労支援事業費等補助金」による補助			
離島での実績				
備考				
担当部署	厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室			
連絡先	TEL 03-3595-1111 (2845)			
参照HP				

## 介護福祉士修学資金貸付事業

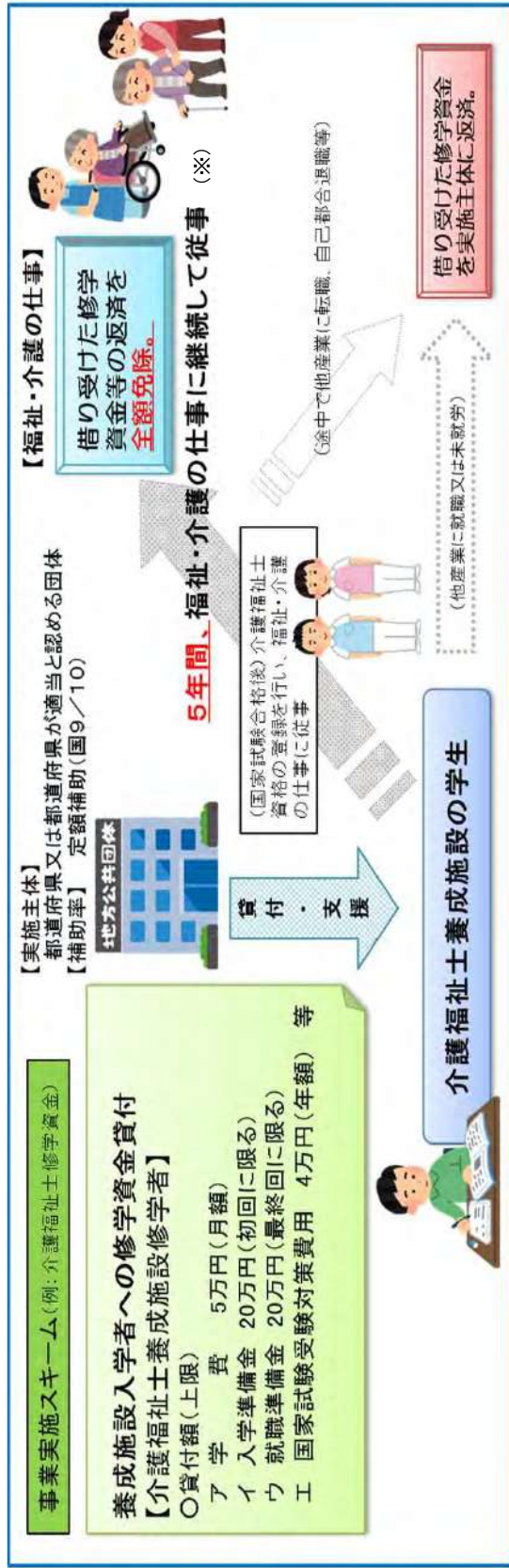
### 【事業内容・実施主体】

#### 【事業内容】

今後、必要となる介護人材等を着実に確保していくため、介護福祉士養成施設に通う学生に対して修学資金の貸付等を実施し、地域の福祉・介護人材の育成及び確保並びに定着を支援することを目的とする。

【実施主体】 都道府県又は都道府県が適当と認める団体

### 【施策のイメージ(実施要件等)】



(※)…過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)に規定する区域については、3年間、福祉・介護の業務に従事した場合、全額返還免除



No.	44		R4 当初予算 R3 補正予算	地域医療介護総合確保 基金の137億円の内数
事業名	介護分野就職支援金貸付事業		府省庁名	厚生労働省
概要	より幅広く新たな介護人材を確保する観点から、他業種で働いていた方等の介護分野における介護職としての参入を促進する。			
支援対象	都道府県	補助率	2 / 3	
対象事業	<p>概要</p> <p>他業種等で働いていた者等であって、一定の研修等を修了し、介護分野に就労しようとする者に対し、就職支援金（を貸し付ける事業</p> <p>貸付額</p> <p>20万円以内</p> <p>返済免除要件</p> <p>就職後、2年間介護分野の業務に従事</p>			
支援内容	都道府県に設置されている地域医療介護総合確保基金による助成。			
離島での実績				
備考				
担当部署	厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室			
連絡先	TEL 03-3595-1111 (2845)			
参照HP				

## 介護分野就職支援金貸付事業

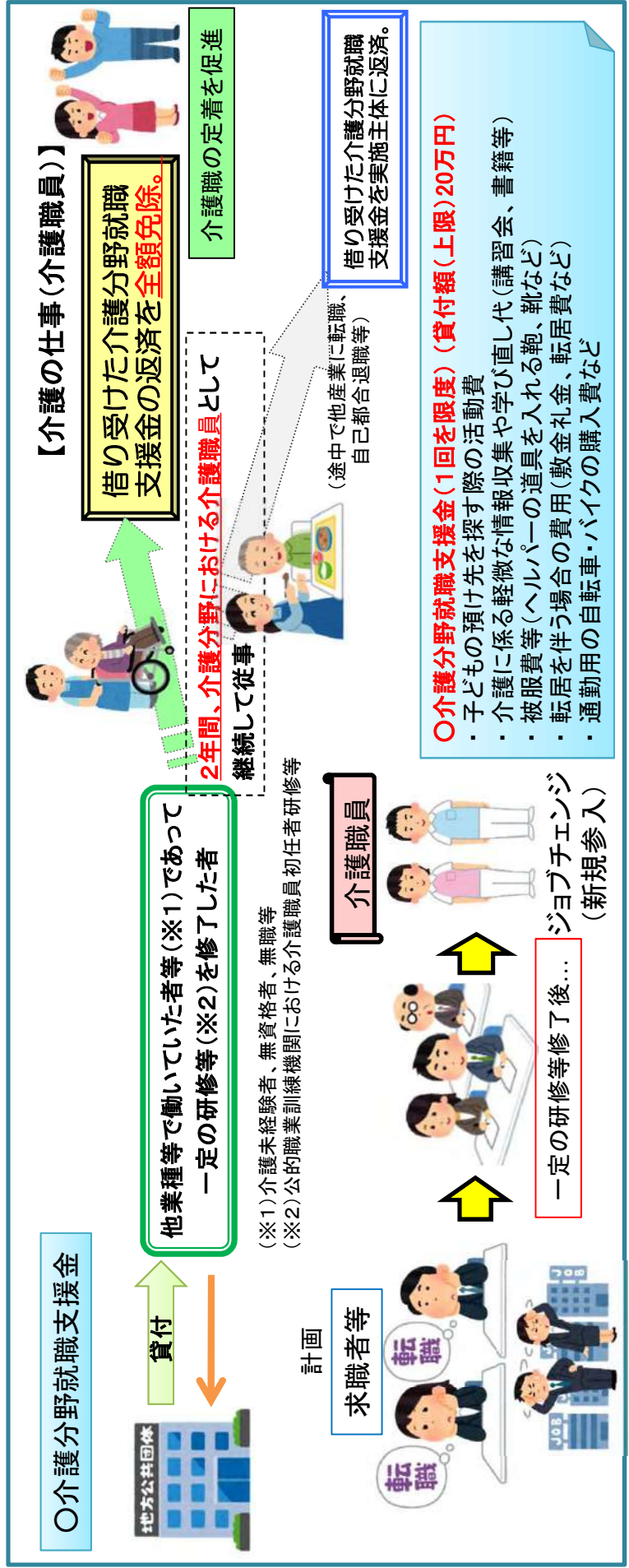
### 【目的】

介護人材については、慢性的な人手不足に加え、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策や利用者や利用者が感染した場合の対応等によって、高齢者介護施設等における業務が増大しており、より幅広く新たな介護人材を確保する観点から、他業種で働いていた方等の**介護分野における**介護職としての参入を促進する。

### 【事業内容】

・事業開始年度：令和3年度  
・財源：地域医療介護総合確保基金

より幅広く新たな介護人材を確保する観点から、返済免除付き貸付事業「介護分野就職支援金貸付事業」を実施し、他業種で働いていた方等の**介護分野における**介護職への参入促進を支援することにより、迅速に人材確保を加速化し、「介護崩壊」の恐れを未然に防止することを旨とする。



No.	45	R4 当初予算 R3 補正予算	11,087 百万円 2,316 百万円
事業名	甘味資源作物生産支援対策	府省庁名	農林水産省
概要	甘味資源作物生産者、国内産糖製造事業者の経営の安定及び砂糖の安定供給を図るとともに、さとうきび等の自然災害からの回復に向けた取組、病害虫への対応、生産性向上、働き方改革に対応した分みつ糖工場やいもでん粉工場の労働生産性を高めるための取組等を支援。		
支援対象	① 市町村 ② 生産者団体、民間団体等	補助率	1/2 以内、6/10 以内、定額
対象事業	<p>(1) 甘味資源作物生産者等支援安定化対策 国内産糖と輸入糖の内外コスト格差を調整するため、(独)農畜産業振興機構(A L I C)が甘味資源作物生産者及び国内産糖製造事業者に交付する甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の一部に相当する金額を同機構へ交付するとともに、生産者交付金の代理申請者の申請・支払事務経費への支援を行う。</p> <p>(2) 甘味資源作物安定生産体制確立事業 さとうきび増産基金により、さとうきびの台風、干ばつ、病害虫発生等の自然災害への対応及びかんしょの病害虫への対応を支援する。</p> <p>(3) 甘味資源作物生産性向上緊急対策事業 さとうきび、かんしょについて、持続可能な生産体制を構築するため、病害虫への対応や地域ぐるみでの生産性を向上させるための取組、分みつ糖・いもでん粉工場について、働き方改革・人手不足等に対応した労働生産性向上の取組等を支援する。</p>		
支援内容	(1) は定額補助、(2) は定額補助、(3) は 1/2 以内、6/10 以内、定額。		
離島での実績	<p>(1) R2 種子島、奄美大島、喜界島、徳之島、沖永良部島、与論島、北大東島、南大東島、伊是名島、久米島、宮古島、伊良部島、石垣島(甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の交付)</p> <p>(2、3) R2 種子島、奄美大島、喜界島、徳之島、沖永良部島、与論島、伊是名島、久米島、南大東島、北大東島、宮古島、伊良部島、石垣島等(さとうきびの土づくりや病害虫防除、農業機械導入等の生産性向上の取組、自然災害からの回復に向けた取組の実施)</p>		
備考	支援対象には(独)農畜産業振興機構を含む。		
担当部署	農林水産省農産局地域作物課		
連絡先	03-3501-3814		
参照 HP	<a href="https://www.maff.go.jp/j/seisan/tokusan/hojo-jigyo.html">https://www.maff.go.jp/j/seisan/tokusan/hojo-jigyo.html</a>		

# 甘味資源作物生産支援対策

【令和4年度予算額 11,087 (11,132) 百万円】  
 (令和3年度補正予算額 2,316百万円)

## <対策のポイント>

甘味資源作物生産者、国内産糖製造事業者の経営の安定及び砂糖の安定供給を図るとともに、さとうきび等の自然災害からの回復に向けた取組、病害虫への対応、生産性向上、働き方改革に対応した分みつ糖工場やいもでん粉工場の労働生産性を高めるための取組等を支援します。

## <事業目標>

- さとうきびの単収の向上・安定化 (6,230kg/10a [令和7年度まで])
- さとうきびの10a当たり労働時間の削減 (30.9時間/10a [令和7年度まで])
- 分みつ糖工場の一人当たりの時間外労働の縮減 (80時間/月 [令和5年度まで])
- かんしょの生産量の増加 (86万t [令和12年度まで])

## <事業の内容>

- 1. 甘味資源作物生産者等支援安定化対策 10,306 (10,351) 百万円**  
 国内産糖と輸入糖の内外コスト格差を調整するため、(独)農畜産業振興機構 (ALIC) が甘味資源作物生産者及び国内産糖製造事業者に交付する甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の一部に相当する金額を同機構へ交付するとともに、生産者交付金の代理申請者の申請・支払事務経費への支援を行います。
- 2. 甘味資源作物安定生産体制確立事業 781 (781) 百万円**  
 さとうきび増産基金により、さとうきびの台風、干ばつ、病害虫発生等の自然災害への対応及びかんしょの病害虫への対応を支援します。
- 3. 甘味資源作物生産性向上緊急対策事業**  
 【令和3年度補正予算】2,316百万円  
 さとうきび、かんしょについて、持続可能な生産体制を構築するため、病害虫への対応や地域ぐるみでの生産性を向上させるための取組、分みつ糖・いもでん粉工場について、働き方改革・人手不足等に対応した労働生産性向上の取組等を支援します。

## <事業イメージ>

### さとうきび増産基金

#### ○さとうきび勘定

自然災害	主な対策
干ばつ	・かん水
台風	・除塩 (散水) ・苗の補植、改植
病害虫	・病虫害防除
糖度減少	・土づくり ・株更新
その他の災害	災害の内容に応じた対策 〔株出管理作業 ・苗の確保 等〕

#### ○かんしょ勘定

##### ・病虫害防除対策

	主な対策
当期作への対応	・予防薬剤の散布
次期作への対応	・苗・苗床の消毒 ・土壌消毒 ・健全な種いも・苗の導入 ・他作物への作付転換 等

### 甘味資源作物生産性向上緊急対策事業

#### ○さとうきび

労働生産性と単収の向上を図るため、土づくりの推進や適切な作型・品種への転換、機械化一貫体系による省力化等、島ごとの実情に応じた取組を支援。

#### <取組例>



#### ○かんしょ

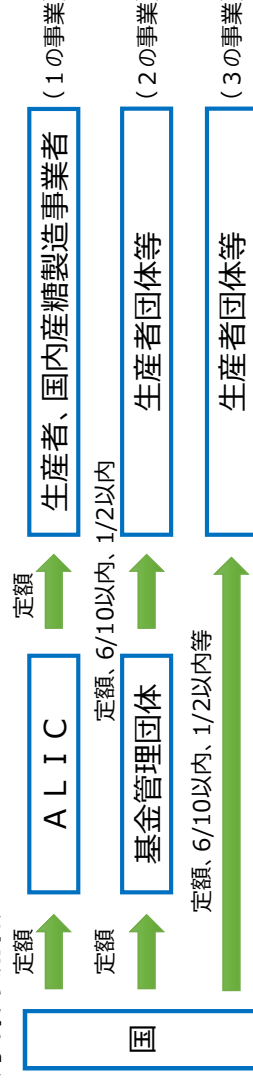
サツマイモ基腐病の次期作への影響を最小限にしながらかんしょの持続的な生産を行うための取組やでん粉原料用かんしょの生産性向上及び省力化のための多収新品種への転換や農業機械の導入等を支援。

#### <取組例>



#### 多収新品種への転換

## <事業の流れ>



【お問い合わせ先】

農産局地域作物課 (03-3501-3814)

No.	46		R3補正予算額（所要額）	69,500百万円
事業名	畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業		府省庁名	農林水産省
概要	<p>畜産クラスター計画を策定した地域に対し、地域の収益性向上等に必要な機械導入、施設整備、施設整備と一体的な家畜導入等を支援します。</p> <p>また、後継者不足の畜産経営と地域の担い手間の継承のための条件調整や経営資源を継承する取組に必要な施設整備等を支援します。</p> <p>さらに、畜産クラスター計画に基づく、生産基盤強化のための優良な繁殖雌牛の増頭を支援します。</p>			
支援対象	中心的な経営体（畜産農家等）、民間団体	補助率	1 / 2 以内、定額	
対象事業	<p>(1) 施設整備事業 畜産クラスター計画に位置付けられた中心的な経営体に対し、収益力強化や畜産環境問題への対応に必要な施設整備や施設整備と一体的な家畜導入を支援します。</p> <p>(2) 機械導入事業 畜産クラスター計画に位置付けられた中心的な経営体に対し、施設整備との一体性も確保しつつ、収益力強化等に必要な機械の導入を支援します。</p> <p>(3) 調査・実証・推進事業 収益力の強化に向けた新たな取組を行う畜産クラスター協議会に対し、その効果を実証するために必要な調査・分析を支援します。</p> <p>また、畜産クラスター事業の効果を一層高めるため、地域の連携をコーディネートする人材の育成を支援します。</p> <p>(4) 畜産経営基盤継承支援事業 i) 後継者不在の畜産経営と地域の担い手（新規就農等）間の継承のための条件調整の取組、ii) 経営資源を地域の担い手に円滑に継承するために必要な施設整備を支援します。</p> <p>(5) 生産基盤拡大加速化事業 畜産クラスター計画に基づく、優良な繁殖雌牛の増頭に奨励金を交付します。</p>			
支援内容	<p>(1)、(2)、(4)のiiは補助率1 / 2以内 (3)、(4)のi、(5)は定額</p>			
離島での実績	(1)～(3) 佐渡島、対馬島、壱岐島、大島（平戸諸島）、宇久島、中通島、福江島、種子島（牛舎等の施設整備、家畜導入等を実施）など			
備考				
担当部署	農林水産省畜産局企画課			
連絡先	<p>(1)～(4) 03-3501-1083 (5) 03-3502-0874</p>			
参照 HP	<a href="http://www.maff.go.jp/j/chikusan/kikaku/lin/l_cluster.html">http://www.maff.go.jp/j/chikusan/kikaku/lin/l_cluster.html</a>			

# 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業等（畜産クラスター事業等）

【令和3年度補正予算額（所要額） 71,341百万円】

## <対策のポイント>

畜産クラスター計画を策定した地域に対し、地域の収益性向上等に必要な機械導入や施設整備と一体的な家畜導入等を支援します。また、重点的に取り組むべき課題に対して設定している優先枠に、「飼料増産優先枠」を新設します。引き続き、後継者不在の経営資源を継承する取組に必要な施設整備等や繁殖雌牛の増頭を支援します。

## <事業目標>

畜舎の整備や省力化機械の導入による飼養規模の拡大や飼養管理の改善を図るとともに、次のうちいずれかの目標を達成等

- 作業の外部化等による生産コストの削減（10%以上【事業終了後5年以内まで】）
- 販売額の増加（10%以上【事業終了後5年以内まで】）
- 所得の向上（10%以上【事業終了後5年以内まで】）

## <事業の内容>

### 1. 施設整備事業 **【（所要額）1～4の事業：61,700百万円】**

中心的な経営体に対し、収益力強化等に必要な施設整備等を支援します。

### 2. 機械導入事業

中心的な経営体に対し、収益力強化等に必要な機械の導入を支援します。

### 3. 調査・実証・推進事業

①収益力強化に向けた取組の効果実証に必要な調査・分析を支援します。

②事業の効果を高めるため、地域の連携をコーディネートする人材の育成を支援します。

### 4. 畜産経営基盤継承支援事業

経営資源を地域の担い手に円滑に継承するために必要な施設整備等を支援します。

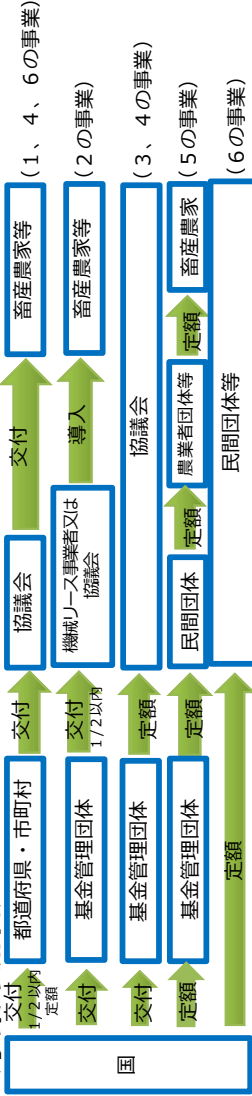
### 5. 生産基盤拡大加速化事業 **（所要額）7,800百万円**

畜産クラスター計画に基づく、優良な繁殖雌牛の増頭に奨励金を交付します。

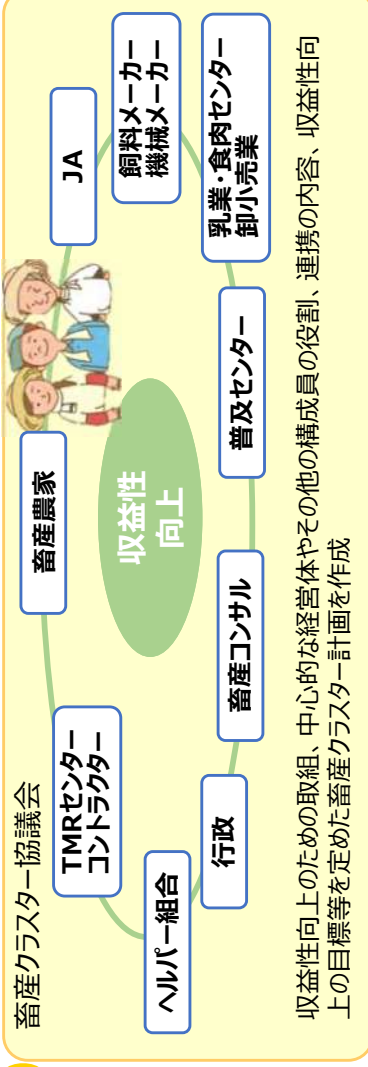
### 6. 畜産環境対策総合支援事業 **1,841百万円**

高品質堆肥の生産・広域流通等の促進、高度な畜産環境対策の実施を支援します。

## <事業の流れ>



## <事業イメージ>



### 【優先枠等】

- 中山間地域優先枠
- 輸出拡大優先枠
- 環境優先枠
- 肉用牛・酪農重点化枠
- 飼料増産優先枠（新設）**

飼料自給率の向上を図るため、飼料増産に取り組む畜産クラスター協議会を優先的に採択



### 「増頭奨励金」の交付単価

	繁殖雌牛
飼養規模	50頭未満
増頭奨励金	24.6万円/頭
	50頭以上
	17.5万円/頭

【お問い合わせ先】（1～5の事業）

畜産局企画課

畜産振興課

（03-3501-1083）

（03-6744-7189）

（6の事業）

No.	47	R3 補正所要額	920 百万円
事業名	畜産・酪農生産力強化対策事業	府省庁名	農林水産省
概要	畜産・酪農の生産力強化を図るため、性判別精液を活用した優良な乳用後継牛の効率的な確保、畜産経営における新技術を活用した繁殖性の向上、種豚の改良による生産性の向上等の取組を支援。		
支援対象	畜産クラスター協議会に位置づけられた団体の構成員である農業者等	補助率	定額、1/2 以内
対象事業	<p>1. 酪農経営改善対策</p> <p>酪農経営における優良な乳用種後継雌牛の確保等を進めるため、畜産クラスター計画に基づく以下の取組を支援。</p> <p>(1) 性判別精液・受精卵を活用した優良な乳用種後継雌牛の確保等の経営改善に向けた計画的な取組</p> <p>(2) 性判別精液生産機器等の導入</p> <p>2. 繁殖性等向上対策</p> <p>乳用種後継牛及び和牛繁殖雌牛を効率的に生産するため、畜産クラスター計画に基づく以下の取組を支援。</p> <p>(1) 新技術を活用した肉用牛の繁殖性の向上</p> <p>(2) 飼養管理技術の高度化</p> <p>3. 養豚競争力強化対策</p> <p>養豚業の基礎となる種豚の生産性向上等を図るため、以下の取組を支援。</p> <p>(1) 飼料利用性を測定するための機器導入</p> <p>(2) 肉質を測定するための機器導入</p> <p>(3) 飼養衛生管理の高度化を図るための機器導入</p> <p>(4) 凍結精液の製造に必要な機器導入</p>		
支援内容	<p>1 - (1)、2 - (2) は補助率 1/2 以内・定額（精液・受精卵は上限単価有り）</p> <p>1 - (2)、3 - (1) ~ (4) は補助率 1/2 以内</p> <p>2 - (1) は定額補助</p> <p>※基金管理団体への補助率は定額</p>		
離島での実績	—		
備考	—		
担当部署	農林水産省畜産局畜産振興課		
連絡先	03-6744-2587		
参照 HP	<a href="https://www.maff.go.jp/j/chikusan/kikaku/lin/l_zigyo/index.html">https://www.maff.go.jp/j/chikusan/kikaku/lin/l_zigyo/index.html</a>		

# 畜産・酪農生産力強化対策事業

【令和3年度補正予算（所要額） 920百万円】

## ＜対策のポイント＞

畜産・酪農の生産力強化を図るため、**性別別精液を活用した優良な乳用後継牛の効率的な確保**、畜産経営における**新技術を活用した繁殖性の向上**、**種豚の改良による生産性の向上等の取組を支援**します。

＜事業目標＞ [平成30年度→令和12年度まで] ※ ( ) は枝肉換算

○生乳生産量：728万トン→780万トン ○牛肉生産量：33 (48) 万トン→40 (57) 万トン ○豚肉生産量：90 (128) 万トン→92 (131) 万トン

## ＜事業の内容＞

### 1. 酪農経営改善対策

**乳用後継牛を確保しつつ、和牛生産の強化を図るため、性別別精液を活用した優良な後継牛確保等の取組を支援**します。

① 性別別精液を活用した**優良な乳用後継雌牛の確保**

補助率1/2以内。ただし、

- ・乳用牛性別別精液 6,000円
- ・高受胎率乳用牛性別別精液 10,000円
- ・乳用牛性別別受精卵 100,000円

② 性別別精液生産機器の導入 等

### 2. 繁殖性等向上対策

**畜産技術者等による先端技術の習得や肉用雌牛の繁殖性等の向上のための取組を支援**します。

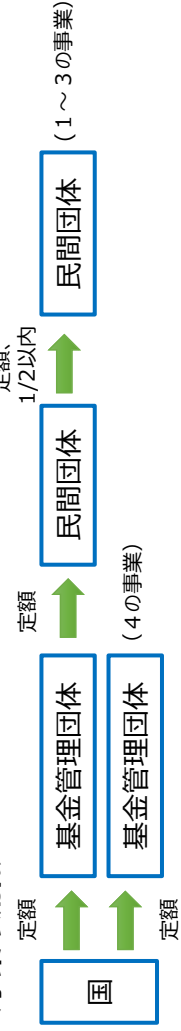
### 3. 養豚競争力強化対策

**養豚業の基礎となる種豚の生産性の向上等を図るため、飼料摂取量や肉質を測定するための機器等の導入を支援**します。

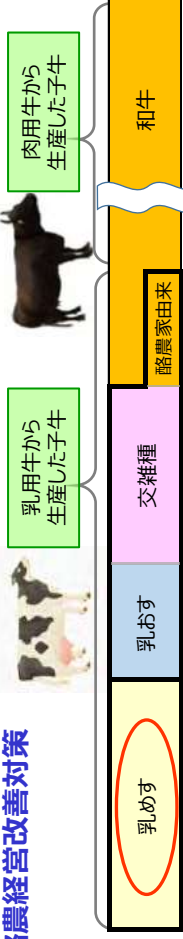
### 4. 家畜生産性向上対策

**家畜の遺伝的能力を最大限に発揮させるための技術指導等の取組を支援**します。

## ＜事業の流れ＞



### 1. 酪農経営改善対策



乳用種性別別精液の活用を支援

→ **優良後継雌牛の確保**

性別別精液を活用した**効率的な後継雌牛の生産**

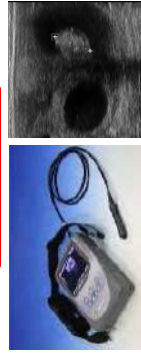


### 2. 繁殖性等向上対策



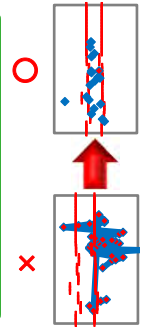
技術者の指導の下に行う、早期妊娠診断や代謝プロファイルテスト等の新技術を活用した地域の課題解決のための取組等を支援

早期妊娠診断



- ・超音波診断装置により、受精後4週間前後で胎児の有無等を診断。不受胎時には発情誘起処理等を実施することで、空胎期間を短縮。

代謝プロファイルテスト



- ・血液検査により、牛群の栄養状態等を把握。
- ・飼料成分や給与量を調整することで、受胎率や子牛損耗率を改善。

### 3. 養豚競争力強化対策

**自動計測による飼料摂取量や超音波診断による肉質を測定するための機器等の導入を支援**

### 4. 家畜生産性向上対策

**生産性のデータ収集・分析に基づいた技術指導や現地講習会の開催等を支援** [お問い合わせ先] 畜産局畜産振興課 (03-6744-2587)



No.	48		R 4 予算額	2,861 百万円の内数
事業名	農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業 (スーパーL 資金、農業近代化資金の金利負担軽減措置)		府省庁名	農林水産省
概要	スーパーL 資金及び農業近代化資金の金利負担軽減措置を実施し、経営改善に意欲的に取り組む農業者を金融面から強力に支援する。			
支援対象	人・農地プランに位置づけられた等の認定農業者	補助率	貸付当初5年間実質無利子化	
対象事業	<p>地域農業を維持・発展させるためには、地域の中心経営体等として位置付けられた「担い手」が自らの創意工夫を活かして経営改善の取組を行うことが重要である。</p> <p>経営改善に向けた投資の効果が発現するまでには一定の期間を要することから、投資後の一定期間について支援を行うことが必要である。</p> <p>このため、人・農地プランに位置付けられた等の認定農業者が借り入れるスーパーL 資金及び農業近代化資金について、貸付当初5年間の金利負担を軽減する措置を講じる。</p>			
支援内容	<p>(1) 対象資金：スーパーL 資金、農業近代化資金</p> <p>(2) 利子助成限度額：スーパーL 資金（個人3億円、法人10億円）(※1) ：農業近代化資金（個人18百万円(※2)、法人2億円)</p> <p>(3) 金利負担軽減措置：貸付当初5年間実質無利子化</p> <p>(※1) 利子助成の対象となる借入金上限：通算20億円</p> <p>(※2) 知事特認の場合は2億円</p>			
離島での実績				
備考				
担当部署	農林水産省経営局金融調整課			
連絡先	03-6744-2167			
参照 HP	<p>(農林水産省 HP) <a href="http://www.maff.go.jp/j/keiei/kinyu/sikin/index.html">http://www.maff.go.jp/j/keiei/kinyu/sikin/index.html</a></p> <p>(日本政策金融公庫 HP) <a href="https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/a_30.html">https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/a_30.html</a></p> <p>( 沖 縄 振 興 開 発 金 融 公 庫 H P )</p> <p><a href="http://www.okinawakouko.go.jp/financing_investment/124">http://www.okinawakouko.go.jp/financing_investment/124</a></p>			

# スーパーL資金、農業近代化資金の金利負担軽減措置

【令和4年度予算概算決定額 2,861 (2,807) 百万円の内数】

## <対策のポイント>

経営改善に意欲的に取り組む認定農業者を金融面から強力に支援するため、スーパーL資金及び農業近代化資金について、貸付当初5年間の実質無利子化等の措置により金利負担を軽減します。

## <事業目標>

担い手への資金調達の円滑化による農業経営の育成

## <事業の内容>

## <事業イメージ>

### 1. 対策の内容

人・農地プランに位置付けられるなどにより、経営改善に意欲的に取り組む認定農業者を金融面から支援するため、スーパーL資金及び農業近代化資金について、貸付当初5年間実質無利子化します。

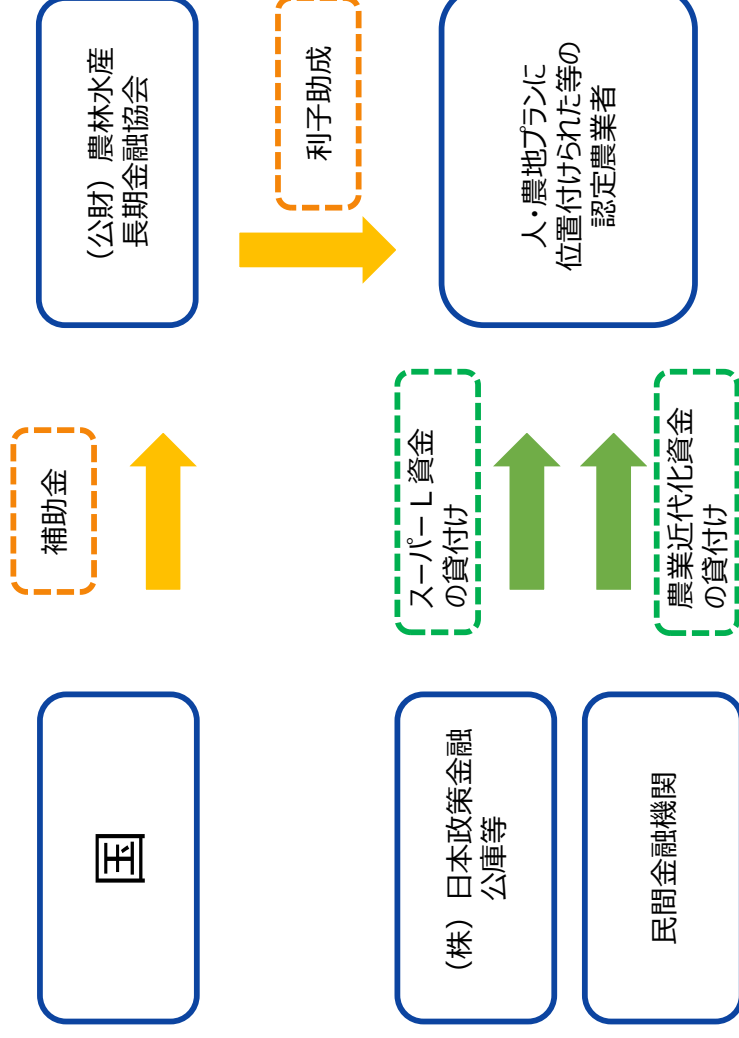
また、農業近代化資金については、貸付当初5年間の金利負担軽減措置の終了後もスーパーL資金の金利水準と同等となるよう金利負担を軽減します。

### 2. 対象資金等

対象資金：スーパーL資金、農業近代化資金

<取扱融資機関> (株)日本政策金融公庫（※）、民間金融機関  
（※）沖縄県にあつては沖縄振興開発金融公庫

## <事業の流れ>



No.	49		R4 当初予算	20,700 百万円
事業名	新規就農者育成総合対策		府省庁名	農林水産省
概要	<p>農業への人材の一層の呼び込みと定着を図るため、経営発展のための機械・施設等の導入を地方と連携して親元就農も含めて支援するとともに、地域における就農相談体制の整備、先輩農業者等による新規就農者への技術面等のサポート、就農希望者を対象とした実践的な研修農場の整備を支援。また、就農に向けた研修資金、経営開始資金、雇用就農の促進のための資金の交付、農業大学校・農業高校等における農業教育の高度化等の取組を支援。</p>			
支援対象	<p>事業①、②：認定新規就農者（就農時 49 歳以下）</p> <p>事業③：研修期間中の研修生（就農時 49 歳以下）</p> <p>事業④：農業法人等</p> <p>事業⑤：協議会等</p> <p>事業⑥：農業教育機関等</p> <p>事業⑦：民間団体等</p>	補助率	<p>事業①：県支援分の 2 倍を国が支援</p> <p>事業②～④：定額</p> <p>事業⑤：1/2</p> <p>事業⑥：定額、1/2</p> <p>事業⑦：定額、1/2</p>	
対象事業	<p>事業①：経営発展支援事業 就農後の経営発展のために、県が機械・施設等の導入を支援する場合、県支援分の 2 倍を国が支援。</p> <p>事業②：経営開始資金 新たに経営を開始する者に対して、資金を助成。</p> <p>事業③：就農準備資金 研修期間中の研修生に対して、資金を助成。</p> <p>事業④：雇用就農資金 雇用元の農業法人等に対して、資金を助成。</p> <p>事業⑤：サポート体制構築事業 地域における就農相談体制の整備、先輩農業者等による新規就農者への技術面等のサポート、就農希望者を対象とした実践的な研修農場の整備を支援。</p> <p>事業⑥：農業教育高度化事業 農業大学校、農業高校等における農業教育の高度化を支援。</p> <p>事業⑦：農業人材確保推進事業 農業就業体験、就農相談会の開催等による多様な人材の確保を支援。</p>			

支援内容	<p>事業①：補助対象事業費上限 1,000 万円（事業②の交付対象者は上限 500 万円）</p> <p>事業②：12.5 万円/月（150 万円/年）×最長 3 年間</p> <p>事業③：12.5 万円/月（150 万円/年）×最長 2 年間</p> <p>事業④：最大 60 万円/年×最長 4 年間</p> <p>事業⑤：・就農相談員　：資金・生活面等の相談（補助金上限 100 万円）  ・先輩農業者等；技術・販路確保等の指導（補助金上限 100 万円）  ・就農希望者を対象とした実践的な研修農場の整備を支援</p> <p>事業⑥：農業大学校・農業高校等における  ・農業機械・設備等の導入  ・国際的な人材育成に向けた海外研修  ・スマート農業、環境配慮型農業等の教育カリキュラム強化  ・出前授業の実施、リカレント教育の充実　等</p> <p>事業⑦：インターンシップ、新・農業人フェアの実施　等</p>
離島での実績	
備考	<p>事業①～③：申請時期については、都道府県または市町村にお問い合わせください。</p> <p>事業④：4～5 月（7 月支援開始分）、6～7 月（10 月支援開始分）、10～11 月（2 月支援開始分）に募集予定。</p>
担当部署	農林水産省経営局就農・女性課
連絡先	03-3052-6469
参照 HP	<a href="https://www.maff.go.jp/j/new_farmer/">https://www.maff.go.jp/j/new_farmer/</a>

# 新規就農者育成総合対策

【令和4年度予算概算決定額 20,700 (20,501) 百万円】  
 (令和3年度補正予算額 2,900百万円)

## ＜対策のポイント＞

農業への人材の一層の呼び込みと定着を図るため、経営発展のための機械・施設等の導入を地方と連携して親元就農も含めて支援するとともに、伴走機関等による研修向け農場の整備、新規就農者への技術サポート、職業としての農業の魅力の発信等の取組を支援します。また、就農に向けた研修資金、経営開始資金、雇用就農の促進のための資金の交付、農業大学校・農業高校等の交付、農業大学校・農業高校等における農業教育の高度化等の取組を支援します。

## ＜事業目標＞

40代以下の農業従事者の拡大 (40万人 [令和5年まで])

## ＜事業の内容＞

### 1. 経営発展への支援

就農後の経営発展のために、県が機械・施設等の導入を支援する場合、県支援分の2倍を国が支援します。

### 2. 資金面の支援

- ① 新たに経営を開始する者に対して、資金を助成します。
- ② 研修期間中の研修生に対して、資金を助成します。
- ③ 雇用元の農業法人等に対して、資金を助成します。

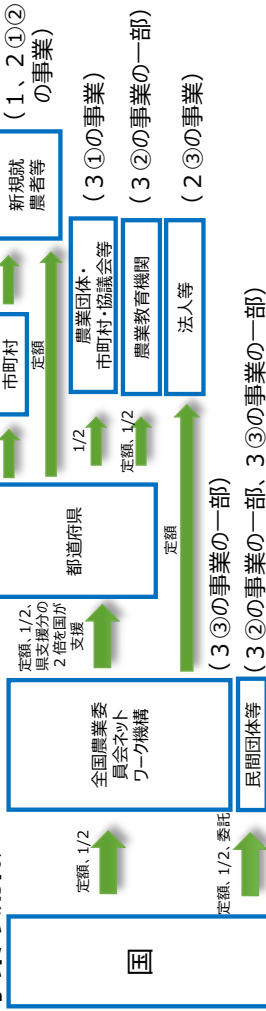
### 3. サポート体制の充実・人材の呼び込みへの支援

- ① 農業団体等の伴走機関が行う実践的な研修農場の整備、地域における就農相談員の設置、先輩農業者等による新規就農者への技術面等のサポートを支援します。
- ② 農業大学校・農業高校等における農業教育の高度化を支援します。
- ③ 農業就業体験、就農相談会の開催等による多様な人材の確保を支援します。

## (令和3年度補正予算) 新規就農者確保緊急対策

就農準備を支援する資金の交付、農業法人等での実践研修等を支援します。

## ＜事業の流れ＞



## ＜事業イメージ＞

### 1. 経営発展への支援

#### 経営発展支援事業※1

(機械・施設、家畜導入、果樹・茶改植、リース料等が対象)

対象者：認定新規就農者※2 (就農時49歳以下)

支援額：補助対象事業費上限1,000万円 (2①の交付対象者は上限500万円)

補助率：県支援分の2倍を国が支援 (国の補助上限1/2 <例> 国1/2, 県1/4, 本人1/4)



### 2. 資金面の支援

#### ① 経営開始資金※3

対象者：認定新規就農者※4 (就農時49歳以下)

支援額：12.5万円/月(150万円/年)※5

×最長3年間

補助率：国10/10

#### ② 就農準備資金※3

対象者：研修期間中の研修生(就農時49歳以下)

支援額：12.5万円/月(150万円/年)※5

×最長2年間

補助率：国10/10

#### ③ 雇用就農資金

対象者：49歳以下の就農希望者を新たに雇用する農業法人等、雇用して技術を習得させる機関

支援額：最大60万円/年×最長4年間

補助率：国10/10

### 3. サポート体制の充実・人材の呼び込みへの支援

#### ① サポート体制構築事業※1

農業団体等の伴走機関が行う研修農場の

機械・施設の導入等を支援

・就農相談員：資金・生活面等の相談

・先輩農業者等：技術・販路確保等の指導

#### ② 農業教育高度化事業

農業大学校、農業高校等における

・農業機械・設備等の導入

・国際的な人材育成に向けた海外研修

・スマート農業、環境配慮型農業等のカリキュラム強化

・出前授業の実施、リカレント教育の充実等

#### ③ 農業人材確保推進事業 インターナシップ、新・農業人フェアの実施 等

※1 取組計画に応じた事業採択方式

※2 新規参入者、親元就農者 (親の経営に従事してから5年以内に継承した者) が対象

※3 前年の世帯所得が原則600万円未満の者を対象

※4 新規参入者、親元就農者(親の経営に従事してから5年以内に継承した者)のうち新規作物の導入等リスクのある取組を行う者が対象

※5 支払方法は、月ごと等、選択制

【お問い合わせ先】 経営局就農・女性課 (03-3502-6469)

No.	50		R 4 予算額	9,752 百万円
事業名	農山漁村振興交付金		府省庁名	農林水産省
概要	地域の創意工夫による活動の計画づくりから農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の増大に結びつける取組を取組の発展段階に応じて総合的に支援し、農林水産業に関わる地域のコミュニティ維持と農山漁村の活性化及び自立化を後押しする。			
支援対象	都道府県、市町村、地域協議会、農林漁業者の組織する団体等	補助率	定額、1/2 等	
対象事業	① 地域活性化対策 ② 農泊推進対策 ③ 農山漁村発イノベーション対策			
支援内容	① 地域活性化対策 農山漁村が持つ豊かな自然や「食」を活用した地域の活動計画づくりや実践活動等を支援。 ② 農泊推進対策 農山漁村の活性化と所得向上を図るため、地域における農泊の実施体制の構築、観光コンテンツの磨き上げ及び宿泊施設の整備等を一体的に支援。 ③ 農山漁村発イノベーション対策 農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を活用し、新事業や付加価値を創出することによって、農山漁村における所得と雇用機会の確保を図る取組等を支援。			
離島での実績	R2 年度実績 ① 新潟県佐渡市、広島県大崎上島町、福岡県福岡市 ② 新潟県佐渡市、岡山県笠岡市、愛媛県大洲市 等 ③ 島根県海士町			
備考				
担当部署	① 地域活性化対策 農林水産省農村振興局都市農村交流課 ② 農泊推進対策 農林水産省農村振興局都市農村交流課 ③ 農山漁村発イノベーション対策 農林水産省農村振興局都市農村交流課			
連絡先	① 地域活性化対策 03-3502-5946 ② 農泊推進対策 03-3502-5946 ③ 農山漁村発イノベーション対策 03-6744-2497			
参照 HP	<a href="https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/shinko_kouhukin.html">https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/shinko_kouhukin.html</a>			

## <対策のポイント>

地域の創意工夫による活動の計画づくりから農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の増大に結びつける取組を取組の発展段階に応じて総合的に支援し、農林水産業に関わる地域のコミュニティの維持と農山漁村の活性化及び自立化を後押しします。

## <政策目標>

都市と農山漁村の交流人口の増加（1,540万人〔令和7年度まで〕）等

## <事業の全体像>

コミュニティでの合意形成段階から実行段階までそれぞれの発展段階に応じた対策を実施



## コミュニティの維持 農山漁村の活性化・自立化

＜対策のポイント＞

農山漁村の自立及び維持発展に向けて、地域住民が生き生きと暮らしている環境の創出を行うためのきっかけをつくり、農山漁村について広く知ってもらうことを目的として、農山漁村の活性化を推進します。

＜事業目標＞

地域課題の抽出や、課題解決のための活動計画の策定・実証を行う地域の創出（100地域〔令和6年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 活動計画策定事業

- ① 農山漁村が持つ豊かな地域資源を活用した地域の創意工夫による地域活性化に向けて、アドバイザーを活用したワークショップ等を通じた地域の活動計画策定を支援します。
- ② 活動計画に掲げられた取組を実施するための体制構築、実証活動及び専門的スキルの活用等を支援します。  
【事業期間：3年間、交付率：定額（上限：1年目500万円、2年目250万円等）※】

※条件不利地においては、交付期間の延長・上限額の加算措置あり。また、専門的スキルを活用する場合には、交付期間の延長・上限額の加算措置あり。

2. 農山漁村関わり創出事業

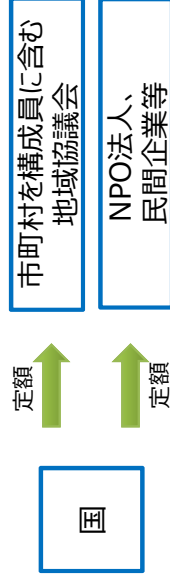
- ① 農繁期の手伝いや地域資源の保全等の農山漁村での様々な活動について、農山漁村に興味がある多様な人材が関わることができ、仕組みを構築する取組等を支援します。
- ② 農山漁村の地域づくりを担う人材（農村プロデューサー）の育成等を支援します。  
【事業期間：2年間等、交付率：定額】

3. 農山漁村情報発信事業

農山漁村のポテンシャルを引き出して地域の活性化や所得向上に取り組んでいる優良な事例の横展開や、多様な価値を有する農業遺産等の主に若年層を対象とした理解醸成及び保全・活用に向けた基盤・体制づくりを目的とした、情報発信の取組に対して支援します。

【事業期間：1年間、交付率：定額】

＜事業の流れ＞



【お問い合わせ先】

- (1)の事業、2①の事業)
- (2②の事業)
- (3の事業のうち優良事例の横展開)
- (3の事業のうち理解醸成及び基盤・体制づくり)

(1)の事業)

(2、3の事業)

農山漁村振興局都市農村交流課

農村計画課

都市農村交流課

鳥獣対策・農村環境課

- (03-3502-5946)
- (03-6744-2203)
- (03-3502-5946)
- (03-6744-0250)

＜事業イメージ＞



地域の活動計画の策定  
(ワークショップの開催)



体制構築及び実証活動  
(高齢者の移動確保)



農作業体験



農山漁村の多様な活動への参加



WebサイトやSNSによる  
優良事例の情報発信



多様な地域資源の理解醸成や  
保全・活用に向けた基盤・体制づくり



## ＜対策のポイント＞

農林水産物や農林水産業に関する多様な地域資源を活用し、新事業や付加価値を創出することによって、農山漁村における所得と雇用機会の確保を図る取組等を支援します。

## ＜事業目標＞

農山漁村発イノベーションに取り組んでいる優良事業体数の増加（100事業体〔令和7年度まで〕）等

## ＜事業の内容＞

### 1. 農山漁村発イノベーション推進支援事業

2次・3次産業と連携した加工・直売にかかる商品開発、農林水産物や農林水産業に関する多様な地域資源を新分野で活用した商品・サービスの開発、これらにかかる研究開発等を支援します。  
 （上限500万円／事業実施主体）

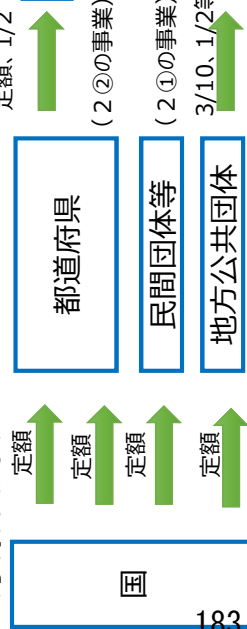
### 2. 農山漁村発イノベーションサポート事業

- ① 中央サポートセンターにおいて、都道府県サポートセンターと連携した支援を実施するとともに、高度な専門家の派遣を通じた重点的な伴走支援や農山漁村で新事業を興す起業家と農山漁村のマッチングの取組等を支援します。
- ② 都道府県サポートセンターによる農山漁村発イノベーションに取り組む事業者への伴走支援や地方公共団体による農山漁村発イノベーションに取り組む人材の育成等の取組等を支援します。

### 3. 農山漁村発イノベーション等整備事業

- ① 農山漁村活性化法に基づき、都道府県や市町村が作成した活性化計画の実現に向けて、農産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援します。
- ② 六次産業化・地産地消法に基づき、農林漁業者の組織する団体等が作成した総合化事業計画等の実現に向けて、加工・販売施設等の整備を支援します。

## ＜事業の流れ＞



※下線部は拡充内容

【お問い合わせ先】

(1、2の事業) 農山漁村振興局都市農村交流課 (03-3502-5946)  
 (3の事業) 農林漁業者の組織する団体等 (03-3501-0814)  
 地域整備課

## ＜事業イメージ＞



＜対策のポイント＞

農山漁村の活性化と所得向上を図るため、地域における実施体制の構築、観光コンテンツの磨き上げ、多言語対応やワーケーション対応等の利便性向上、滞在施設等の整備等を一体的に支援するとともに、国内外へのプロモーションや地域が抱える課題解決のための専門家派遣等を支援します。

＜事業目標＞

都市と農山漁村の交流人口の増加（1,540万人【令和7年度まで】）

＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

1. 農泊推進事業

- ① 農泊の推進体制構築や観光関係者とも連携した観光コンテンツの開発、Wi-Fi等の環境整備、新たな取組に必要な人材確保等を支援します。  
【事業期間：2年間、交付率：定額（上限500万円/年等）】
- ② 実施体制が構築された農泊地域を対象に、インバウンド受入環境の整備やワーケーション受入対応、地元食材・景観等を活用した高付加価値コンテンツ開発等を支援します。  
【事業期間：上限2年間、交付率：1/2等】

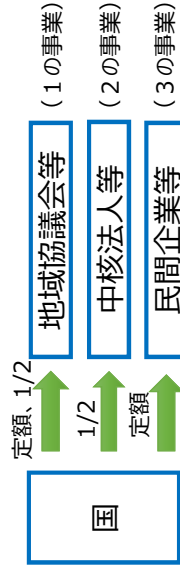
2. 施設整備事業

- ① 農泊を推進するために必要となる古民家等を活用した滞在施設、一棟貸し施設、体験・交流施設等の整備を支援します。  
【事業期間：2年間、交付率：1/2（上限2,500万円※）】  
（※ 遊休資産の改修：上限5,000万円、市町村所有の遊休資産を宿泊施設として改修：上限1億円）
- ② 地域内で営まれている個別の宿泊施設の改修を支援します。（農家民泊から農家民宿へ転換する場合、促進費の活用可能）  
【事業期間：1年間、交付率：1/2（上限1,000万円/経営者かつ5,000万円/地域）】

3. 広域ネットワーク推進事業

戦略的な国内外へのプロモーション、農泊を推進する上での課題を抱える地域への専門家派遣・指導、利用者のニーズ等の調査を行う取組等を支援します。【事業期間：1年間、交付率：定額】

＜事業の流れ＞



No.	51		R 4 予算額	12,566 百万円の内数
事業名	強い農業づくり総合支援交付金 (うち産地基幹施設等支援タイプ及び卸売市場等支援タイプ)		府省庁名	農林水産省
概要	国産農畜産物の安定供給のため、生産から流通までの強い農業づくりに必要な産地基幹施設、卸売市場施設の整備を支援。			
支援対象	都道府県、市町村、農業者の組織する団体等	補助率	都道府県へは定額（事業実施主体へは事業費の1/2以内）	
対象事業	<p>1 産地競争力の強化（産地基幹施設等支援タイプ） 高付加価値化や生産コストの低減など、産地の収益力強化や合理化を図る取組に必要な産地基幹施設等の整備や再編を支援。</p> <p>2 食品流通拠点整備の推進（卸売市場等支援タイプ） 食料の安定的な供給体制等を確保するため、品質・衛生管理の強化等を図る卸売市場施設、産地・消費地で共同配送等に必要なストックポイント等の整備を支援。</p>			
支援内容	<p>1 産地基幹施設等整備 乾燥調製施設、集出荷貯蔵施設、農産物処理加工施設、生産技術高度化施設、家畜市場、畜産物処理化加工施設等 ※離島振興対策実施地域では、面積要件の緩和及び上限事業費 1.3 倍の拡充を実施。</p> <p>2 食品流通拠点整備 売場施設、貯蔵・保管施設、駐車施設、搬送施設、衛生施設、情報処理施設等</p>			
離島での実績	R 3 年度実績なし			
備考	—			
担当部署	<p>1 の事業 農林水産省農産局総務課生産推進室</p> <p>2 の事業 農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品流通課</p>			
連絡先	<p>1 の事業 03-3502-5945</p> <p>2 の事業 03-6744-2059</p>			
参照 HP	<a href="http://www.maff.go.jp/j/seisan/suisin/tuyoi_nougyou/">http://www.maff.go.jp/j/seisan/suisin/tuyoi_nougyou/</a>			

# 強い農業づくり総合支援交付金

【令和4年度予算概算決定額 12,566 (14,164) 百万円】

## ＜対策のポイント＞

産地の収益力強化と持続的な発展及び食品流通の合理化のため、強い農業づくりに必要な産地基幹施設の整備等を支援します。また、地域農業者の減少や労働力不足等生産構造の急速な変化に対応するための生産事業モデルや農業支援サービス事業の育成を支援します。

## ＜事業目標＞

- 加工・業務用野菜の出荷量（直接取引分）の拡大（98万トン [平成29年度] → 145万トン [令和12年度まで]）
- 1 中央卸売市場当たりの取扱金額の増加（695億円 [平成28年度] → 719億円 [令和6年度まで]）
- 化石燃料を使用しない園芸施設への完全移行 [2050年まで]

## ＜事業の内容＞

### 1. 地域の創意工夫による産地競争力の強化（産地基幹施設等支援タイプ）

- ① 産地収益力の強化  
産地農業において中心的な役割を果たしている農業法人や農業者団体等による集出荷貯蔵施設等の産地の基幹施設の整備等を支援します。
- ② 産地合理化の促進  
産地の集出荷、処理加工体制の合理化に必要な産地基幹施設等の再編等を支援します。
- ③ みどりの食料システム戦略の推進  
みどりの食料システム戦略に掲げる取組（化学農薬の低減、化学肥料の低減、有機農業の拡大、ゼロエミッション化等）の推進に必要な施設の整備等を支援します。

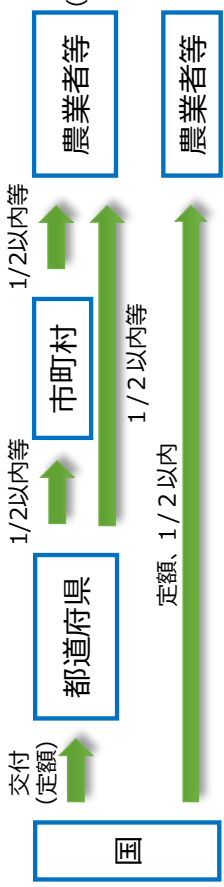
### 2. 食品流通の合理化（卸売市場施設、産地・消費地での共同配送等に必要なら

品質・衛生管理の強化等を図る卸売市場施設、産地・消費地での共同配送等に必要ならトックポイント等の整備を支援します。

### 3. 生産構造の急速な変化に対応するための生産事業モデル等の育成

- ① 生産事業モデル支援タイプ  
核となる事業者が連携する生産者の作業支援など様々な機能を発揮しつつ、安定的な生産・供給を実現しようとする生産事業モデルの育成を支援します。
- ② 農業支援サービス事業支援タイプ  
農業支援サービス事業の育成に必要な農業用機械等の導入を支援します。

## ＜事業の流れ＞



## ＜事業イメージ＞

【都道府県向け交付金】

<p><b>A 産地基幹施設等支援タイプ</b></p> <p>・助成対象：農業用の産地基幹施設 ・補助率：1/2以内等 ・上限額：20億円等</p> <p>優先枠の設定 a 中山間地域の競争力強化(12億円) b 集出荷・加工の効率化に向けた再編合理化(12億円) c 重点政策の推進(8億円) ※その他、加算ポイントにより、輸入農畜産物の国産への切替え、環境保全の取組等を推進</p>	<p><b>B 卸売市場等支援タイプ</b></p> <p>・助成対象：卸売市場施設 共同物流拠点施設 ・補助率：4/10以内等 ・上限額：20億円</p>
--	--

産地競争力の強化

食品流通の合理化

【国直接採択】

<p><b>C 生産事業モデル支援タイプ</b></p> <p>・助成対象：推進事業（農業用機械、美社等） 整備事業（農業用施設） ・補助率：1/2以内 ・上限額：推進事業5,000万円 整備事業20億円</p>	<p><b>D 農業支援サービス事業支援タイプ</b></p> <p>・助成対象：農業用機械等 ・補助率：1/2以内 ・上限額：1,500万円</p>
--	---

モデル等の育成

連携生産者 → 供給調整機能 → 拠点事業者 → 生産安定・効率化機能 → 連携産地

実需者ニーズ 対応機能

農業支援サービス 事業者体

安定供給

A産地 B産地 C産地

産地のニーズに合わせた 農業支援サービスを提供 (農機シェアリング、データ分析等)

（1、3①の事業） 農産局総務課生産推進室 (03-3502-5945)

（2の事業） 新事業・食品産業界食品流通課 (03-6744-2059)

（3②の事業） 農産局技術普及課生産資材対策室 (03-6744-2111)

No.	52	R4 当初予算 R3 補正予算	10,003 百万円 1,600 百万円
事業名	鳥獣被害防止総合対策交付金	府省庁名	農林水産省
概要	深刻化・広域化している野生鳥獣による農林水産業等に係る被害に対応するため、鳥獣被害防止特別措置法に基づき市町村が作成した「被害防止計画」に基づく取組等を総合的に支援。		
支援対象	協議会、地方公共団体、民間団体（事業により、事業実施主体は異なる）	補助率	(1) 整備事業 定額、2/3 以内、5.5/10 以内、 1/2 以内 (2) 推進事業 定額、1/2 以内
対象事業	<p>(1) 鳥獣被害防止総合支援事業【当初】</p> <p>①整備事業（事業主体：協議会、地方公共団体（協議会構成員に限る）、民間団体（協議会構成員、コンソーシアムに限る））</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 侵入防止柵、処理加工施設、捕獲技術高度化施設等の整備</li> </ul> <p>②推進事業（事業主体：協議会、民間団体（協議会構成員、コンソーシアムに限る））</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 捕獲機材導入、一斉捕獲、追払い、生息環境管理等の地域ぐるみの被害防止活動</li> <li>・ 捕獲を含めたサル及びクマ複合対策、他地域人材活用、ICT等新技术活用、実施隊機能強化、ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組、処理加工施設の人材育成、</li> <li>・ 捕獲サポート体制の構築、ICTの活用による情報管理の効率化、放射性物質影響地域のジビエ利活用推進 等</li> </ul> <p>(2) 鳥獣被害防止都道府県活動支援事業【当初】（事業主体：都道府県）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広域捕獲、新技术実証・普及、人材育成、ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組</li> </ul> <p>(3) 都道府県広域捕獲活動支援事業【当初】（事業主体：都道府県）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生息状況調査、広域捕獲活動（個体数調整）、高度技術人材育成活動 等</li> </ul> <p>(4) 鳥獣被害防止対策高度化事業【当初】（事業主体：都道府県）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ICT 技術を活用したデータに基づく被害防止活動</li> </ul> <p>(5) 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業【当初】（事業主体：協議会、市町村（協議会構成員に限る）等）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有害捕獲活動経費の直接支援（頭数に応じた支払）</li> </ul> <p>(6) 鳥獣被害対策基盤支援事業【当初】（事業主体：民間団体）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鳥獣被害対策を担う新たな担い手の発掘・育成や市町村とのマッチング、加工・流通・販売事業者に対する衛生管理指導者の育成、愛玩動物用飼料の安定供給及び利用拡大を図る取組、捕獲鳥獣の利活用を推進する人材の育成研修、捕獲鳥獣の食肉等の全国的な需要拡大等</li> </ul> <p>(7) 全国ジビエプロモーション事業【当初】（事業主体：民間団体）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ジビエフェアの開催、ジビエ需要拡大・普及に向けたイベント、PR等の情報発信</li> </ul>		

	<p>(8) 鳥獣被害防止施設整備促進支援事業【補正】(事業主体：協議会、地方公共団体(協議会構成員に限る)、民間団体(協議会構成員に限る))</p> <p>・ 侵入防止柵の整備</p>
支援内容	<p>(1) ①、(8) については、鳥獣被害防止施設を直営施工により整備する場合であって、資材費のみ交付対象経費とするときには、定額支援。沖縄は 2/3 以内、離島振興法等 6 法指定地域は 5.5/10 以内、それ以外は 1/2 以内</p> <p>(1) ②については、定額、1/2 以内</p> <p>(2)、(3)、(4)、(5) については、定額</p> <p>(6)、(7) については、定額(ただし、全国団体を想定)</p>
離島での実績	2 年度 長崎県対馬市、長崎県佐世保市、佐賀県唐津市など 86 市町村
備考	離島でも対象になるのは主に(1) 鳥獣被害防止総合支援事業、(3) 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業、(8) 鳥獣被害防止施設整備促進支援事業
担当部署	農林水産省農村振興局農村政策部鳥獣対策・農村環境課鳥獣対策室
連絡先	TEL 03-3591-4958
参照 HP	<a href="http://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/index.html">http://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/index.html</a>

# 鳥獣被害防止対策とジビエ利活用の推進

【令和4年度予算概算決定額 12,056 (12,050) 百万円】  
 (このうち鳥獣被害対策推進枠 2,053 (1,045) 百万円)  
 (令和3年度第1次補正予算額 (所要額) 4,000百万円)

## <対策のポイント>

農作物被害のみならず農山漁村での生活に影響を与える鳥獣被害の防止のため、鳥獣の捕獲等の強化やジビエ利活用への取組等を支援します。

## <事業目標>

- 農作物被害を及ぼすシカ、イノシシの生息頭数を平成23年度から半減 (約190万頭 [令和5年度まで])
- 野生鳥獣のジビエ利用量を令和元年度から倍増 (4,000t [令和7年度まで])

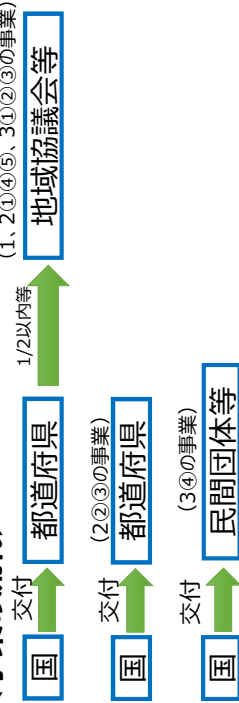
## <事業の内容>

### 鳥獣被害防止総合対策交付金 10,003 (11,005) 百万円

市町村が作成した「被害防止計画」に基づく取組等を総合的に支援します。

- 1 侵入防止柵、焼却施設、捕獲技術高度化施設等の整備  
 (1/2以内、柵を直営施工する場合は定額支援)
- 2 地域ぐるみの被害防止活動・捕獲等の強化
  - ① 捕獲活動経費の直接支援(獣種等に応じた上限単価以内での定額支援)
  - ② 都道府県が行う広域捕獲に係る調査、捕獲活動、人材育成等の支援  
 (限度額内で定額支援)
  - ③ ICTを総動員した被害対策のモデル地区の整備(限度額内で定額支援)
  - ④ 新規猟銃取得に係る支援(1/2以内)※対象は実施隊員等に限る
  - ⑤ クマに対する地域ぐるみの総合的な対策の支援(限度額内で定額支援)
- 3 ジビエ利活用の推進
  - ① 処理加工施設やジビエカー、簡易な一次処理施設等の整備(1/2以内)
  - ② 処理加工施設と一体となった加工製造設備の整備(1/2以内)
  - ③ ジビエカーのリース導入支援(1/2以内)
  - ④ パットフード等を含む多様な需要拡大のため、プロモーション等への取組を支援  
 (定額支援)

## <事業の流れ>



## <事業イメージ>

### 〔総合的な鳥獣対策・ジビエ利活用への支援〕

#### 〔広域的な捕獲体制の構築〕

都道府県を中心とした、県や市町村をまたぐ広域的な捕獲を推進するための取組を支援

- ① 広域的な捕獲体制の構築  
 繁殖場所など個体の供給源に対して広域捕獲
- ② ICTを総動員した被害対策の推進  
 ICTを総動員した被害対策を推進するモデル地区を整備することにより技術の普及を推進

#### 〔ジビエ利活用に向けた取組〕

- ① 利用可能な個体のフル活用体制構築  
 処理加工施設と一体となった加工製造(缶詰、パック等)のための設備の整備等による処理体制の構築
- ② ジビエカーのリース導入支援  
 広域搬入体制を整備するために、ジビエカーの導入の加速化
- ③ ジビエパットフード等を含む多様な需要拡大  
 パットフード原料の安定供給、皮革やその他多用途利用に向けた取組を推進し、捕獲鳥獣の活用による需要拡大を図る

## 〔鳥獣被害対策推進枠〕

- ・多面的機能支払交付金のうち多面的機能の増進を図る活動等の一部 (鳥獣緩衝帯の整備・保全管理等)
- ・中山間地域等直接支払交付金のうち生産性向上加算及び集落機能強化加算等 (捕獲対策・ジビエ利用拡大等)
- ・農山漁村振興交付金のうち最適土地利用対策 (鳥獣緩衝帯機能を有する計画的な植林等)

【お問い合わせ先】 農村振興局鳥獣対策・農村環境課鳥獣対策室 (03-3591-4958)

No.	53		R4 当初予算 R3 補正予算	2,050 百万円
事業名	農地利用効率化等支援交付金		府省庁名	農林水産省
概要	地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の実現に向けて、生産の効率化に取り組む等の場合、必要な農業用機械・施設の導入を支援。			
支援対象	市町村	補助率	3 / 10 以内	
対象事業	<p>(1) 融資主体支援タイプ 人・農地プランに位置付けられた経営体等が、地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の実現に向けて、生産の効率化に取り組む等の場合、必要な農業用機械・施設の導入を支援。</p> <p>(2) 融資主体支援タイプのうち先進的農業経営確立支援タイプ 広域に展開する農業法人等の経営の高度化に必要な農業用機械・施設の導入を支援。</p>			
支援内容	<p>補助率 (1)(2)とも事業費の3 / 10 以内</p> <p>配分上限額 (1) 300 万円 (2) 個人 1,000 万円、法人 1,500 万円</p>			
離島での実績	—			
備考	—			
担当部署	農林水産省経営局経営政策課担い手総合対策室			
連絡先	TEL 03 - 6744 - 2148			
参照 HP	<a href="http://www.maff.go.jp/j/keiei/keikou/kouzou_taisaku/index.html">http://www.maff.go.jp/j/keiei/keikou/kouzou_taisaku/index.html</a>			



# 農地利用効率化等支援交付金

【令和4年度予算額 2,050（一）百万円】

## ＜対策のポイント＞

地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の実現に向けて、生産の効率化に取り組む等の場合、必要な農業用機械・施設の導入を支援します。

## ＜事業目標＞

全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加（8割【令和5年度まで】）

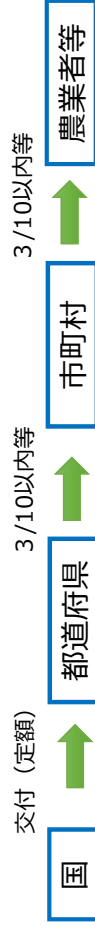
## ＜事業の内容＞

人・農地プランに位置付けられた経営体等が、地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の実現に向けて、生産の効率化に取り組む等の場合、必要な農業用機械・施設の導入を支援します。

※ 広域に展開する農業法人等の経営の高度化に必要な農業用機械・施設の導入は、補助上限額を引上げ（先進的農業経営確立支援タイプ）

※ スマート農業、集約型農業経営、グリーン化について、優先枠を設けて支援

## ＜事業の流れ＞



## ＜事業イメージ＞

助成対象者	認定農業者、認定就農者などの人・農地プランに位置付けられた者、地域における継続的な農地利用を図る者として市町村が認める者 等
助成内容	地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の実現に向けて、生産の効率化に取り組む等の場合に必要な農業用機械・施設（事業費50万円以上）
補助率	融資残額のうち事業費の3/10以内 等
補助上限額	300万円等 （先進的農業経営確立支援タイプ： 個人1,000万円、法人1,500万円等）
優先枠の設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スマート農業優先枠 （ロボット技術・ICT機械等の導入（農業支援サービス事業者の取組も対象））</li> <li>・集約型農業経営優先枠 （中山間地域等での集約型農業に必要な機械等の導入）</li> <li>・グリーン化優先枠 （「みどりの食料システム戦略」を踏まえた環境に配慮した営農に必要な機械等の導入）</li> </ul>

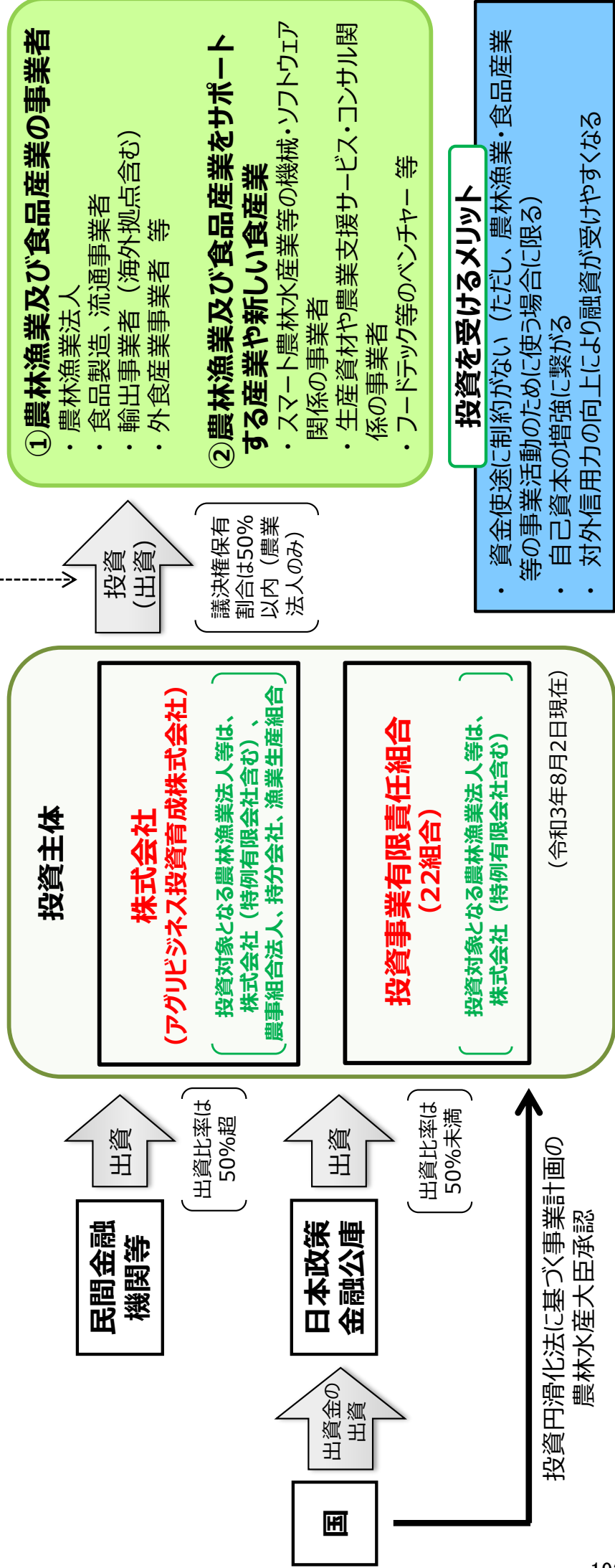
（この他、一定の条件を有する地域において、共同利用機械・施設の導入を支援する事業を実施）

No.	54		R4 予算額	—
事業名	農林漁業法人等投資育成事業		府省庁名	農林水産省
概要	<p>株式会社又は投資事業有限責任組合が、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法（投資円滑化法）に基づき、農林漁業法人等投資育成事業（農林漁業法人等の株式等の取得及び経営指導等を行う事業）に関する事業計画について農林水産大臣の承認を受けた場合には、株式会社日本政策金融公庫から出資を受けることが可能（出資比率50%未満）。</p>			
支援対象	民間事業者	補助率	出資比率50%未満	
対象事業	<p>投資円滑化法に基づき、農林漁業法人等投資育成事業に関する事業計画について農林水産大臣の承認を受けた場合が対象。</p> <p>農林漁業法人等投資育成事業とは、</p> <p>(1) 株式会社又は投資事業有限責任組合が、農林漁業法人等の持分、株式、新株予約権、新株予約権付社債及びこれに準ずるものを取得及び保有する投資事業</p> <p>(2) 農林漁業法人等への経営又は技術指導を行うことにより、農林漁業法人等に対して成長資金を供給し、成長発展を促すとともに、それにより配当収入等を得て投資収益を上げていく事業。</p>			
支援内容	<p>株式会社又は投資事業有限責任組合が、投資円滑化法に基づき、「農林漁業法人等投資育成事業に関する事業計画」について、農林水産大臣の承認を受けた場合には、株式会社日本政策金融公庫から出資を受けることが可能（出資比率50%未満）。</p>			
離島での実績	<p>上記の農林水産大臣の承認を受けた投資事業有限責任組合が、福江島（長崎県五島市）に所在する農業法人へ投資した事例がある。</p>			
備考	<p>(1) 株式会社日本政策金融公庫からの出資を受けなくても、農林漁業法人等投資育成事業を行うことは可能。</p> <p>(2) 株式会社日本政策金融公庫からの出資を受けるには、公庫の募集要項の条件を満たすことが必要。</p> <p>(3) 公庫の予算上の制約があるため、希望者全てが出資を受けられるとは限らない。</p>			
担当部署	経営局金融調整課			
連絡先	03-6744-1395			
参照 HP	<a href="http://www.maff.go.jp/j/keiei/kinyu/toushiikusei/toushiikuseiseido.html">http://www.maff.go.jp/j/keiei/kinyu/toushiikusei/toushiikuseiseido.html</a>			

# 投資円滑化法による農林漁業法人等への投資（出資）の仕組み

- 農林漁業を営む法人、食品産業の事業者等は、農林漁業が天候等のリスクを有すること、生産活動サイクルが長い等の事情により、外部からの投資を十分に受けることが難しい状況にある。
- 農林漁業及び食品産業の持続的発展を図るため、事業者の自己資本の充実とともに、フードバリューチェーンの各段階に携わる事業者に対し資金供給を促進していくことが重要。
- 日本政策金融公庫では、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法(投資円滑化法)に基づき、農林漁業法人等の株式等の取得及び経営指導等を行う事業（農林漁業法人等投資育成事業）を行う投資主体（株式会社又は投資事業有限責任組合）に対する出資を行っている。
- 民間金融機関等は、投資事業有限責任組合等を設立して、農林漁業法人等投資育成事業に関する計画について農林水産大臣の承認を受けることにより、日本政策金融公庫の出資を受け投資リスクを分散して農林漁業法人等に出資が可能。

投資事業有限責任組合が行う外国法人に対する投資に関する特別措置



No.	55		R3 補正予算額	31,000 百万円の内数
事業名	産地生産基盤パワーアップ事業 (うち収益性向上対策)		府省庁名	農林水産省
概要	収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、計画の実現に必要な農業機械の導入、集出荷施設の整備等を総合的に支援。			
支援対象	都道府県等	補助率	1 / 2 以内等 効果増進事業は定額 (1 / 2 相当)	
対象事業	<p>1 生産支援事業 高収益な作物・栽培体系への転換を図る取組に必要な機械や機器のリース導入に要する経費、転換時に必要な資材導入等に要する経費を支援。</p> <p>2 整備事業 高収益な作物・栽培体系への転換を図る取組に必要な施設整備に必要な経費を支援。</p> <p>3 効果増進事業 事業計画の策定及び農業機械の導入実証に要する経費を支援。</p>			
支援内容	<p>1 生産支援事業</p> <p>① 農業機械等の導入及びリース導入</p> <p>② 生産資材の導入等</p> <p>2 整備事業 育苗施設、乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、農産物処理加工施設、集出荷貯蔵施設等</p> <p>※離島振興対策実施地域では、面積要件の緩和及び上限事業費 1.3 倍の拡充を実施。</p> <p>3 効果増進事業 事業計画の策定及び農業機械の導入実証に要する経費等</p>			
離島での実績	<p>壱岐島、南大東島</p> <p>(産地パワーアップ計画(収益性向上タイプ)の承認状況(令和4年2月末時点))</p>			
備考	—			
担当部署	農林水産省農産局総務課生産推進室			
連絡先	TEL 03-3502-5945			
参照 HP	<a href="http://www.maff.go.jp/j/seisan/suisin/tuyoi_nougyou/">http://www.maff.go.jp/j/seisan/suisin/tuyoi_nougyou/</a>			

# 産地生産基盤パワーアップ事業

【令和3年度補正予算額 31,000百万円】

## ＜対策のポイント＞

収益力強化に計画的に取り組み産地に対し、農業者等が行う高性能な機械・施設の導入や栽培体系の転換等に対して総合的に支援します。また、輸出事業者等と農業者が協働で行う取組の促進等により海外や加工・業務用等の新市場を安定的に獲得していくための拠点整備、需要の変化に対応する園芸作物等の先導的な取組、全国産地の生産基盤の強化・継承、堆肥の活用による全国的な土づくり等を支援します。

## ＜事業目標＞

- 青果物、花き、茶の輸出額の拡大（農林水産物・食品の輸出額：2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）
- 品質向上や高付加価値化等による販売額の増加（10%以上〔事業実施年度の翌々年度まで〕）
- 産地における生産資源（ハウス・園地等）の維持・継承等

## ＜事業の内容＞

### 1. 新市場獲得対策

- ① 新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の対策強化  
新市場のロット・品質に対応できる拠点事業者の育成に向けた貯蔵・加工・物流拠点施設等の整備、拠点事業者と連携する産地が行う生産・出荷体制の整備等を支援します。
- ② 園芸作物等の先導的取組支援  
果樹、野菜、花き、茶について、需要の変化に対応した新品目・品種、新樹形の導入や栽培方法の転換、技術導入の実証等の競争力を強化し産地を先導する取組を支援します。

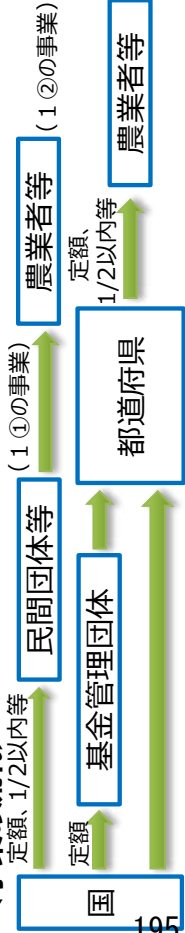
### 2. 収益性向上対策

収益力強化に計画的に取り組み産地に対し、計画の実現に必要な農業機械の導入、集出荷施設の整備等を総合的に支援します。また、施設園芸産地において、燃油依存の経営から脱却し省エネ化を図るために必要なヒートポンプ等の導入等を支援します。

### 3. 生産基盤強化対策

- ① 生産基盤の強化・継承  
農業用ハウスや果樹園・茶園等の生産基盤を次世代に円滑に引き継ぐための再整備・改修、継承ニーズのマッチング等を支援します。
- ② 全国的な土づくりの展開  
全国的な土づくりの展開を図るため、家畜排せつ物由来堆肥等を実証的に活用する取組を支援します。

## ＜事業の流れ＞



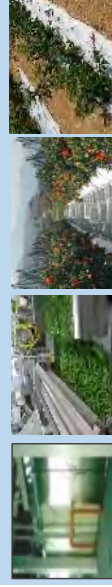
## ＜事業イメージ＞

### 農業の国際競争力の強化

#### 輸出等の新市場の獲得

##### 新たな生産・供給体制

農業者と協業する輸出事業者等による貯蔵・加工等の拠点整備、産地の生産・出荷体制の整備



拠点事業者の貯蔵・加工施設

輸出拡大や国内需要の変化に対応した高い労働生産性や、需要に応じた品質の安定生産が実現可能な産地づくりを支援



果樹・茶の改植や新樹形導入

#### 収益力強化への計画的な取組

農業機械のリース導入・取得	生産資材の導入	ヒートポンプ等のリース導入・取得
優先枠の設定 ・スマート農業推進枠【20億円】 ・施設園芸エネルギー転換枠【10億円】 ・持続的畑作確立枠【6億円】	優先枠の設定 ・中山間地域の体制整備【40億円】 ・農産物輸出に向けた体制整備【10億円】	



施設整備

優先枠の設定  
・中山間地域の体制整備【40億円】  
・農産物輸出に向けた体制整備【10億円】

#### 産地の収益性の向上

#### 生産基盤の強化



家畜排せつ物由来堆肥等を活用した土づくり

- 【お問い合わせ先】
- (1 ①、2 の事業) 農産局総務課生産推進室 (03-3502-5945)
  - (1 ②、3 ①の事業) 園芸作物課 (03-6744-2113)
  - (1 ②の事業) 果樹・茶グループ (03-6744-2117)
  - (3 ②の事業) 農業環境対策課 (03-3593-6495)

No.	56	R4 当初予算	26,100 百万円
事業名	中山間地域等直接支払交付金	府省庁名	農林水産省
概要	<p>中山間地域等では、高齢化の進行に伴う耕作放棄の増加等により、農業の有する国土の保全、水源のかん養等の多面的機能の低下が懸念されている。</p> <p>このため、農業者等に中山間地域と平地地域の農業生産条件の不利を補正するための交付金を支払うことにより、中山間地域等の農業生産活動の維持を図る。</p>		
支援対象	①農業者の組織する団体等 ②地方公共団体	補助率	①定額 ②定額
対象事業	<p>1. 中山間地域等直接支払交付金 中山間地域等において、地目や傾斜等に応じた交付金を、集落等を単位とする協定に基づき、5年間以上農業生産活動を継続して行う農業者等に協定農用地面積に応じて交付することにより、中山間地域等の農業生産活動等の継続を支援。</p> <p>2. 中山間地域等直接支払推進交付金 制度の適正かつ円滑な実施に向けた都道府県及び市町村等の推進活動を支援。</p>		
支援内容	<p>1. 中山間地域等直接支払交付金（定額補助） 田 急傾斜 21,000 円/10a 緩傾斜 8,000 円/10a 畑 急傾斜 11,500 円/10a 緩傾斜 3,500 円/10a 草地 急傾斜 10,500 円/10a 緩傾斜 3,000 円/10a 採草放牧地 急傾斜 1,000 円/10a 緩傾斜 300 円/10a 等 ただし、地方公共団体が1／2相当を負担（特認地域にあっては、2／3）</p> <p>2. 中山間地域等直接支払推進交付金（定額補助） 都道府県及び市町村が推進に必要な現地指導及び現地調査等に要する経費等</p>		
離島での実績	R2 佐渡島、壹岐島など		
備考	対象となる地域及び農用地：地域振興立法等で指定された地域において、傾斜がある等の基準を満たす農用地。		
担当部署	農林水産省農村振興局地域振興課		
連絡先	TEL 03-3501-8359		
参照 HP	<a href="https://www.maff.go.jp/j/nousin/tyusan/siharai_seido/">https://www.maff.go.jp/j/nousin/tyusan/siharai_seido/</a>		

＜対策のポイント＞

中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けて農業生産活動を維持するための活動を支援します。

＜事業目標＞

耕作放棄を防止し、中山間地域等の農用地7.5万haの減少を防止 [令和6年度まで]

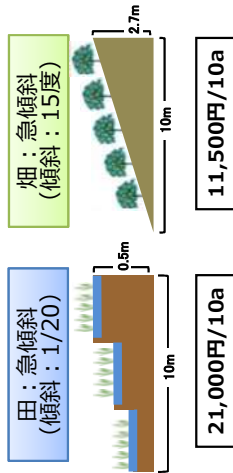
＜事業の内容＞

1. 中山間地域等直接支払交付金 25,800 (25,900) 百万円

- ① 農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め（協定）を締結し、それに基づいて農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付します。

【主な交付単価】

地目	区分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜 (1/20～)	21,000
	緩傾斜 (1/100～)	8,000
畑	急傾斜 (15度～)	11,500
	緩傾斜 (8度～)	3,500



「農業生産活動を継続するための活動」のみを行う場合は交付単価の8割（基礎単価）、これに加えて「集落戦略の作成」を行う場合は交付単価の10割を交付（体制整備単価）

② 令和4年度の拡充事項

棚田地域振興活動加算を受ける農地のうち超急傾斜農地を対象に、

「超急傾斜地棚田加算」を新設。

2. 中山間地域等直接支払推進交付金 300 (200) 百万円

制度の適正かつ円滑な実施に向けた都道府県、市町村等の推進体制を強化します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

【対象地域】中山間地域等

(地域振興8法と棚田法指定地域及び知事が定める特認地域)

【対象者】集落協定又は個別協定に基づき5年以上継続して耕作を行う農業者等  
 【集落協定等に基づく活動】

- ① 農業生産活動等を継続するための活動（耕作放棄の発生防止、水路・農道の管理活動等）
- ② 農業生産活動等の体制整備のための取組（集落戦略の作成）

【加算措置】

加算項目 (取組目標の設定・達成が必要)	10a当たり単価
<b>棚田地域振興活動加算</b> 棚田地域振興法に基づく認定棚田地域振興活動計画の対象棚田等 (田1/20以上、畑15度以上) の保全と地域の振興を支援 (超急傾斜農地管理加算、集落機能強化加算、生産性向上加算との重複は不可) 棚田地域振興活動加算を受ける農地のうち超急傾斜農地 (田1/10以上、畑20度以上) (超急傾斜農地管理加算、集落機能強化加算、生産性向上加算との重複は不可)	10,000円 (田・畑) 14,000円 (田・畑)
<b>超急傾斜農地保全管理加算</b> 超急傾斜農地 (田1/10以上、畑20度以上) の保全や有効活用を支援	6,000円 (田・畑)
<b>集落協定広域化加算</b> 【上限額：200万円/年】 広域で集落協定を締結し、将来の集落維持に向けた活動を支援	3,000円 (地目にかかわらず)
<b>集落機能強化加算</b> 【上限額：200万円/年】 新たな人材の確保、営農以外の組織との連携体制の構築等の取組を支援	
<b>生産性向上加算</b> 【上限額：200万円/年】 農地の集積・集約や所得向上、省力化技術の導入等の取組を支援	

※ 本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。

【お問い合わせ先】農村振興局地域振興課 (03-3501-8359)

No.	57		R 4 予算額	48,702 百万円
事業名	多面的機能支払交付金		府省庁名	農林水産省
概要	農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、地域共同で行う、地域資源（農地、水路、農道等）の基礎的保全活動や質的向上を図る活動を支援。			
支援対象	1. 農業者等の組織する団体等 2. 地方公共団体、推進組織	補助率	1. 定額 2. 定額	
対象事業	1. 多面的機能支払交付金 (1) 農地維持支払 農業者等による組織が取り組む水路の泥上げや農道の路面維持など地域資源の基礎的保全活動、農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化等、多面的機能を支える共同活動を支援 (2) 資源向上支払 地域住民を含む組織が取り組む水路、農道等の軽微な補修や景観形成など農村環境の良好な保全を始めとする地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援 2. 多面的機能支払推進交付金 制度の適正かつ円滑な実施に向けた都道府県、市町村等の活動を支援			
支援内容	1. 多面的機能支払交付金（定額補助） (1) 農地維持支払 （都府県の田：3,000 円／10a、畑：2,000 円／10a、草地：250 円／10a） (2) 資源向上支払のうち地域資源の質的向上を図る共同活動 （都府県の田：2,400 円／10a、畑：1,440 円／10a、草地：240 円／10a） 資源向上支払のうち施設の長寿命化のための活動 （都府県の田：4,400 円／10a、畑：2,000 円／10a、草地：400 円／10a） ※ただし北海道の補助額は上記と異なる。 2. 多面的機能支払推進交付金（定額補助） 都道府県及び市町村等が推進に必要な現地指導、現地調査等に要する経費等			
離島での実績	R 2 佐渡島、隠岐の島、五島列島、壱岐島、種子島等			
備考				
担当部署	農林水産省農村振興局農地資源課多面的機能支払推進室			
連絡先	03-6744-2197			
参照 HP	<a href="https://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/tamen_siharai.html">https://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/tamen_siharai.html</a>			



# 多面的機能支払交付金

【令和4年度予算概算決定額 48,702 (48,652) 百万円】

## <対策のポイント>

地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援します。

## <事業目標>

- 農地・農業用水等の保全管理に係る地域の共同活動への多様な人材の参画率の向上（5割以上 [令和7年度まで]）
- 農地・農業用水等の保全管理に係る地域の共同活動により広域的に保全管理される農地面積の割合の向上（6割以上 [令和7年度まで]）

## <事業の内容>

### 1. 多面的機能支払交付金 47,050 (47,050) 百万円

- ① 農地維持支払  
 地域資源の基礎的保全活動等の多面的機能を支える共同活動を支援します。
- ② 資源向上支払  
 地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援します。

※「広報活動・農的関係人口の拡大」の中で「地域外からの呼び込み活動」も対応可

### 交付単価

	都府県		北海道	
	①農地維持支払 (共同)※1	②資源向上支払 (長寿命化)※1,2,3	①農地維持支払 (共同)※1	②資源向上支払 (長寿命化)※1,2,3
田	3,000	2,400	2,300	1,920
畑	2,000	1,440	1,000	480
草地	250	240	130	120

[5年間以上実施した地区は、②に75%単価を適用]

- ※1：②、③の資源向上支払は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが必要
- ※2：①、②と併せて③の長寿命化に取り組む場合は、②に75%単価を適用
- ※3：③の長寿命化において、直営施工を行わない等の場合は、5/6単価を適用

### 2. 多面的機能支払推進交付金 1,652 (1,602) 百万円

都道府県、市町村等による事業の推進を支援します。また、本交付金の効果や取組状況等の調査を実施します。

## <事業の流れ>



### 農地維持支払

- ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等
- ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源の保全管理に関する構想の策定等



農地法面の草刈り



水路の泥上げ



農道の路面維持

### 資源向上支払

- ・水路、農道、ため池の軽微な補修、景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動等
- ・老朽化が進む水路、農道などの長寿命化のための補修等



水路のひび割れ補修



農道の窪みの補修



ため池の外來種駆除

実施主体：農業者等で構成される組織（①及び②は農業者のみで構成する組織でも取組可能）  
 対象農用地：農振農用地及び多面的機能の発揮の観念から都道府県知事が定める農用地  
 【加算措置】

項目	都府県		北海道	
	田	畑	田	畑
多面的機能の更なる増進	400	240	400	320
農村協働力の深化	400	240	400	320
水田の雨水貯留機能の強化（田んぼがらみ）の推進	1,000	600	1,000	700
小規模集落支援	80	80	80	40

多面的機能の増進を図る活動の取組数を新たに1つ以上増加させる場合等  
 上記の支援を受けた上で、構成員のうち非農業者等が4割以上を占め、かつ実践活動に構成員の8割（役員に女性2名以上参画している場合は6割）以上が毎年度参加する場合  
 資源向上支払（共同）の交付を受ける田面積の1/2以上で取り組む場合  
 既存活動組織が、地域資源の保全管理が困難な小規模集落を取り込み、集落間連携により保全管理を行う取組を支援

項目	都府県	北海道	交付金（定額）
広域活動組織の面積規模等に応じた交付額	3集落以上または50ha以上 200ha以上 1,000ha以上	3集落以上または1,500ha以上 3,000ha以上 15,000ha以上	4万円/年・組織 8万円/年・組織 16万円/年・組織

【お問い合わせ先】農村振興局農地資源課 (03-6744-2197)

No.	58		R4 所要額	15,612 百万円の内数
			R3 所要額	15,602 百万円の内数
事業名	特定野菜等供給産地育成価格差補給事業		府省庁名	農林水産省
概要	野菜生産・出荷の安定と消費者への安定供給を図るため、価格低落時における生産者補給金の交付等を実施。			
支援対象	① 生産者（法人、個人） ② 出荷団体	補助率	国 1/3:都道府県 1/3:生産者等 1/3	
対象事業	都道府県知事が認定した対象産地の生産者等に対し、特定野菜等の平均販売価格が保証基準額を下回った場合に、その差額の 80%を価格差補給金として交付。			
支援内容	<p>離島振興対策実施地域においては、産地要件の一部緩和。</p> <p>対象産地内で栽培される事業申請する野菜の延べ作付面積が</p> <p style="text-align: center;">離島振興対策実施地域</p> <p>露地野菜 10 ha 以上 → 5 ha 以上</p> <p>果菜類 5 ha 以上 → 3 ha 以上</p>			
離島での実績	令和2年度実績なし			
備考	—			
担当部署	農林水産省農産局園芸作物課			
連絡先	TEL.03-3502-5961			
参照 HP	<a href="http://www.alic.go.jp/y-josei/yajukyu03_000006.html">http://www.alic.go.jp/y-josei/yajukyu03_000006.html</a>			

# 野菜価格安定対策事業

【令和4年度予算概算決定額（所要額） 15,612（15,602）百万円】

## <対策のポイント>

野菜の生産・出荷安定と消費者への安定供給を図るため、価格低落時における生産者補給金等の交付等により、野菜価格安定対策を的確かつ円滑に実施します。

## <事業目標>

野菜の取引価格の安定化（取引価格が平年比80%～120%に収まる期間の割合：56% [平成28年度] → 68% [令和7年度まで]）

## <事業の内容>

### 1. 指定野菜価格安定対策事業

指定野菜の価格が著しく低下した場合に、補給金を交付します。

### 2. 特定野菜供給産地育成価格差補給事業

特定野菜の価格が著しく低下した場合に、補給金を交付します。

### 3. 契約指定野菜価格安定対策事業

契約取引される指定野菜の価格が著しく低下した場合等に、補給金を交付します。

### 4. 契約特定野菜等安定供給事業

契約取引される特定野菜の価格が著しく低下した場合等に、補給金を交付します。

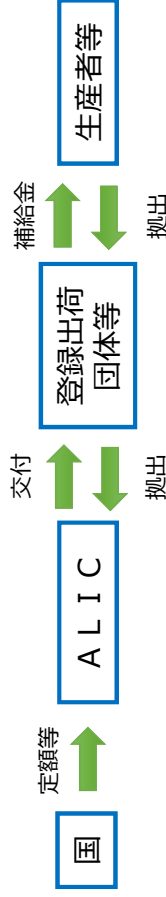
### 5. 契約野菜収入確保モデル事業

産地要件によらず契約取引される指定野菜の価格が著しく低下した場合等に、交付金を交付します。

### 6. 緊急需給調整事業

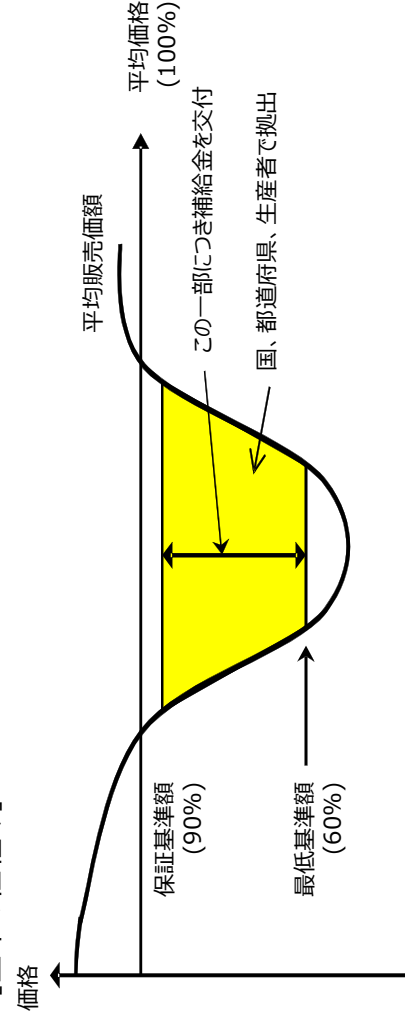
重要野菜等の価格が著しく低下し出荷調整を行った場合等に、交付金を交付します。

## <事業の流れ>



## <事業イメージ>

[基本の仕組み]



### 【指定野菜（14品目）：国民消費生活上重要な野菜】

キャベツ、きゅうり、さといも、だいこん、トマト、なす、にんじん、ねぎ、はくさい、ピーマン、レタス、たまねぎ、ばれいしよ、ほうれんそう

### 【特定野菜（35品目）：国民消費生活上や地域農業振興の観点から指定野菜に準ずる重要な野菜】

アスパラガス、いちご、えだまめ、かぶ、かぼちゃ、カリフラワー、かんしょ、グリーンピース、ごぼう、こまつな、さやいんげん、さやえんどう、しゆんぎく、しょうが、すいか、スイートコーン、セルリー、そらまめ、ちんげんさい、生しいたけ、にら、にんにく、ふき、ブロッコリー、みずな、みつば、メロン、やまのいも、れんこん、ししとうがらし、わけぎ、らっきょう、にがうり、オクラ、みょうが

No.	59	R4 予算額	—
事業名	中山間地域活性化資金	府省庁名	農林水産省
概要	地勢等の地理的条件が悪く、農業生産条件が不利な中山間地域において、農林漁業を総合的に振興して地域の活性化を図るため、①農林畜水産物の付加価値の向上と販路の拡大を図る「加工流通施設」②農地、森林等の農林漁業資源を活用した「保健機能増進施設」③農業の担い手の定住化を促進するための「生産環境施設」の整備を促進するための資金		
支援対象	<p>① 中山間地域農林畜水産物を原料として使用する製造・加工事業、当該産物・その加工品の販売事業であって中山間地域の農林漁業の振興に資すると認められるものを営む者（中小企業者に限る）</p> <p>② 農林漁業者又は農林漁業者と農林漁業資源の利用契約、生産物の採取契約等を締結し、農林漁業の生産力を直接維持増進させる事業を行う者（中小企業者に限る）</p> <p>③ 農業（畜産業及び養蚕業を含む。）、林業、漁業又は塩業を営む者の組織する法人</p>	補助率 (貸付条件)	<p>・貸付利率(令和4年3月18日現在)</p> <p>①、②0.35%～0.80%</p> <p>③0.50%</p> <p>・貸付限度額</p> <p>負担額の80%以内</p> <p>・償還期限</p> <p>①、②15年以内（うち据置期間3年以内）</p> <p>③25年以内(うち据置期間8年以内)</p>
対象事業	「支援内容」をご覧ください。		

支援内容	<p>①加工流通施設整備資金 中山間地域農林畜水産物を原料として使用する製造・加工事業、当該産物・その加工品の販売事業であって中山間地域の農林漁業の振興に資すると認められるものを営む者が、新商品・新技術の研究開発・利用又は需要の開拓を行うのに必要な施設の改良・造成、取得を促進するための資金</p> <p>②保健機能増進施設整備資金 農林漁業者又は農林漁業者と農林漁業資源の利用契約、生産物の採取契約等を締結し、農林漁業の生産力を直接維持増進させる事業を行う者が、体験農園、潮干狩り場等の整備を促進するための資金</p> <p>③生産環境施設整備資金 農業（畜産業及び養蚕業を含む。）、林業、漁業又は塩業を営む者の組織する法人が、農業の担い手の定住化を促進するための多目的研修集会施設等の整備を促進するための資金</p>
離島での実績	<p>平成 28 年度：広島県大崎上島町 平成 29 年度：広島県尾道市 平成 30 年度：山形県酒田市、長崎県対馬市 令和 2 年度：長崎県対馬市</p>
備考	○令和 4 年度融資枠：220.0 億円
担当部署	農林水産省農村振興局農村政策部地域振興課
連絡先	03-6744-2498
参照 HP	<a href="http://www.maff.go.jp/j/nousin/tiiki/sanson/s_sesaku/sesaku.html">http://www.maff.go.jp/j/nousin/tiiki/sanson/s_sesaku/sesaku.html</a>

## 中山間地域活性化資金

### 1 目的

地勢等の地理的条件が悪く、農業生産条件が不利な中山間地域において、農林漁業を総合的に振興して地域の活性化を図るため、

- ① 農林畜水産物の付加価値の向上と販路の拡大を図る「加工流通施設」
  - ② 農地、森林等の農林漁業資源を活用した「保健機能増進施設」
  - ③ 農業の担い手の定住化を促進するための「生産環境施設」
- の整備を地方公共団体、民間事業者の技術、ノウハウを活用しつつ強力に促進する。

### 2 貸付対象者、資金使途及び貸付条件

区分	加工流通施設	保健機能増進施設	生産環境施設
貸付対象者	中山間地域農林畜水産物を原材料として使用する製造・加工事業、当該産物・その加工品の販売事業であって、中山間地域の農林漁業の振興に資すると認められるものを営む者（中小企業者に限る）	農林漁業者又は農林漁業者と農林漁業資源の利用契約、生産物の採取契約等を締結し、農林漁業の生産力を直接維持増進させる事業を行う者（中小企業者に限る）	農林漁業又は塩業を営む者の組織する法人（これらの者又は地方公共団体が主たる構成員、出資者であるか又は基本財産の過半を拠出している法人で農林漁業の振興を目的とするものを含む。）
資金使途	新商品・新技術の研究開発・利用又は需要の開拓を行うのに必要な施設の改良・造成・取得、それらを行うための特別の費用の支出又は権利の取得	体験農園、体験牧場、林間スキー場、林間キャンプ場、森林植物園、林間コテージ、林間遊歩道、釣り場、潮干狩場、遊漁船等利用施設 等	活動管理休養施設、多目的研修集会施設、健康増進施設、技術拠点施設、情報連絡施設、廃棄物処理施設、簡易給排水施設、集落道 等
貸付条件	利率	0.35%～0.80%	
	限度額	負担する額の80%以内	
	償還期限	15年以内（うち据置期間3年以内）	25年以内（うち据置期間8年以内）

（注）利率は、令和4年3月18日現在

最新の利率の掲載先URL：<http://www.jfc.go.jp/n/rate/rate.html>

### 3 令和4年度融資枠（令和3年度融資枠）

220.0億円（210.0億円）

#### 【農林水産省HP > 山村への支援施策（予算、融資）】

[http://www.maff.go.jp/j/nousin/tiiki/sanson/s\\_sesaku/sesaku.html](http://www.maff.go.jp/j/nousin/tiiki/sanson/s_sesaku/sesaku.html)

（担当課：農村振興局地域振興課）

No.	60	R4 予算額	1,349 百万円
事業名	森林・山村多面的機能発揮対策交付金	府省庁名	林野庁
概要	森林の多面的機能発揮とともに関係人口の創出を通じ、山村地域のコミュニティの維持・活性化を図るため、地域住民や地域外関係者等による活動組織が実施する森林の保全管理、森林資源の活用を図る取組等を支援。		
支援対象	地域協議会、活動組織 都道府県、市町村	補助率	(国費) 定額、1/2、1/3 以内 ※都道府県、市町村によっては上乗せあり
対象事業	<p>(活動組織が活用できる主なメニュー)</p> <p>1 メインメニュー 地域住民、森林所有者等が協力して行う、以下の取組に対し、一定の費用を支援。</p> <p>ア 地域環境保全タイプ 集落周辺の美しい里山林を維持するための景観保全・整備活動、松林の健全性を維持するための保全活動、風倒木や枯損木の除去、集積、処理。高密に侵入したモウソウチク等の侵入竹の伐採・除去や利用に向けた取組。</p> <p>イ 森林資源利用タイプ 集落周辺の里山林に賦存する広葉樹等の森林資源を木質バイオマス、炭焼き、しいたけ原木等及び伝統工芸品原料に活用することを目的とした樹木の伐採、玉伐り、搬出等。</p> <p>2 サイドメニュー メインメニューと組み合わせることにより実施が可能。</p> <p>ア 森林機能強化タイプ 事業の円滑な実施や森林の多面的機能の維持・発揮に必要な路網や歩道の補修・機能強化、鳥獣害防止施設の改良・補修活動。</p> <p>イ 関係人口創出・維持タイプ 地域外関係者が参加する森林の保全管理活動の実施に向けた調整、受け入れ環境の整備等。</p> <p>ウ 機材及び資材の整備 上記1のア、イ及び2のイの活動の実施に必要な機材及び資材の整備。</p>		
支援内容	1 及び 2 のア、イは定額、2 のウは1/2 又は1/3 以内 (一活動組織当たりの単年度の交付額の上限は500 万円)		
離島での実績	R3 利尻島、佐渡島、五島列島、壱岐島、対馬		
備考	森林所有者、地域住民、自治会等3名以上の者で構成する活動組織を設立する必要があります。お申込み方法等は、各都道府県に設置された地域協議会にお問い合わせください。		
担当部署	林野庁森林整備部森林利用課山村振興・緑化推進室		
連絡先	03-3502-0048		
参照 HP	<a href="http://www.rinya.maff.go.jp/j/sanson/tamenteki.html">http://www.rinya.maff.go.jp/j/sanson/tamenteki.html</a>		

## <対策のポイント>

森林の多面的機能の発揮とともに関係人口の創出を通じ、山村地域のコミュニティの維持・活性化を図るため、地域住民や地域外関係者等による活動組織が実施する森林の保全管理、森林資源の活用を図る取組等を支援します。

## <事業目標>

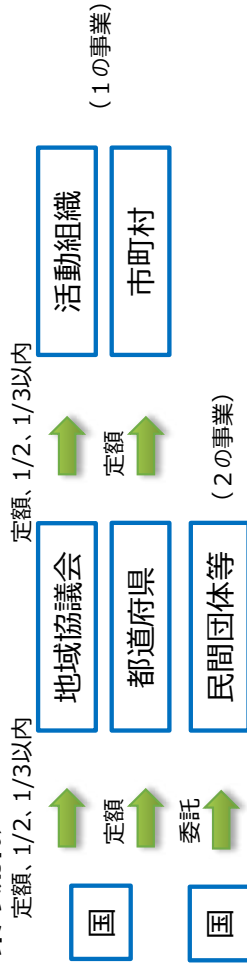
- 各支援メニューごとに設定された森林の多面的機能の発揮に関する目標を達成した活動組織の割合（8割 [令和8年度まで]）
- 地域外からの活動参加者数（関係人口を含めた活動への参加者数）が増加した活動組織の割合を毎年度増加

## <事業の内容>

- 1. 森林・山村多面的機能発揮対策交付金 1,349 (1,393) 百万円**
    - ① 地域住民や地域外関係者（関係人口）等による3名以上で構成する活動組織が実施する里山林の保全、森林資源の利活用等の取組を支援します。
    - ② 里山林の保全等（メインメニュー）の活動に組み合わせて実施する、路網の補修、関係人口の創出・維持等の活動（サイドメニュー）を支援します。
- ※ 荒廃農地の林地化に係る森林管理を行う場合は、新たに優先的に支援します。

- 2. 森林・山村多面的機能発揮対策評価検証事業 14 (11) 百万円**
  - ① 森林・山村多面的機能発揮対策交付金による活動の成果を評価・検証します。
  - ② 地域協議会、活動組織を集めた活動内容の報告・意見交換会等を開催します。

## <事業の流れ>



## <事業イメージ>

### 森林・山村多面的機能発揮対策交付金

#### ①メインメニュー

里山林景観を維持するための活動  
最大12万円/ha

侵入竹の伐採・除去活動  
最大28.5万円/ha

森林資源利用タイプ  
しいたけ原木などとして利用するための伐採活動  
最大12万円/ha

#### ②サイドメニュー（メインメニューと組み合わせる実施）

サイドメニュー

- ・路網の補修・機能強化等
- ・機材及び資材の整備

- ・関係人口の創出・維持等の活動



自ら設定する成果目標に基づき活動組織が事業の自己評価（モニタリング調査等）を実施

#### 評価検証事業

- ・活動の成果の評価・検証（モニタリング調査の分析等を含む）
- ・地域協議会、活動組織を集めた報告・意見交換会等

【お問い合わせ先】 林野庁森林利用課（03-3502-0048）



No.	61	R4 予算額	7,510 百万円の内数
事業名	林業・木材産業成長産業化促進対策交付金 (うち森林整備地域活動支援対策)	府省庁名	林野庁
概要	森林経営計画の作成や森林施業の集約化に必要となる森林情報の収集、合意形成活動、森林境界の明確化等の活動に対して支援。		
支援対象	市町村、選定経営体等	補助率	定額
対象事業	1 森林経営計画作成促進 ・森林経営計画の作成と計画期間における間伐実施の合意形成に必要な活動を支援 2 森林境界の明確化 ・森林境界の測量に必要な活動を支援 3 森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備 ・既存作業路網の簡易な改良を支援		
支援内容	1 森林経営計画作成促進 ① 共同計画等 4,000 円/ha ② 経営委託 19,000 円/ha ③ 間伐促進 15,000 円/ha 2 森林境界の明確化 ① 境界の測量 22,500 円/ha 3 森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備 ① 作業路網の改良活動 20,000 円/ha		
離島での実績	令和3年度 対馬市、五島市、隠岐の島町		
備考	森林が所在する市町村長と協定を締結する必要があります。 各市町村の林務担当へお問い合わせください。		
担当部署	林野庁森林整備部森林利用課		
連絡先	03-3501-3845		
参照 HP	<a href="http://www.rinya.maff.go.jp/j/sin_riyou/koufukin/index.html">http://www.rinya.maff.go.jp/j/sin_riyou/koufukin/index.html</a>		

# 林業・木材産業成長産業化促進対策

【令和4年度予算概算決定額 7,510 (8,185) 百万円】  
 (令和3年度補正予算額 49,482百万円の内数)

## ＜対策のポイント＞

長期にわたる持続的な林業経営を確立しつつ、カーボンニュートラルの実現にも貢献するため、搬出間伐、主伐と再造林を一貫して行う施業、路網の整備・機能強化、高性能林業機械の導入、コンテナ苗生産基盤施設、木材加工流通施設や木造公共建築物の整備等、川上から川下までの取組を総合的に推進します。

## ＜政策目標＞

国産材の供給・利用量の増加 (31百万m<sup>3</sup> [令和2年度] →42百万m<sup>3</sup> [令和12年度まで])

## ＜事業の内容＞

### 1. 持続的な林業確立対策

意欲と能力のある林業経営者を育成し、持続的な林業経営を確立するため、出荷ロットの大規模化等によるマーケティング力の強化、路網の整備・機能強化、高性能林業機械の導入、搬出間伐、主伐時の全木集材と再造林の一貫作業、再造林の推進に資するコンテナ苗生産基盤施設の整備、森林境界の明確化、自伐林家等への支援等を推進します。

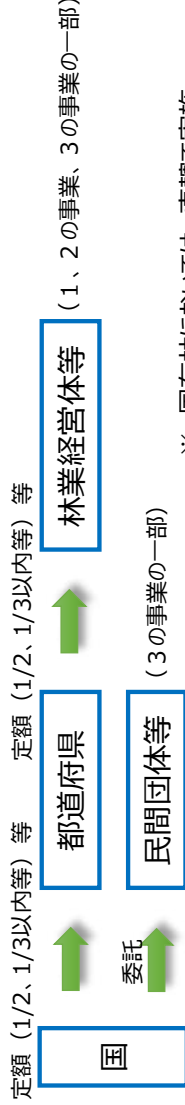
### 2. 木材産業等競争力強化対策

木材産業等の競争力強化を図るため、意欲と能力のある林業経営者との連携を前提に行う、輸入木材不足への対応として国産材の供給力強化に資する木材加工流通施設、木質バイオマス利用促進施設、特用林産振興施設、木造公共建築物等の整備を支援します。

### 3. 林業成長産業化地域創出モデル事業

地域の川上から川下までの関係者が連携して、木材の安定供給や木材加工流通施設の整備等を進め、森林資源の循環利用や地域の活性化に取り組みモデル的な地域を優先的に支援し、優良事例の横展開等を図ります。

## ＜事業の流れ＞



※ 国有林においては、直轄で実施

## ＜事業イメージ＞

### 事業構想 (都道府県が作成する5年間の取組方針)



### 持続的な林業確立対策

- 間伐材生産 (搬出間伐の推進)
- 資源高度利用型施業
- 主伐時の全木集材、それと一貫して行う再造林の実施
- 路網の整備・機能強化
- 高性能林業機械等の導入 (購入、リース)
- コンテナ苗生産基盤施設等の整備
- マーケティング力ある林業担い手の育成
- 出荷ロットの大規模化等によるマーケティング力の強化
- 森林整備地域活動支援対策
- 施業の集約化に向けた境界の明確化
- 自立的経営活動推進
- 山村地域活性化の担い手となる自伐林家等への支援
- 山村地域の防災・減災対策
- 森林資源保全対策 (鳥獣害、病虫害対策等)

### 木材産業等競争力強化対策

- 木材加工流通施設等の整備
- 需要者ニーズに対応した木材製品の安定的・効率的な供給体制を構築 (改正木材利用促進法に基づく協定締結事業者や急な需要動向の変化に対応する供給力強化を図る施設整備を優先的に支援)
- 木質バイオマス利用促進施設の整備
- 地域連携の下で熱利用又は熱電供給に取り組み「地域内エコシステム」を重点的に支援
- 特用林産振興施設等の整備
- 地域経済で重要な役割を果たすきこのほだ場など特用林産物の生産基盤等の整備を支援
- 木造公共建築物等の整備
- 製材やCLT等の活用など木材利用のモデル性が高い施設の木造化・木質化を重点的に支援 (改正木材利用促進法に基づく協定締結者を優先的に支援)

### 林業成長産業化地域創出モデル事業

【お問い合わせ先】 林野庁計画課 (03-6744-2300)

No.	62	R4 予算額	1,089 百万円
事業名	離島漁業再生支援交付金	府省庁名	水産庁
概要	<p>離島漁業は離島経済を支える基盤産業であるとともに、離島は荒天時の避難先や燃料・水の補給など我が国漁業者の前進基地となっており、離島漁業の維持・発展は我が国漁業にとって重要な課題である。</p> <p>一方、漁獲物の販売・漁業資材の取得など販売面・生産面では不利な条件下に置かれており、特に近年、消費者の鮮度志向が強まる中、販売面で一層不利な状況におかれ、漁業就業者の減少・高齢化も一層進行している。</p> <p>このため、国と地域がそれぞれの役割に応じて離島集落の地域活動に対し支援を行い、各島の特性の最大限の活用を図りつつ、離島の漁業を維持・再生させていくことが重要であり、交付金による支援を実施する。</p> <p>また、離島漁業の維持・発展のためには新規就業者の定着が重要であるが、新規漁業就業者は自ら漁船・漁具等を取得する必要があるため、初期投資の大きさが漁業就業の課題となっている。</p> <p>このため、初期投資負担を軽減し新規漁業就業者の定着を図るため、離島の新規漁業就業者に対する漁船・漁具等のリースの取組を支援する。</p>		
支援対象	都道府県	補助率	定額
対象事業	<p>(1) 離島漁業再生事業交付金 共同で漁業の再生等に取り組む離島の漁業集落に対し、交付金を交付する。</p> <p>(2) 離島漁業新規就業者特別対策事業交付金 「浜の活力再生プラン」を策定する地域の漁業集落において、当該集落又は漁協が漁船や漁具等を、当該集落において独立して3年未満の新規漁業就業者に最長3年間貸付を行う際のリース料を支援するための交付金を交付する。</p> <p>(3) 離島漁業再生支援推進交付金 都道府県、市町村が実施する交付金の交付に関する説明会の開催、集落協定や実施状況報告書等の審査・確認、集落の状況を踏まえた目標設定のための調査及び指導等を行うための事務経費などを支援する。</p>		
支援内容	定額		
離島での実績	R3 対馬島、種子島など（産卵場の整備や新たな漁法の導入など）		
備考	対象地域は、離島振興法の指定地域と沖縄・奄美・小笠原の各特別措置法の対象地域のうち、本土と架橋で結ばれていないなど、一定以上の不利性を有する離島		
担当部署	水産庁漁港漁場整備部防災漁村課		
連絡先	03-6744-2392		
参照 HP	<a href="http://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/ritou/index.html">http://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/ritou/index.html</a>		

### ＜対策のポイント＞

離島漁業を維持・再生させるため、離島の漁業集落における漁場の生産力向上のための取組及び漁業の再生に関する実践的な取組等を支援します。

### ＜政策目標＞

離島漁業者の漁業所得を維持（対象漁業者一人当たりの年間平均漁業所得を令和元年度漁業所得に維持〔令和6年度まで〕）

離島漁業就業業者数の減少率の抑制（本交付金に参加する漁業集落の漁業就業業者数を全国の漁業就業業者数の減少率に抑制〔令和6年度まで〕）

## ＜事業の内容＞

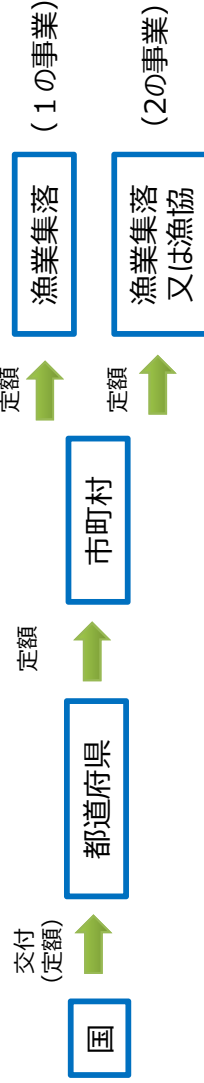
### 1. 離島漁業再生事業

- 離島振興法の指定地域と沖縄・奄美・小笠原の各特別措置法の対象地域のうち、本土と架橋で結ばれていないなど、一定以上の不利性を有する離島を対象として、**共同で漁業の再生等に取り組む漁業集落に対し、交付金を交付**します。
- 上記の取組活動を進めるに際し、都道府県、市町村に対して**事務経費**などを支援します。

### 2. 離島漁業新規就業者特別対策事業

- 「浜の活力再生プラン」を策定する離島地域の漁業集落において、当該集落又は漁協が**漁船等を当該集落において独立して3年未満の新規漁業就業業者に最長3年間貸付**を行う際のリース料を支援するための**交付金を交付**します。

### ＜事業の流れ＞



## ＜事業イメージ＞

### 1. 離島漁業再生事業

#### 【交付対象活動】

- ① 漁業の再生に関する話し合い
- ② 漁場の生産力向上のための取組  
種苗放流、漁場の管理・改善、  
産卵場・育成場の整備、漁場監視等
- ③ 漁業の再生に関する実践的な取組  
新規漁業・養殖業への着業、  
低・未利用資源の活用、高付加価値化、  
販路拡大、海洋レジャーへの取組等



イカ産卵礁の整備



モズクの新規養殖

### 2. 離島漁業新規就業者特別対策事業

#### 【支援内容】

漁船、漁労設備及び消耗品でない漁網・漁具を、新規就業者に貸付を行う際のリース料を支援します。



No.	63	R4 予算額	374 百万円
事業名	特定有人国境離島漁村支援交付金	府省庁名	水産庁
概要	<p>離島漁業は離島経済を支える基盤産業であるとともに、離島は荒天時の避難先や燃料・水の補給など我が国漁業者の前進基地となっており、離島漁業の維持・発展は我が国漁業にとって重要な課題である。</p> <p>離島の中でも、特定有人国境離島地域は特に遠隔であるなど不利性が離島の中でも高い地域であるが、平成28年4月「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」が成立し、第15条では雇用機会の拡充への適切な配慮が求められ、特定有人国境離島地域の地域社会の維持を図る必要があるとされている。</p> <p>このため、水産物等地域資源を活用した漁業集落の取組を支援し、雇用機会の拡充により特定有人国境離島地域の漁業集落の維持を図って行く必要があるため、交付金による支援を実施する。</p>		
支援対象	都道府県	補助率	定額
対象事業	<p>特定有人国境離島地域において、漁業集落が行う雇用を創出するための取組及び雇用の創出を円滑に行うための環境整備を市町村が支援する場合に要する経費に対して交付金を交付する。</p> <p>以下の取組に対して支援</p> <p>① 雇用を創出するための取組 新たな漁業又は海業に取り組む者、あるいは漁業又は海業の事業規模の拡大を行う者を漁業集落が支援する場合に要する一定の経費</p> <p>② 雇用の創出を円滑に行うための環境整備 漁業集落が上記①の取組を効果的に進める上で基盤となる良好な集落環境を整備するのに要する一定の経費</p>		
支援内容	定額		
離島での実績	R3 利尻島、対馬島、壱岐島など（新たな漁業の起業、海業の事業拡大など）		
備考	対象地域は、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法(平成28年法律第33号)第2条第2項において定められた特定有人国境離島地域		
担当部署	水産庁漁港漁場整備部防災漁村課		
連絡先	03-6744-2392		
参照 HP	<a href="https://www.jfa.maff.go.jp/j/bousai/gyoson/tokutei/tokutei.html">https://www.jfa.maff.go.jp/j/bousai/gyoson/tokutei/tokutei.html</a>		

### ＜対策のポイント＞

特定有人国境離島地域における漁業集落の維持を図るため、**漁業・海業の起業又は事業拡大による雇用機会の拡充を図るための取組を支援**します。

### ＜政策目標＞

離島漁業者の漁業所得を維持（対象漁業者一人当たりの年間平均漁業所得を令和元年度漁業所得に維持〔令和6年度目標〕）  
離島漁業就業業者数の減少率の抑制（本交付金に参加する漁業集落の漁業就業業者数を全国の漁業就業業者数の減少率に抑制〔令和6年度目標〕）

## ＜事業の内容＞

- 以下の取組を市町村が支援する場合に要する経費に対して、交付金を交付します。

### ① 雇用を創出するための取組

**新たな漁業又は海業※に取り組む者、あるいは漁業又は海業の事業規模の拡大を行う者を漁業集落が支援する場合に要する一定の経費を支援**します。

※「海業」とは、所得機会の増大を図るため、漁村の人々が、その住居する漁村を核として、海や漁村に関する地域資源を価値創造する取組。事例としては、水産物の直売、漁家民宿、体験漁業、釣り等。

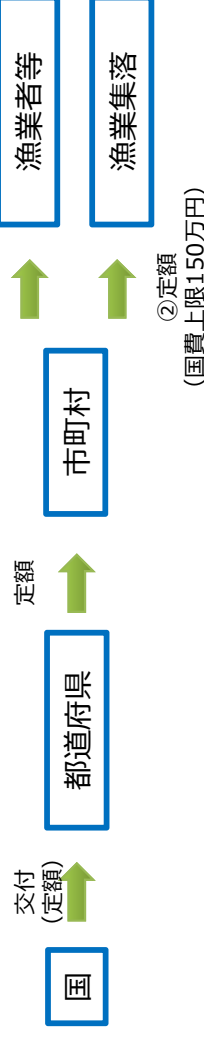
### ② 雇用の創出を円滑に行うための環境整備

漁業集落が上記①の取組を効果的に進める上で**基盤となる良好な集落環境を整備するに要する一定の経費を支援**します。

### 【対象地域】

有人国境離島法において定められた特定有人国境離島地域

### ＜事業の流れ＞



## ＜事業イメージ＞

### 【取組事例】

- ① 雇用を創出するための取組
  - 地域の水産物を利用した漁家レストランや水産物の直売所を新たに開設した場合に要する経費を支援します。



- ② 雇用の創出を円滑に行うための環境整備

- 漁業集落内の景観の維持又は保全に取り組み経費を支援します。



【お問い合わせ先】 水産庁防災漁村課（03-6744-2392）

No.	64		R4 予算額	2,634 百万円
事業名	浜の活力再生・成長促進交付金のうち水産業強化支援事業		府省庁名	水産庁
概要	漁業所得の向上を目指す「浜の活力再生プラン」の着実な推進を支援するため、「浜の活力再生プラン」に位置づけられた共同利用施設の整備、密漁防止対策、水産業のスマート化の推進等の取組を支援			
支援対象	都道府県、市町村、漁業協同組合等	補助率	定額、1/3、4/10、1/2、5.5/10、2/3 以内	
対象事業	漁業所得の向上を図るため、共同利用施設等の整備、コスト削減・作業の軽労化など水産業のスマート化を推進する取組に必要な施設・機器の整備、産地市場の統廃合に必要な施設の整備とそれに伴う既存施設の撤去、漁村交流人口の増加に向けた施設の整備やプラン策定地域における密漁防止対策等について支援			
支援内容	定額、1/3、4/10、1/2、5.5/10、2/3 以内			
離島での実績	日間賀島（鮮度保持施設）等			
備考	・離島にあつては、水産業強化支援事業の一部メニューについて交付率を 5.5/10 に嵩上げ。			
担当部署	水産庁漁港漁場整備部防災漁村課			
連絡先	03-6744-2391			
参照 HP	<a href="https://www.jfa.maff.go.jp/j/g_biki/hojyo/21_01_00_079001001.html">https://www.jfa.maff.go.jp/j/g_biki/hojyo/21_01_00_079001001.html</a> <a href="https://www.jfa.maff.go.jp/j/bousai/hamaplan.html">https://www.jfa.maff.go.jp/j/bousai/hamaplan.html</a>			

【令和4年度予算額 2,655 (2,655) 百万円】

### ＜対策のポイント＞

漁業所得の向上を目指す「浜の活力再生プラン（浜プラン）」の着実な推進を支援するため、浜プランに位置付けられた**共同利用施設の整備、環境負荷低減対策、密漁防止対策、浜と企業の連携推進、水産業のスマート化の推進等の取組を支援**します。

### ＜政策目標＞

浜の活力再生プランを策定した漁村地域における**漁業所得向上（10%以上** [取組開始年度から5年後まで]

### ＜事業の内容＞

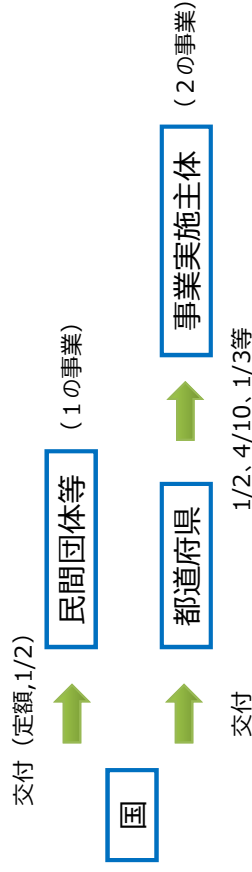
#### 1. 浜の活力再生プラン推進等支援事業

浜プランの着実な推進を図るため、**漁村女性の経営能力の向上や女性を中心としたグループによる実践的な取組、漁業等への参入を希望する企業等と漁村地域とのマッチング**等を支援します。

#### 2. 水産業強化支援事業

漁業所得の向上を図るため、**共同利用施設の整備、コスト削減・作業の軽労化など水産業のスマート化を推進する取組に必要な施設・機器の整備、産地市場の統廃合に必要な施設の整備とそれに伴う既存施設の撤去、漁港漁村交流の促進に必要な施設の整備、環境対策に資する施設・機器の整備**やプラン策定地域における**密漁防止対策**等について支援します。

### ＜事業の流れ＞



浜の活力再生プラン（浜プラン）

課題

検討

プラン作成

実践

- ・地域自ら策定する「浜の活力再生のための行動計画」
- ・漁業所得10%以上向上させることが目標

＜以下の事業により、浜プランの推進を支援＞

#### 1. 浜の活力再生プラン推進等支援事業

#### 2. 水産業強化支援事業

#### ＜ハード事業＞

- ・漁業収益力や水産物流機能の強化のための共同利用施設等の整備を支援
- ・産地市場の電子化や生産コストの削減、作業の軽労化等に必要な施設・機器の整備を支援
- ・産地市場の統廃合に必要な施設の整備とそれに伴う既存施設の撤去を支援
- ・種苗放流、養殖関連施設の整備、環境整備等水産資源の増大のための施設の整備を支援
- ・漁業地域の防災減災、漁港漁村交流の促進等に必要な整備を支援



荷さばき施設



鮮度保持施設



荷受け情報の電子化



種苗生産施設



津波避難タワー

#### ＜ソフト事業＞

- ・漁場の利用調整、密漁防止対策、境界水域における操業の管理徹底等を支援
- ・内水面の調査指導、生産履歴の記録等の取組を支援
- ・災害の未然防止、被害の拡大防止、地域資源の活用推進等を支援

【お問い合わせ先】 水産庁防災漁村課（03-6744-2391）



No.	65		R4 予算額	610 百万円
事業名	経営体育成総合支援事業		府省庁名	水産庁
概要	<p>漁業・漁村を支える人材の確保・育成を強化するため、漁業への就業前の者に対する資金の交付、漁業現場での長期研修を通じた就業・定着促進、ICT 活用を含む漁業者の経営能力の向上、インターンシップや就業体験の受入、海技士免許の資格取得等を支援</p>			
支援対象	民間団体		補助率	定額
対象事業	<p>1. 漁業担い手確保・育成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○漁業学校等で学ぶ者に就業準備資金を交付</li> <li>○就業希望者への就業相談会の開催等を支援するとともに、新たにインターンシップや就業体験の受入を支援</li> <li>○新規就業者の漁業現場での長期研修について支援</li> <li>○若手漁業者の ICT 活用を含む経営・技術の向上を支援</li> </ul> <p>2. 水産高校卒業生を対象とした海技士養成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○海技士資格習得のための履修コースの運営を支援。</li> </ul>			
支援内容	定額			
離島での実績	<p>R2 利尻島、礼文島、八丈島、佐渡島、島後島、壱岐島、対馬、中通島、福江島、若松島、平島（長崎）、中甑島、上甑島、種子島、平島（鹿児島） （長期研修支援事業を実施）</p>			
備考				
担当部署	水産庁漁政部企画課漁業労働班			
連絡先	03-6744-2340			
参照 HP				

# 経営体育成総合支援事業

【令和4年度予算額 610 (677) 百万円】  
 (令和3年度補正予算額 (漁業担い手確保緊急支援事業) 116百万円)

## <対策のポイント>

漁業・漁村を支える人材の確保・育成を強化するため、漁業への就業前の者に対する資金の交付や漁業現場での長期研修を通じた就業・定着促進、ICT活用を含む漁業者の経営能力の向上を支援するほか、新たにインターンシップや就業体験の受入を支援します。また、4級に加えて5級海技士免許の資格取得等を支援します。

## <事業目標>

毎年2,000人の新規就業者を確保

## <事業の内容>

### 1. 漁業担い手確保・育成事業

- ① 漁業学校等で学ぶ者に就業準備資金を交付します。
- ② 就業希望者への就業相談会の開催等を支援するとともに、新たにインターンシップや就業体験の受入を支援します。
- ③ 新規就業者の漁業現場での長期研修について支援します。
- ④ 若手漁業者のICT活用を含む経営・技術の向上を支援します。

### 2. 水産高校卒業生を対象とした海技士養成事業

4級に加えて5級海技士資格取得のための履修コースの運営等を支援します。

## (関連事業)

### 水産業成長産業化沿岸地域創出事業

新規就業者のための漁船や作業環境改善に資する漁船等の導入を支援します。

### 漁業収入安定対策事業

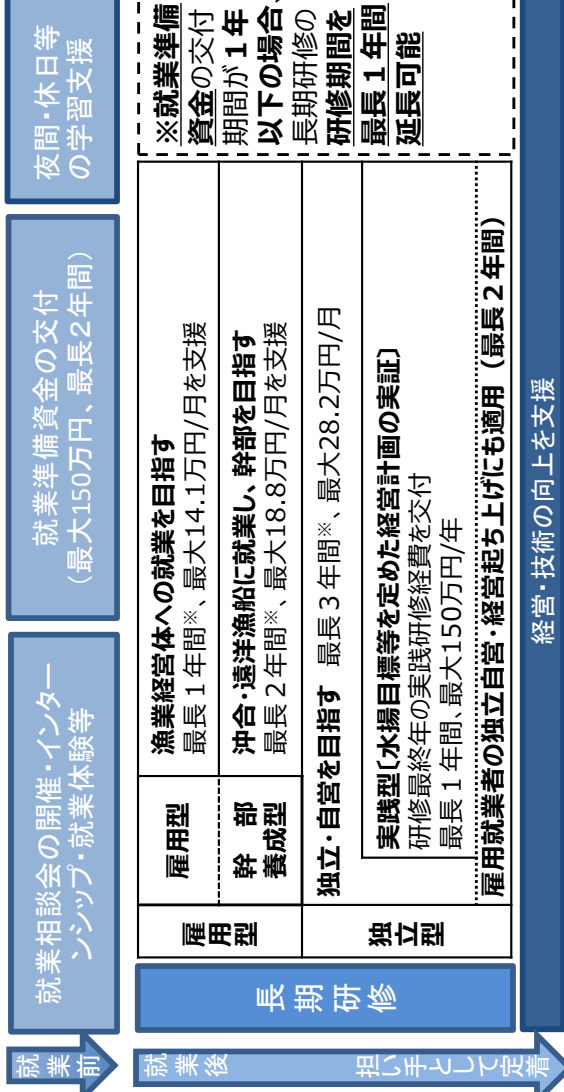
計画的に資源管理等に取り組み新規就業者の漁獲変動等による減収を補てんします。

## <事業の流れ>



## <事業イメージ>

### 1. 国内人材確保に向けた支援



### 2. 海技士免許取得に必要な乗船履歴を短期に取得するコースの運営等を支援



【お問い合わせ先】 (1の事業) 水産庁企画課 (03-6744-2340)  
 (2の事業) 研究指導課 (03-6744-2370)

No.	66	R4 予算額	1,700 百万円
事業名	水産多面的機能発揮対策	府省庁名	水産庁
概要	環境・生態系の維持・回復や安心して活動できる海域の確保など、漁業者等が行う水産業・漁村の多面的機能の発揮に資する地域の活動を支援		
支援対象	1 地域協議会、活動組織、都道府県及び市町村 2 民間団体	補助率	1 定額 2 委託
対象事業	<p>1 水産多面的機能発揮対策事業</p> <p>① 環境・生態系保全</p> <p>ア 水域の保全：藻場、サンゴ礁の保全、魚介類の放流活動、海洋環境調査等</p> <p>イ 水辺の保全：干潟、ヨシ帯の保全、内水面の生態系の維持・保全、漂流漂着物の回収・処理等</p> <p>② 海の安全確保：国境・水域の監視、海の監視ネットワーク強化、海難救助訓練等</p> <p>※ 多面的機能の理解・増進を図る取組（教育・学習）</p> <p>：上記①又は②の活動に併せて実施する多面的機能の国民に対する理解の増進を図る取組を支援</p> <p>2 水産多面的機能発揮対策支援事業</p> <p>多面的機能を発揮させるために行う活動について、国民への理解の増進を図るための啓発・普及、講習会の開催、専門員の派遣、技術サポートの実施及び分析評価を行うとともに、他主体連携や広域連携の推進に取り組む。</p>		
支援内容	<p>1 ① 定額</p> <p>② 定額（ただし、資機材の整備については、1／2以内）</p> <p>2 委託</p>		
離島での実績	各地域の実績として切り分けることが困難		
備考			
担当部署	水産庁漁港漁場整備部計画課企画班		
連絡先	03-3501-3082		
参照 HP	<a href="http://www.jfa.maff.go.jp/j/gyoko_gyozyo/g_thema/sub391.html">http://www.jfa.maff.go.jp/j/gyoko_gyozyo/g_thema/sub391.html</a>		

【令和4年度予算額 1,700 (1,800) 百万円】

### ＜対策のポイント＞

環境・生態系の維持・回復や安心して活動できる海域の確保など、漁業者等が行う水産業・漁村の多面的機能の発揮に資する地域の活動を支援します。

### ＜事業目標＞

- 環境・生態系の維持・回復（対象水域での生物量を20%増加〔令和7年度まで〕）
- 安心して活動できる海域の維持

### ＜事業の内容＞

漁業者等が行う、水産業・漁村の多面的機能の発揮に資する以下の取組を支援します。

#### 1. 環境・生態系保全

##### ① 水域の保全

藻場の磯焼け対策、サンゴ礁の保全、魚介類の放流活動、海洋環境調査等の活動を支援します。

##### ② 水辺の保全

干潟、ヨシ帯の保全、内水面の生態系の維持・保全、漂流漂着物の回収・処理等の活動を支援します。

#### 2. 海の安全確保

国境・水域の監視、海の監視ネットワーク強化、海難救助訓練等を支援します。また、これらの活動に必要な資機材の購入を支援します。

※上記1及び2に併せて実施する多面的機能の国民に対する理解の増進を図る活動組織を支援します。

定額 (1/2相当)

国

定額

地域協議会（県・市・漁協等）

定額

定額

定額

活動組織

（1、3の事業）

定額

活動組織

（2の事業（2の資機材の整備は1/2以内））

### ＜事業イメージ＞



藻場の保全（ウコの駆除）



漂流漂着物の回収・処理



食害生物の生息分布の把握等の調査



干潟等の保全（干潟の耕うん）



災害時の流木の回収・処理



国境・水域の監視

＜事業の流れ＞

【お問い合わせ先】 水産庁計画課（03-3501-3082）

No.	67		R3補正予算額	3,000 百万円
事業名	韓国・中国等外国漁船操業対策事業		府省庁名	水産庁
概要	<p>外国漁船による無秩序な操業は、我が国周辺水域における水産資源管理の取組や円滑な漁場利用を行う上で、大きな障害となっている。</p> <p>このため、外国漁船の影響を受けている漁場の機能回復や漁業者の経営安定・被害救済のための対策を支援。</p>			
支援対象	漁協等	補助率	定額、1/2、2/5、1/3、2/3 以内	
対象事業	<p>外国漁船の影響を受けている漁場の機能回復や漁業者の経営安定・被害救済のための対策を支援。</p> <p>(1) 漁場機能回復管理協力 外国漁船の投棄漁具等の回収・処分等への支援</p> <p>(2) 外国漁船被害救済支援 外国漁船の操業状況調査・監視、外国漁船による漁具・施設被害の復旧支援等への支援</p> <p>(3) 漁業経営安定化支援等 緊急避泊する外国漁船による被害を軽減するための監視活動等への支援</p> <p>(4) 漁業再編対策支援 外国漁船の操業等により影響を受ける漁業の生産体制を再編整備するための減船及び魚種転換等への支援</p>			
支援内容	<p>(1) 定額</p> <p>(2) 定額、1/2 以内</p> <p>(3) 定額、1/2、2/5、1/3、2/3 以内</p> <p>(4) 定額、1/2、2/3 以内</p>			
離島での実績	R3 年度 隠岐の島町、萩市、福岡市、五島市、小値賀町、壱岐市、新上五島町、対馬市			
備考	予算額は令和3年度補正予算額を計上。基金により事業を執行。			
担当部署	水産庁資源管理部管理調整課			
連絡先	03-3502-8469			
参照 HP	<a href="https://www.maff.go.jp/j/budget/pdf/r3hosei_pr47.pdf">https://www.maff.go.jp/j/budget/pdf/r3hosei_pr47.pdf</a>			

## <対策のポイント>

韓国・中国等の外国漁船に対応するため、我が国の水域において漁業者が行う外国漁船が投棄した漁具等の回収・処分や外国漁船の操業状況の調査・監視等を支援します。

## <事業目標>

外国漁船の操業による影響を受けている漁業の経営の安定

## <事業の内容>

日本海の大和堆周辺水域等において急増する韓国・中国漁船や道東・三陸沖におけるロシア漁船等により影響を受けている漁場の機能回復や日韓漁業交渉中断等に伴う我が国漁業者の経営安定・被害救済のための対策を基金により支援します。

### 1. 漁場機能回復管理協力

外国漁船の投棄漁具等の回収・処分等を支援します。

### 2. 漁業経営安定化支援等

緊急避泊する外国漁船による漁具や施設の被害を軽減するための監視活動等を支援します。

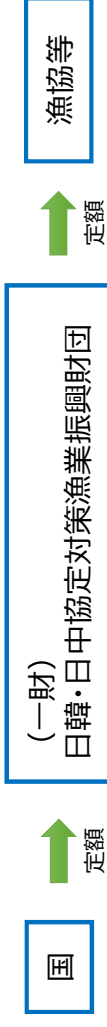
### 3. 外国漁船被害救済支援

外国漁船の操業状況調査・監視、外国漁船による漁具・施設被害の復旧支援等を支援します。

### 4. 漁業再編対策支援

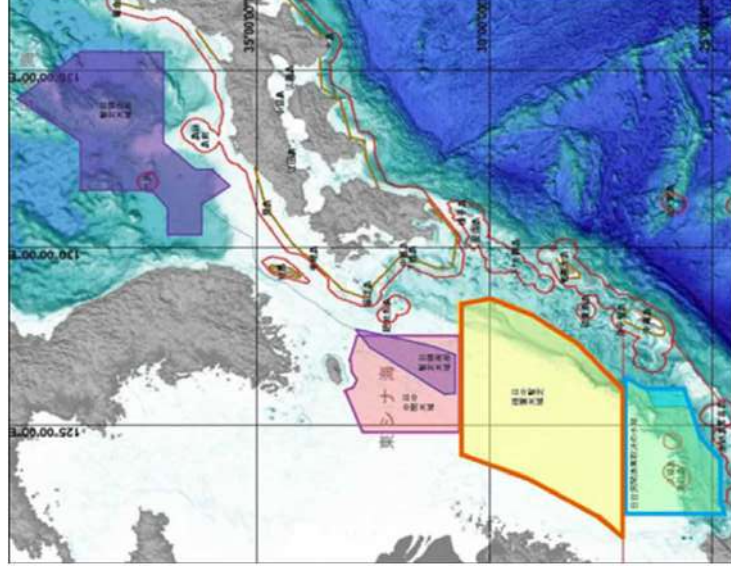
外国漁船の操業等の影響により漁業経営が困難になった漁船の計画的かつ円滑な再編整備や魚種転換して漁場移動する取組を支援します。

## <事業の流れ>



## <背景>

日本海と東シナ海において、本来、我が国が主権的権利を行使すべき水域に広大な日韓暫定水域や日中暫定水域等が設定され、外国漁船による無秩序な操業や漁具の投棄による漁場の荒廃によって、多くの資源が低位水準となっている中で、外国漁船に対応し、水産物の安定供給を図るため、資源の回復を図るとともに、我が国漁業者の経営安定・被害救済を実施することが重要です。



韓国漁船等による投棄漁具の回収



外国漁船の調査・監視



No.	58		R4 予算額	3,050 百万円
事業名	離島のガソリン流通コスト対策事業費		府省庁名	資源エネルギー庁
概要	<p>離島の石油製品の流通コストは流通経路等により本土と比べて割高となっており、加えて、販売量が本土より少なく、ガソリンスタンド（SS）の必要経費も高くなっています。</p> <p>このため、輸送形態と本土からの距離に応じて補助単価を設定し、離島におけるガソリンの追加的な輸送コスト相当分を補助します。</p>			
支援対象	揮発油販売事業者等	補助率	定額補助（10／10）	
対象事業	離島の SS 等が島民等にガソリンを値引き販売する事業を支援。			
支援内容	定額補助（10／10）			
離島での実績	<p>&lt;補助対象離島&gt;</p> <p>平成23年度～平成27年度：176島</p> <p>平成28年度：174島</p> <p>平成29年度～令和元年度：173島</p> <p>令和2年度：172島</p> <p>令和3年度：172島</p>			
備考				
担当部署	資源エネルギー庁 資源・燃料部 石油流通課			
連絡先	03-3501-1511（内線：4661）			
参照 HP	<a href="https://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2022/pr/en/enecho_nenryou_27.pdf">https://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2022/pr/en/enecho_nenryou_27.pdf</a>			

# 離島のガソリン流通コスト対策事業費 令和4年度予算額 30.5億円 (30.5億円)

## 事業の内容

### 事業目的・概要

- 離島の石油製品の流通コストは流通経路等により本土と比べて割高となっており、加えて、販売量が本土より少なく、ガソリンスタンド（SS）の必要経費も高くなっています。
- このため、輸送形態と本土からの距離に応じた補助単価を設定し、離島におけるガソリンの追加的な輸送コスト相当分を補助します。

### 成果目標

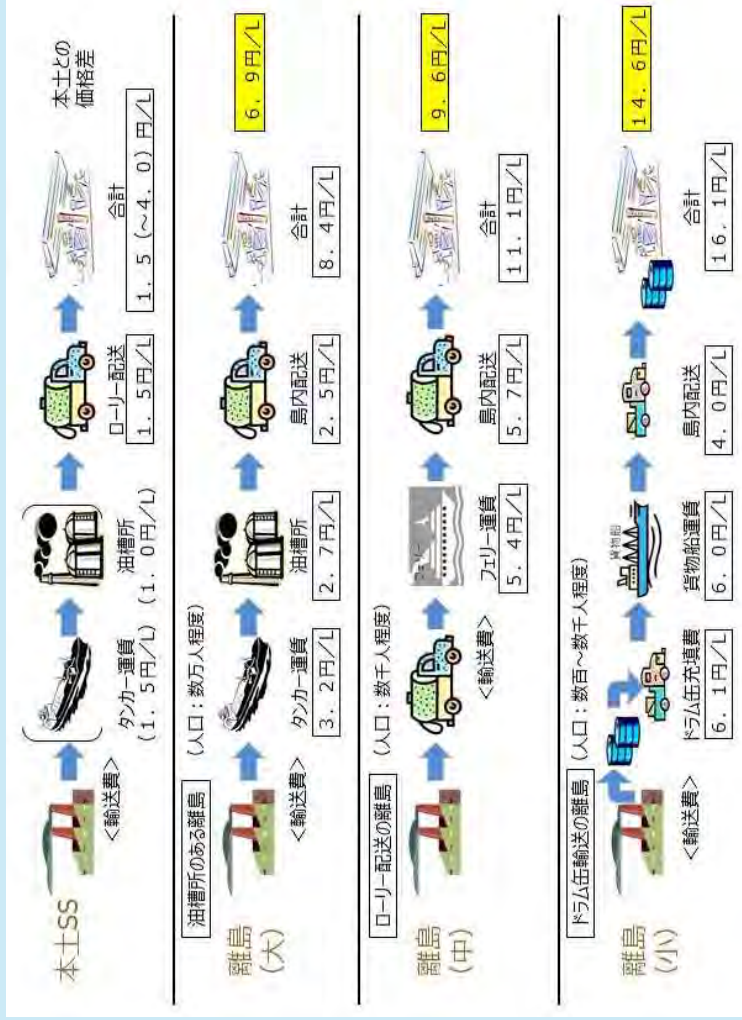
- 離島のガソリンの流通コストに着目した補助を通じ、離島のガソリン小売価格を実質的に下げることが目指します。

### 条件（対象者、対象行為、補助率等）



## 事業イメージ

### 離島のガソリンの流通形態のイメージ



・ 離島の油槽所



・ 離島へ配送に向かうローリー



・ 離島配送用のドラム缶



No.	69	R4 予算額	70 百万円
事業名	離島への石油製品の安定・効率的な供給体制の構築支援事業費	府省庁名	資源エネルギー庁
概要	<p>台風や冬場の時化などの自然現象により、石油製品が運搬できないこともあり、地域のエネルギー安定供給の観点からも供給体制のあり方を検討する必要があります。</p> <p>また、離島の石油製品は小口での海上輸送の必要性に加え、人口の減少、産業構造の変化などによって需給のアンバランスが生じている可能性があり、本土との価格差の要因となっていることが考えられます。</p> <p>このため、地域ごとに関係者（自治体、事業者（元売・地元販売店）、需要家など）による検討の場を設け、地域の実情を踏まえた石油製品の流通合理化策や安定供給体制等を構築する取組を支援します。</p>		
支援対象	① 都道府県、市町村 ② 民間団体等	補助率	①及び② 定額補助（10／10）
対象事業	地域ごとに関係者（自治体、事業者（元売・地元販売店）、需要家など）による検討の場を設け、地域の実情を踏まえた石油製品の流通合理化策や安定供給体制等を構築する取組を支援。		
支援内容	定額補助（10／10）		
離島での実績	<p>平成27年度：北海道（奥尻島）、愛知県（日間賀島）、沖縄県（粟国島、渡名喜島）</p> <p>平成28年度：鹿児島県（トカラ列島）、長崎県（宇久島）、愛媛県（中島等）、香川県（塩飽諸島）</p> <p>平成29年度：東京都（三宅島）、熊本県（御所浦地域）</p> <p>平成30年度：広島県（大崎上島）、佐賀県（高島、馬渡島地域）</p> <p>令和元年度：香川県（豊島）、鹿児島県（三島村）</p> <p>令和2年度：岡山県（笠岡諸島）</p> <p>令和3年度：島根県（隠岐の島） 等</p>		
備考			
担当部署	資源エネルギー庁 資源・燃料部 石油流通課		
連絡先	03-3501-1511（内線：4661）		
参照 HP	<a href="https://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2022/pr/en/enecho_nenryou_27.pdf">https://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2022/pr/en/enecho_nenryou_27.pdf</a>		

# 離島への石油製品の安定・効率的な供給体制の構築支援事業費 令和4年度予算額 0.7億円 (0.7億円)

## 事業の内容

### 事業目的・概要

- 離島の石油製品は小口での海上輸送の必要性に加え、人口の減少、産業構造の変化などによって需給のアンバランスが生じている可能性があり、本土との価格差の要因となっていることが考えられます。
- 他方、台風や冬場の時化などの自然現象によって石油製品を運搬できないこともあり、地域のエネルギー安定供給の観点からも供給体制のあり方を検討する必要があります。

- このため、地域ごとに関係者（自治体、事業者（元売・地元販売店）、需要家など）による検討の場を設け、地域の実情を踏まえた石油製品の流通合理化策や安定供給体制を構築する取組等を支援します。

### 成果目標

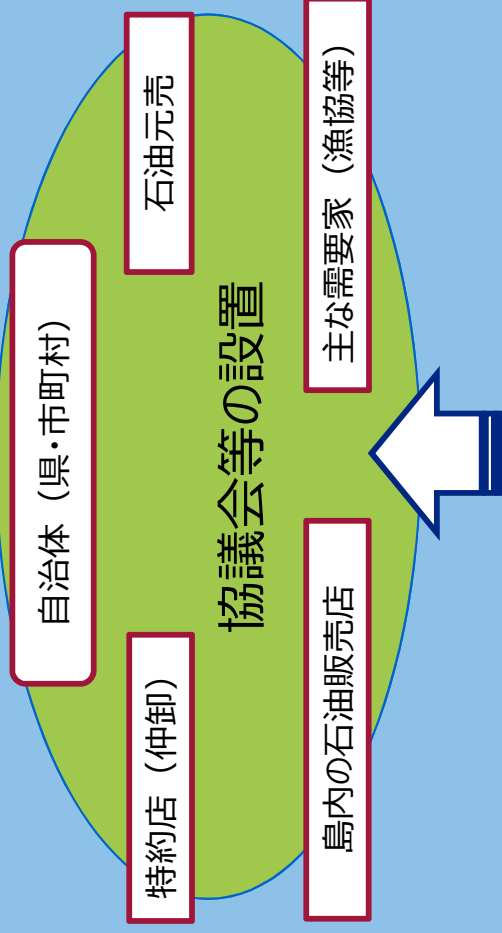
- 毎年度、全国最大6地域において、離島地域の実情に合わせた石油製品の流通合理化と安定供給の対策の策定を目指します。

### 条件（対象者、対象行為、補助率等）



## 事業イメージ

### 離島の石油製品の流通合理化策・安定供給体制の検討



### コンサルティング

地域の関係者間で石油製品の流通合理化・安定供給等に向けた検討を行い、地域の実情を踏まえた具体的な対策の策定を支援

### 離島の石油製品の流通合理化策・安定供給体制等の検討

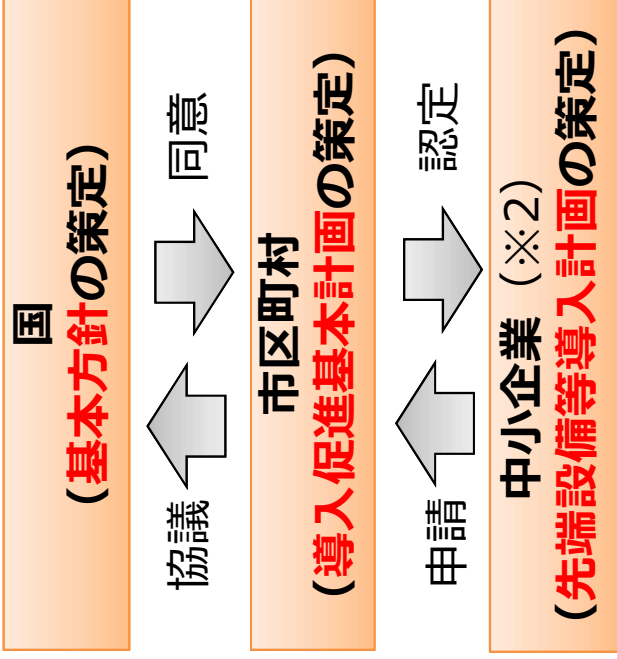
- 島内油槽所や給油所における石油製品備蓄増強による安定供給体制の確立
- 島内配送体制の見直し、共同配送等を通じた流通合理化
- 石油製品の海上輸送方法の見直しによる流通合理化 等

No.	60		R3 予算額	
事業名	先端設備等導入計画に係る固定資産税の特例について		府省庁名	中小企業庁
概要	<p>先端設備等導入計画に基づき、一定の設備を新規取得した場合に、市町村の判断により、固定資産税を最大3年間ゼロ(*)にできる。</p> <p>*課税標準を市町村の条例で定める割合(ゼロ~1/2)を乗じて得た額とする</p>			
支援対象	資本金額1億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主等のうち、先端設備等導入計画の認定を受けた者(大企業の子会社を除く)	補助率	<p>固定資産税の課税標準を、3年間ゼロ~1/2(※)に軽減</p> <p>※市町村の条例で定める割合</p>	
対象事業	<p>市町村より認定を受けた、年平均3%以上の労働生産性の向上を見込む「先端設備等導入計画」に基づき新規取得する、生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上する下記の設備(事業用家屋除く)。(※1)</p> <p>【減価償却資産の種類(最低取得価格/販売開始時期)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆機械装置(160万円以上/10年以内)</li> <li>◆測定工具及び検査工具(30万円以上/5年以内)</li> <li>◆器具備品(30万円以上/6年以内)</li> <li>◆建物附属設備(※2)(60万円以上/14年以内)</li> <li>◆構築物(120万円以上/14年以内)</li> <li>◆事業用家屋は、取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの</li> </ul> <p>※1 市町村によって異なる場合あり</p> <p>※2 家屋と一体となって効用を果たすものを除く</p> <p>(注) 生産、販売活動等の用に直接供されるものであること、中古資産でないことが要件となります。</p>			
支援内容	<p>固定資産税の課税標準を、3年間ゼロ~1/2(※)に軽減</p> <p>※市町村の条例で定める割合</p>			
離島での実績				
備考	<p>○先端設備等導入計画の実績(令和3年12月末時点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・固定資産税をゼロとした自治体数: 1,655自治体</li> <li>・設備投資の認定件数: 60,458件</li> <li>・見込まれる設備台数: 165,899台</li> <li>・見込まれる設備投資額: 約1兆8,923億円</li> </ul>			
担当部署	中小企業庁経営支援部技術・経営革新課			
連絡先	03-3501-1816			
参照HP	<a href="http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/index.html">http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/index.html</a>			

# 設備投資に係る新たな固定資産税特例について

お問い合わせ先 **設備を導入する市区町村**

- 中小企業の生産性革命の実現のため、**市区町村の認定を受けた中小企業の設備投資を支援**。
- 認定を受けた中小企業の設備投資については、臨時・異例の措置として、地方税法において、市区町村の判断により、新規取得される償却資産に係る**固定資産税が最大3年間ゼロ（※1）になる特例**を講じた。
- 生産性向上に向けた中小企業の新規投資を促進するため、2021年3月末までとなっていた適用期限を2年間延長。



## POINT!

- 1 市区町村が国から「導入促進基本計画」の同意を受けた地域に所在している中小企業が対象
- 2 年平均3%以上の労働生産性の向上を見込む「先端設備等導入計画」の認定を受けた設備投資が対象

事前確認  
(必須)

### 認定経営革新等支援機関

(例：商工会議所・商工会・中央会、  
地域金融機関、工業等の専門家 等)

(※1) 軽減率については、導入促進基本計画を策定した自治体において、条例によりゼロから2分の1の範囲内で定めることとされている。  
(※2) 中小企業等経営強化法上の中小企業が対象。ただし、固定資産税の特例を利用できるのは、資本金1億円以下の法人等（大企業の子会社を除く）に限る。

No.	71	R4 当初予算 R3 補正予算	1,296 百万円 260 百万円
事業名	離島活性化交付金	府省庁名	国土交通省
概要	平成25年度から施行された改正離島振興法を踏まえ、定住の促進を図るため創設した離島活性化交付金を活用し、海上輸送費の軽減等戦略産業の育成による雇用拡大等の定住促進、観光の推進等による交流の拡大促進、安全・安心な定住条件の整備強化等の取組を支援する。		
支援対象	①地方公共団体 ②民間団体	補助率	①1/2以内 ②1/3以内 等
対象事業	<p>(1)「定住促進」事業…雇用機会の創出のための戦略産品開発、戦略産品の移出及び戦略産品の原材料等の移入に係る海上輸送費支援、U・J・Iターン希望者のための情報提供、空家改修等の人材受入のための施設整備、既存施設のシェアオフィス等への改修、流通効率化関連施設整備など</p> <p>(2)「交流促進」事業…離島における地域情報の発信、観光地域づくり推進主体立上げ、滞在交流型観光のプログラム作成、交流イベント開催、交流人口の拡大に必要なトイレ改修、離島留学事業（寄宿舍運営費・寄宿舍整備）など</p> <p>(3)「安全安心向上」事業…防災機能強化事業、感染症対策等の隔離施設及び物品等の整備、防災計画策定等事業など</p>		
支援内容	<p>上記事業に対する取り組みに対し、以下の交付率にて支援を行う。</p> <p>補助率：都道府県、市町村、一部事務組合…予算の範囲内で各事業の1/2以内 民間団体…予算の範囲内で各事業の1/3以内</p> <p>（ただし、国の負担額は、地方公共団体の負担額と同額までとし、都道府県、市町村、一部事務組合を通じた間接補助とする。）</p> <p>流通効率化関連施設整備等事業は、民間団体であっても1/2以内 特定有人国境離島の輸送費支援事業は、6/10以内</p> <p>（ただし、国の負担額は、地方公共団体の負担額と同額までとし、都道府県、市町村、一部事務組合を通じた間接補助とする。）</p>		
離島での実績	R3 中ノ島（定住促進事業（既存施設のシェアオフィス等への改修）、小値賀島（交流促進事業（離島留学））、三島村（安全安心向上事業（避難施設改修））等		
備考	令和4年度から離島留学に係る寄宿舍整備事業を追加した。		
担当部署	国土交通省国土政策局離島振興課		
連絡先	03-5253-8421		
参照 HP	<a href="http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chirit/kokudoseisaku_chirit_fr_000007.html">http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chirit/kokudoseisaku_chirit_fr_000007.html</a>		

# 離島活性化交付金

令和4年度当初予算：13.0億円(前年度予算額：13.0億円)  
 令和3年度補正予算額：2.6億円

## 目的

平成25年度から施行された改正離島振興法を踏まえ、定住の促進を図るため創設した離島活性化交付金を活用し、海上輸送費の軽減等戦略産業の育成による雇用拡大等の定住促進、観光の推進等による交流の拡大促進、安全・安心な定住条件の整備強化等の取組を支援する。

- ◆ 事業実施主体：都道府県、市町村、民間団体
- ◆ 対象事業：以下の事業メニューに該当するもの
- ◆ 補助率：都道府県、市町村、一部事務組合…予算の範囲内で各事業の1/2以内  
 民間団体…予算の範囲内で各事業の1/3以内  
 (国の負担額は、地方公共団体の負担額と同額までとし、都道府県、市町村、一部事務組合を通じた間接補助とする。)

- ※ 流通効率化関連施設整備等事業は、民間団体であっても1/2以内
- ※ 特定有人国境離島地域に係る輸送費支援は、6/10以内  
 (国の負担額は、地方公共団体の負担額の3倍を超えないものとする。)

- ◆ 事業期間：原則として3年以内
- ◆ 成果目標：あらかじめ提出する事業計画において、定量的な成果目標を設定

## ○「定住促進」事業

### 産業活性化事業

雇用機会の創出のための戦略産品開発  
 戦略産品の移出に係る輸送費支援  
 原材料等の移入に係る輸送費支援  
 ※輸送費支援は、3年経過後も同品目による継続可能。

### 定住誘引事業

U・J・I・ターン希望者のための情報提供  
 空家改修等の人材受入れのための施設整備  
 既存施設のシェアオフィス等への改修

・定住希望者の生活上必要な知識の習得機会の提供

### 流通効率化関連施設整備等事業

・倉庫、荷さばき施設、荷役機材、冷凍・冷蔵庫の整備  
 ・品質・衛生管理高度化機材の整備(特定有人国境離島地域のみ)

## ○「交流促進」事業

### 離島における地域情報の発信

・PR映像、パンフレットの制作  
 ・イベントにおけるPR活動

### 交流拡大のための仕掛けづくり

・観光地域づくり推進主体立上げ  
 ・滞在交流型観光のプログラム作成  
 ・交流人口の拡大に必要なトイレ改修

### 島外住民との交流の実施の推進

・離島留学(寄宿舎運営費等・寄宿舎整備費)、交流イベント開催

## ○「安全安心向上」事業

### 防災機能強化事業

・避難施設整備  
 ・既存防災拠点の改修等  
 ・避難階段、案内板等簡易な施設の整備  
 ・緊急時物資等輸送施設の整備  
 ・災害応急対策施設の整備  
 ・感染症対策等の隔離施設及び物品等の整備

### 計画策定等事業

・地域防災計画修正事業  
 ・災害時工ネルギー確保のための調査・計画策定

No.	72		R4 予算額	—
事業名	離島における割増償却制度		府省庁名	国土交通省
概要	離島振興対策実施地域のうち、産業の振興に関する計画を策定している市町村の対象地区において、事業（製造業、旅館業、農林水産物等販売業及び情報サービス業等）を行う者が、当該事業のために用いる設備（機械、建物、構築物等）を取得し、使用した場合、普通償却に加え、5年間割増償却を行うことができる。			
支援対象	①主として民間事業者	補助率	償却率 機械・装置：普通償却限度額の32% 建物・附属設備、構築物：普通償却限度額の48%	
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 製造業</li> <li>・ 旅館業</li> <li>・ 農林水産物等販売業</li> <li>・ 情報サービス業等</li> </ul>			
支援内容	事業者が、対象事業のために用いる設備（機械、建物、構築物等）を取得し、使用した場合、普通償却に加え、5年間割増償却を行うことができる。			
離島での実績	<p>平成26年 1社2件（新潟県佐渡市）</p> <p>平成27年 1件</p> <p>平成28年 2件</p> <p>平成29年 2社6件（新潟県佐渡市（1社3件）、長崎県五島市（1社3件））</p> <p>佐渡市：島外の企業が佐渡島で、新たにホテル事業を開始した。地元での新規雇用も生まれた。</p> <p>五島市：地元の養豚業者が飼育頭数の増加によって、新たな豚舎を建設した。地元での新規雇用も生まれた。</p> <p>平成30年 1社2件（長崎県五島市）</p> <p>令和元年 6件</p> <p>令和2年 4件</p>			
備考	離島振興対策実施地域における産業の振興に関する計画を策定し、関係大臣（総務・農林水産・国土交通）の地区の指定を受けなければ利用できない。			
担当部署	国土交通省国土政策局離島振興課			
連絡先	03-5253-8421			
参照 HP	<a href="https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chisei/hra_zei.html">https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chisei/hra_zei.html</a>			

# 離島地域における工業用機械等に係る割増償却制度(所得税・法人税)

離島振興対策実施地域のうち、市町村の長が産業の振興に関する計画を策定する地区として関係大臣(総務・農林水産・国土交通)が指定する地区において、事業者が製造業、農林水産物等販売業、旅館業及び情報サービス業等のための設備(機械、建物、構築物等)を取得等し、供用した場合、5年間割増償却ができる。

## 対象業種、取得価額要件等

(1) 対象業種、取得価額要件等

■ 製造業・旅館業

資本金5,000万円以下	資本金5,000万円超1億円以下	資本金1億円超
500万円以上の機械・装置、建物・附属設備、構築物に係る取得等	1,000万円以上の機械・装置、建物・附属設備、構築物に係る新増設	2,000万円以上の機械・装置、建物・附属設備、構築物に係る新増設

■ 農林水産物等販売業・情報サービス業等 500万円以上の取得等(資本金5,000万円超は新増設)

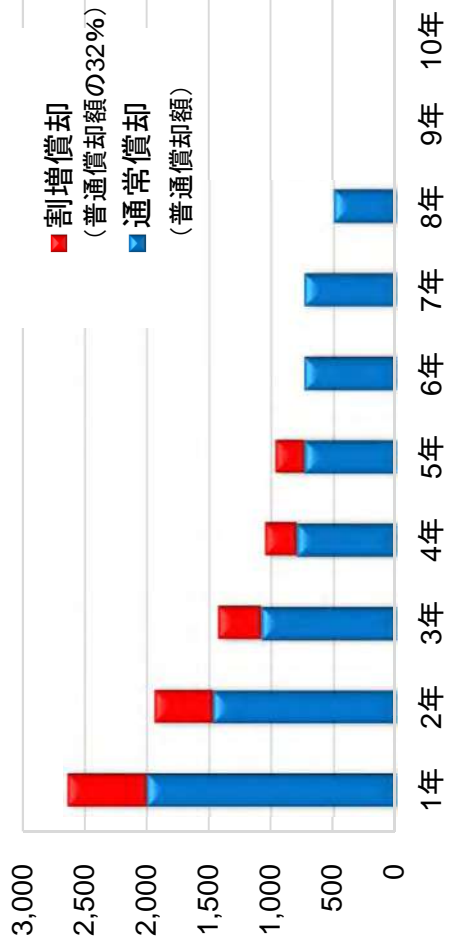
(2) 償却率 機械・装置：普通償却限度額の32%、建物・附属設備、構築物：普通償却限度額の48%

(3) 償却期間 5年

(4) 適用期限 令和5年3月31日まで

## ◆ 割増償却を適用すると...

【1億円の機械を取得。耐用年数が10年、200%定率法による償却とした場合】



1年目では、普通償却額2,000万円(1億円×普通償却率20%)に加え、640万円(2,000万円×割増償却率32%)の償却が可能。したがって、148万円(640万円×法人税率23.2%)の法人税の繰り延べが可能に。  
⇒5年間で、合計304万円の法人税が繰り延べ可能。

さらに、

☆ 建物・附属設備、構築物にも利用可能 (普通償却限度額の48%)

☆ 事業者の規模に応じ、より小規模の投資へも利用可能

などのメリットがあります



No.	73		R4 予算額	9,400 千円
事業名	全国の島々が集まる祭典「アイランダー」		府省庁名	国土交通省
概要	<p>全国の離島地域が都心に集まり「島と都市部との交流」「島と島との交流」を通じて定住促進を図る事業である「アイランダー」を開催し、離島の魅力の情報発信を行う場を提供するとともに、都市住民の離島に対するニーズの把握を目的とした調査業務（参加者等へのアンケート）を行う。</p> <p>令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、オンラインにて開催した。令和4年度は感染状況を見て、オンラインだけでなく、会場での同時開催を予定しており、オンライン交流イベントや離島物産展、移住定住の個別相談等を実施予定。</p>			
支援対象	①離島関係都道府県及び市町村 ②離島関係組織	補助率	—	
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アイランダーへの参加</li> <li>・ 移住定住及び観光に関する情報の発信</li> <li>・ 島製品の販売</li> <li>・ 他島との交流</li> </ul>			
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ イベントの開催</li> <li>・ 調査データのフィードバック</li> </ul>			
離島での実績	平成6年3月以来、29回開催（令和3年度末時点）			
備考	原則として、（公財）日本離島センター会員及び離島関係組織のみ参加可能			
担当部署	国土交通省国土政策局離島振興課			
連絡先	03-5253-8421			
参照 HP	<a href="http://www.i-lander.com/">http://www.i-lander.com/</a>			

## ◇ 離島の交流推進支援調査業務「アイランダー」

全国の島が一体となって島のもつ自然・歴史・文化・生活などのすばらしさをアピールし、交流人口の拡大、UJITターの促進を図り、離島地域の活性化に資する目的で、「離島」と「都市及びその他地域」との交流事業『アイランダー』を開催しています。



### 令和3年度実施内容

#### 【令和3年度実績】

- ・開催日：令和3年11月20日～11月28日 ※オンライン開催
- ・参加離島数：179島 / 参加団体：82団体
- ・オンライン交流イベント参加者数：29名 / ライブ配信参加者数：1,292名

#### オンライン交流イベント・ライブ配信

- ・移住・観光相談会
- ・観光案内
- ・料理配信
- ・フォーラム 等



#### ハローワーク

- ・オンライン求人相談



#### 島のマルシェ

- ・通信販売サイト紹介
- ・ふるさと納税紹介



### 【令和4年度予定】

アイランダー2022 ※令和4年度は会場とオンラインの同時開催を予定

- ・開催日(予定)：令和4年11月中旬～12月上旬
- ・開催場所(予定)：【会場】池袋サンシャインシティ 展示ホールC

(東京都豊島区東池袋3-1-4 文化会館ビル3階)

【オンライン】アイランダー公式ホームページ(<http://www.i-lander.com/>)



- ・実施内容(予定)：離島物産展や移住定住の個別相談、オンライン交流イベント等
- ・主催：国土交通省、公益財団法人日本離島センター

No.	74		R4 予算額	-																								
事業名	離島と企業をつなぐ「しまっちんぐ」		府省庁名	国土交通省																								
概要	<p>・離島と企業をつなぐ「マッチング」の場を設け、商談などを通じて、離島の活性化につなげる取組</p> <p>・令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、オンラインにて開催。</p>																											
支援対象	離島振興対策実施地域等の関係者	補助率	—																									
対象事業	<p>離島地域と企業が協働で、地域課題の解決につながる活性化プロジェクトを立ち上げるため、以下内容を実施。</p> <p>①離島のニーズの掘り起こし (コーディネーターの派遣による離島でのワークショップの開催)</p> <p>②離島と企業をつなぐマッチング交流会の実施 (離島と企業が直接対話する商談・交流会を東京で開催)</p>																											
支援内容	②について、国土交通省が開催。①については、自治体が任意で自己負担により行う。																											
離島での実績	<p>平成27年度：7地域が参加 平成28年度：12地域が参加 平成29年度：8地域が参加 平成30年度：7地域が参加 令和元年度：10地域が参加 令和2年度：9地域が参加 令和3年度：11地域が参加</p> <table border="0"> <tr> <td>① 北海道礼文町</td> <td>礼文島</td> <td>⑦ 島根県西ノ島町</td> <td>西ノ島</td> </tr> <tr> <td>② 宮城県塩釜市</td> <td>浦戸諸島</td> <td>⑧ 岡山県笠岡市</td> <td>笠岡諸島</td> </tr> <tr> <td>③ 新潟県佐渡市</td> <td>利島</td> <td>⑨ 長崎県長崎市</td> <td>高島</td> </tr> <tr> <td>④ 愛知県西尾市</td> <td>佐久島</td> <td>⑩ 鹿児島県南種子島町</td> <td>種子島</td> </tr> <tr> <td>⑤ 三重県鳥羽市</td> <td>菅島</td> <td>⑪ 沖縄県北大東村</td> <td>北大東村</td> </tr> <tr> <td>⑥ 滋賀県近江八幡市</td> <td>沖島</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>				① 北海道礼文町	礼文島	⑦ 島根県西ノ島町	西ノ島	② 宮城県塩釜市	浦戸諸島	⑧ 岡山県笠岡市	笠岡諸島	③ 新潟県佐渡市	利島	⑨ 長崎県長崎市	高島	④ 愛知県西尾市	佐久島	⑩ 鹿児島県南種子島町	種子島	⑤ 三重県鳥羽市	菅島	⑪ 沖縄県北大東村	北大東村	⑥ 滋賀県近江八幡市	沖島		
① 北海道礼文町	礼文島	⑦ 島根県西ノ島町	西ノ島																									
② 宮城県塩釜市	浦戸諸島	⑧ 岡山県笠岡市	笠岡諸島																									
③ 新潟県佐渡市	利島	⑨ 長崎県長崎市	高島																									
④ 愛知県西尾市	佐久島	⑩ 鹿児島県南種子島町	種子島																									
⑤ 三重県鳥羽市	菅島	⑪ 沖縄県北大東村	北大東村																									
⑥ 滋賀県近江八幡市	沖島																											
備考	<p>平成27年度から開始された事業であり例年、夏頃に参加離島の募集を行う。</p> <p>参加者・要件は問わないが、自治体担当者を通じた参加が条件。</p> <p>詳細はHP参照</p>																											
担当部署	国土交通省国土政策局離島振興課																											
連絡先	03-5253-8421																											
参照HP	<a href="http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chirit/shimatching.html">http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chirit/shimatching.html</a>																											

# 離島と企業をつなぐ『しまっちゃんぐ』の概要

- 地域課題を解決する1つの手段として、離島と企業をつなぐ「マッチング」の場を提供する『しまっちゃんぐ』を開催。
- 対話重視のマッチングにより、離島活性化のための事業につなげる。

## 離島地域

- ・島を活性化したい
- ・島の魅力をもっと活かしたい
- ・外の企業と交流する機会が少ない

## 民間企業(島外)

- ・島と事業を立ち上げたいが、島のことが良くわからない
- ・島に貢献したいが、つながり方がわからない

## WEB版「しまっちゃんぐ」

～離島と企業をつなぐプラットフォーム～

- ・特設Webサイトに離島側の情報を掲載  
「しまっちゃんぐ」ページに島のビジョンや離島側がどのような企業・人材を求めているか等についての情報(動画等)を掲載

### 【WEBサイト掲載】

- ・離島の概況
- ・離島のビジョン
- ・離島からのメッセージ
- ・求める企業の説明動画など
- ・オンラインミーティングの予約フォーム等



企業関係者が離島の情報を確認

- ・民間企業と離島地域がオンラインで交流

WEB会議ツールを使って、オンラインで離島関係者と企業側が交流



お互いが顔の見える形で、PRや関心事項等を意見交換・情報交換しつつ、離島活性化に資する事業化に向けたマッチングの可能性を追求

## 離島と企業によるプロジェクトの実施

離島と企業の思いがマッチングしたら事業化を目指す。

### 【プロジェクトの例】島の小学生による特産品開発

沖島(滋賀県近江八幡市)では、「しまっちゃんぐ」をきっかけに、沖島小学校、行政、地元協議会、コープおきなわ、コープしが、池田牧場が連携し、児童による島の特産(さつまいも)をつかったアイスクリームづくりを行い、平成29年2月に販売会を開催。



## 離島の活性化

No.	75	R4 当初予算	160 百万円
事業名	スマートアイランド推進実証調査	府省庁名	国土交通省
概要	離島地域が抱える課題解決のため、ICTやドローンなどの新技術の離島地域への実装を図る実証調査を行う		
支援対象	離島振興対策実施地域を構成員に含むコンソーシアム等	補助率	- (国土交通省による調査事業)
対象事業	<p>離島振興法に明示する離島振興基本方針※に掲げる各分野における課題を対象とし、当該離島が目指す離島振興のビジョン及び現状の課題を踏まえた対策として実施する実証調査とする。</p> <p>※参照  <a href="https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chirit/kokudoseisaku_chirit_fr_000004.html">https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chirit/kokudoseisaku_chirit_fr_000004.html</a></p>		
支援内容	新技術や新たな知見の社会実装に必要な事項の検証と実証調査に要する経費		
離島での実績	<p>R3 年度：佐久島、福江島ほか  <a href="https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chirit/kokudoseisaku_chirit_tk_000325.html">https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chirit/kokudoseisaku_chirit_tk_000325.html</a></p> <p>R2 年度：日間賀島、八丈島  <a href="https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chirit/kokudoseisaku_chirit_tk_000317.html">https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chirit/kokudoseisaku_chirit_tk_000317.html</a></p>		
備考	令和2年度から開始された事業である。		
担当部署	国土交通省国土政策局離島振興課		
連絡先	03-5253-8421		
参照 HP	<a href="https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chirit/smartisland.html">https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chirit/smartisland.html</a>		

## スマートアイランド推進実証調査（継続）

離島は四方を海などに囲まれ本土から隔絶されているため、人の移動や物流への制約などの条件不利性を背景にした様々な課題を有しています。

このため令和2年度より「スマートアイランド推進実証調査事業」を行い、ICTなどの新技術を有する民間企業・団体と離島地域が協力してそれらの課題解決に取り組んでいます。

### 過去の実証調査の例

#### 医療／介護

##### 島の課題

- ・常勤医師の不足や海上交通の不安定性により、島内の医療体制が脆弱
- ・介護人材の不足
- ・地域の高齢者見守り機能が低下



ドアセンサー（見守り）

#### 島内交通／物流

##### 島の課題

- ・公共交通網の衰退
- ・免許返納後の高齢者の行動範囲が限定的
- ・物流レートの不足や天候等による海上輸送の不安定性



#### 流通／買い物支援

##### 島の課題

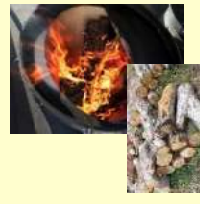
- ・欠航により島外から買い付けが困難
- ・公共交通がなく、住民や観光客の買い物に困難



#### エネルギー／災害

##### 島の課題

- ・島外にエネルギー源を依存しており、高コストな電力供給体制
- ・地域防災を担う人材が不足、高齢化



## アイランダー（継続）

### 【目的】

全国の離島地域の関係者が集まり、交流促進や定住促進のため、離島の魅力の情報発信を行う機会を提供し、都市住民やその他地域住民のニーズを把握

### 【内容】

- ① 交流事業や観光情報の発信
- ② 移住情報の発信（求人情報、空屋、借家情報等）
- ③ 離島の伝統文化の体験、特産品の紹介等

No.	76		R4 予算額	331 百万円
事業名	官民連携基盤整備推進調査費		府省庁名	国土交通省
概要	官民連携による地域活性化を図るため、民間の設備投資等と一体的に実施する国土交通省所管の基盤整備（道路、海岸、河川、港湾、都市公園、市街地整備、空港等）の事業化検討について、都道府県・市町村に対して、調査費補助を行う。			
支援対象	地方公共団体（都道府県、市町村等）	補助率	1 / 2	
対象事業	<p>地方公共団体が民間の事業活動等と一体的に実施する、国土交通省所管の基盤整備事業（道路、海岸、河川、港湾、都市公園、市街地整備、空港等の公共土木施設）の事業化に向けて必要な調査検討の経費。</p> <p>① 施設整備の内容に関する調査 （基礎データ収集、需要予測、概略設計、整備効果検討等）</p> <p>② 上記①で調査した施設の整備・運営手法に関する調査 （PPP/PFI 手法の選定、官民の業務分担、VFM の算定等）</p>			
支援内容	<p>補助率： 1 / 2</p> <p>令和 4 年度も引き続き、下記の調査について重点支援しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ PPP/PFI の推進に資する調査（特にインフラの包括的運営の調査検討）</li> <li>・ 広域的な観光又は交流拠点形成の促進に係る調査</li> </ul>			
離島での実績	<p>H25 石垣市（クルーズ船寄港のための港湾整備の検討で活用）</p> <p>H28 石垣市（旧石垣空港跡地における公園整備の検討で活用）</p> <p>R3 新潟県・佐渡市（両津港における港湾再整備の検討で活用）</p>			
備考				
担当部署	国土交通省国土政策局広域地方政策課調整室			
連絡先	03-5253-8360			
参照 HP	<a href="http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kanminrenkei.html">http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kanminrenkei.html</a>			

# 官民連携による地域活性化のための基盤整備推進支援事業 (官民連携基盤整備推進調査費)

令和4年度予算 331百万円

地域活性化に資することを目的として、民間事業活動と一体的に実施する国土交通省所管の基盤整備(道路、海岸、河川、港湾、都市公園、市街地整備、空港等)を進めるため、地方公共団体が行う事業化の検討を支援する。  
特に、PPP/PFIの推進に資する調査及び広域的な観光又は交流拠点形成の促進に係る調査を重点支援する。

## 制度の概要

【配分先】 地方公共団体(都道府県・市町村等)

【補助率】 1/2

## 【支援内容】

民間の事業活動等と一体的に実施する、国土交通省所管の基盤整備※の事業化に向けて必要な調査検討の経費を補助する。

### <調査内容>

① 施設整備の内容に関する調査

- ・基礎データ収集、需要予測
- ・施設配置、概略設計
- ・整備効果検討 等

② 施設の整備・運営手法に関する調査

- ・PPP/PFI事業手法の選定
- ・官民の役割分担
- ・VFMの算定 等

※ 国土交通省所管の道路、海岸、河川、港湾、都市公園、市街地整備、空港等の公共土木施設(社会資本整備総合交付金の基幹事業等として実施が可能なもの)

## 制度の事例

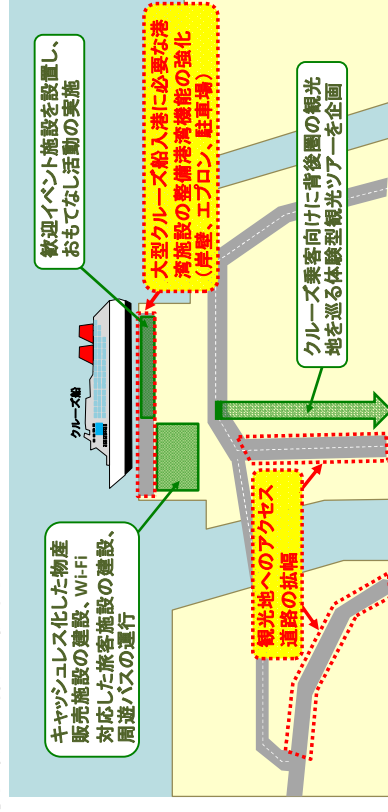
【凡例】 社会基盤整備

民間事業活動

例: 大型クルーズ船受入のための港湾施設整備の検討

### 【調査内容の例】

- ① 港湾施設整備に係る需要調査、大型クルーズ船寄港に必要な港湾機能の検討
- ② ①の調査結果に基づく岸壁、エプロン、駐車場、アクセス道路の概略設計 等



例: 観光振興のための公園整備の検討

### 【調査内容】

- ① 公園施設の再整備及びアクセス道路の拡幅等に係る需要調査、基本計画策定、概略設計
- ② 公園施設の整備・管理運営に係るPPP/PFI導入可能性検討 等





No.	77	R4 当初予算	20,692 百万円
事業名	地域公共交通確保維持改善事業	府省庁名	国土交通省
概要	地域の多様な主体の連携・協働による、地域の暮らしや産業に不可欠な交通サービスの確保・充実にに向けた取組を支援		
支援対象	公共交通事業者等（地域における協議会の議論を経て計画を作成することが前提）、地域における協議会又は地方公共団体	補助率	1 / 2、1 / 3 等
対象事業	<p>○地域の实情に応じた生活交通の確保維持（地域公共交通確保維持事業）</p> <p>&lt;幹線バス交通や地域内交通の運行&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域間交通ネットワークを形成する幹線バス交通の運行や車両購入等を支援</li> <li>・過疎地域等のコミュニティバス、デマンドタクシー、自家用有償旅客運送等の運行や車両購入、貨客混載の導入を支援</li> <li>・旅客運送サービス継続のためのダウンサイジング等の取組を支援</li> </ul> <p>&lt;離島航路・航空路の運航&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・離島住民の日常生活に不可欠な交通手段である離島航路・航空路の運航等を支援</li> </ul> <p>○快適で安全な公共交通の構築（地域公共交通バリア解消促進等事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者等の移動円滑化のためのノンステップバス、福祉タクシーの導入、鉄道駅における内方線付点状ブロックの整備</li> <li>・地域鉄道の安全性向上に資する設備の更新等</li> </ul> <p>○持続可能な地域公共交通の実現に向けた計画の策定（地域公共交通調査等事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共交通のマスタープランである「地域公共交通計画」の策定に資する調査等</li> <li>・バリアフリー化を促進するためのマスタープラン・基本構想の策定に係る調査</li> </ul>		
支援内容	<p>○地域公共交通確保維持事業                      &lt;補助率&gt; 1/2 等</p> <p>○地域公共交通バリア解消促進等事業        &lt;補助率&gt; 1/3 等</p> <p>○地域公共交通調査等事業                      &lt;補助率&gt; 1/2</p> <p>※ 国の認定を受けた地域公共交通利便増進実施計画等に基づく事業に対しては、補助要件の緩和等により支援内容を充実</p>		

離島での実績	令和3年度実績 <ul style="list-style-type: none"> <li>・離島航路運営費補助 127 航路</li> <li>・離島航空路運航費補助 15 航空路 等</li> </ul>
備考	
担当部署	国土交通省総合政策局地域交通課
連絡先	03-5253-8396
参照 HP	<a href="http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000041.html">http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000041.html</a>

# 地域公共交通確保維持改善事業の概要

令和4年度予算額

20,692百万円(前年度比1.01倍)

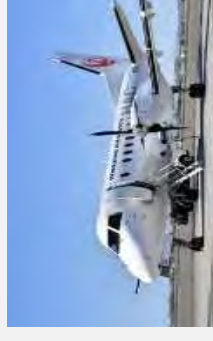
地域の多様な主体の連携・協働による、地域の暮らしや産業に不可欠な交通サービスへの確保・充実に向けた取組を支援  
(上記取組を促進するため、地域公共交通活性化再生法の枠組みを強化(令和2年11月27日施行))

## 地域公共交通確保維持事業

(地域の実情に応じた生活交通の確保維持)

### <支援の内容>

- 幹線バス交通や地域内交通の運行
  - 地域間交通ネットワークを形成する幹線バス交通の運行や車両購入等を支援
  - 過疎地域等のコミュニティバス、デマンドタクシー、自家用有償旅客運送等の運行や車両購入、貨客混載の導入を支援
  - 旅客運送サービス継続のためのダウンサイジング等の取組を支援
- 離島航路・航空路の運航
  - 離島住民の日常生活に不可欠な交通手段である離島航路・航空路の運航等を支援

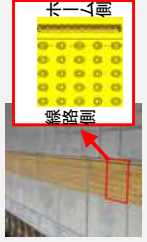


## 地域公共交通バリア解消促進等事業

(快適で安全な公共交通の実現)

### <支援の内容>

- 高齢者等の移動円滑化のためのノンステップバス、福祉タクシーの導入、鉄道駅における内方線付点状ブロックの整備
- 地域鉄道の安全性向上に資する設備の更新等



## 地域公共交通調査等事業

(持続可能な地域公共交通の実現に向けた計画の策定)

### <支援の内容>

- 公共交通のマスタープランである「地域公共交通計画」の策定に資する調査等
- バリアフリー化を促進するためのマスタープラン・基本構想の策定に係る調査

## 『地域公共交通確保維持改善事業』

R4予算案：207億円(R3予算額：206億円)

◇島民生活に必要な離島航路の維持・確保を支援

〈R4予算案 離島航路：70.5億円〉(R3予算額：70.2億円)

### ○補助対象は唯一かつ赤字の航路

#### 1. 離島航路運営費補助

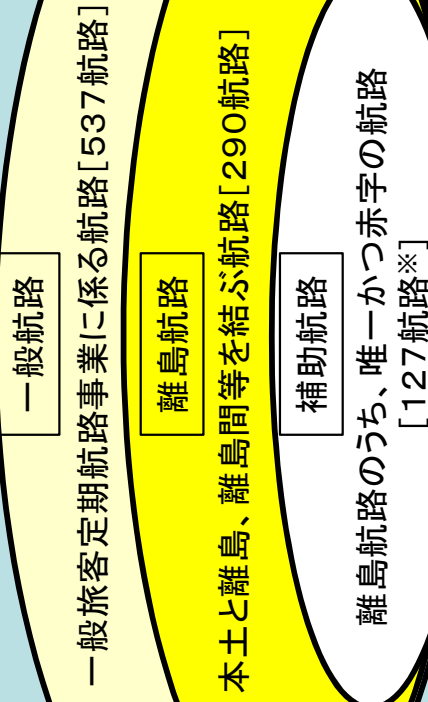
- ・欠損見込額全体に対する補助充足率は1/2

#### 2. 離島住民運賃割引補助

- ・協議会の決定による離島住民運賃割引費用の1/2を支援(残り1/2は自治体等で負担)

#### 3. 離島航路構造改革補助

- ・公設民営化等による船舶の代替建造費用への支援



【離島航路に就航する船舶の例】



※ 航路数は令和3年4月1日現在の数値

# 令和4年度離島関係予算(航空関係)

## 離島航空路線に係る運航費及び離島住民運賃割引補助の実施

○離島航空路線の安定的な輸送の確保のため、運航費に対する補助及び離島住民運賃割引に対する支援を実施。【地域公共交通確保維持改善事業】

**R4予算額 207億円の内数 (R3予算額 206億円の内数)**

## 離島航空路線に係る航空機購入費補助の実施

○離島住民の日常生活に不可欠な離島航空路線を維持するため、離島に就航する航空機等の購入費に対する支援を実施。

(補助対象航空機:9人以上の旅客、1,500m以下の長さの滑走路で離着陸できる飛行機)

**R4予算額 14.7億円** ※オリエンタルエアブリッジ(株)の機材更新に対する支援

**(R3予算額 19.7億円** ※日本エアコミューター(株)、(株)北海道エアシステムの機材更新等に対する支援)

離島航空路線に就航する主な機材



Do228-212(ドルニエ) (19人乗り)



ATR42-600 (48人乗り)

## 【参考】離島航空路線に係る着陸料等の軽減措置 (令和4年度)

〈着陸料の軽減〉	
	軽減措置
ジェット機	本則×1/6
その他	本則×1/8
(うち6t以下)	本則×1/16

注) 最大離陸重量50t以下の小型機材については、さらに20%の軽減(20t以下の小型機材については、30%の軽減)  
※令和4年度においては、国内線に係る着陸料、停留料、航行援助施設利用料について、合計で約6割軽減

〈航行援助施設利用料の軽減〉	
	軽減措置
ジェット機	本則×1/6
その他	本則×1/8
(うち15t以下)	本則×1/16

注) 最大離陸重量15t以上20t以下の小型機材については、さらに1/2の軽減  
※令和4年度においては、国内線に係る着陸料、停留料、航行援助施設利用料について、合計で約6割軽減

## 〈航空機燃料料の軽減〉

	コロナ前水準	改正(令和4年度)
本則	18,000円/kl	13,000円/kl
特定離島路線	13,500円/kl	9,750円/kl
沖縄路線	9,000円/kl	6,500円/kl

注) 令和4年度に限り、コロナ前の軽減措置から更に軽減

No.	78		R4 当初予算 R3 補正予算	海洋の開発・利用・ 保全の戦略的な推進 のための予算（97 百万円）の内数
事業名	海の次世代モビリティの利活用に関する実証事業		府省庁名	国交省
概要	沿岸・離島地域が抱える課題解決のため、海の次世代モビリティの新たな技術・知見を活用し、現地に実装するために必要な検証すべき事項について、実証的な実験を行う。			
支援対象	海の次世代モビリティの製造・運用者、結果を評価するユーザー（地方自治体等）が共同で応募・実施するもの ※ 地方自治体が共同実施者として参画することは必須ではないが、応募に当たっては、実験海域の使用に係る自治体を含む関係者へ説明済みであることを条件とする予定。	補助率	実験に要する経費の助成(500万円以内)	
対象事業	海の次世代モビリティの我が国沿岸・離島地域における新たな利活用法を提案し実証するもの ※ 海の次世代モビリティとは、ASV、AUV、ROVなど、海上または海中を無人で浮遊し移動するものを指します。 ※ 新たな利活用の促進を目的としているため、海の次世代モビリティの新たな利活用で結果を公表できるものを対象とします。すでに実用化されている利活用法は対象外です。 ※ 新たな技術の適用に限らず、既存の技術を新たな用途に応用するものも対象になります。			
支援内容	実験に要する経費の助成（500万円以内） ※ 実験に要する経費について、上限額まで助成します。 ※ 計上できる経費の詳細は応募要領でご案内します。			
離島での実績				
備考	詳細は調整中のため、変更がありうる。 公募は5月に開始予定。			
担当部署	国土交通省総合政策局海洋政策課			
連絡先	03-5253-8266			
参照 HP	<a href="https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/ocean_policy/seamobijishou.html">https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/ocean_policy/seamobijishou.html</a>			

### 実験の目的

沿岸・離島地域が抱える課題解決のため、海の次世代モビリティの新たな技術・知見を活用し、現地に実装するために必要な検証すべき事項について、実証的な実験を行う。

### 実験の概要

**実験内容:** 海の次世代モビリティの我が国沿岸・離島地域における新たな利活用法を提案し実証するもの

- ※ 海の次世代モビリティとは、ASV、AUV、ROVなど、海上または海中を無人で浮遊し移動するものを指します。
- ※ 新たな利活用の促進を目的としているため、海の次世代モビリティの新たな利活用で結果を公表できるものを対象とします。すでに実用化されている利活用法は対象外です。
- ※ 新たな技術の適用に限らず、既存の技術を新たな用途に応用するものも対象になります。

**実施体制:** 海の次世代モビリティの製造・運業者、結果を評価するユーザー（自治体等）が共同で応募・実施

- ※ 地方自治体が共同実施者として参画することは必須ではありません。ただし、応募に当たっては、実験海域の使用に係る自治体を含む関係者の了解を得ることが条件となります。

**助成額:** 1件あたり500万円程度（上限）

- ※ 実験に要する経費について、上限額まで助成します。
- ※ 計上できる経費の詳細は応募要領でご案内します。

**採用件数:** 10件程度採択予定

### スケジュール（予定）

公募期間: 5月～6月上旬

採択公表: 6月下旬

実証実施: 7月～翌1月中旬

結果取りまとめ: ～2月下旬

結果報告会: 3月

No.	79	R4 当初予算	4,500 百万円
事業名	空き家対策総合支援事業		府省庁名 国土交通省
概要	空家特措法を積極的に活用して、空き家・不良住宅の除却、空き家の活用、関連事業など総合的な空き家対策に取り組む市町村に対して支援を行う。		
支援対象	地方公共団体等	補助率	以下のとおり
対象事業	<p><b>&lt;空き家対策基本事業&gt;</b></p> <p>○空き家の除却</p> <p>①特定空家等の除却（行政代執行・略式代執行に係る除却費用のうち回収不能なものを含む）</p> <p>②不良住宅の除却</p> <p>③各種災害により被害が生じた又は被害が見込まれる空家住宅等の緊急的又は予防的な除却</p> <p>④上記以外の空き家、空き建築物の除却であって、除却後の跡地が地域活性化のための計画的利用に供される場合</p> <p>※ 崖地や離島など通常想定される除却費と比較して高額となる場合のかかりまし費用も補助</p> <p>○空き家を除却した後の土地の整備</p> <p>※ 地域活性化要件が適用されない特定空家や不良住宅等を除却した後の土地を、公益性の高い用途で10年以上活用を行う場合に限る。</p> <p>○空き家の活用</p> <p>○空家等対策計画の策定等に必要な空き家の実態把握</p> <p>○空き家の所有者の特定</p> <p><b>&lt;空き家対策附帯事業&gt;</b></p> <p>○空家法に基づく行政代執行等の措置の円滑化のための法務的手続等を行う事業等</p> <p>①行政代執行・略式代執行に係る弁護士相談等の必要な司法的手続等の費用</p> <p>②代執行後の債権回収機関への委託費用</p> <p>③財産管理制度の活用に伴い発生する予納金で回収不能なもの</p> <p><b>&lt;空き家対策関連事業&gt;</b></p> <p>○基本事業とあわせて実施する以下の事業</p> <p>・住宅・建築物耐震改修事業 ・住宅市街地総合整備事業 ・街なみ環境整備事業</p> <p>・狭あい道路整備等促進事業 ・小規模住宅地区改良事業 ・地域優良賃貸住宅整備事業</p> <p>・住宅地区改良事業等計画基礎調査事業（空き家が集積し、その活用が必要な地域における空き家の活用の方針、関連する各種ハード事業の導入可能性の検討等）</p>		
支援内容	<p>○空き家の除却[補助率：2/5]</p> <p>○空き家を除却した後の土地の整備※[補助率：直接 1/2、間接 1/3（かつ市町村の 1/2）]</p> <p>○空き家の活用[補助率：直接 1/2、間接 1/3（かつ市町村の 1/2）]</p> <p>○空家等対策計画の策定等に必要な空き家の実態把握[補助率：1/2]</p> <p>○空き家の所有者の特定[補助率：1/2]</p> <p>○空き家対策附帯事業[補助率：1/2]</p> <p>○空き家対策関連事業[補助率：各事業による]</p>		
離島での実績	<p>平成30年度：【除却】8市町村（7%）※/205棟 【活用】5市町村（5%）※/9棟</p> <p>令和元年度：【除却】13市町村（12%）※/302棟 【活用】7市町村（6%）※/13棟</p> <p>令和2年度：【除却】19市町村（17%）※/368棟 【活用】10市町村（9%）※/27棟</p> <p>※ 市町村数(離島振興対策実施地域 111 全市町村数に対する割合)</p>		
備考	<p>以下の要件等を満たす必要あり</p> <p>・空家等対策計画を策定（実態把握を除く）</p> <p>・空家特措法に基づく「協議会」を設置するなど、地域の民間事業者等との連携体制がある</p>		
担当部署	国土交通省住宅局住宅総合整備課住環境整備室		
連絡先	03-5253-8508		
参照 HP	<a href="https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000035.html">https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000035.html</a>		



空家特措法を積極的に活用して、空き家・不良住宅の除却、空き家の活用、関連事業など総合的な空き家対策に取り組む市町村に対して支援を行う。(～令和7年度)

## 事業内容

空家等対策計画に基づき実施する以下の事業

### <空き家対策基本事業>

#### ○ 空き家の除却【補助率：2/5】

- ①特定空家等の除却(行政代執行・略式代執行に係る除却費用のうち回収不能なものを含む)
- ②不良住宅の除却

③各種災害により被害が生じた又は被害が見込まれる空家住宅等の緊急的又は予防的な除却

**拡充**

④上記以外の空き家、空き建築物の除却であって、除却後の跡地が地域活性化のための計画的利用に供される場合

**拡充**

※ 崖地や離島など通常想定される除却費と比較して高額となる場合のかけこみ費用も補助

#### ○ 空き家を除却した後の土地の整備【補助率：直接1/2、間接1/3(かつ市町村の1/2)】

**拡充**

(地域活性化要件が適用されない特定空家や不良住宅等を除却した後の土地を、公益性の高い用途で10年以上活用を行う場合)

#### ○ 空き家の活用【補助率：直接1/2、間接1/3(かつ市町村の1/2)】

#### ○ 空家等対策計画の策定等に必要空き家の実態把握【補助率：1/2】

#### ○ 空き家の所有者の特定【補助率：1/2】

### <空き家対策附帯事業>【補助率：1/2】

- 空家法に基づく行政代執行等の措置の円滑化のための法務的手続等を行う事業等  
(行政代執行・略式代執行に係る弁護士相談等の必要な司法的手続等の費用、代執行後の債権回収機関への委託費用、財産管理制度の活用に伴い発生する予納金で回収不能なもの)

### <空き家対策関連事業>【補助率：各事業による】

#### ○ 基本事業とあわせて実施する以下の事業

- ・住宅・建築物耐震改修事業
- ・住宅市街地総合整備事業
- ・狭あい道路整備等促進事業
- ・小規模住宅地区改良事業
- ・地域優良賃貸住宅整備事業

#### ・住宅地区改良事業等計画基礎調査事業

(空き家が集積し、その活用が必要な地域における空き家の活用の方針、関連する各種ハード事業の導入可能性の検討等)

## 空き家の除却



居住環境の整備改善のため、特定空家等を除却

## 空き家の活用



地域活性化のため、空き家を地域交流施設に活用

法定の協議会など  
民間事業者等と連携して事業を推進

## 補助対象

以下の①、②を満たす地方公共団体

- ①空家等対策計画を策定(実態把握を除く)
- ②空家特措法に基づく「協議会」を設置するなど、地域の民間事業者等との連携体制があるなど

## 補助率

	所有者が実施		地方公共団体が実施	
	国	地方公共団体	国	地方公共団体
除却	2/5	2/5	2/5	3/5
活用	1/3	1/3	1/2	1/2

No.	80	R4 予算額	2,706 百万円の内数
事業名	訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業	府省庁名	観光庁
概要	観光地、宿泊施設、公共交通機関の各場面において、訪日外国人旅行者がストレスフリー・快適に旅行を満喫できる環境及び災害など非常時においても安全・安心な旅行環境の整備を図るため、多言語での観光情報提供機能の強化、無料 Wi-Fi サービスの整備、キャッシュレス決済の普及、バリアフリー化の推進、感染症対策の充実、非常時における多言語対応の強化等に関する取組を支援する。		
支援対象	(1) 観光案内所・観光施設等を設置し、若しくは管理する者、又は観光地における店舗・事業所等を運営する者 病院・診療所等を設置し、又は管理する者 (2) 宿泊事業者等 (3) 公共交通事業者、地域における協議会、地方公共団体等	補助率	(1) 1/2 (2) 宿泊施設基本的ストレスフリー環境整備事業：1/3（1 宿泊事業者あたり上限 150 万円） 宿泊施設バリアフリー化促進事業：1/2（1 宿泊事業者あたり上限 500 万円） (3) 2/3、1/2、2/5、1/3、1/4 等 （交通サービス調査事業は上限 1,000 万円）
対象事業	(1) インバウンド安全・安心対策推進事業 (2) 宿泊施設インバウンド対応支援事業 (3) 交通サービスインバウンド対応支援事業		
支援内容	(1) インバウンド安全・安心対策推進事業 ① 観光施設等における感染症対策機器等の整備 ・ 訪日外国人旅行者を受入れる観光施設等における感染症の拡大防止を推進することで、訪日外国人旅行者が我が国を安心して旅行できる環境を整備するため、感染症対策機器等の整備に要する経費の一部について支援。 ② 災害時の観光施設等における避難所機能の強化 ・ 災害時に訪日外国人旅行者を受け入れる観光施設等における避難所機能の強化を推進することで、訪日外国人旅行者がわが国を安心して旅行できる環境を整備するため、これらの機能強化に資する整備に要する経費の一部について支援。 ③ 災害時・急病時の観光施設等における多言語対応機能の強化 ・ 災害時に訪日外国人旅行者の避難誘導を行う観光施設等及び訪日外国人旅行者の診療を受け入れる医療機関における多言語対応を推進することで、訪日外国人旅行者がわが国を安心して旅行できる環境を整備するため、これらの機能強化に資する整備に要する経費の一部について支援。 (2) 宿泊施設インバウンド対応支援事業 ・ 旅館・ホテル等の宿泊施設において、訪日外国人旅行者にとって利用しやすい宿泊環境の整備を促進するため、宿泊事業者が実施する無料公衆無線 LAN 環境整備や決済端末整備等の基本的ストレスフリー環境整備、及びトイレのバリアフリー化や出入口の改修等のバリアフリー環境整備に要する経費の一部について支援。 (3) 交通サービスインバウンド対応支援事業 ・ ストレスフリーな交通利用環境の利便性向上等を実現するため、多言語表記、多言語案内用タブレット端末の導入、無料 Wi-Fi の整備、トイレの洋式化及び機能向上、全国共通 IC カード・QR コード決済等の導入、旅客施設や車両等の移動等円滑化、感染症対策等のインバウンド対応事業に要する経費の一部について支援。		

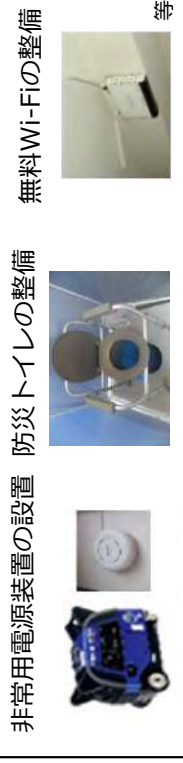
離島での実績	<p>H30 補正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・佐渡島（新潟県佐渡市）〔交通サービスインバウンド対応支援事業〕</li> </ul> <p>R 1 当初予算</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中通島（長崎県上五島町）〔交通サービスインバウンド対応支援事業〕</li> </ul> <p>R 1 予備費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日間賀島（愛知県知多郡南知多町）〔宿泊施設インバウンド対応支援事業〕</li> </ul> <p>R 2 当初予算</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利尻島（北海道利尻郡利尻町）〔宿泊施設インバウンド対応支援事業〕</li> <li>・佐渡島（新潟県佐渡市）〔宿泊施設インバウンド対応支援事業〕</li> <li>・白石島（岡山県笠岡市）〔宿泊施設インバウンド対応支援事業〕</li> <li>・壱岐島（長崎県壱岐市）〔宿泊施設インバウンド対応支援事業〕</li> <li>・似島（広島県広島市）〔交通サービスインバウンド対応支援事業〕</li> <li>・江田島（広島県江田島市）〔交通サービスインバウンド対応支援事業〕</li> </ul> <p>R2 補正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・種子島（鹿児島県西之表市）〔交通サービスインバウンド対応支援事業〕</li> <li>・屋久島（鹿児島県屋久島町）〔交通サービスインバウンド対応支援事業〕</li> </ul> <p>R3 当初予算</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・直島（香川県香川郡直島町）〔交通サービスインバウンド対応支援事業〕 など</li> </ul>
備 考	
担当部署	<p>(1) 国土交通省 観光庁 外客受入担当参事官室 TEL: 03-5253-8972</p>
連絡先	<p>(2) 国土交通省 観光庁 観光産業課 TEL : 03-5253-8330</p> <p>(3) 国土交通省 総合政策局 地域交通課 TEL : 03-5253-8396</p>
参照 HP	

観光地、宿泊施設、公共交通機関の各場面において、訪日外国人旅行者がストレスフリー・快適に旅行を満喫できる環境及び災害など非常時に際しても安全・安心な旅行環境の整備を図るため、多言語での観光情報提供機能の強化、無料Wi-Fiサービスの整備、キャッシュレス決済の普及、バリアフリー化の推進、感染症対策の充実、非常時における多言語対応の強化等に関する取組を支援する。

また、訪日外国人旅行者の更なる消費拡大・満足度向上に向けて、インバウンドベンチャーのノウハウ・技術の活用等、地方の観光の現場における新たな取組の促進を図る。

### ○観光施設等における安全・安心の向上に向けた取組を支援

#### ■災害時の避難所機能の強化



#### ■災害時・急病時の多言語対応強化



#### ■感染症対策の充実

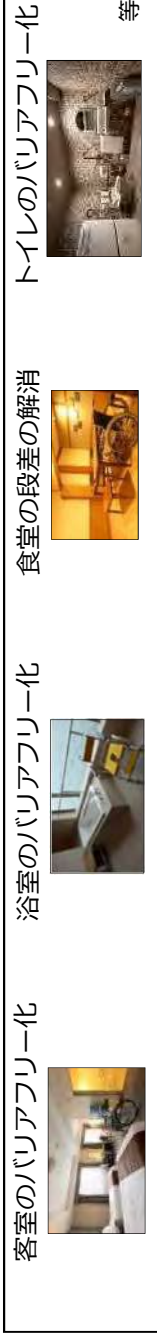


### ○宿泊施設での滞在時の快適性の向上に向けた取組を支援

#### ■基本的ストレスフリー環境整備



#### ■バリアフリー環境整備



#### サーモグラフィ等の導入



DXを活用した非接触型チエックインシステムの導入(※)



#### 混雑状況の「見える化」



※これに付帯する宿泊情報管理システム等を含む

### ○移動に係る利便性及び快適性の向上に向けた取組を支援

#### 多言語表記 多言語案内用タブレット端末等の整備



#### 無料Wi-Fiの整備



#### トイレの洋式化及び機能向上



#### 全国共通ICカードQRコード決済等の導入



#### 移動円滑化



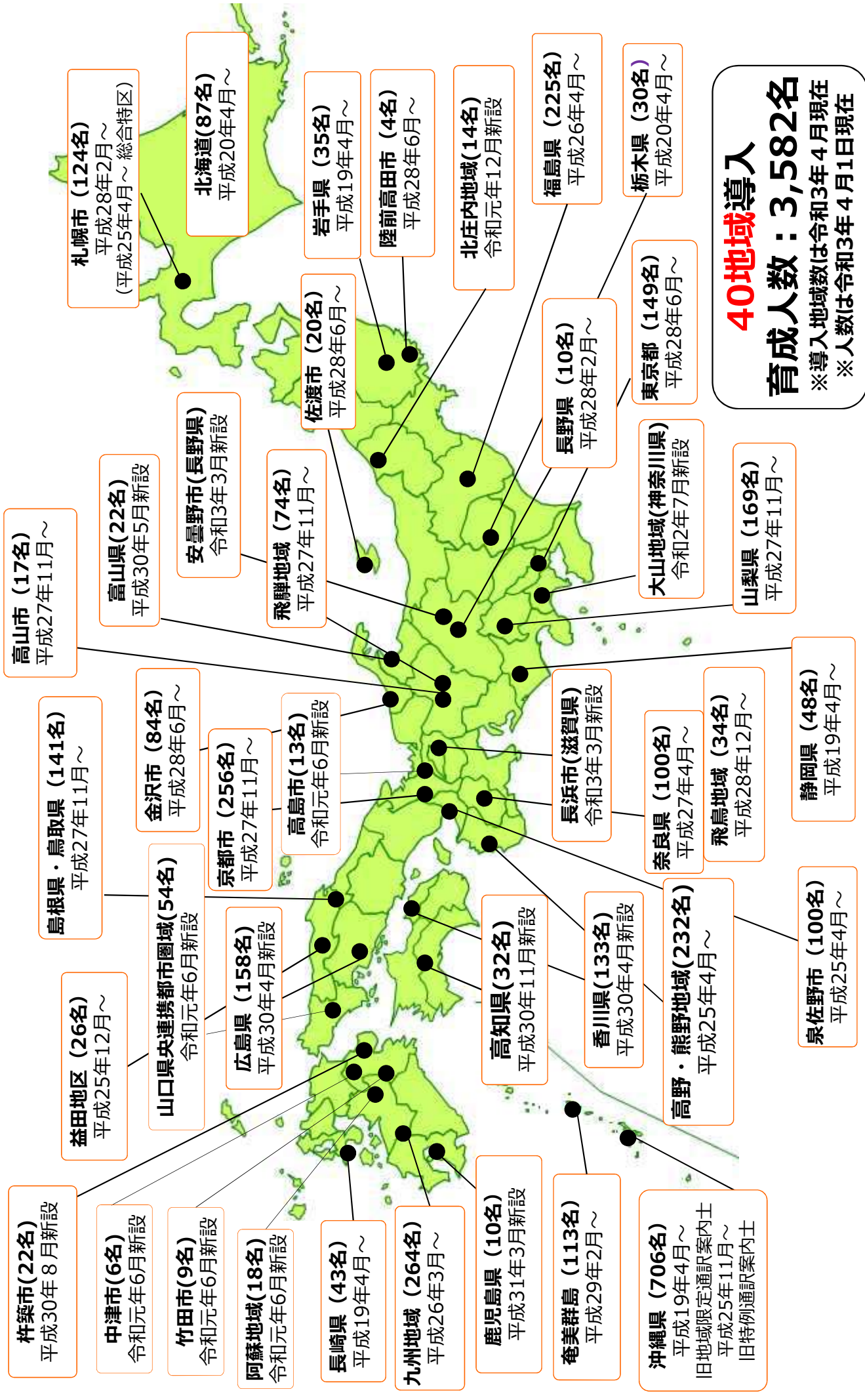
#### 感染症対策



【補助率】 1/2、1/3 等

No.	81		R4 予算額	—
事業名	地域通訳案内士制度		府省庁名	観光庁
概要	各地域における通訳案内士の不足に対応を図る観点から、一定区域内において名称独占資格を付与する地域通訳案内士制度を導入することにより、多様化する訪日外国人旅行者の旅行ニーズへの対応を図っている。			
支援対象	地方公共団体	補助率	— (地域通訳案内士育成等計画の策定に際してのアドバイス等の支援)	
対象事業	<p>地域通訳案内士制度を導入する地方公共団体に対して、地域通訳案内士育成等計画を策定する際のアドバイスや、優良事例などの横展開などを行うなどの支援を行っている。</p> <p>平成 27 年度導入地域 ・ 山梨県、長野県、高山市、京都市、奈良県、島根県・鳥取県</p> <p>平成 28 年度導入地域 ・ 陸前高田市、佐渡市、東京都、金沢市、奄美群島</p> <p>平成 30 年度導入地域 ・ 広島県、香川県、富山県、杵築市、高知県、鹿児島県</p> <p>令和元年度導入地域 ・ 高島市、阿蘇地域、竹田市、中津市、山口県央都市圏域、北庄内地域</p> <p>令和 2 年度導入地域 ・ 長浜市、安曇野市、大山地域</p>			
支援内容	地域通訳案内士制度を導入する地方公共団体に対して、地域通訳案内士育成等計画の策定に際してのアドバイスや、優良事例の横展開など、地域ガイド（地域通訳案内士）の導入・育成に関して積極的な支援を行う。			
離島での実績	平成 28 年度に佐渡市（新潟県）及び奄美群島（鹿児島県）において、地域通訳案内士制度を導入。			
備考	—			
担当部署	観光庁 参事官（国際関係・観光人材政策）			
連絡先	TEL：03-5253-8367			
参照 HP	<a href="http://www.mlit.go.jp/kankocho/shisaku/kokusai/tsuyaku.html">http://www.mlit.go.jp/kankocho/shisaku/kokusai/tsuyaku.html</a>			

# 地域通訳案内士の導入状況(全国一覽)



**40地域導入**  
**育成人数：3,582名**  
 ※導入地域数は令和3年4月現在  
 ※人数は令和3年4月1日現在

# 参照条文(地域通訳案内士制度)

## ○通訳案内士法（昭和24年法律第210号）（抄）

(業務)

### 第二条 (略)

2 地域通訳案内士は、その資格を得た第五十四条第二項第一号に規定する地域通訳案内士業務区域において、報酬を得て、通訳案内を行うことを業とする。

(地域通訳案内士育成等計画)

第五十四条 市町村又は都道府県は、地域通訳案内士育成等基本指針に基づき、単独で又は共同して、当該市町村又は都道府県の区域内において、地域通訳案内士の育成等を図るための計画（以下「地域通訳案内士育成等計画」という。）を定めることができる。

2 地域通訳案内士育成等計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 1 地域通訳案内士にその業務を行わせる区域（以下「地域通訳案内士業務区域」という。）
- 2 地域通訳案内士業務区域の特性に応じた通訳案内に関する研修その他の地域通訳案内士の育成等の実施に関する事項
- 3 二以上の市町村又は都道府県が共同して地域通訳案内士育成等計画を定める場合にあつては、第五十七条において読み替えて準用する第十九条の地域通訳案内士登録簿を備える一の市町村又は都道府県
- 4 前三号に掲げるもののほか、地域通訳案内士育成等計画の実施に関し当該市町村又は都道府県が必要と認める事項
- 5 市町村又は都道府県は、地域通訳案内士育成等計画を定めようとするときは観光庁長官の同意を得なければならない。
- 6 観光庁長官は、地域通訳案内士育成等計画が次の各号のいずれにも該当するものと認めるときは、同意をするものとする。

1 地域通訳案内士育成等基本指針に適合すること。

2 円滑かつ確実に実施されると見込まれること。

5 (略)

6 市町村又は都道府県は、地域通訳案内士育成等計画を変更しようとするときは観光庁長官の同意を得なければならない。  
この場合においては、前二項の規定を準用する。

(資格)

第五十五条 前条第三項の同意を得た市町村又は都道府県が行う当該同意に係る地域通訳案内士業務区域の特性に応じた通訳案内に関する研修を修了した者は、当該地域通訳案内士業務区域において、地域通訳案内士となる資格を有する。

No.	82		R4 予算額	763 百万円
事業名	広域周遊観光促進のための観光地域支援事業		府省庁名	観光庁
概要	旅行者の混雑や密を低減させつつ、国内外の旅行者の各地域への周遊を促進するため、観光地域づくり法人（DMO）が中心となり、地域が一体となっていく、調査・戦略策定、滞在コンテンツの充実、受入環境整備、旅行商品流通環境整備、情報発信といった取組に対して総合的な支援を行う。			
支援対象	登録 DMO が定めた事業計画に位置づけられた事業の実施主体（登録 DMO、地方公共団体）	補助率	定額（調査・戦略策定） 事業費の 1/2（滞在コンテンツの充実、受入環境整備、旅行商品流通環境整備、情報発信・プロモーション） ※継続事業については 2 年目:2/5、3 年目:1/3	
対象事業	地方ブロック毎に開催される連絡調整会議における調整を行った、各観光地域づくり法人策定の事業計画に位置づけられた外国人旅行者の誘客を目的とする、以下の取組を支援。 ①調査・戦略策定 ②滞在コンテンツの充実 ③受入環境整備 ④旅行商品流通環境整備 ⑤情報発信・プロモーション			
支援内容	① 調査・戦略策定は定額補助。 ② 滞在コンテンツの充実、③受入環境整備、④旅行商品流通環境整備、⑤情報発信・プロモーションは補助率 1/2。 ただし、継続事業については 2 年目補助率 2/5、3 年目補助率 1/3。			
離島での実績	天売島、焼尻島において行う観光地域づくり法人等の取組を支援			
備考				
担当部署	国土交通省観光庁観光地域振興課広域連携推進室			
連絡先	TEL 03-5253-8327			
参照 HP	—			



# 広域周遊観光促進のための観光地域支援事業

観光庁(観光地域振興課):763百万円

## 事業概要

旅行者の混雑や密を低減させつつ、国内外の旅行者の各地域への周遊を促進するため、観光地域づくり法人(DMO※)が中心となり、地域が一体となって行う、調査・戦略策定、滞在コンテンツの充実、受入環境整備、旅行商品流通環境整備、情報発信といたった取組に対して総合的な支援を行う。

※DMO (Destination Management/Marketing Organization) の呼称







## 支援制度

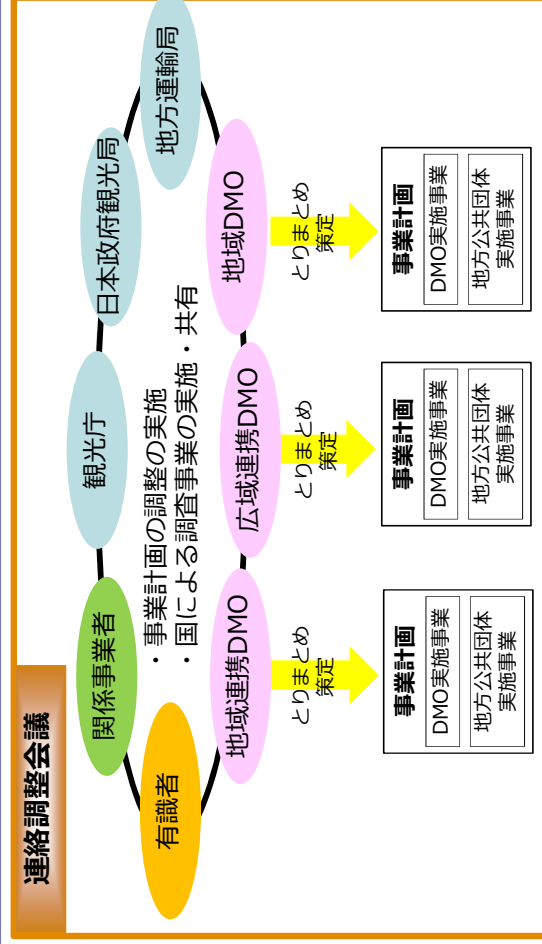
### ・補助対象事業：

登録DMOが定めた事業計画に位置づけられた、国内外の旅行者の各地域への誘客を目的とした以下の取組  
(ただし、地方ブロック毎に開催される連絡調整会議における調整を行ったものに限る)

- ①調査・戦略策定
- ②滞在コンテンツの充実
- ③受入環境整備
- ④旅行商品流通環境整備
- ⑤情報発信・プロモーション

### 具体的な支援イメージ

<p>①調査・戦略策定</p>  <p>マーケティング調査</p> <p>データに基づき、旅行者に対し訴求力のある取組を実施するための調査・戦略策定を支援。</p>	<p>②滞在コンテンツの充実</p>  <p>集落の散策</p> <p>地方部への誘客や繁閑差の解消、三密回避にもつなげる地域独自の観光資源を活用した滞在コンテンツの造成を支援。</p>	<p>③受入環境整備</p>   <p>HP等で混雑状況の情報を提供するシステムや、観光地の情報発信機能及びCRM機能を兼ね備えたアプリの整備</p>	<p>④旅行商品流通環境整備</p>  <p>旅行商品の国内外OTAへの掲載、旅行会社との商談会などを支援。</p> <p>商談会への参加</p>	<p>⑤情報発信・プロモーション</p>  <p>WEB・SNSを活用したエリア内のコンテンツの魅力等に関する効果的な情報発信を支援。</p> <p>WEBを活用したエリア内の魅力発信</p>
---	--	--	--	---



### ・補助対象者：

登録DMOが定めた事業計画に位置づけられた事業の実施主体 (登録DMO、地方公共団体)

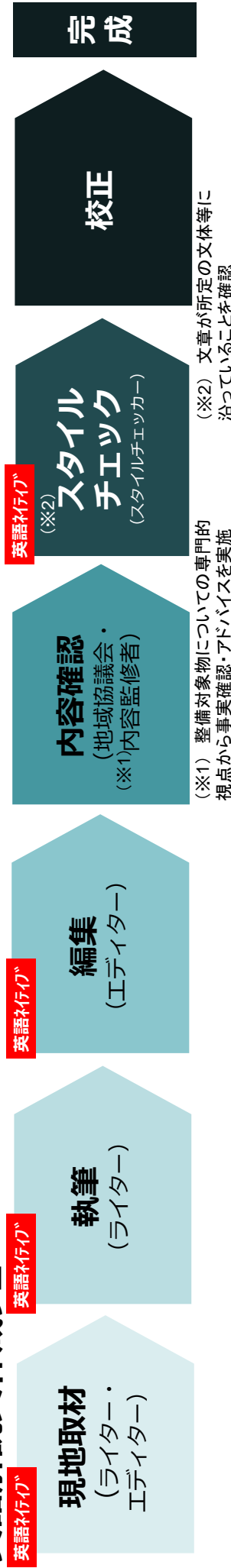
### ・補助率：

定額 (①調査・戦略策定) 事業費の1/2 (②滞在コンテンツの充実、③受入環境整備、④旅行商品流通環境整備、⑤情報発信・プロモーション) ※継続事業については2年目:2/5、3年目:1/3

No.	83	R4 当初予算額 R3 補正予算額	1 百万円 99.88 億円の内数
事業名	地域観光資源の多言語解説整備支援事業	府省庁名	観光庁
概要	<p>訪日外国人旅行者にとって分かりやすく、面的な観光ストーリーを伝える魅力的な解説文の整備を促進するため、国が英語のネイティブ等専門人材のリスト化、派遣体制の構築を行い、地域における観光資源の解説文の作成等を支援する。</p> <p>また、本事業で作成している英語解説文を元にした中国語解説文作成を支援する。</p>		
支援対象	地域協議会等	補助率	- (観光庁による調査事業)
対象事業	<p>解説文作成に要する以下の事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 解説文作成に関わる専門人材（英語を母国語とするネイティブライター等）による現地取材</li> <li>○ 現地取材によって得られた知見を踏まえ多言語解説文の執筆・校閲</li> <li>○ 自然や日本文化・歴史、観光といった分野に精通する専門家による監修</li> <li>○ 本事業で作成した英語解説文を元にした中国語解説文の作成</li> </ul> <p>ただし看板設置やパンフレット作成など、作成した解説文の媒体化については支援の対象外。</p>		
支援内容	<p>地域協議会が行う解説文作成に必要な経費については、1地域あたり500万円を目安として、その金額内において解説文作成を支援する。（ただし、申請書類の内容により、特に必要と判断される地域については、目安額の上乗せを行う場合がある。）</p> <p>※500万円の支援額で作成できる解説文点数の目安は、1点あたり250ワードの場合、25点程度。</p> <p>（令和3年度実績）</p>		
離島での実績	<p>平成30年度：隠岐島、五島列島、姫島、屋久島 令和元年度：小笠原諸島、佐渡島、五島列島、竹富島、徳之島 他 令和2年度：直島諸島、塩飽諸島、徳之島、屋久島</p>		
備考	<p>・本事業は、文化庁、環境省と連携して実施する。</p>		
担当部署	観光庁 観光資源課		
連絡先	03-5253-8925		
参照 HP	<a href="http://www.mlit.go.jp/kankocho/shisaku/kankochi/multilingual-kaisetsu.html">http://www.mlit.go.jp/kankocho/shisaku/kankochi/multilingual-kaisetsu.html</a>		

- 観光庁は、①文化庁・環境省と連携して、分かりやすく魅力的な多言語解説文を作成できる**英語のネイティブライター等の専門人材をリスト化し**、②**地域に派遣し解説文の作成を支援**。③**解説文作成のノウハウを蓄積し**、他地域へ横展開できるように**ガイドライン等を作成**。
- 多くの訪日外国人旅行者が解説文を読んでいるが、「必要とする情報が載っていない」、「内容が難しすぎる」、「英語表現が不自然」と感じるといった課題が存在。よって、日本語原稿を単純に翻訳するのではなく**外国人目線での解説文作成を推進するため、ネイティブライター等の専門人材を活用**。
- また、本事業で作成している英語解説文を元にした**中国語解説文作成も併せて実施**。

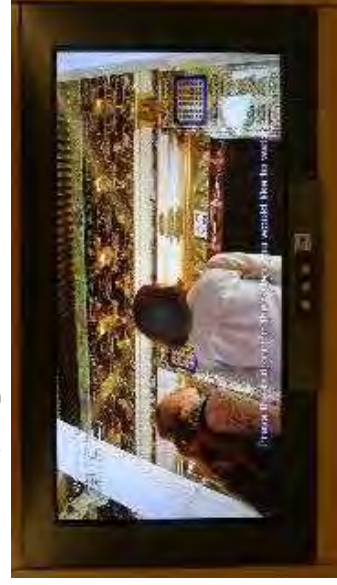
## 英語解説文作成フロー



## 多言語解説文の活用事例



日光二荒山神社神橋 看板の改善



タッチパネル式解説板による案内 (多言語字幕)



2次元コード (多言語音声・テキスト)

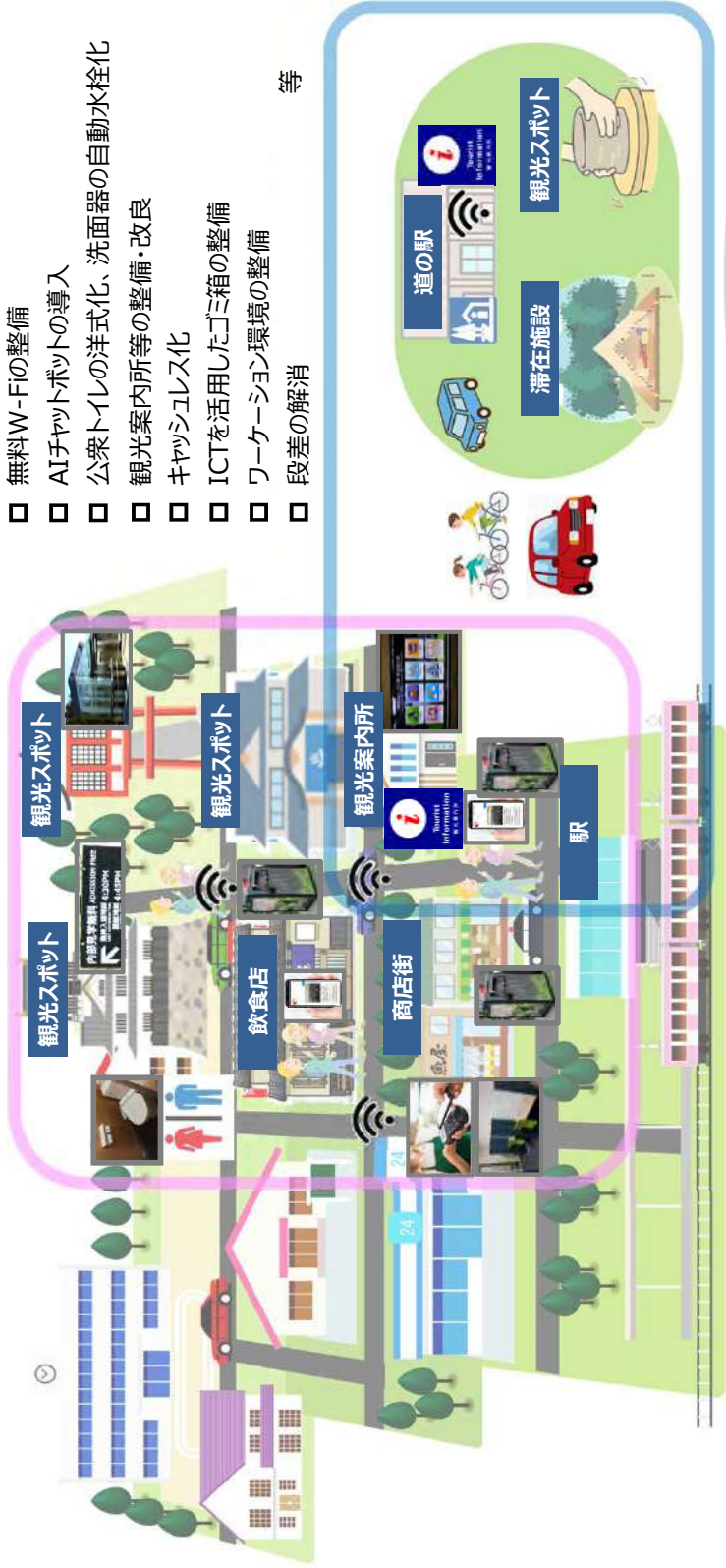
No.	84	R4 予算額	224 百万円の内数
事業名	ICT等を活用した観光地のインバウンド受入環境整備の高度化	府省庁名	観光庁
概要	訪日外国人旅行者の周遊の促進・消費の拡大を図るため、ICT等を活用した観光地の受入環境整備を支援する。		
支援対象	地方公共団体、民間事業者等	補助率	1/2、1/3
対象事業	(1)インバウンド周遊環境の整備 (2)古民家等の観光資源化 (3)観光振興のための無電柱化 (4)先進的なサイクリング環境整備 (5)歴史的観光資源の高質化		
支援内容	(1)インバウンド周遊環境の整備 【補助率：1/2 又は 1/3】 ・観光スポットの多言語化 ・無料 W-Fi の整備 ・AI チャットボットの導入 ・公衆トイレの洋式化、洗面器の自動水栓化 ・観光案内所等の整備・改良 ・キャッシュレス化 ・ICTを活用したゴミ箱の整備 ・ワーケーション環境の整備 ・段差の解消 ・賑わい拠点となる屋外広場の整備 ・ナイトタイムエコノミー環境の整備 ・混雑状況の見える化 ・グランピング環境の整備 ・EV 急速充電器の整備 (2)古民家等の観光資源化 【補助率：1/2 又は 1/3】 (3)観光振興のための無電柱化 【補助率：1/2】 (4)先進的なサイクリング環境整備 【補助率：1/2】 (5)歴史的観光資源の高質化 【補助率：1/3】		
離島での実績	(1)令和元年度 佐渡島（新潟県佐渡市）多言語翻訳システムの整備 (1)令和元年度 田代島と網地島（宮城県石巻市）多言語観光案内標識の一体的整備 (5)令和元年度 生口島（広島県尾道市）歴史的なまちなみを阻害する建築物等の除却		
備考	(1)地域要件 訪日外国人旅行者の来訪が特に多い、又はその見込みがあるものとして観光庁が指定する市区町村（「指定市区町村」） (4)先進的なサイクリング環境整備 指定市区町村を通過するサイクリングルートを対象とする		
担当部署	(1)国土交通省 観光庁 外客受入担当参事官室		TEL：03-5253-8972
連絡先	(2)国土交通省 住宅局 市街地建築課 市街地住宅整備室		TEL：03-5253-8517
	(3)国土交通省 道路局 環境安全・防災課		TEL：03-5253-8495
	(4)国土交通省 道路局 参事官		TEL：03-5253-8497
参照 HP	(5)国土交通省 都市局 公園緑地・景観課景観・歴史文化環境整備室		TEL：03-5253-8954

# ICT等を活用した観光地のインバウンド受入環境整備の高度化

訪日外国人旅行者の周遊の促進・消費の拡大を図るため、ICT等を活用した観光地の受入環境整備を支援する。

## ■インバウンド周遊環境の整備

- 観光スポットの多言語化
- 無料W-Fiの整備
- AIチャットボットの導入
- 公衆トイレの洋式化、洗面器の自動水栓化
- 観光案内所等の整備・改良
- キャッシュレス化
- ICTを活用したゴミ箱の整備
- ワークーション環境の整備
- 段差の解消



### 徒歩によるまちなか周遊

- 徒歩での観光スポット・商店街巡り、食べ歩き、その地域ならではの催し、夜のまちあるきなどを楽しむ環境を整備

- 賑わい拠点となる屋外広場の整備
- ナイトタイムエコノミー環境の整備



ナイトマーケット



町並みのライトアップ



- 混雑状況の見える化

### レンタカー・レンタサイクルによる広域周遊

- レンタカーやレンタサイクルでの観光スポット巡り、コト消費などを楽しみ、滞在できる環境を整備

- グランピング環境の整備
- EV急速充電器の整備



## ■古民家等の観光資源化



## ■観光振興のための無電柱化



## ■先進的なサイクリング環境整備

- 走行環境整備
- 受入環境整備
- 魅力づくり
- 情報発信



多言語案内看板 サイクルラックの設置

## ■歴史的観光資源の高度化

建築物・空地等の美装化・緑化、除却等



歴史的な町並みの景観に配慮した建築物

補助率

1 / 2 等

対象地域

訪日外国人旅行者の来訪が特に多い、又はその見込みがある市区町村として観光庁が指定するもの

No.	85		R4 当初予算 R3 補正予算	200 百万円 2,300 百万円
事業名	指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業		府省庁名	環境省
概要	都道府県等が指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画等を定めて、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する取組等に対し、必要な経費を国が支援する。			
支援対象	都道府県、協議会（※協議会は、 下記対象事業 1,3,4 に限る）	補助率	1 / 2 以内、定額等	
対象事業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 指定管理鳥獣捕獲等事業に係る実施計画策定等事業 捕獲事業の実施計画策定のための調査、計画検討や、事業評価のための調査、評価に係る経費の補助</li> <li>2. 指定管理鳥獣捕獲等事業 指定管理鳥獣（ニホンジカ、イノシシ）の捕獲及び処分に係る経費の補助</li> <li>3. 効果的捕獲促進事業 効果的な捕獲モデルの技術開発の実証等経費の補助</li> <li>4. 認定鳥獣捕獲等事業者等の育成 認定鳥獣捕獲等事業者等の育成のための講習会等経費の補助</li> <li>5. ジビエ利用拡大を考慮した狩猟者の育成 狩猟者を対象とした食肉利用の衛生管理も含めた狩猟に必要な知識、技能等に関する講習会等経費の補助</li> <li>6. ジビエ利用拡大等のための狩猟捕獲支援 <ol style="list-style-type: none"> <li>①狩猟によるニホンジカ、イノシシの捕獲経費の補助（処理加工施設が受け入れた個体に限る。）及び処理加工施設において搬入した捕獲個体の食肉処理等を行うにあたり発生した廃棄物処理等に係る経費の補助</li> <li>②狩猟によるニホンジカ、イノシシの捕獲経費の補助（都道府県が示した区域において捕獲した個体を適正に処分した個体に限る。）及び捕獲個体の適正な処分に要する経費の補助</li> </ol> </li> </ol>			

支援内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 事業費 5,000 千円を上限とする定額補助（都道府県） 事業費 10,000 千円を上限とする定額補助（協議会） （ただし、定額を超えた分は事業費の 1 / 2 以内）</li> <li>2. 事業費の 1 / 2 以内 （ただし、指定管理鳥獣に原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限がある県は、解除されるまでの間、事業費の 2 / 3 以内、CSF（豚熱）ウイルスが確認された都道府県にあっては事業費の 2 / 3 以内（ただし、対象となる指定管理鳥獣はイノシシに限る。））</li> <li>3. 事業費 10,000 千円を上限とする定額補助</li> <li>4. 事業費 2,000 千円を上限とする定額補助 （ただし、定額を超えた分は事業費の 1 / 2 以内）</li> <li>5. 事業費 2,000 千円を上限とする定額補助 （ただし、定額を超えた分は事業費の 1 / 2 以内）</li> <li>6. ① 1 頭当たり 9 千円を上限とする定額補助（シカ・イノシシ各 2 頭目から支払い）及び 1 処理加工施設当たり 2,000 千円を上限とする定額補助 ② 1 頭当たり 8 千円を上限とする定額補助（シカ、イノシシ各 1 頭目から支払い）及び捕獲個体の処分に要する実費相当額を定額補助</li> </ol>
離島での実績	香川県小豆島ほか、長崎県対馬島ほか、鹿児島県屋久島
備考	
担当部署	環境省 自然環境局 野生生物課 鳥獣保護管理室
連絡先	TEL 03-5521-8285
参照 HP	<a href="http://www.env.go.jp/nature/choju/reinforce/index.html">http://www.env.go.jp/nature/choju/reinforce/index.html</a>



【令和4年度予算 200百万円 (100百万円)】  
 【令和3年度補正予算 2,300百万円】

## 都道府県等が計画に基づき行う指定管理鳥獣（二ホンジカ、イノシシ）の捕獲等を支援します。

### 1. 事業目的

○令和5年度末までに二ホンジカ・イノシシの個体数を半減させる目標の達成及び豚熱ウイルスの拡散防止を目的とした野生イノシシの捕獲強化に向けて、都道府県等が行う二ホンジカ・イノシシの捕獲事業等を交付金により支援する。

### 2. 事業内容

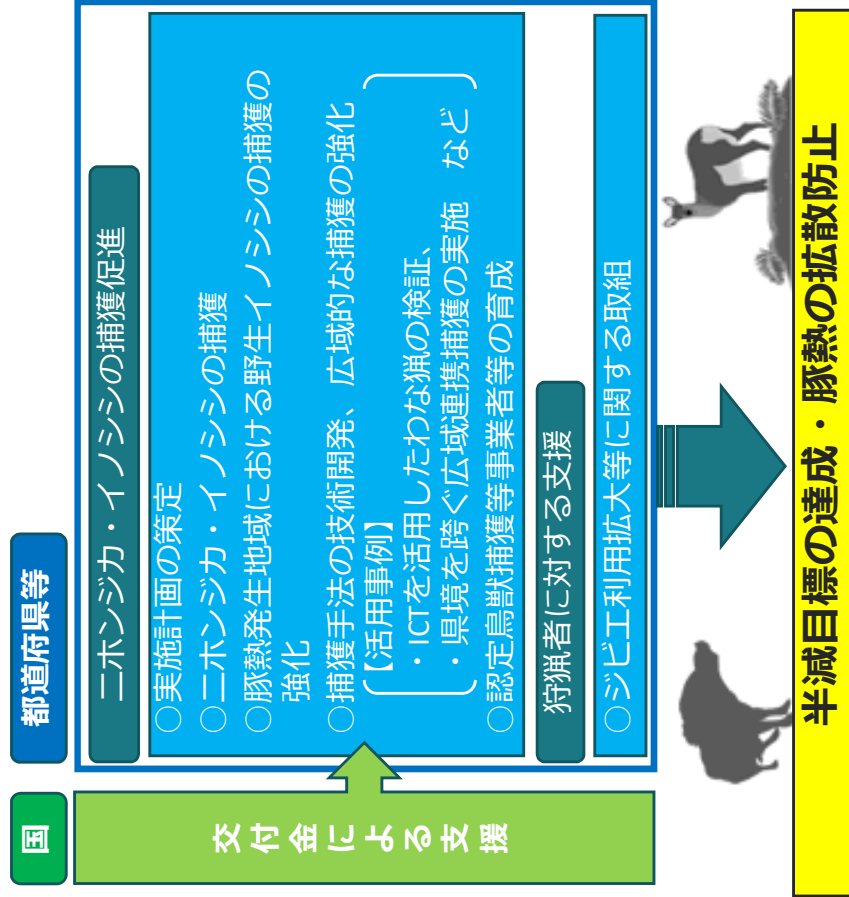
二ホンジカ及びイノシシの半減目標の達成及び豚熱ウイルスの拡散防止に向けてなお一層の捕獲を行う必要があることから、都道府県等が行う以下の取組の一部又は全部について、交付金により支援する。

- ① 指定管理鳥獣捕獲等事業に係る実施計画策定等
- ② 指定管理鳥獣の捕獲等
- ③ 効果的な捕獲の促進（捕獲手法の技術開発・市町村連携による捕獲）
  - ・ 広域連携による捕獲
- ④ 認定鳥獣捕獲等事業者等の育成（捕獲技術向上のための研修会等）
- ⑤ ジビエ利用拡大を考慮した狩猟者の育成（食肉衛生の講習会等）
- ⑥ ジビエ利用拡大等のための狩猟捕獲支援（捕獲個体の搬入への支援及び捕獲強化のための狩猟捕獲経費補助等）

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金（補助率1 / 2、2 / 3、定額）
- 交付対象 都道府県、協議会
- 実施期間 平成26年度～令和5年度（予定）

### 4. 事業イメージ





No.	86		R4 当初予算 R3 補正予算	1.7 億円 78.89 億円
事業名	海岸漂着物等地域対策推進事業		府省庁名	環境省
概要	美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（平成 21 年法律第 82 号）に基づき、地方公共団体が実施する海洋ごみ（漂流・漂着・海底ごみ）の回収・処理事業等に対し、補助金を交付するもの。			
支援対象	地方公共団体	補助率	1 / 2（地域計画策定・改定に係る事業） 7 / 10（海洋ごみの回収・処理、発生抑制対策に係る事業） ※離島振興法の対象となる地域については、補助率を 7 / 10 から 9 / 10 に嵩上げ	
対象事業	<p>① 地域計画の策定・改定等に係る事業 地域計画の策定・改定に係る事業及び海洋ごみ対策の推進を図るために必要な連絡調整、情報収集等の事業</p> <p>② 海洋ごみの回収・処理に係る事業 海洋ごみの回収・処理に係る事業（民間団体等と連携・協力して実施する事業を含む。）及び海洋ごみの回収・処理に係る調査研究の事業</p> <p>③ 海洋ごみの発生抑制対策に係る事業 海洋ごみの発生の抑制に係る普及・啓発、調査・研究、関係者間の連携・協力等の事業（民間団体等と連携・協力して実施する事業を含む。）</p>			
支援内容	①は、補助率 1 / 2 ②、③は補助率 7 / 10  ただし、離島振興法の対象となる地域については、補助率を 7 / 10 から 9 / 10 に嵩上げ			
離島での実績	北海道礼文島、島根県西之島、長崎県対馬島など			
備考				
担当部署	環境省水・大気環境局水環境課海洋環境室			
連絡先	03-5521-9025			
参照 HP	-			



【令和4年度予算 170百万円 (170百万円)】  
 【令和3年度1次補正予算 7,889百万円】

## 海洋ごみ (漂流・漂着・海底ごみ) の回収・処理や発生抑制対策を推進するため、地方公共団体を支援します。

近年、海洋ごみによる海岸機能の低下や環境・景観の悪化、船舶航行の妨げ等が懸念されている。都道府県や市町村等が実施する海洋ごみ対策への支援を通じて海洋ごみの削減を図り、もって海洋環境保全に資する。また、8月13日の噴火により海底火山、福徳岡ノ場で生じた軽石が海岸に漂着等した場合の回収・処理事業にも活用する。

### 1. 事業目的

### 2. 事業内容

国内外で関心が高まっているプラスチックを始めとする海洋ごみ問題への対策のため、海岸漂着物処理推進法第29条に基づき、都道府県や市町村等が実施する海洋ごみに関する地域計画の策定、海洋ごみ等の回収・処理、発生抑制対策に関する事業に対し、補助金による支援を実施する。補助率は、地域の実情に合わせ、離島や過疎、半島地域等において高上げを実施する。

(補助率)

○地域計画策定事業 (都道府県のみ) ……補助率 1/2、定額※①  
 ※①流域圏を含む地域計画を策定する場合は100万円を上限とする補助。

○回収・処理事業、発生抑制対策事業 ……補助率 9/10～7/10、定額※②  
 北朝鮮由来の確認漂着木造船については、補助率 9.5/10～8.5/10  
 ※②漁業者等が行うボランティアにより回収された海底・漂流ごみの処理を行う場合は100万円を上限とする補助。

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 補助事業
- 補助対象 都道府県 (市町村事業は都道府県を通じた間接補助事業)
- 実施期間 平成27年度～

### 4. 事業イメージ



No.	87		R4 当初予算 R3 補正予算	3,800 百万円の内数 11,350 百万円の内数
事業名	PPA 活用等による地域の再エネ主力化・ レジリエンス強化促進事業		府省庁名	環境省
概要	<p>離島は、地理的条件、需要規模等の各種要因より電力供給量に占める再生可能エネルギーの割合が低く、本土と比較して、実質的な二酸化炭素排出係数が高い状況である。一方で、太陽光発電設備等の再生可能エネルギーは変動性電源であり、電力供給量に占める割合を高めるにあたっては、調整力を強化していく必要がある。このような調整力の強化にあたって、再生可能エネルギー設備や需要側設備を群単位で管理・制御することで調整力を強化し、離島全体で再エネ自給率を高め、CO2 削減を図る。</p>			
支援対象	・民間事業者・団体等	補助率	①3/4、②2/3	
対象事業	<p>離島において、再生可能エネルギー設備や需要側設備を群単位で管理・制御することで調整力を強化し、離島全体で電力供給量に占める再生可能エネルギーの割合を高め、二酸化炭素排出量の削減を図る取り組みに対して、①計画策定の支援を行う。または、②再エネ設備、オフサイトから運転制御可能な需要側設備、蓄電システム、蓄熱槽、充放電設備又は充電設備車載型蓄電池*、EMS、通信・遠隔制御機器、同期発電設備、自営線、熱導管等の設備等導入支援を行う。</p> <p>*通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能な EV に従来車から買換えする場合に限る。（上限あり）</p>			
支援内容	補助対象経費のうち①計画策定3/4、②設備導入2/3を支援する。			
離島での実績	新規予算			
備考	令和2年度 2件 令和3年度 1件			
担当部署	地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室			
連絡先	TEL：03-5521-8355			
参照 HP	—			

# PPA活用等による地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業 (一部 総務省・農林水産省・経済産業省 連携事業)



【令和4年度予算額 3,800百万円 (5,000百万円)】  
【令和3年度補正予算額 11,350百万円】



## 再エネ導入・価格低減促進と調整力確保等により、地域の再エネ主力化とレジリエンス強化を図ります。

- ・ オンサイトPPA等による自家消費型の太陽光発電設備や蓄電池の導入・価格低減を進め、ストレージパリティの達成を目指す。
- ・ 新たな手法による再エネ導入・価格低減により、地域の再エネポテンシャルの有効活用を図る。
- ・ デマンド・サイド・フレキシビリティ（需要側需給調整力）の創出等により、変動性再エネに対する柔軟性を確保する。

### 1. 事業目的

### 2. 事業内容

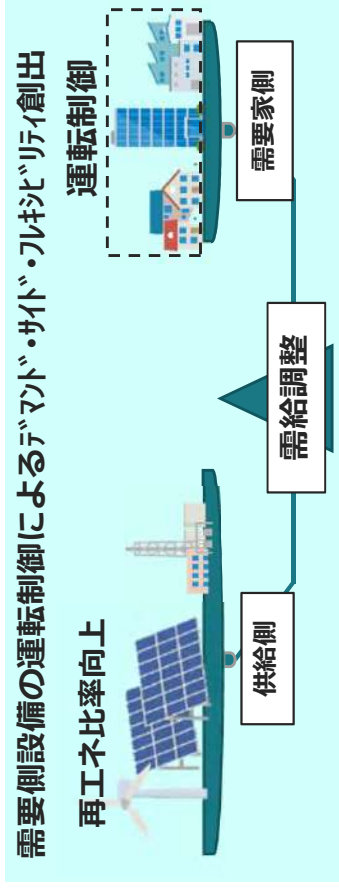
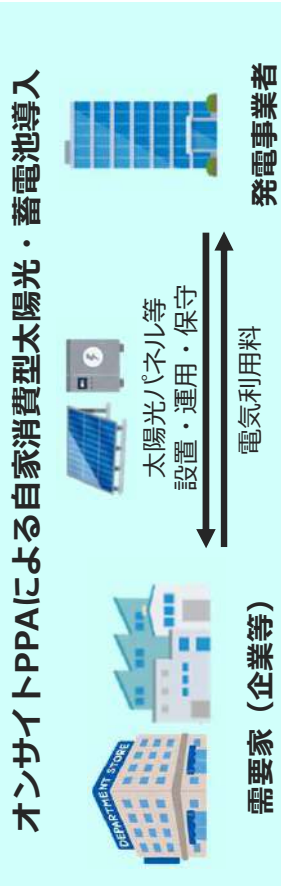
- (1) ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業
- (2) 新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業
- (3) 再エネ主力化に向けた需要側の運転制御設備等導入促進事業
  1. ① オフサイトから運転制御可能な需要家側の設備・システム等導入支援事業
  - ② 再エネの出力抑制低減に資するオフサイトから運転制御可能な発電側の設備・システム等導入支援事業
2. 離島における再エネ主力化に向けた運転制御設備導入構築事業
- (4) 平時の省CO2と災害時避難施設を両立する直流による建物間融通支援事業
- (5) データセンターのゼロエミッション化・レジリエンス強化促進事業
- (6) 公共施設の設備制御による地域内再エネ活用モデル構築事業

\* EVについては、(1)・(2)・(3)-1-①・(3)-2・(4)・(6)のメニューにおいて、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVに従来車から買換えする場合同様に限り、蓄電容量の1/2(電気事業法上の離島は2/3)×4万円/kWh補助する。(上限あり)

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（補助率：3 / 4、2 / 3、1 / 2、1 / 3、定額） / 委託事業
- 委託・補助先 民間事業者・団体等
- 実施期間 (1)・(2)・(5)令和3年度～令和6年度、(3)・(4)・(6)令和2年度～令和6年度

### 4. 事業イメージ



お問い合わせ先： 環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室

電話：0570-028-341



## 初期費用ゼロでの自家消費型太陽光発電や蓄電池の導入支援等により、ストレージパリティの達成を目指します。

### 1. 事業目的

- ・ オンサイトPPAモデル等を活用した初期費用ゼロでの自家消費型太陽光発電設備や蓄電池の導入支援等を通じて、当該設備の価格低減を促進し、ストレージパリティの達成、ひいては地域の脱炭素化と防災性の向上を目指す。

### 2. 事業内容

自家消費型の太陽光発電は、建物でのCO2削減に加え、停電時の電力使用による防災性向上にも繋がり、（電力をその場で消費する形態のため）電力系統への負荷も低減できる。また、蓄電池も活用することで、それらの効果を更に高めることができる。さらに、需要家が初期費用ゼロで太陽光発電設備や蓄電池を導入可能なオンサイトPPAという新たなサービスも出てきている。本事業では、オンサイトPPA等により自家消費型の太陽光発電設備や蓄電池等を導入し、補助金額の一部をサービス料金の低減等により需要家に還元する事業者等に対して支援を行うことで、蓄電池を導入しないよりも蓄電池を導入したほうが経済的メリットがある状態（ストレージパリティ）を目指す。太陽光発電設備や蓄電池のシステム価格の低減とともに、補助額は段階的に下げていく。

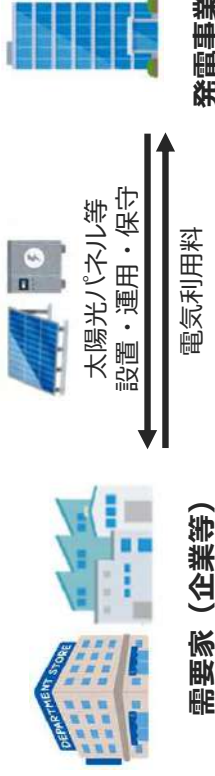
- ① 業務用施設・産業用施設・集合住宅・戸建住宅への自家消費型の太陽光発電設備や蓄電池（車載型蓄電池を含む）の導入支援を行う（補助）
- ② ストレージパリティ達成に向けた課題分析・解決手法に係る調査検討を行う（委託）

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 ① 間接補助事業（太陽光発電設備 定額：4～5万円/kW（※）、蓄電池 家庭用及び業務・産業用；定額（上限：補助対象経費の1/3））  
② 委託事業 ※ 戸建住宅は、蓄電池とセット導入の場合に限り7万円/kW（PPA又はリース導入に限る。）
- 委託先及び補助対象 民間事業者・団体 ※ 新規で太陽光発電を導入する場合に限り、定置用蓄電池単体での補助も行う。
- 実施期間 令和3年度～令和6年度 ※ EV（外部給電可能なものに限る）を充放電設備とセットで購入する場合には限り、蓄電容量の1/2×4万円/kWh補助（上限あり）

### 4. 事業イメージ

オンサイトPPAによる自家消費型太陽光発電・蓄電池導入



太陽光発電設備の補助額（業務用施設・産業用施設・集合住宅の場合）

	蓄電池無し		蓄電池有り	
	PPA	リース	購入	リース
4万円 /kW	○	○	○	○
5万円 /kW			○	○



地域の再エネポテンシャルの有効活用に向けて、新たな手法による再エネ導入と価格低減促進を図ります。

### 1. 事業目的

- 地域の再エネポテンシャルを有効活用するため、地域との共生を前提とした上で、新たな手法による太陽光発電等の再エネ導入とその価格低減促進を図る。
- 本事業で得られた実施手法や施工方法等の知見を取りまとめ公表し、横展開を図る。

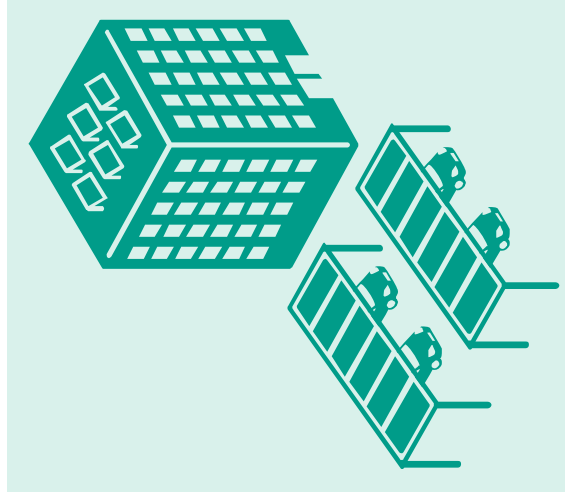
### 2. 事業内容

- ①建物における太陽光発電の新たな設置手法活用事業（補助率1/3）  
駐車場を活用した太陽光発電（ソーラーカーポート）において、コスト要件（※）を満たす場合に、設備等導入の支援を行う。
- ②地域における太陽光発電の新たな設置場所活用事業（補助率1/2）  
営農地・ため池・廃棄物処分場を活用した太陽光発電において、コスト要件（※）を満たす場合に、設備等導入の支援を行う。
- ③オフサイトからの自営線による再エネ調達促進事業（補助率1/3）  
オフサイトに太陽光発電設備を新規導入し、自営線により電力調達を行う取組について、当該自営線等の導入を支援する。
- ④再エネ熱利用・自家消費型再エネ発電等の価格低減促進事業（補助率3/4、1/3）  
再エネ熱利用や自家消費又は災害時の自立機能付きの再エネ発電（太陽光除く）について、コスト要件（※）を満たす場合に、計画策定・設備等導入支援を行う。
- ⑤未利用熱・廃熱利用等の価格低減促進事業（補助率1/2、1/3）  
未利用熱利用・廃熱利用・燃料転換により熱利用の脱炭素化を図る取組について、コスト要件（※）を満たす場合に、設備等導入支援を行う（燃料転換は新設に限る）。
- ⑥新たな再エネ導入手法の価格低減促進調査検討事業（委託）  
①～⑤の再エネ導入手法に関する調査検討を行い、その知見を取りまとめ公表し、横展開を図る。

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 ①～⑤：間接補助事業（計画策定：3/4（上限1,000万円） 設備等導入：1/3、1/2）  
⑥：委託事業
- 委託先及び補助対象 民間事業者・団体等
- 実施期間 ①④⑥ 令和3年度～令和6年度  
②③⑤ 令和4年度～令和6年度

### 4. 事業イメージ



駐車場太陽光（ソーラーカーポート）



ため池太陽光

営農型太陽光（ソーラーシェアリング）

#### ※コスト要件

- ①②④：本補助金を受けることで導入費用が最新の調達価格等算定委員会の意見に掲載されている同設備が整理される電源・規模等と同じ分類の資本費に係る調査結果の平均値又は中央値のいずれか低い方を下回るものに限る。
- ④⑤：当該設備のCO2削減コストが従来設備のCO2削減コスト（※過年度の環境省補助事業のデータ等に基づく）より一定以上低いものに限る。



## デマンド・サイド・フレキシビリティの創出に向けた需要側の運転制御可能な省CO2型需要側設備等を支援します。

### 1. 事業目的

- 変動性再エネ（太陽光・風力）の普及拡大に必要なデマンド・サイド・フレキシビリティ（需要側需給調整力）の創出に向け、オフサイトから運転制御が可能な省CO2化を行う需要側設備等の導入支援を行う。
- 再エネの出力抑制の低減のため、オフサイトから運転制御可能な発電側の設備・システム等の導入支援を行う。

### 2. 事業内容

1. 太陽光や風力等の変動性再エネの主力電源化のためには、出力変動や予測誤差に応じて、需要側設備の電力需要等を遠隔で制御できる体制の構築が有効となる。本事業では、オフサイトから運転制御可能な平時のエネルギーマネジメントや省CO2化が図れる需要側設備等を整備し、遠隔制御実績等を報告できる事業者に対し支援を行う。（支援対象機器：実証段階のものを除き、実用段階のものに限る。）

#### ① オフサイトから運転制御可能な需要家側の設備・システム等導入支援事業

オフサイトから運転制御可能な充放電設備又は充電設備、蓄電池、車載型蓄電池\*、蓄熱槽、ヒートポンプ、コジェネ、EMS、通信・遠隔制御機器、自営線、熱導管等の導入を支援する。

\* 通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVに由来車から買換えする場合は、上限あり

\* 設備導入年度の終了後、少なくとも3年間、市場連型の電力契約を結ぶ事業者について優先採択を行う。

#### ② 再エネの出力抑制低減に資するオフサイトから運転制御可能な発電側の設備・システム等導入支援事業

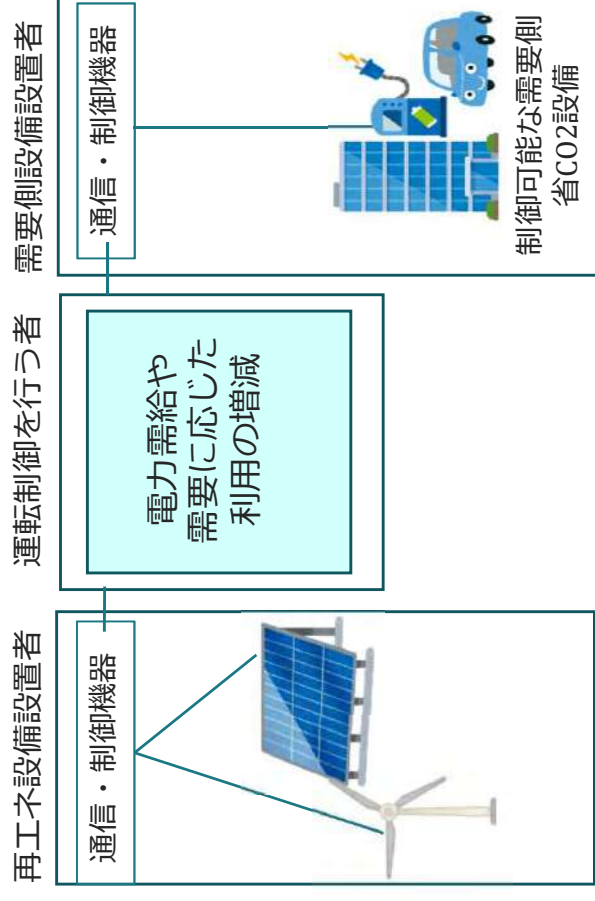
再エネ発電事業者における再エネ出力抑制の低減に資するために、出力抑制の制御をオフライン制御からオンライン制御に転換するための設備等導入を支援する。

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業 補助率 ① 1 / 2 \*、② 1 / 3（※一部上限あり）  
 （電気事業法上の離島は、補助率 ② 1 / 2）
- 補助対象 民間事業者・団体等（設備設置者）
- 実施期間 令和2年度～令和6年度

## 4. 事業イメージ

### オフサイトより運転制御可能な需要側設備や再エネ発電設備





再エネ設備や需要家側設備を遠隔にて群単位で管理・制御することにより、離島全体での再エネ自給率の向上を図ります。

## 1. 事業目的

- 離島において、再エネ設備や需要側設備の群単位の管理・制御技術を社会実装しながら、離島全体での再エネ自給率の向上を図る。

## 2. 事業内容

### 2. 離島における再エネ主力化に向けた運転制御設備導入構築事業

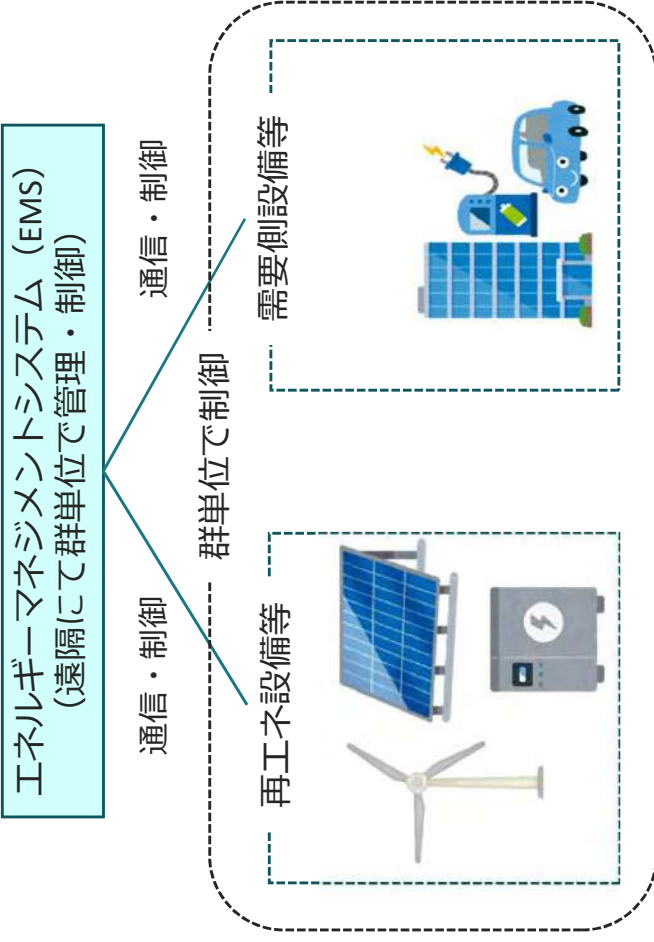
離島は、地理的条件、需要規模等の各種要因より電力供給量に占める再エネの割合が低く、本土と比較して、実質的なCO2排出係数が高い。一方で、太陽光や風力等の再エネは変動性電源であり、電力供給量に占める割合を高めるためには、調整力を強化していく必要がある。このような調整力の強化には、再エネ設備や需要側設備を群単位で管理・制御することが有効である。

そこで、離島において、再エネ設備や需要側設備を群単位で管理・制御することで調整力を強化し、離島全体で電力供給量に占める再エネの割合を高め、CO2削減を図る取組に対して、計画策定の支援や、再エネ設備、オフサイトから運転制御可能な需要側設備、蓄電システム、蓄熱槽、充放電設備又は充電設備、車載型蓄電池、EMS、通信・遠隔制御機器、同期発電設備、自営線、熱導管等の設備等導入支援を行う。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（計画策定：3 / 4（上限1,000万円）、設備等導入：2 / 3※）（※一部上限あり）
  - 補助対象 民間事業者・団体等
  - 実施期間 令和3年度～令和6年度
- 離島全体での調整力の強化による、  
再エネ自給率の向上

## 4. 事業イメージ







省CO2と災害時の電力確保が可能となる直流給電による建物間電力融通に係る設備等の構築を支援します。

## 1. 事業目的

- 建物間での直流給電システム構築に係る設備等の導入により、平時の省CO2と災害時の自立運転を両立するシステムを構築し、地域における再エネ主力化とレジリエンス強化を同時に推進する。

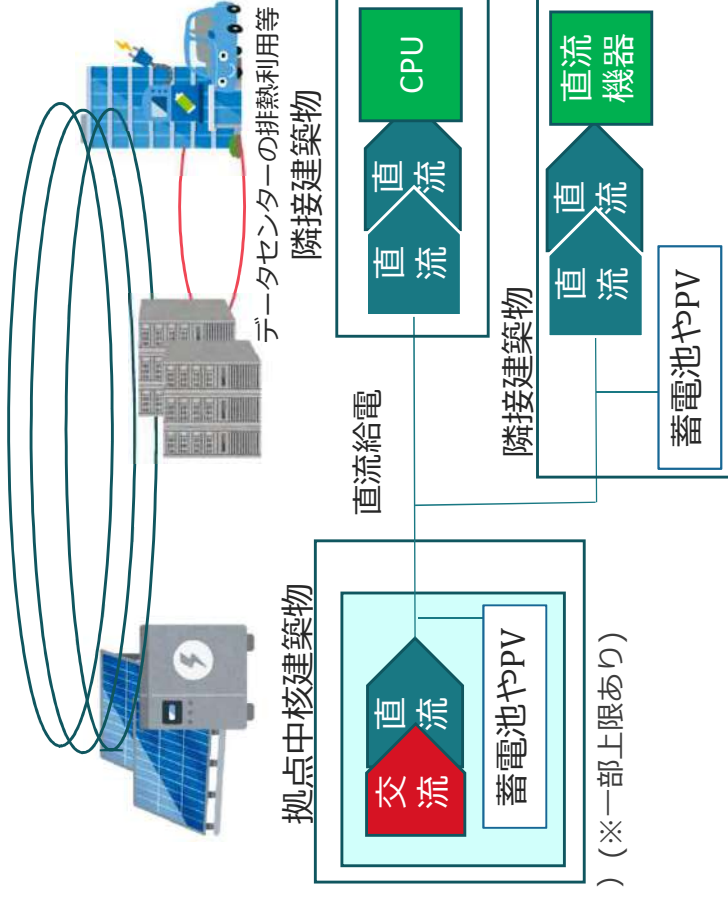
## 2. 事業内容

直流給電システムは、交流給電システムと比べて一般的に電力変換段数が少なく、電力変換時のエネルギーロス低減による省CO2化が可能である。また、太陽光発電設備や蓄電池を給電線に直接接続できるため、災害時に停電が発生した際にも効率的に自立運転することができる。

このような直流給電システムを複数の建物間で構築することで、一定エリア内では省CO2を図りつつ、災害時には地域の避難拠点を形成できる。本事業では、複数の建物をつなぎ、直流給電システムを構築することで、一定エリア内で平時の省CO2を図り、災害時に地域の避難拠点を形成等する事業者に対して計画策定や設備等導入支援を行う。

## 4. 事業イメージ

### 直流給電システムの構築



## 3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業 (計画策定: 3 / 4 (上限1,000万円)、設備等導入: 1 / 2\*) (※一部上限あり)
- 補助対象 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和2年度～令和6年度



## データセンターの再エネ活用等によるゼロエミッション化・レジリエンス強化に向けた取組を支援します。

新型コロナウイルス感染症の影響により、急速なライフスタイルのデジタル化が進行しており、ICT活用による通信トラフィック及び電力消費量の激増が見られる。2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略（令和3年6月18日）では「2040年までにデータセンターのカーボンニュートラルを目指す」とされており、データセンターのゼロエミッション化（再エネ活用比率・省エネ性能の向上等）に向けた取組を支援するとともに、地方分散立地推進や再エネ活用による災害時の継続能力向上等のレジリエンス強化を実施することで、デジタル社会とグリーン社会の同時実現を図る。

### 1. 事業目的

### 2. 事業内容

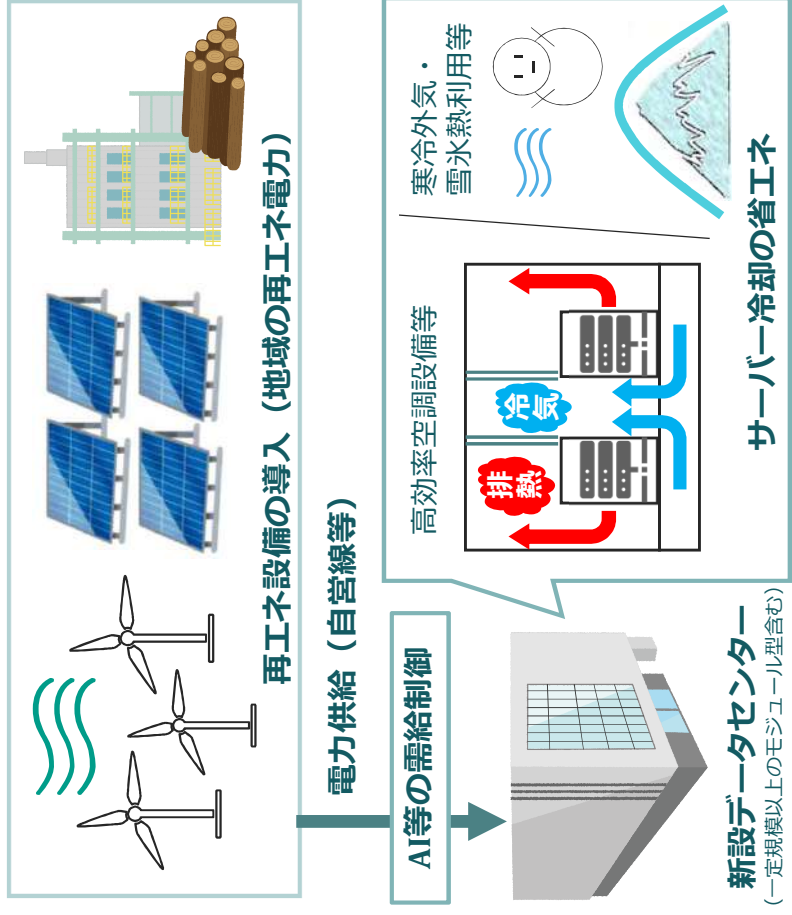
① **地域再エネの活用によりゼロエミッション化を目指すデータセンター構築支援事業**  
 2050年カーボンニュートラルを達成するには、将来的には、徹底した省エネを行いながら再生可能エネルギーを100%活用するゼロエミッション・データセンターが不可欠となる。また、データセンターは自らがゼロエミッションとなるだけでなく、太陽光や風力由来の変動する電力供給に対して、AI等も活用しながらその大きな電力需要を調整することで、地域の再生可能エネルギーの最大限活用にも貢献することが期待される（例：再エネ供給量が多い時には多大なタスクを実行）。さらに、再エネポテンシャルが豊富な地域やサーバ冷却に外気等を活用できる寒冷地等へのデータセンターの立地推進は、都市部に偏在しがちなデータセンターの分散立地（エッジDC含む）につながる。地震などの自然災害に対するレジリエンス強化にもつながる。

このため、本事業では、地域の再生可能エネルギーを最大限活用したデータセンターの新設に伴う再エネ設備・蓄エネ設備・省エネ設備等導入への支援を行うことで、ゼロエミッション化を目指すデータセンターのモデルを創出し、その知見を公表、横展開につなげていく。

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 ① 間接補助事業（補助率1/2）
- 委託先及び補助対象 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和3年度～令和6年度

### 4. 事業イメージ



# PPA活用等による地域の再生エネルギー主力化・レジリエンス強化促進事業のうち、 (5) - 2 データセンターのゼロエミッション化・レジリエンス強化促進事業（総務省連携事業）



## データセンターの再生エネルギー活用等によるゼロエミッション化・レジリエンス強化に向けた取組を支援します。

### 1. 事業目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、急速なライフスタイルのデジタル化が進行しており、ICT活用による通信トラフィック及び電力消費量の激増が予想される。2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略（令和3年6月18日）では「2040年までにデータセンターのカーボンニュートラルを目指す」とされており、データセンターのゼロエミッション化（再生エネルギー・省エネ性能の向上等）に向けた取組を支援するとともに、地方分散立地推進や再生エネルギーのレジリエンス強化等のレジリエンス強化を実施することで、デジタル社会とグリーン社会の同時実現を図る。

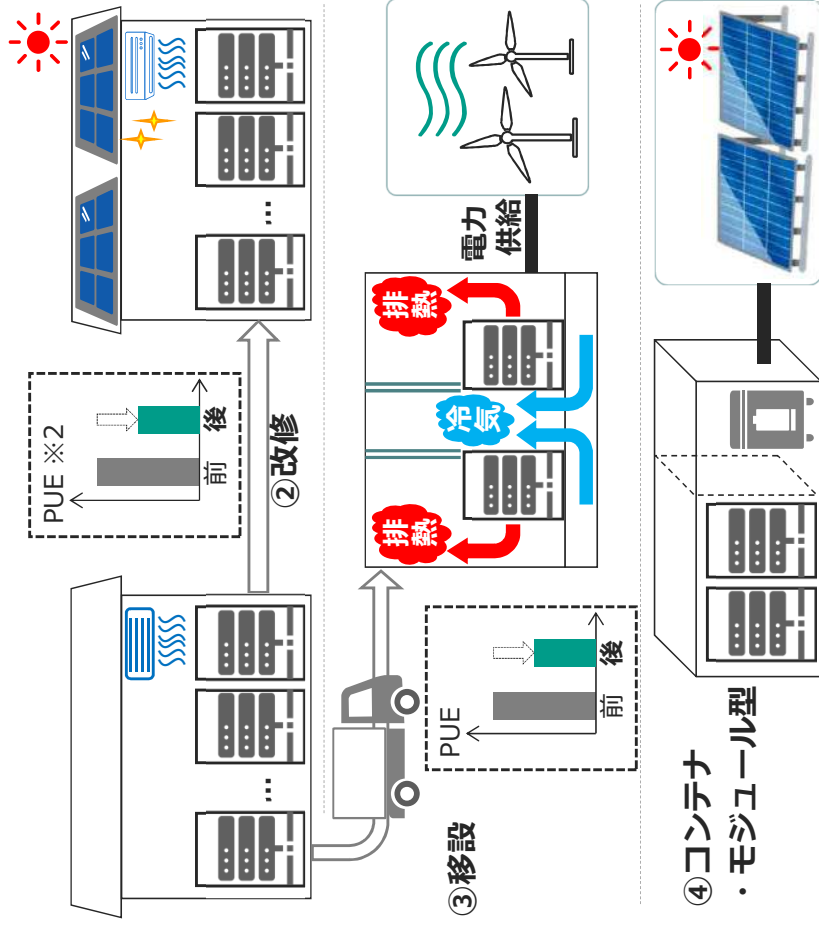
### 2. 事業内容

- ② 既存データセンターの再生エネルギー導入等による省CO2改修促進事業  
既存データセンターの再生エネルギー・蓄エネ設備等導入及び省エネ改修について支援する。
- ③ 省CO2型データセンターへのサーバー等移設促進事業  
省CO2性能の低いデータセンターにあるサーバー等について、再生エネルギー等により省CO2性能が高い地方のデータセンターへの集約・移設を支援する。
- ④ 地域再生エネルギーの効率的活用に関するコンテナ・モジュール型データセンター導入促進事業  
省エネ性能が高く、地域再生エネルギーの効率的活用も期待できるコンテナ・モジュール型データセンターについて、設備等導入を支援する。
- ⑤ 再生エネルギー型データセンターの普及促進方策検討事業  
再生エネルギー型データセンターの導入及び利用を促進する方策等の調査・検討を行う。

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 ②～④ 間接補助事業（補助率1/2） ⑤ 委託事業
- 委託先及び補助対象 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和3年度～令和6年度

### 4. 事業イメージ



※2 Power Usage Effectiveness：データセンターの電力使用効率指標

お問い合わせ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室  
電話：0570-028-341

お問い合わせ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室



再生可能エネルギーの導入や、公共施設等の調整力・遠隔管理を活用することで、地域の再エネ主力化を図ります。

- 地域に再生可能エネルギーを導入していくにあたっては、再エネ電力供給事業者における調整力の確保が重要。また、コロナ後の社会においては、有事の際にも管理を可能とする遠隔管理の必要性が増しているため、公共施設の有する（遠隔）制御可能な設備の運転方法について実証を行う。
- これにより、地域の再エネ電力を有効活用し、公共施設等の再エネ比率を高めるモデルを構築する。

## 1. 事業目的

## 2. 事業内容

パリ協定等を踏まえ全ての分野における脱炭素化が求められる中で、自治体は、率先して再エネの最大限の導入に取組む必要がある。このため、本事業では、地域全体でより効果的なCO2排出削減対策を実現する先進的モデルの構築を目指す。

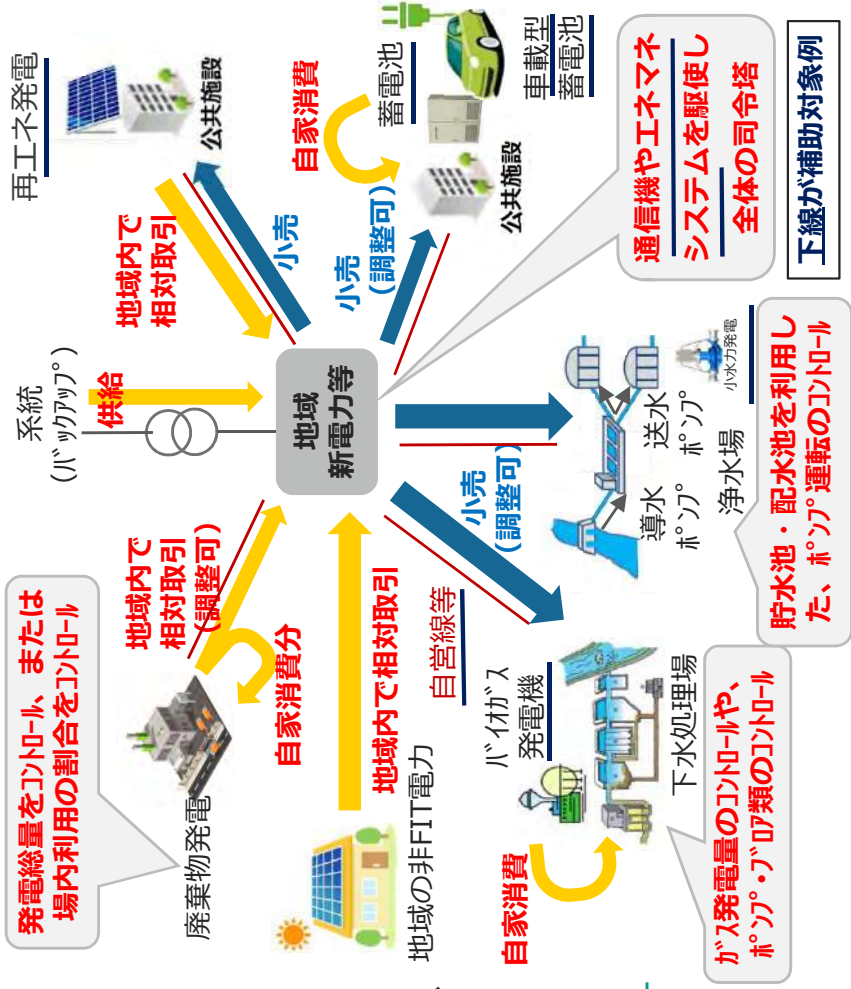
廃棄物発電所や上下水道等の公共施設の有する（遠隔）制御可能な複数の設備を活用して、需要制御を行いながら地域の再エネ電力を有効活用できるようにし、公共施設の再エネ比率をさらに高めるモデルを構築する。具体的には、災害等有事の際にも強い地域の総合的なエネルギーマネジメントの構築に資する、再エネ設備、蓄電池、通信機、エネマネシステム、自営線などの導入を補助する。

※令和4年度は、継続事業のみ実施し、新規募集はしない。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（補助率2 / 3※）（※一部上限あり）
- 委託・補助先 地方自治体・民間事業者等
- 実施期間 令和2年度～令和6年度

## 4. 事業イメージ



No.	88		R4 予算額	200 百万円の内数
事業名	災害等廃棄物処理事業		府省庁名	環境省
概要	市町村（一部事務組合、広域連合、特別区を含む。）が行う、災害その他の事由のために実施した生活環境保全上、特に必要とされる廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業に要する費用に対する補助			
支援対象	市町村（一部事務組合、広域連合、特別区を含む）	補助率	1 / 2	
対象事業	海岸保全区域外の海岸に大量に漂着した廃棄物（漂着ごみ）の収集、運搬及び処分事業			
支援内容	補助対象事業費に対して、1 / 2 補助			
離島での実績	H20 年度 対馬市			
備考				
担当部署	環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課			
連絡先	03-3581-3351（代表）			
参照 HP	<a href="https://www.env.go.jp/recycle/waste/disaster/">https://www.env.go.jp/recycle/waste/disaster/</a> 災害関係業務事務処理マニュアル.pdf 環境省 HP 災害関係業務事務処理マニュアル 53 頁～56 頁			

# 災害等廃棄物処理事業費補助金の概要について

補助金名	災害等廃棄物処理事業費補助金	
発生原因	災害起因ではない	
対象事業	 <p>○災害のために実施した廃棄物の収集、運搬及び処分          ○災害に伴って便槽に流入した汚水の収集、運搬及び処分          ○仮設便所、集団避難所等から排出されたし尿の収集、運搬及び処分          (災害救助法に基づき避難所の開設期間内に限る)          ○国内災害により海岸保全区域外の海岸に漂着した廃棄物の収集、運搬及び処分</p>	 <p>○海岸保全区域外の海岸に漂着した廃棄物（漂着ごみ）の収集、運搬及び処分</p>
補助先	市町村（一部事務組合、広域連合、特別区を含む）	
要件	<p>指定市：事業費80万円以上、市町村：事業費40万円以上</p> <p>○降雨：最大24時間雨量が80mm以上によるもの          ○暴風：最大風速（10分間の平均風速）15m/sec以上によるもの          ○高潮：最大風速15m/sec以上の暴風によるもの 等</p>	<p>○1市町村（1一部事務組合）における処理量が150㎡以上のもの          ○海岸保全区域外の海岸への漂着          ○通常の管理を著しく怠り、異常に堆積させたものは除く 等</p>
補助率	1/2	
財務局会	あり	なし
査定方法	<p>○災害廃棄物の処理完了前に査定を行う場合は、原則として、現地に被災状況、仮置場の状況等を確認し、査定を行う。          ○災害廃棄物の処理完了後は、当該都道府県庁舎等において机上査定を行う。</p>	<p>○原則、漂着ごみの処理完了後に、地方環境事務所庁舎において机上査定を行う。          ○漂着ごみの処理完了前にヒアリングを行う場合は、現地又は当該都道府県庁舎にて被災状況、仮置場の状況等を確認し、査定を行うもよい。</p>

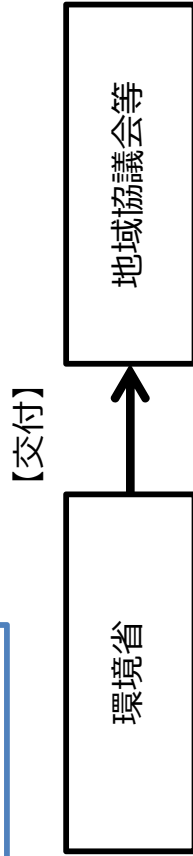
No.	89	R4 予算額	28百万円
事業名	生物多様性保全推進交付金 (エコツーリズム地域活性化支援事業)	府省庁名	環境省
概要	<p>エコツーリズムとは、「観光旅行者が自然観光資源について知識を有する者から案内又は助言を受け、当該自然観光資源の保護に配慮しつつ当該自然観光資源とふれあい、これに関する知識及び理解を深めるための活動」です。自然観光資源の特色を生かしたエコツーリズム(ジオツーリズムを含む)は地域を元気にし、活性化させる効果的な取組です。</p> <p>この事業では、地域協議会の現状を踏まえ、全体構想の作成、地域協議会のエコツーリズムに関するルールやプログラムづくり、人材育成などの活動経費の一部を国が助成し、エコツーリズムの普及・定着・推進を図るとともに、自然観光資源を持続的に活用することにより、魅力的な地域づくりを支援します。</p>		
支援対象	市町村を含む地域の多様な主体で構成される地域協議会(以下、協議会という条件あり。)	補助率	1/2(500万限度額)
対象事業	市町村の多様な主体で構成される協議会を事業の実施者とし、これが主体的に行う地域のエコツーリズム推進活動に対し、必要な経費の一部を国が交付することにより、エコツーリズムを活用した地域づくりを推進し、地域の魅力向上及びその活性化に寄与します。		
支援内容	<p>エコツーリズムを推進する活動で、以下に該当するもの(施設整備は対象外)</p> <p>ア. 全体構想の作成</p> <p>イ. エコツーリズムの推進体制の整備・強化</p> <p>ウ. 資源調査</p> <p>エ. ルールづくり</p> <p>オ. 人材育成</p> <p>カ. ツアープログラムの企画・立案及びモニターツアーの実施</p> <p>キ. モニタリング及び評価方法の作成</p> <p>ク. エコツーリズム推進マニュアルの作成</p> <p>ケ. 広報</p> <p>コ. 環境省が収集するエコツーリズムに関する会合への出席</p>		
離島での実績	(令和3年度) 甕島ツーリズム推進協議会、竹富町西表島エコツーリズム推進協議会		
備考	環境省HPにて公募		
担当部署	環境省 自然環境局国立公園課国立公園利用推進室		
連絡先	03-5521-8271		
参照HP	<a href="https://www.env.go.jp/nature/ecotourism/try-ecotourism/env/chiiki_shien/koufu/index.html">https://www.env.go.jp/nature/ecotourism/try-ecotourism/env/chiiki_shien/koufu/index.html</a>		



## 背景・目的

国立公園や棚田地域等において、自然観光資源を活用した地域活性化を推進するため、魅力あるプログラムの開発、ガイド等の人材育成などの地域のエコツーリズム（ジオツーリズムを含む。以下同じ。）の活動を支援する。

## 事業スキーム



## 期待される効果

自然環境の保全、観光振興、地域振興、環境教育の場として自然観光資源を持続的に活用することにより、魅力的な地域づくりや地域活性化が推進されることにつながる。

## 事業概要

- エコツーリズム地域活性化支援事業(交付金)  
エコツーリズム推進協議会等に対して、推進体制の強化、資源調査、ルールづくり等に要する経費の1/2を支援する。

## 事業目的・概要等

## 課題

魅力的なエコツアー等の不足

## 地域が取り組む魅力あるエコツアープログラムづくり等への支援

- ・エコツーリズムに取り組む地域協議会等へ支援
- ・地域協議会は多様な主体で構成(市町村の参加は必須)
- ・国が地域協議会に対しエコツーリズム推進全体構想の作成やプログラムづくり等に要する経費の2分の1を交付

## エコツーリズム地域活性化支援事業

(交付金)



プログラムづくり



エコツーリズム推進全体構想の作成

## イメージ

エコツーリズム推進法の基本理念である自然環境の保全、観光振興、地域振興、環境教育の場としての活用に寄与



No.	90	R4当初予算	5,500百万円の内数
事業名	脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏 構築事業	府省庁名	環境省
概要	<p>我が国のカーボンニュートラルに向けた挑戦には、脱炭素に資する革新的な取組（イノベーション）を通じた地域社会・地域経済の変革が不可避である。その際には、地域の脱炭素化に加え、投資促進や雇用創出、防災性向上等の、地域の多様な課題を同時解決するローカルSDGs（地域循環共生圏）のアプローチが必要となる。</p> <p>本事業では、地域の自立・分散型エネルギーシステムや脱炭素型地域交通モデルなどの、2050年カーボンニュートラルに向けた先導的モデルを創出し、その横展開を図る。</p> <p>「グリーンスローモビリティの導入調査・促進事業」において、住宅地、観光地、離島における交通の脱炭素化と公共交通空白地等の地域課題の解決に資するグリーンスローモビリティ（時速20km未満で公道を走ることができる電動車を活用した小さな移動サービス）の導入に関する支援を実施。</p>		
支援対象	地方公共団体、民間事業者等	補助率	1/2
対象事業	<p>（3）地域の脱炭素交通モデル構築支援事業のうち</p> <p>②グリーンスローモビリティの導入調査・促進事業において、地域課題の解決と交通の脱炭素化の同時解決を目指したグリーンスローモビリティの車両等の導入に対し、支援を行う。</p>		
支援内容	補助率1/2		
離島での実績	-		
備考			
担当部署	環境省 地球環境局 地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室		
連絡先	03-5521-8355		
参照HP			



## 2050年カーボンニュートラルの先導的モデルの創出により、ローカルSDGsの実現を目指します。

### 1. 事業目的

- 地域の再エネ自給率最大化と災害時のレジリエンス強化を同時実現する自立・分散型エネルギーシステムの構築や、自動車CASE等を活用した地域の脱炭素交通モデル構築に向けた取組等を支援する。
- 2050年カーボンニュートラルに向けた先導的モデルの創出を通じて、地域の脱炭素化に加え、投資促進や雇用創出、防災性向上を図り、地域の多様な課題を同時解決するローカルSDGs（地域循環共生圏）を実現する。

### 2. 事業内容

#### （1）地域の自立・分散型エネルギーシステム構築支援事業

- ① 地域の再エネ自給率向上やレジリエンス強化を図る自立・分散型地域エネルギーシステム構築支援事業
- ② 地産地消の自立・分散型エネルギーシステムに係る調査検討事業
- ③ 屋外照明のスマートライティング化・ゼロエミッション化モデル創出事業

#### （2）温泉熱等利活用による経済好循環・地域活性化促進事業

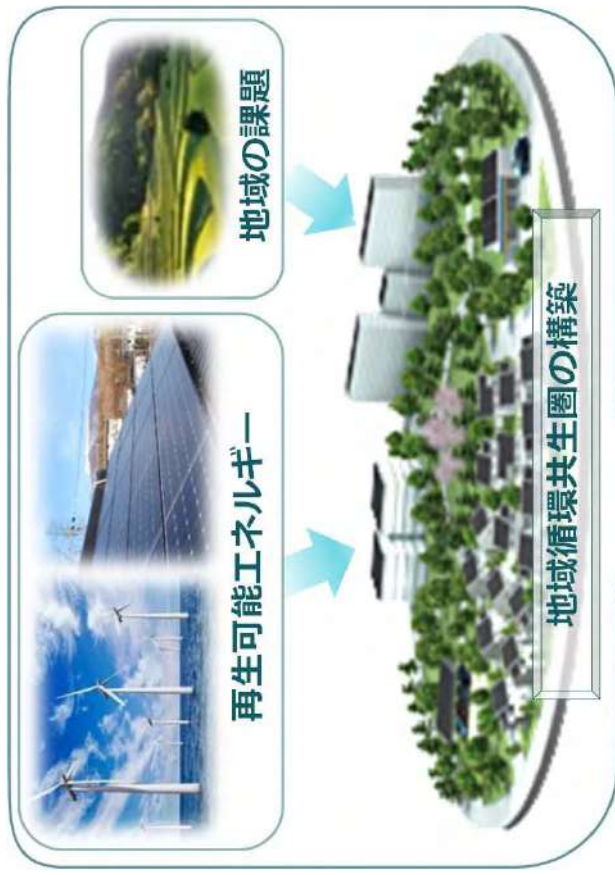
#### （3）地域の脱炭素交通モデル構築支援事業

- ① 自動車CASE活用による地域の脱炭素交通モデル構築支援事業
- ② グリーンズローモビリティの導入調査・促進事業
- ③ 交通システムの低炭素化と利用促進に向けた設備整備事業

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業／間接補助事業（3/4,2/3,1/2,1/3,1/4※一部上限あり。）
- 委託先及び補助対象 民間事業者・団体、地方公共団体等
- 実施期間 令和元年度～令和5年度

### 4. 事業イメージ



脱炭素社会構築の支援

# 脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業のうち、 (1) 地域の自立・分散型エネルギーシステム構築支援事業



## 地域再エネを活用した地産地消の自立・分散型エネルギーシステムの構築等を支援します。

- 再エネ自給率最大化と災害時のレジリエンス強化を同時実現する自立・分散型エネルギーシステムの構築を通じて、2050年カーボンニュートラル・脱炭素社会の実現に向けた先導的モデルを構築する。
- 屋外照明のスマートライティング化・ゼロエミッション化により、地域の更なるCO2削減と防災性の向上を実現する。

### 1. 事業目的

### 2. 事業内容

- 地域の再エネ自給率向上やレジリエンス強化を図る自立・分散型地域エネルギーシステム構築支援事業 (補助：補助率 計画策定3/4, 設備等導入2/3)**  
地方公共団体と民間事業者との共同により、地域の再エネ・蓄電池・自営線等を活用した、地産地消の自立・分散型エネルギーシステム構築のための計画策定や設備等導入に対して支援を行う。
- 地産地消の自立・分散型エネルギーシステムに係る調査検討事業 (委託)**  
地域再エネを活用した地産地消の分散型エネルギーシステムの普及施策の検討や、補助事業に係る取組の評価検証等を行う。
- 屋外照明のスマートライティング化・ゼロエミッション化モデル事業 (委託/補助：補助率 計画策定3/4, スマート街路灯等設備等導入1/3, ソーラー街路灯等設備等導入1/4)**  
スマート街路灯等 (通信ネットワーク化したLED街路灯等) 又はソーラー街路灯等について、計画策定や設備等導入支援を行う。また、スマート街路灯等には環境センサーを取り付け、再エネを安定的に使い続けるために必要な日射量等の気象データを収集する。

\*①においてEVを購入により導入する場合には、通信・制御機器、充電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVを導入する場合には限り、蓄電容量の1/2×4万円/kWhを補助する。(上限あり)

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業/間接補助事業 (3/4, 2/3, 1/3, 1/4 ※一部上限あり)
- 委託先及び補助対象 民間事業者・団体、地方公共団体等
- 実施期間 令和元年度～令和5年度

### 4. 事業イメージ



地域の自立・分散型エネルギーシステム

お問い合わせ先： 地球環境局地球温暖化対策事業室:0570-028-341



**地域固有の熱源である温泉熱等の利活用により、地域の脱炭素化と地域循環共生圏の構築を支援します。**

**1. 事業目的**

- 温泉地の脱炭素化・カーボンニュートラルの好事例を形成するため、地域固有の熱源である温泉熱等を利用して地域単位で発電や熱利用を行う設備を導入し、経済好循環と地域活性化促進を支援する。
- 温泉供給事業者等の温泉供給設備更新時の省エネ設備導入を支援し、温泉地の更なるCO2削減対策を推進する。
- 温泉熱等の利活用を通じた脱炭素型温泉地の好事例を全国へ発信し、カーボンニュートラルな温泉地域づくりを促進する。

**2. 事業内容**

温泉は地域固有の熱源であり、多大なポテンシャルを有するものの、活用が進んでいない状況である。温泉地の脱炭素化・カーボンニュートラルを達成するには、地域資源である温泉を最大限活用することが重要であり、化石燃料の使用量やCO2排出量を削減するとともに、経済の好循環と地域活性化を生み出し、温泉地の脱炭素化が促進される。本事業では、地域固有の熱源である温泉熱等を利用して地域単位で発電や熱利用を行い、脱炭素型温泉地の形成を支援することで地域の経済好循環と地域活性化を図ると共に、温泉供給設備更新時の省エネ設備導入の支援を行うことで温泉地の更なるCO2削減対策を推進する。

- ① 温泉熱等を利用し、地域単位でバイナリー発電や熱利用する事業に対し計画策定、設備等導入支援を行う。(補助：補助率 計画策定3/4,設備等導入2/3)
- ② 温泉供給事業者等の温泉供給設備更新時の省エネ設備導入、計画策定に対して支援を行う。(補助：補助率 計画策定3/4,改修事業1/2)
- ③ 全国温泉地自治体首長会議等で発信や、温泉熱等の利活用の促進を図る(委託)

**3. 事業スキーム**

- 事業形態 間接補助事業 (3/4,2/3,1/2) / 委託事業
- 委託先及び補助対象 民間事業者・団体、地方公共団体等
- 実施期間 令和2年度～令和5年度

バイナリー  
発電イメージ



写真：富士化工(株)、新那須温泉供給(株)

## 脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業のうち、 (3) 地域の脱炭素交通モデル構築支援事業



新たな地域モビリティの活用等により、地域の脱炭素化と地域循環共生圏の構築を支援します。

### 1. 事業目的

- 自動車CASE、グリーンズローモビリティ及びLRT・BRTの導入、鉄道事業等の省CO2化により、2050年カーボンニュートラルに資する地域の脱炭素交通モデルを構築する。

### 2. 事業内容

- ①自動車CASE活用による地域の脱炭素交通モデル構築支援事業（補助：補助率 計画策定3/4,設備等導入1/2）
  - ・新たなライフスタイルに合わせた、電動モビリティのシェアリングサービス構築に必要な設備等の導入支援を行う。
- ②グリーンズローモビリティの導入調査・促進事業（委託／補助：補助率 車両等導入1/2）
  - ・地域課題の解決と交通の脱炭素化の同時実現を目指したグリーンズローモビリティの導入に係る調査検討及び、グリーンズローモビリティの車両等の導入支援を行う。
- ③交通システムの低炭素化と利用促進に向けた設備整備事業（補助）
  - ・マイカーへの依存度が高い地方都市部を中心に、CO2排出量の少ない公共交通へのシフトを促進するため、LRT及びBRTの車両等の導入支援を行う。（補助率1/2）
  - ・鉄道事業等における省CO2化を促進するため、エネルギーを効率的に使用するための先進的な省エネ設備・機器の導入を支援する。（補助率 車両新造・改修（中小・公営・準大手等1/2）、回生電力（中小1/2、公営・準大手・JR（本州3社以外）等1/3、大手・JR本州3社1/4））

\*①においてEVを購入する場合については、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVを導入する場合に限り、蓄電容量の1/2×4万円/kWhを補助する。（上限あり）

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業／間接補助事業（3/4,1/2,1/3,1/4※一部上限あり）
- 委託先及び補助対象 民間事業者・団体、地方公共団体等
- 実施期間 令和元年度～令和5年度

### 4. 事業イメージ

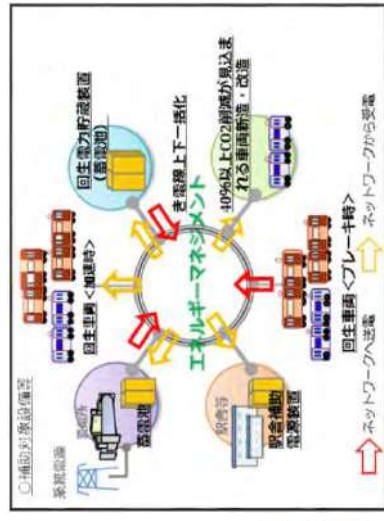


電動モビリティ×デジタル技術



※時速20km未満で公道を走ることができ、電動車を活用した小さな移動サービス

### グリーンズローモビリティ（※）



LRT・BRT

鉄道事業等の省CO2化

お問い合わせ先： 地球環境局地球温暖化対策事業室： 0570-028-341 水・大気環境局 自動車環境対策課： 03-5521-8303

No.	91	R4 当初予算	6,580 百万円
事業名	脱炭素社会構築に向けた再エネ等由来水素活用 推進事業	府省庁名	環境省
概要	<p>地域の再生可能エネルギーや未利用エネルギーから水素を「つくり」「ため・はこび」「つかう」まで一貫した脱炭素な地域水素サプライチェーンの構築を推進するとともに、既存インフラを活用したモデル構築、自立・分散型エネルギーシステム構築の支援等を行う。</p> <p>水素内燃機関を活用した重量車両等の開発・実証、産業車両等の燃料電池化を進めるとともに、再エネ由来電力を活用した水素ステーションの保守点検等を支援する。</p>		
支援対象	地方公共団体、民間事業者・団体等	補助率	1/3、1/2、2/3
対象事業	<p>(1) 脱炭素な地域水素サプライチェーン構築事業のうち</p> <p>③再エネ由来等水素を活用した自立・分散型エネルギーシステム等構築事業 脱炭素社会構築に向け、防災価値を有する、再エネ等由来水素を活用した自立・分散型エネルギーシステム構築支援や、水素の需要拡大につながる設備導入支援を行う。</p> <p>(2) 水素活用による運輸部門等の脱炭素化支援事業のうち</p> <p>①水素内燃機関活用による重量車等脱炭素化実証事業（一部） 水素活用の選択肢を増やすため、重量車両等における水素内燃機関を活用した車両の開発、実証を行う。</p> <p>②水素社会実現に向けた産業車両等における燃料電池化促進事業 運輸部門等の脱炭素化及び水素需要の増大に向け、燃料電池バス等のモビリティへの水素活用を支援する。</p> <p>③地域再エネ水素ステーション保守点検等支援事業 燃料電池車両等の活用促進に向け、再エネ由来電力による水素ステーションの保守点検や設備の高効率化改修を支援する。</p>		
支援内容	<p>(1) ③：補助率2/3（中小企業及び政令指定都市以外の市町村）、1/2（中小企業以外の企業、都道府県、政令指定都市又は特別区等）</p> <p>(2) ①の一部：補助率1/2</p> <p>(2) ②：燃料電池バスは補助率1/2、燃料電池フォークリフトは補助率1/2など</p> <p>(2) ③：保守点検支援は補助率2/3など</p>		
離島での実績	—		
備考	—		
担当部署	地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室		
連絡先	TEL: 03-5521-8339		
参照 HP	<a href="http://www.heco-hojo.jp/yR03/suiso.html?0107">http://www.heco-hojo.jp/yR03/suiso.html?0107</a>		



【令和4年度予算額 6,580百万円（6,580百万円）】



脱炭素社会構築につながる水素活用を推進します。

## 1. 事業目的

- ① 脱炭素社会構築に不可欠な水素を地域で再生可能エネルギー等から製造し、貯蔵・運搬及び利活用することを支援します。また、将来の水素社会を見据え、BCP活用など水素の特性を活かした事業を支援します。
- ② 運輸部門等の脱炭素化及び水素需要の増大に向け、モビリティへの水素活用を支援します。

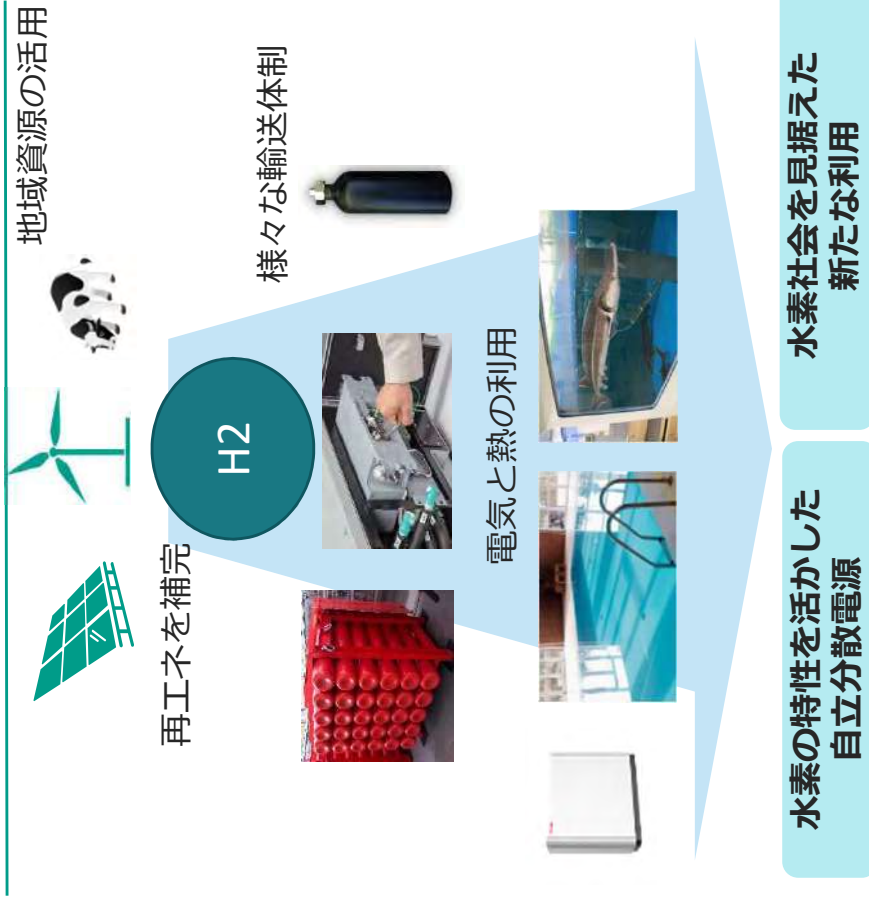
## 2. 事業内容

- (1) 脱炭素な地域水素サプライチェーン構築事業
  - ①カーボンニュートラルに向けた再生水素のあり方検討等評価・検証事業…委託
  - ②既存のインフラを活用した水素供給低コスト化に向けたモデル構築・FS事業/実証事業…委託
  - ③再生水素等由来水素を活用した自立・分散型エネルギーシステム等構築事業…補助
  - ④事業化に向けた既存サプライチェーン活用による設備運用事業…補助
- (2) 水素活用による運輸部門等の脱炭素化支援事業
  - ①水素内燃機関活用による重量車等脱炭素化実証事業…委託・補助
  - ②水素社会実現に向けた産業車両等における燃料電池化促進事業…補助
  - ③地域再生水素ステーション保守点検等支援事業…補助

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業・補助事業（補助率：1/3, 1/2, 2/3）
- 委託先等 地方公共団体、民間事業者・団体等
- 実施期間 令和2年度～令和7年度

## 4. 事業イメージ



お問い合わせ先：

(1) 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341  
 (2) 環境省 水・大気環境局 自動車環境対策課 電話：03-5521-8302

## 地域の再エネ等資源を活用し水素の特性を活かした事業を支援します。

- ### 1. 事業目的
- 地域の再エネ、インフラ等を活用し、低コストな水素サプライチェーンの構築とさらなる低コスト化につながる事業の構築を支援します。
  - 水素の特性を活かし防災価値やその他環境価値顕在化により利活用や、再エネ由来水素の本格導入を支援します。

### 2. 事業内容

① カーボンニュートラルに向けた再エネ水素のあり方検討等評価・検証事業  
 脱炭素社会の構築に必須要素となる再エネ水素について、環境価値等の制度検証や理解醸成となる情報発信等を行います。

② 既存のインフラを活用した水素供給低コスト化に向けたモデル構築・FS事業/実証事業  
 地域の再エネや既存インフラを活用し、低コストな水素サプライチェーン構築の支援につながるFS調査や実証事業を行います。

③ 再エネ等由来水素を活用した自立・分散型エネルギーシステム構築事業  
 防災価値を有する再エネ等由来水素を活用した自立・分散型エネルギーシステム構築の支援や、水素の需要拡大に繋がる設備導入支援を行います。

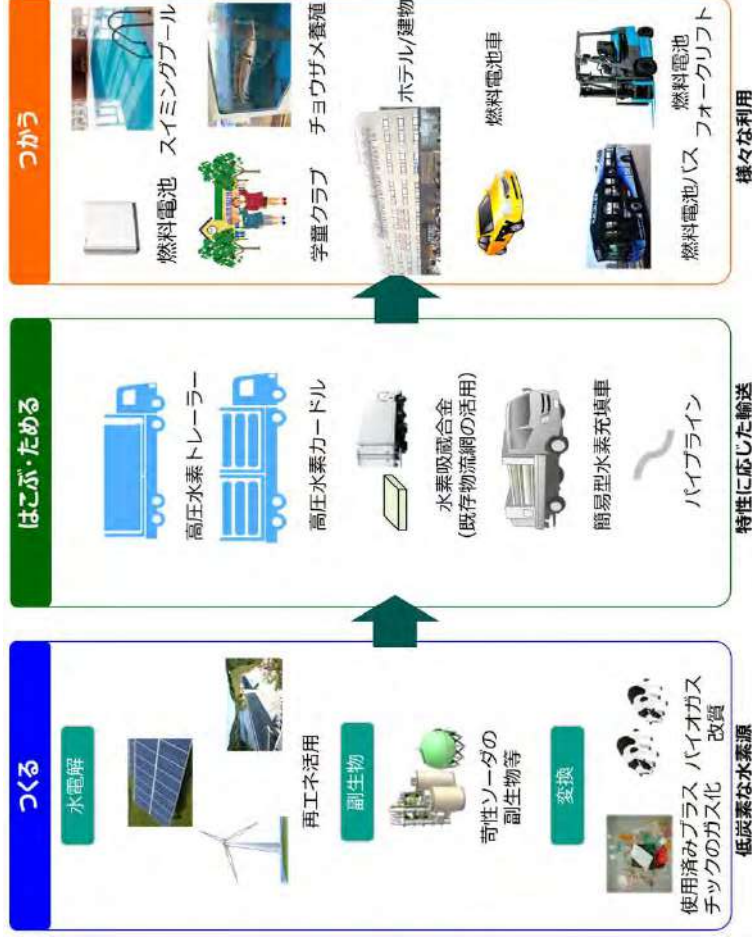
④ 事業化に向けた既存サプライチェーン活用による設備運用事業  
 これまでの水素サプライチェーン実証事業による設備を運用することにより、事業化に向けてより効果的な設備の活用・運用方策の検討・検証を行います。

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 ①②委託事業、③④補助事業（補助率1/2、2/3、定額）
- 委託先等 地方公共団体、民間事業者、団体等
- 実施期間 ①令和4～7年度、②令和2～7年度、③令和4～5年度、④令和4～6年度

お問い合わせ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341

## 4. 事業イメージ





## (2) 水素活用による運輸部門等の脱炭素化支援事業



運輸部門等の脱炭素化に向けた再エネ等由来水素の活用を推進します。

- 水素内燃機関を活用した重量車両等の開発、実証を行う。
- 水素社会の実現に向けて産業車両等の燃料電池化を促進する。
- 再エネ由来電力を活用した水素ステーションの保守点検や、設備の高効率化改修を支援する。

### 1. 事業目的

### 2. 事業内容

- ①水素内燃機関活用による重量車等脱炭素化実証事業  
水素活用の選択肢を増やすため、重量車両・重機・農機等における水素内燃機関を活用した車両の開発、実証を行います。
- ②水素社会実現に向けた産業車両等における燃料電池化促進事業  
水素社会実現に向け、燃料電池バス等の導入を支援します。
- ③地域再エネ水素ステーション保守点検等支援事業  
燃料電池車両等の活用促進に向け、再エネ由来電力による水素ステーションの保守点検や、設備の高効率化改修を支援します。

### 3. 事業スキーム

- 事業形態
- ①の一部 委託事業 ①の一部 補助事業（補助率：1/2）
  - ②補助事業（燃料電池バス…補助率：1/2（ただし、平成30年度までに導入した実績がある場合：1/3）、燃料電池フォークリフト…補助率：エンジン車両との差額の1/2（ただし、導入実績がある場合：エンジン車両との差額の1/3）
  - ③補助事業（保守点検支援…補助率：2/3、設備の高効率化改修支援（再エネ由来の設備改修等）…政令指定都市以外の市町村、資本金1000万円未満の民間企業：補助率2/3、上記以外の都道府県、政令指定都市、特別区、資本金1000万円以上の民間企業等：補助率1/2）
- 委託先等 地方公共団体、民間事業者・団体等
- 実施期間 ①～② 令和3年度～令和6年度  
③ 令和3年度～令和7年度

### 4.

【水素内燃機関活用による重量車等脱炭素化実証事業】  
重量車両・重機・農機等の電動化が困難な車両について、水素内燃機関によるカーボンニュートラル化を検証する。



H<sub>2</sub> + 内燃機関 → カーボンニュートラル

【水素社会実現に向けた産業車両等における燃料電池化促進事業】



燃料電池バス

燃料電池  
フォークリフト

No.	92		R4 予算額	800 百万の内数
事業名	社会変革と物流脱炭素化を同時実現する 先進技術導入促進事業		府省庁名	環境省 国土交通省連携事業
概要	<p>荷量の限られる過疎地域等において、既存物流からドローン物流への転換を支援。 輸配送の効率化による CO2 排出量の大幅削減とともに、労働力不足対策や災害時、感染症流行時も含め持続可能な物流網の構築を同時実現する。 (過疎地域等における無人航空機を活用した物流の実用化)</p>			
支援対象	民間事業者・団体等 ※地方公共団体と共同申請をする 者に限定	補助率	①定額 (上限 500 万円) ②1/2 (2/3)	
対象事業	<p>過疎地域等における無人航空機を活用した物流の実用化を推進するため、ドローン物流の実用化に向けた (1) 計画策定経費及び (2) 機材・設備導入経費の一部を支援。</p>			
支援内容	<p>(1) は定額補助 (上限 500 万円) (2) は補助率 1/2 (化石燃料に頼らないドローン等の導入に対する補助の場合は 2/3)</p>			
離島での実績				
備考	公募期間：令和4年～			
担当部署	環境省地球環境局地球温暖化対策課低炭素物流推進室・国土交通省総合政策局物流政策課			
連絡先	03-5521-8329・03-5253-8799			
参照 HP				

# 社会変革と物流脱炭素化を同時実現する先進技術導入促進事業（国土交通省連携事業）



環境省

【令和4年度予算 800百万円（800百万円）】



## 社会課題と物流の脱炭素化の同時解決を図る先進的な設備の導入を支援します。

- ① 地球温暖化対策計画に掲げるCO2排出量削減目標達成のため、物流の脱炭素化に資する先進的な設備・システム導入を支援し、一定の需要を生み出すことにより、機器の低廉化を促進。
- ② 機器の自立的普及を目指し、物流のCO2排出量削減とともに人口減少・高齢化に伴う労働力不足、労働環境の改善、防災・減災や感染症流行時の踏まえた物流機能の維持等の課題解決を図り、社会変革を同時実現する。

### 1. 事業目的

### 2. 事業内容

#### (1) 自立型ゼロエネルギー倉庫モデル促進事業

物流倉庫において、省人化・省エネルギー機器と再生可能エネルギー設備の同時導入を支援。CO2排出量の大幅削減とともに、労働力不足対策や防災・減災対策、感染症流行時の物流機能の維持を同時実現。

#### (2) 過疎地域等における無人航空機を活用した物流実用化事業

荷量の限られる過疎地域等において、既存物流からドローン物流への転換を支援。輸配送の効率化によるCO2排出量の大幅削減とともに、労働力不足対策や災害時、感染症流行時も含め持続可能な物流網の構築を同時実現。

#### (3) LNG燃料システム等導入促進事業

LNG燃料システム及び最新の省CO2機器を組合せた先進的な航行システムの実用化を支援。LNG燃料等を用いた先進技術によるCO2排出量の大幅削減とともに、低廉化や省力化による船員の労働環境改善等も同時実現。

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 補助事業（1・2：間接、3：直接）、委託事業（2）
- 委託・補助対象 民間事業者・団体
- 実施期間 令和2年度～令和7年度

お問い合わせ先：

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 低炭素物流推進室

電話：0570-028-341

地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341

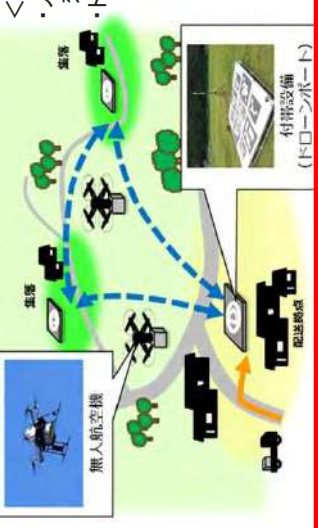
### 4. 事業イメージ

#### (1) 自立型ゼロエネルギー倉庫モデル促進事業



一定規模以上の  
倉庫への横展開に  
より倉庫全体で  
CO2排出量  
2030年46%削減

#### (2) 過疎地域等における無人航空機を活用した物流実用化事業



＜過疎地域等の課題＞  
・人口減少に伴う荷量の減少による稼働  
効率の低下や輸送コストの増加  
・トラックドライバーの高齢化や人手不足

ドローン物流への転換

過疎地域等の物流網維持と  
物流脱炭素化による社会変革

#### (3) LNG燃料システム等導入促進事業



LNG燃料シス  
テム等の導入  
で、内航海運  
のCO2排出量  
2030年  
3割削減



**過疎地域等におけるドローンを活用した物流実用化を支援します。**

**1. 事業目的**

- ① 「環境基本計画」（平成30年4月17日閣議決定）及び「地球温暖化対策計画」（令和3年改定予定）等に基づき、既存物流手段による積載率の低い非効率な輸配送を無人航空機で代替することにより、CO<sub>2</sub>排出量を大幅削減するとともに、非常時を含めた過疎地域等における物流網の維持等に貢献する。
- ② 取組の認知とともに、導入機数増加により購入経費も低廉化させ、過疎地域等のCO<sub>2</sub>排出量の削減及び物流の効率化・省人化を推進する

**2. 事業内容**

- 少子高齢化の進展等我が国の社会構造が変化していく中、特に過疎地域等では、輸配送の効率を向上させるとともに、生活の利便を改善することに加え、災害時等にも活用可能な新たな物流手段として、無人航空機が期待されている。
- 無人航空機を活用した物流は市場開拓途上であるため、無人航空機を活用した物流の実施に係る高額な初期コスト等が障壁となっている。
- このため、無人航空機等の導入等を支援することで、地域ニーズに対応した新たな低炭素型物流の実現、生活の利便の抜本的改善、非常時を含めた物流の維持を図ることで、地域循環共生圏の構築に貢献する。

<事業概要>

- (1) 過疎地域等における無人航空機を活用した物流実用化補助事業
  - ① 事業性が見込まれる無人航空機を活用した物流低炭素化に向けた計画策定
  - ② 無人航空機を活用した物流の実用化に必要な機材・設備等の導入・改修
    - ※化石燃料に頼らないドローン等の導入に対する補助の場合は補助率を2/3
- (2) CO<sub>2</sub>削減に資する無人航空機等を活用した配送実用化推進調査委託事業
 

補助事業における課題を洗い出し、その解決方策を取りまとめるとともに、レベル4を見据えた実証事業を実施する。これらの結果を事業成果報告書として策定し、セミナー等の開催により周知を実施する。

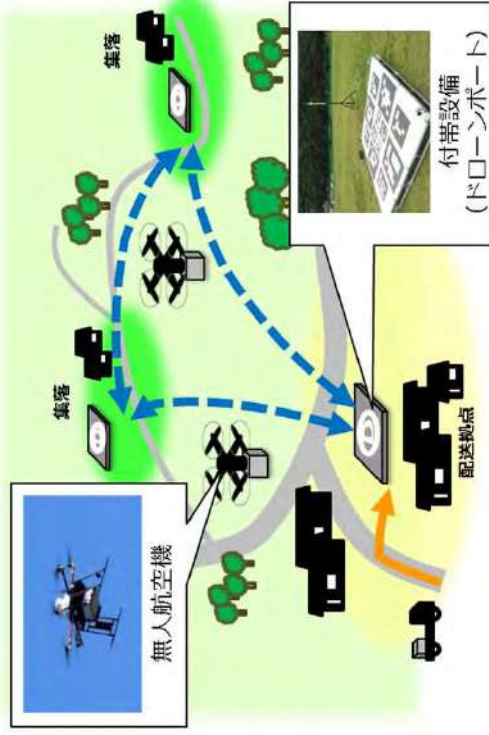
**3. 事業スキーム**

- 事業形態
  - {1} 間接補助事業（①定額、②補助率1/2（2/3））
  - {2} 委託事業
- 委託・補助対象
  - {1} 地方公共団体と共同申請する民間事業者・団体等
  - {2} 民間事業者
- 実施期間
 

令和2年度～令和4年度

**4. 事業イメージ**

○過疎地域等における無人航空機を活用した物流実用化



○付帯設備及びドローン物流システムの例



宅配ロッカー型ドローンポート



風向風速計



ドローン物流システム

No.	93		R4 予算額	500 百万円
事業名	環境で地方を元気にする地域循環共生圏づくり プラットフォーム事業費		府省庁名	環境省
概要	地域循環共生圏づくりプラットフォームを構築し、地域循環共生圏の創造を目指す地域を支援する中で、環境整備と事業化に向けた支援を行う。			
支援対象	地方公共団体、NPO、NGO、民間事業者等	補助率	環境整備団体：200 万円まで負担 事業化支援団体：請負業者のコンサルティング料を含めて 1000 万円まで負担	
対象事業	<p>【環境整備団体】 地域循環共生圏の創造に向けて取り組む地域・自治体の人材の発掘、地域の核となるステークホルダーの組織化や、事業計画策定に向けた構想の具体化などの環境整備を推進する。</p> <p>【事業化支援団体】 地域・自治体が、地域の総合的な取組となる事業計画を策定するにあたって、必要な支援を行う専門家のチームを形成し派遣するなど、事業化の支援を実施する。</p>			
支援内容	<p>地域循環共生圏の創造を目指し、地域プラットフォームの構築にあたっての環境整備、事業化を請負業者と共同実施者として取り組む。</p> <p>環境整備団体は、環境整備にかかる費用を年 200 万円まで請負業者が負担。</p> <p>事業化支援の場合は、事業化にかかる調査、地域コーディネーター費用等を請負業者のコンサルティング料を含めて年 1000 万円まで負担。</p>			
離島での実績	<p>本事業の選定実績</p> <p>R1：AMA ホールディングス 株式会社（島根県隠岐郡海士町） 徳之島地区自然保護協議会（鹿児島県大島郡徳之島）</p> <p>R2：AMA ホールディングス 株式会社（島根県隠岐郡海士町） 一般社団法人 MIT（長崎県対馬市） 徳之島地区自然保護協議会（鹿児島県大島郡徳之島）</p> <p>R3：一般社団法人 MIT（長崎県対馬市） 佐渡市（新潟県佐渡市） 一般社団法人 隠岐ジオパーク推進機構（島根県隠岐郡隠岐の島町） 西表島農業青年クラブ（沖縄県八重山郡竹富町） 徳之島世界自然遺産保全・活用検討協議会（鹿児島県徳之島）</p> <p>R4：一般社団法人 MIT（長崎県対馬市） 一般社団法人 隠岐ジオパーク推進機構（島根県隠岐郡隠岐の島町） 株式会社 YMFG ZONE プラニング（山口県周防大島町） コラコラ（Coral Collabo）（沖縄県石垣市、八重郡竹富町）</p>			

備考	
担当部署	環境省大臣官房環境計画課
連絡先	03-5521-8328
参照 HP	<a href="http://chiikijunkan.env.go.jp/">http://chiikijunkan.env.go.jp/</a>



【令和4年度予算額 500百万円（500百万円）】



地域循環共生圏の創造を強力に推進するため、地域循環共生圏づくりプラットフォームを構築します。

## 1. 事業目的

- ① 地域循環共生圏創造に向けた環境整備
- ② 地域循環共生圏創造支援チーム形成
- ③ 総合的分析による方策検討・指針の作成等
- ④ 戦略的な広報活動

## 2. 事業内容

「第五次環境基本計画」（平成30年4月閣議決定）では、地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の考え方を新たに提唱した。これを受け、地域循環共生圏づくりプラットフォームを構築し、①～④の業務を行う。

- ① 地域循環共生圏の創造に向けて取り組む地域・自治体の人材の発掘、地域の核となるステークホルダーの組織化や、事業計画策定に向けた構想の具体化などの環境整備を推進する。
- ② 地域・自治体が、地域の総合的な取組となる事業計画を策定するにあたって、必要な支援を行う専門家のチームを形成し派遣する。
- ③ 先行事例を詳細に分析・評価し、その結果を他の地域・自治体に対してフィードバックすることにより、取組の充実を促す。
- ④ ライフスタイルシフト等に向けた戦略的な広報活動（シンポジウム等の開催、国内外への発信）等を実施することにより、取組の横展開を図る。

## 3. 事業スキーム

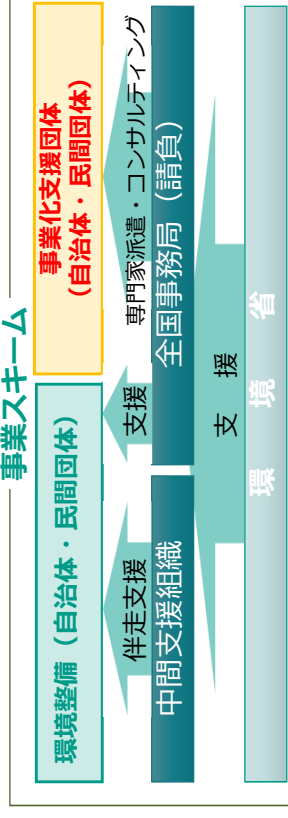
- 事業形態
  - 共同実施先・請負先 共同実施／請負事業
  - 共同実施先・請負先 地方公共団体／民間事業者・団体
- 実施期間 令和元年度～令和5年度（予定）

## 4. 事業イメージ

### 地域循環共生圏



### 事業スキーム



No.	94		R 4 予算額	800 百万円の内数
事業名	地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業		府省庁名	環境省
概要	地方公共団体等による地域再エネ導入の目標設定・意欲的な脱炭素の取組に関する計画策定、合意形成に関する戦略策定、公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援、官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築、事業の持続性向上のための地域人材育成に関する支援を行う。			
支援対象	地方公共団体 ((1) ③(2)については、共同実施に限り民間事業者も対象)	補助率	(1) ①②③ 3/4 (2) 2/3、1/2、1/3	
対象事業	<p>(1) 地域再エネ導入を計画的・段階的に進める戦略策定支援</p> <p>①2050年を見据えた地域再エネ導入目標策定支援 中長期的に脱炭素化を図り持続可能でレジリエントな地域を実現し、地域循環共生圏を構築するため、長期目標として2050年を見据えて、どの再エネを、どれくらい、どのように導入し、有効活用するかについて、地域全体で合意された目標を定めるための調査検討や合意形成を支援。</p> <p>②円滑な再エネ導入のための促進エリア設定等に向けたゾーニング等の合意形成支援 地域が主導し、地域が裨益する円滑な再エネ導入が期待できるエリアである促進エリア設定等に向けたゾーニング等の取組と、それに向けた調査検討や、地域住民等による合意形成等を支援。</p> <p>③公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援 地域の脱炭素化を促進するにあたり、再エネの利用促進のため、未設置箇所（公共施設、ため池等）における発電量調査や日射量調査、屋根・土地形状等の把握、現地調査等、太陽光発電その他の再エネ設備の導入に向けた調査検討等を支援。</p> <p>(2) 官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築支援 地域再エネ導入目標に基づき、地域再エネ事業を実施・運営するため官民連携で行う事業スキーム（電源調達～送配電～売電、需給バランス調整等）の検討から、体制構築（地域新電力等の設立）、事業性確認のための現地調査を支援。</p>			
支援内容	上記対象事業に係る、地方公共団体の提案に沿った再エネ設備導入等に係る調査を支援			
離島での実績	令和3年度 ・・・6地域（東京都利島村、三宅村、新潟県佐渡市、広島県大崎上島町、長崎県壱岐市、熊本県天草市）			
備考				
担当部署	環境省大臣官房環境計画課、大臣官房環境影響評価課			
連絡先	03-5521-8233			
参照 HP	<a href="https://www.env.go.jp/policy/post_169.html">https://www.env.go.jp/policy/post_169.html</a>			



# 地域脱炭素実現に向けた再工ネの最大限導入のための計画づくり支援事業



【令和4年度予算額 800百万円 (1,200百万円)】  
【令和3年度補正予算額 1,650百万円】



## 再工ネの最大限の導入と地域人材の育成を通じて持続可能な地域づくりを支援します。

「地域脱炭素ロードマップ」に基づき、2030年度46%削減目標の達成と2050年脱炭素社会の実現に貢献するため、改正地球温暖化対策推進法と一体となって、地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる地方創生に貢献する取組として実施することが求められている。地域に根ざした再工ネ導入には、地方公共団体が地域の関係者と連携して、地域に適した再工ネ設備導入の計画、住民との合意形成、再工ネ需要の確保、持続的な事業運営など多様な課題の解決に取り組むことが不可欠であり、その支援を全国的・集中的に行う必要がある。

### 4. 事業イメージ

### 2. 事業内容

地方公共団体等による地域再工ネ導入の目標設定・意欲的な脱炭素の取組に関する計画策定、合意形成に関する戦略策定、公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援、官民連携で行う地域再工ネ事業の実施・運営体制構築、事業の持続性向上のための地域人材育成に関する支援を行う。

#### (1) 地域再工ネ導入を計画的・段階的に進める戦略策定支援

- ① 2050年を見据えた地域再工ネ導入目標策定支援
- ② 円滑な再工ネ導入のための促進工リア設定等に向けたゾーニング等の合意形成支援
- ③ 公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援

#### (2) 官民連携で行う地域再工ネ事業の実施・運営体制構築支援

地域再工ネ導入目標に基づき、地域再工ネ事業を実施・運営するため官民連携で行う事業スキーム（電源調達～送配電～売電、需給バランス調整等）の検討から、体制構築（地域新電力等の設立）、事業性確認のための現地調査を支援

#### (3) 地域の脱炭素化実装に向けたスタートアップ支援事業

地域再工ネ事業の実施に必要な専門人材を育成し、官民でノウハウを蓄積するための地域人材のネットワーキング構築や相互学習、促進工リア設定の事例や合意形成手法等のガイド作成、また地方環境事務所を核として地域の現状に応じた脱炭素の取組について支援を行う。

### 3. 事業スキーム

#### ■ 事業形態 (1) 間接補助 (定率), (2) 間接補助 (定率), (3) 委託事業

- 補助・委託対象 (1) ①② 地方公共団体、③ 地方公共団体（共同実施に限り民間事業者も対象）  
(2) 地方公共団体（共同実施に限り民間事業者も対象） (3) 民間事業者・団体等

■ 実施期間 令和3年度～令和5年度 ※ (1) ③は令和4年度～

## 2050年カーボンニュートラルの実現



#### (1) 地域再工ネ導入を計画的・段階的に進める戦略策定支援

- ① 2050年を見据えた地域再工ネ導入目標策定支援 (1) ② 円滑な再工ネ導入のための促進工リア設定等に向けたゾーニング等の合意形成支援

- (1) ③ 公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援

- (2) 官民連携で行う地域再工ネ事業の実施・運営体制構築支援

- (3) 地域の脱炭素化実装に向けたスタートアップ支援事業

お問合せ先:

環境省大臣官房 環境計画課

電話: 03-5521-8234

環境影響評価課

電話: 03-5521-8235



## (1) 地域再エネ導入を計画的・段階的に進める戦略策定支援

地域への再エネ導入目標の策定や再エネ導入促進エリアの設定における合意形成等を支援します。

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、地方公共団体における2050年までの二酸化炭素削減目標を見据えて地域への再エネ導入の道筋を明確にすることに加えて、地域での公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援、再エネ導入を促すエリアの設定に係る合意形成等を支援することで、地域再エネの最大限の導入を図る。

### 1. 事業目的

### 2. 事業内容

#### ① 2050年を見据えた地域再エネ導入目標策定支援

中長期的に脱炭素化を図り持続可能でレジリエントな地域を実現し、地域循環共生圏を構築するため、長期目標として2050年を見据えて、どの再エネを、どれくらい、どのように導入し、有効活用するかについて、地域全体で合意された目標を定めるための調査検討や合意形成を支援する。

#### ② 円滑な再エネ導入のための促進エリア設定等に向けたゾーニング等の合意形成支援

地域が主導し、地域が裨益する円滑な再エネ導入が期待できるエリアである促進エリア設定等に向けたゾーニング等の取組と、それに向けた調査検討や、地域住民等による合意形成等を支援する。

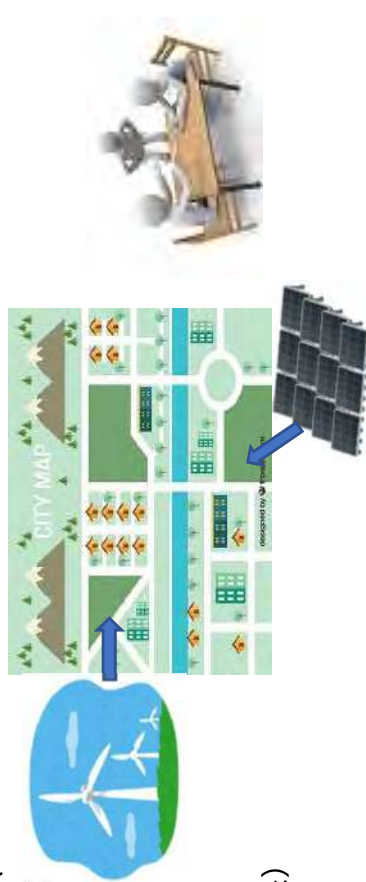
#### ③ 公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援

地域の脱炭素化を促進するにあたり、再エネの利用促進のため、未設置箇所（公共施設、ため池等）における発電量調査や日射量調査、屋根・土地形状等の把握、現地調査等、太陽光発電その他の再エネ設備の導入に向けた調査検討等を支援する。

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助 ①②③定率3 / 4
- 補助対象 ①②地方公共団体、③地方公共団体（共同実施に限り民間事業者も対象）
- 実施期間 令和3年度～令和5年度 ※(1) ③は令和4年度～

## 4. 事業イメージ



## (2) 官民連携で行う地域再工ネ事業の実施・運営体制構築支援

地域の内発的な再工ネ導入事業を持続的に行うための実施・運営体制の構築を支援します。

### 1. 事業目的

地方公共団体、地域金融機関、地元企業、市民等の地域のステークホルダーが参画・関与して、地域雇用による内発的な再工ネ導入により、「地域の稼ぎ」を生み出し、さらにその稼ぎを再工ネに再投資する持続的な事業実施・運営するための体制構築、及び事業の実施・運営体制の構築と一体で実施する事業実施予定区域の予備的調査を支援する。

### 2. 事業内容

地域再工ネの地産地消とそこで得られた収益を地域の再工ネ設備の導入等に還元することによって、地域の脱炭素化と地域活性化に貢献し、地域エネルギー収支の改善に資する事業実施・運営体制を構築する以下の業務について支援を行う。

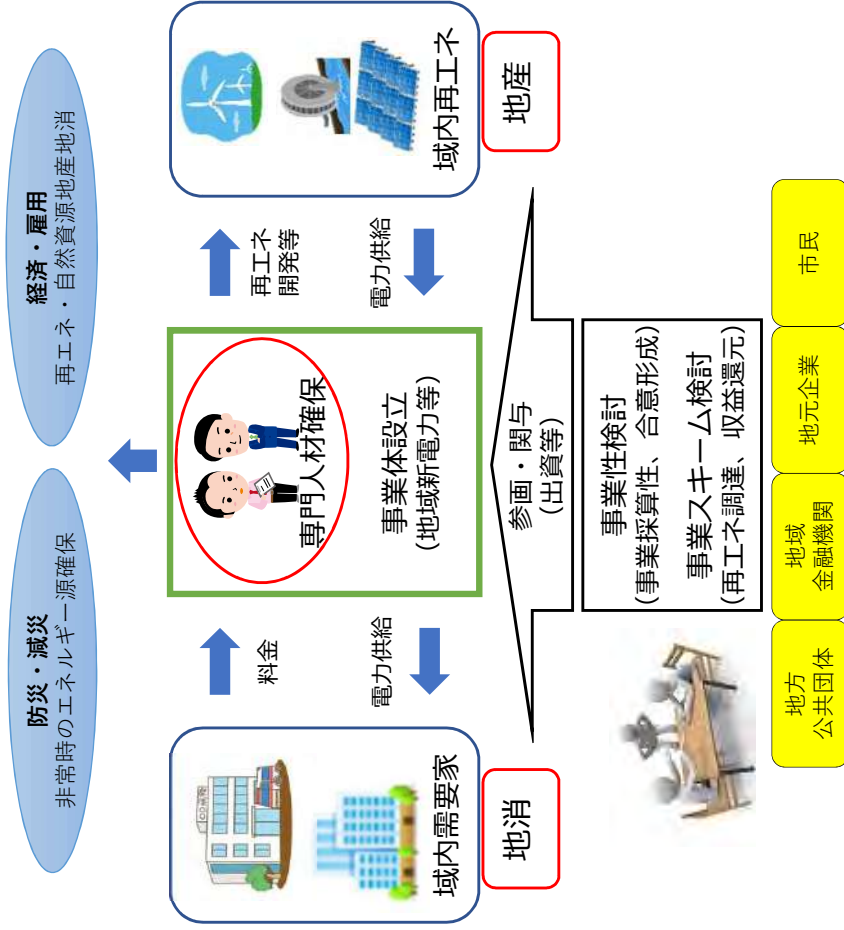
- ・事業スキーム検討 (例：再工ネ調達方法 (自社開発、地域内企業との協定締結による調達など)、地域内での需要確保、収益の地域還元方法)
- ・事業性検討 (例：事業の採算性評価、出資主体間の合意)
- ・事業体 (地域新電力等) 設立に必要なとなる需給管理システム、顧客管理体制の構築等
- ・専門人材確保 (例：事業運営に必要な人材の専門分野の特定、雇用確保)
- ・事業の実施・運営体制の構築に必要な予備的な実地調査 (例：再工ネ設備導入予定の区域における設備導入に必要な自然的条件等に関する予備的調査)

- <補助率について> 事業の実施の結果として構築される実施・運営体制に対して以下の出資比率により算出
- ◆地方公共団体若しくは地域金融機関又はこれらの両方が出資し、かつ、当該地方公共団体、地元企業 (地域金融機関を含む。) ・団体及び一般市民の出資額が資本金額の50%を上回る場合は2 / 3
- ◆地元企業・団体及び一般市民の出資額が資本金額の50%を上回る場合並びに地方公共団体が出資する場合1 / 2
- ◆上記以外の場合1 / 3

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助 (定率2 / 3、1 / 2、1 / 3)
- 補助対象 地方公共団体 (共同実施に限り民間事業者も対象)
- 実施期間 令和3年度～令和5年度

### 4. 事業イメージ





## (3) 地域の脱炭素化実装に向けたスタートアップ支援事業

地域再エネ事業の実施に必要な専門人材を育成し、官民でノウハウを蓄積するための地域人材のネットワーク構築や相互学習等を行います。

地域脱炭素の取組を全国に広げるため、地方環境事務所を核として地域に根ざした脱炭素の取組の具体化を図る。また、地域への再エネ導入の主体となる地域新電力等が、事業の実施に必要な地域の中核人材等に対し、他の地域の中核人材とのネットワーク構築や相互学習をサポートすることで、効果的な人材育成の広域的展開を図る。さらに、地域で実践した促進工リア設定時における特徴的な事例の収集や、促進工リア設定の際の環境配慮や合意形成の手法等を取りまとめ、他地域での展開を図る。

### 1. 事業目的

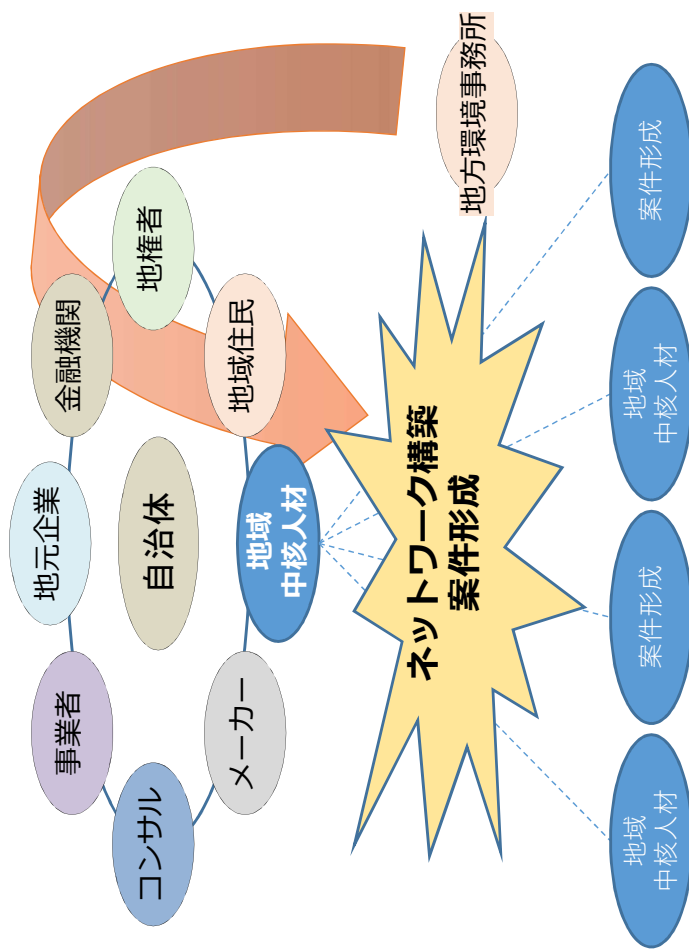
### 2. 事業内容

- ① **地域人材に対する研修・コンサルティングやネットワーク構築を通じた活動支援**  
地域再エネ事業の持続的な実施に必要な地域中核人材を育成し、他地域の中核人材やこれから取り組み地域の人材とのネットワークや相互学習の体制を構築する。
- ② **促進工リア設定の事例・合意形成手法等のガイド作成・横展開**  
地域で実践した促進工リア設定時における特徴的な事例の収集や、促進工リア設定の際の環境配慮や合意形成の手法等を取りまとめ、他地域での展開を図る。
- ③ **地方環境事務所における地域の脱炭素化実装に向けた支援事業**  
地方環境事務所が核となり、各省地方支分部局と連携して、地域の再エネの利用促進等のための取組や、地域の企業や外部有識者等と連携して、地域に根ざした脱炭素取組を推進する。

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 委託
- 委託対象 民間事業者、団体等
- 実施期間 令和3年度～令和5年度 ※(3)③は令和4年度～

## 4. 事業イメージ



**目指す人材像** = 地域に根ざした再生可能エネルギー事業の組成・運用支援

No.	95		R4 予算額	20,000 百万円
事業名	地域脱炭素移行・再エネ推進交付金		府省庁名	環境省
概要	<p>「地域脱炭素ロードマップ」（令和3年6月9日第3回国・地方脱炭素実現会議決定）及び地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）に基づき、脱炭素事業に意欲的に取り組む地方自治体等を複数年度にわたり継続的かつ包括的に支援するスキームとして交付金を設け、改正地球温暖化対策推進法と一体となって、少なくとも100か所の「脱炭素先行地域」で、脱炭素に向かう地域特性等に応じた先行的な取組を実施するとともに、脱炭素の基盤となる重点対策を全国で実施し、各地の創意工夫を横展開することを目的とする。</p>			
支援対象	地方公共団体等	補助率	<p>1. 脱炭素先行地域づくり事業 原則2/3※ （※財政力指数が全国平均（0.51）以下の自治体は一部3/4）</p> <p>2. 重点対策加速化事業 2/3～1/3等</p>	
対象事業	<p>意欲的な脱炭素の取組（1又は2）を行う地方公共団体等に対し複数年度にわたり継続的かつ包括的に交付金により支援する。</p> <p>1. 脱炭素先行地域への支援</p> <p>2. 重点対策に取り組む地域への支援</p>			
支援内容	<p>以下に該当する事業を支援</p> <p>1. 脱炭素先行地域づくり事業 再エネ設備の導入に加え、再エネ利用最大化のための基盤インフラ設備（蓄電池、自営線等）や省CO2等設備の導入、これらと一体となってその効果を高めるために実施するソフト事業を対象</p> <p>2. 重点対策加速化事業 屋根置きなど自家消費型の太陽光発電や住宅の省エネ性能の向上など、脱炭素の基盤となる重点対策を複合的に実施する事業</p>			
離島での実績	（令和4年度新規予算のため該当無し）			
備考				
担当部署	環境省地域脱炭素推進総括官グループ地域脱炭素事業推進調整官室			
連絡先	03-5521-8233			
参照 HP	<a href="http://www.env.go.jp/policy/roadmapcontents/index.html">http://www.env.go.jp/policy/roadmapcontents/index.html</a>			

【令和4年度予算額 20,000百万円（新規）】



## 意欲的な脱炭素の取組を行う地方公共団体等に対して、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」により支援します。

我が国では、2050年カーボンニュートラルの実現とともに、2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で46%削減する目標の実現に向けて、再生可能エネルギーの主力電源化が求められている。本事業は、「地域脱炭素ロードマップ」（令和3年6月9日第3回国・地方脱炭素実現会議決定）及び地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）に基づき、脱炭素事業に意欲的に取り組む地方自治体等を複数年度にわたり継続的かつ包括的に支援するスキームとして交付金を設け、改正地球温暖化対策推進法と一体となって、少なくとも100か所の「脱炭素先行地域」で、脱炭素に向かう地域特性等に応じた先行的な取組を実施するとともに、脱炭素の基盤となる重点対策を全国で実施し、各地の創意工夫を横展開することを目的とする。

### 1. 事業目的

### 2. 事業内容

意欲的な脱炭素の取組を行う地方公共団体等に対し複数年度にわたり継続的かつ包括的に交付金により支援します。

#### 1. 脱炭素先行地域づくり事業への支援

（交付要件）  
脱炭素先行地域に選定されていること 等

（一定の地域で民生部門の電力消費に伴うCO2排出実質ゼロ達成等）  
（対象事業）

再エネ設備の導入に加え、再エネ利用最大化のための基盤インフラ設備（蓄電池、自営線等）や省CO2等設備の導入、これらと一体となつてその効果を高めるために実施するソフト事業を対象。

#### 2. 重点対策加速化事業への支援

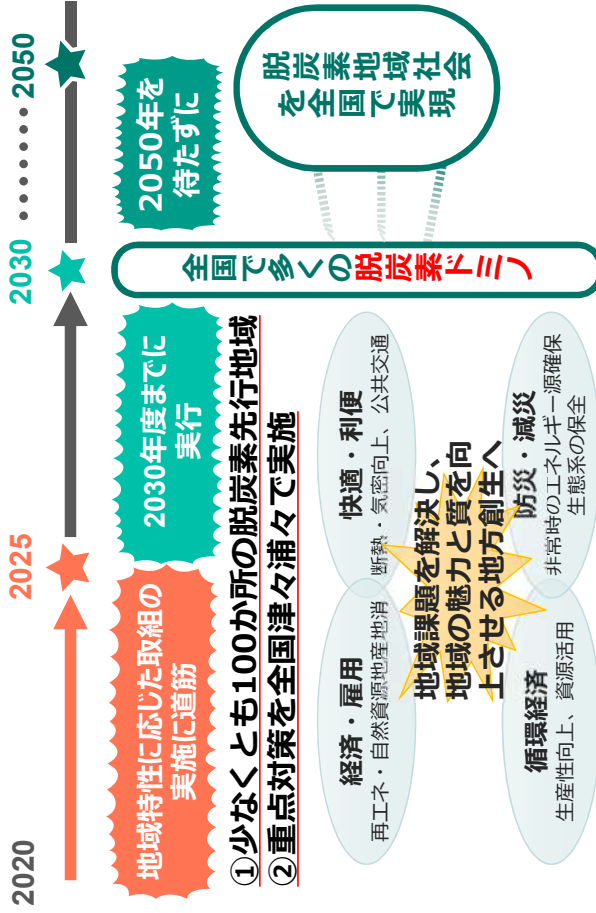
（交付要件）

屋根置きなど自家消費型の太陽光発電や住宅の省エネ性能の向上などの重点対策を複合実施等

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金（交付率：脱炭素先行地域づくり事業 原則2/3※  
重点対策加速化事業 2/3～1/3等）
- 交付対象 地方公共団体等 ※財政力指数が全国平均（0.51）以下の自治体は一部3/4
- 実施期間 令和4年度～令和12年度

### 4. 事業イメージ



#### <参考：交付スキーム>

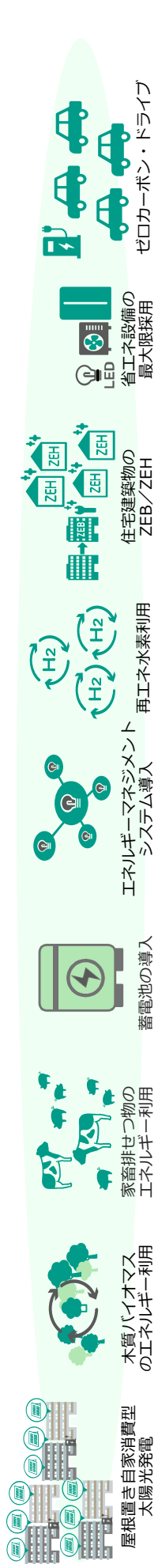
- ① 地方公共団体のみが事業を実施する場合 → 国 → 地方公共団体
- ② 民間事業者等も事業を実施する場合 → 国 → 地方公共団体 → 民間事業者等

# 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 事業内容

## 脱炭素先行地域づくり事業

## 重点対策加速化事業

事業区分		
交付要件	<p>○脱炭素先行地域に選定されていること (一定の地域で民生部門の電力消費に伴うCO2排出実質ゼロ達成 等)</p>	<p>○再エネ発電設備を一定以上導入すること (都道府県・指定都市・中核市：1MW以上、その他の市町村：0.5MW以上)</p>
対象事業	<p><b>(1) CO2排出削減に向けた設備導入事業 (①は必須)</b>  <b>①再エネ設備整備 (自家消費型、地域共生・地域裨益型)</b>                  地域の再エネポテンシャルを最大限活かした再エネ設備の導入                  ・再エネ発電設備：太陽光、風力、中小水力、バイオマス 等                  ・再エネ熱利用設備/未利用熱利用設備：地中熱、温泉熱 等  <b>②基盤インフラ整備</b>                  地域再エネ導入・利用最大化のための基盤インフラ設備の導入                  ・自営線、熱導管                  ・蓄電池、充放電設備                  ・再エネ由来水素関連設備                  ・エネマネシステム 等  <b>③省CO2等設備整備</b>                  地域再エネ導入・利用最大化のための省CO2等設備の導入                  ・ZEB・ZEH、断熱改修                  ・ゼロカーボンドライブ (電動車、充放電設備等)                  ・その他省CO2設備 (高機能・高効率換気・空調、コージェネ等)</p> <p><b>(2) 効果促進事業</b>                  (1)「CO2排出削減に向けた設備導入事業」と一体となつて設備導入の効果を一層高めるソフト事業 等</p>	<p>①～⑤のうち2つ以上を実施 (①又は②は必須)  <b>①屋根置きなど自家消費型の太陽光発電</b>                  (例：公共施設等の屋根等に自家消費型の太陽光発電設備を設置する事業)  <b>②地域共生・地域裨益型再エネの立地</b>                  (例：未利用地、ため池、廃棄物最終処分場等を活用し、再エネ設備を設置する事業)  <b>③公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時のZEB化誘導</b>                  (例：新築・改修予定の公共施設において省エネ設備を大規模に導入する事業)  <b>④住宅・建築物の省エネ性能等の向上</b>                  (例：ZEH、ZEH+、既築住宅改修補助事業)  <b>⑤ゼロカーボン・ドライブ※</b>                  (例：地域住民のEV購入支援事業、EV公用車を活用したカーシェアリング事業)                  ※再エネとセットでEV等を導入する場合には、①⑤については、国の目標を上回る導入量、④については国の基準を上回る要件とする事業の場合、単独実施を可とする。</p>
交付率	原則 2 / 3	2 / 3 ~ 1 / 3、定額
事業期間	おおむね 5 年程度	
備考	<p>○複数年度にわたる交付金事業計画の策定・提出が必要 (計画に位置づけた事業は年度間調整及び事業間調整が可能)。                  ○各種設備整備・導入に係る調査・設計や設備設置に伴う付帯設備等も対象に含む。</p>	







令和3年度版

離島振興のための支援メニュー集

内閣府  
国土交通省  
総合海洋政策推進事務局  
国土政策局  
離島振興課